Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-17

日本陸軍エリート養成制度の研究 : 陸軍幼年学校体制の発足とその展開

野邑, 理栄子

(Degree)
博士（学術）
(Date of Degree)
2002-03-31
(Date of Publication)
2007-10-26
(Resource Type)
doctoral thesis
(Report Number)
甲2502
(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1002502

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。

博　士　論　文

日本陸軍エリート養成制度の研究

――陸軍幼年学校体制の発足とその展開――

平成１３年１２月

神戸大学大学院総合人間科学研究科

野 邑　理 栄 子

目　次

序　章　陸軍幼年学校体制の歴史的位置付け　……1

１、問題の提起（その１）――陸軍幼年学校体制の性格　……1

２、問題の提起（その２）――陸軍幼年学校体制をめぐる相剋　……6

３、対象時期　……8

４、本研究の目的と構成　……9

第１章　陸軍幼年学校体制はなぜ発足したのか　……１１

問題の所在　……１１

１、陸軍幼年学校改革をめぐる従来の諸説　……１３

２、児玉の『欧洲巡廻報告書』　……１４

３、民党の攻勢と軍人精神強化論　……１６

４、「皇室」利用構想　……１８

５、児玉構想の実現　……２０

小　括　……２３

第２章　日清戦後における軍事と教育の相剋　……２８

問題の所在　……２８

１、陸軍地方幼年学校批判の発端　……２９

２、貴族院での陸軍地方幼年学校批判の登場　……３１

３、文部省側の態度への反応　……３４

４、山県有朋監軍の反論とそれへの反応　……３５

５、山県監軍の反論を乗り越えて　……３７

６、廃止要求の波紋と弱点　……３９

小　括　……４１

第３章　隈板内閣と「陸軍幼年学校問題」　……４８

問題の所在　……４８

１、尾崎文相の陸軍幼年学校移管案　……４９

２、藩閥・陸軍の反発　……５２

３、ジャーナリズム・政党からの反響　……５５

４、寺内陸軍教育総監の尋常中学校長侮蔑事件　……５７

５、第２回高等教育会議での対立　……５９

小　括　……６２

第４章　陸軍幼年学校の特権化 ――財政危機の中で――　……７０

問題の所在　……７０

１、２つの問題――財政危機と中学校教育への不信感――　……７２

（１）行財政整理と陸軍幼年学校　72

（２）「中学校令施行規則」問題　75

２、桂内閣の政務調査会　……７８

（１）「奥田案」作成　78

（２）陸軍の反応　81

（３）第１７議会の解散　83

３、模索する陸軍幹部たち　……８５

（１）葛藤の中で　85

（２）元帥山県有朋の上奏　87

４、陸軍幼年学校の特権化への道　……９１

（１）陸軍と政府の対立　91

（２）陸軍幼年学校廃止要求の高まり　94

（３）陸軍幼年学校の特権化　96

小　括　……９９

終　章　陸軍エリート養成制度にみる近代日本　……１１２
——陸軍幼年学校体制発足期——

１、本論文が明らかにしたこと　……１１２

２、日本陸軍エリート養成制度の特徴　……１１７

３、陸軍幼年学校体制がもたらしたもの——今後の研究課題——　……１２２

謝　辞

序　章　陸軍幼年学校体制の歴史的位置付け

１、問題の提起（その１）――陸軍幼年学校体制の性格

近代日本の軍隊建設において、その幹部たる「将校」の養成が、極めて重要視されたことは周知の通りである[(1)]。すなわち将校養成制度の整備・確立は、建軍期から最急務・最重要の課題として意識されてきた。様々な紆余曲折の末[(2)]、日本の陸軍将校養成制度が確立されたのは、次の二大改革によってである。

第１は、１８８７（明治２０）年６月の「陸軍士官学校」の大改革である。この改革によって「士官候補生」制度が導入され、将来将校となるべき士官候補生は、陸軍士官学校の入校前には必ず軍隊に入り、一定期間の軍隊経験をつむことが必要となった。一般に「陸士（りくし）何期」と呼ばれるのは、この改革以降の入校生からである[(3)]。

第２は、本研究で取り上げる１８９６（明治２９）年５月の「陸軍幼年学校」の大改革である。一般に「陸幼（りくよう）何期」と呼ばれるのは、この改革以降の入校生からである。

この２つの改革がもたらした新陸軍将校養成制度は、それ以前のあり方とは大きく区別され、１９４５（昭和２０）年の軍解体まで続く日本陸軍将校養成制度のいしずえとなった。とくに２つ目の改革（１８９６年陸軍幼年学校改革）は、それまでの開放的な陸軍エリート養成の方針を大転換させ、その後の陸軍のあり方に多大な影響を与えたという点で注目に値する。以下この２つ目の改革がもたらした陸軍への影響を概観してみたい。

陸軍の幹部である陸軍将校になるためには、必ず「陸軍士官学校（陸士）」に入らなければならない。この陸軍士官学校を卒業して初めて陸軍将校になることができる。すなわち、陸軍将校になるための唯一の関門が、陸軍士官学校への入学であった。

この陸軍士官学校へは、中学校（旧制）卒業程度の学力さえあれば、誰でも入学することができる。つまり能力のある男子全員に将校への道は開かれており、その開放的な採用方針は、ある一時期（１９０４～２０年）に中学校卒の学歴が採用要件となったことを除けば、１９４５年の軍解体まで変わることはなかった。ただし表１が示すように、陸軍士官学校へ入学し将校になる者の多くは、主に中学校出身者と「陸軍幼年学校」出身者との２種類であった。その中でも中学校出身者の方が、人数の上では、陸軍幼年学校出身者を

表１　陸軍将校の出身校

※ 陸士　　：陸軍士官学校
※ 陸幼卒　　：陸軍幼年学校の出身者
※ 中学卒・他：陸幼卒以外（主に中学校）の出身者

	(年) 卒業	(人) 卒業数	内訳 陸幼卒	内訳 中学卒・他				陸幼卒	中学卒・他
陸士 15期	M36	708	276 (39%)	432 (61%)	陸士25期	T 2	741	292 (39%)	449 (61%)
陸士 16期	M37	549	278 (51%)	271 (49%)	陸士26期	T 3	742	255 (34%)	487 (66%)
陸士 17期	M38	363	284 (78%)	79 (22%)	陸士27期	T 4	761	278 (37%)	483 (63%)
陸士 18期	M38	920	276 (30%)	644 (70%)	陸士28期	T 5	651	295 (45%)	356 (55%)
陸士19期[1]	M40	1,068	0 (0%)	1,068 (100%)	陸士29期	T 6	536	281 (52%)	255 (48%)
陸士20期[2]	M41	276	276 (100%)	0 (0%)	陸士30期	T 7	632	286 (45%)	346 (55%)
陸士 21期	M42	418	270 (65%)	148 (35%)	陸士31期	T 8	489	287 (59%)	202 (41%)
陸士 22期	M43	721	286 (40%)	435 (60%)	陸士32期	T 9	429	275 (64%)	154 (36%)
陸士 23期	M44	740	278 (38%)	462 (62%)	陸士33期	T10	437	286 (65%)	151 (35%)
陸士 24期	M45	734	279 (38%)	455 (62%)	計		11,915	5,038 (42%)	6,877 (58%)

※山口宗之『陸軍と海軍―陸海軍将校史の研究―』清文堂出版、2000年、182頁より作成。
　山口氏は陸士14期以前・34期以後のデータを取っていない。
※１・２　陸士19期は日露戦争による臨時採用。戦争がなければ陸士19期と20期は同期となっていた。

上回っていたことがわかる。陸軍幼年学校とは、「陸軍の中学校」とも称されるように、中学校とほぼ同様の教育を行う陸軍管轄の特殊な中学校である。第１章で詳述するがこの学校は、明治初年、文部省管轄の中学校がまだ整っていない時期に、中学校の代位を務めるものとして陸軍が設けた暫定的機関である。そしてこの陸軍幼年学校は、中学校が整備発達した暁には、不要の物として縮小または廃止されることになっていた。

陸軍士官学校を卒業し陸軍将校になってからの出世は、本来は実力勝負であった。学歴も身分も問われず平等に、ただ能力に秀でた優秀な者だけが、出世街道＝エリートコースを歩み、陸軍中枢の最高幹部にまで登り詰めることが建前とされた。その顕著な例が１９３６（昭和１１）年の２．２６事件で殺害された陸軍教育総監の渡辺錠太郎（じょうたろう）（大将）であろう。彼は農家の養子で小学校さえも卒業していない（陸士８期生、１８９７年少尉任官）[(4)]。そのような学歴の極めて低い者でも、軍人としての能力が高ければ、将軍になり陸軍中枢機関の幹部にもなれたのである。

だが、このような能力最重視の方針は、ある改革を境に大きくくずれてしまう。それが本研究で取り上げる１８９６（明治２９）年の陸軍幼年学校改革（＝前述した２つ目の改革）である。このとき陸軍は、縮小または廃止する予定であった陸軍幼年学校を、なぜか逆に大きく拡充して新制陸軍幼年学校とし、陸軍将校養成制度の中核に位置付けてしまった。そして、この改革以降に陸軍将校となった者（陸士１５期生以降）は、どれほど能力があろうとも、新制陸軍幼年学校の出身者でなければ、陸軍中枢機関の幹部にまで到達す

ることはほぼ不可能な状態となった。まさに「陸軍幼年学校体制」とも言うべき陸軍エリート養成制度が発足したのである。

ではこの陸軍幼年学校体制の実体はどのようなものであろうか。次頁の表２から検討してみよう。この表は、陸軍中枢機関の要職に就くエリート幹部の出身校の推移を、昭和期に限定して整理したものである。注目すべきは、陸士１５期生以降、幹部たちのほぼ全員が、新制陸軍幼年学校の出身者で占められていることである。陸士１５期生とは新制陸軍幼年学校の１期生にあたる。だが前述の表１でも示した通り、別段この陸士１５期生以降の陸軍将校が、全員陸軍幼年学校出身者であったという訳ではない。むしろ人数では中学校出身者の方が多かった。すなわち数では勝るはずの中学校出身者は、中央官衙の要職より遠ざけられ、陸軍幼年学校出身者ばかりが優遇されたのである。このことを傍証するものとして、陸士４２期生（１９３０年卒）の加登川幸太郎による次の証言がある。加登川は中学校出身の陸軍将校であった。

> ここ（陸軍生活）で体験してはっきりしていることは、幼年学校出で、しかも歩兵のものが有利であるということであった。人事を担当する補任課の課員というのは、幼年学校出であって、歩兵に限るという内規がある。（中略）。参謀本部第二課、即ち作戦課と教育総監部の第一課、それと軍事課は慣例として、幼年学校出で陸大優等組が採用される。これは慣例であって別に内規があるわけではないが、やはりこういう条件に叶わないとなかなか入りにくい[5]。

このように陸軍幼年学校出身者だけが要職に就けるという露骨な差別が、陸軍内で明らかに生じていたのである。そして陸軍内の要路要職を占めたのは、幼少時より社会から隔離され軍人精神教育をたたき込まれてきた新制陸軍幼年学校の出身者たちであった。陸軍は、このような陸軍幼年学校体制を作ることで、陸軍エリート養成制度を社会から閉ざした空間として特殊化しようとしたのである。なぜ陸軍は、平等な実力主義を放棄して、陸軍幼年学校出身者のみを優遇する閉鎖的なエリート養成制度を発足させたのであろうか。何が陸軍をそのように方向転換させたのか。――これが、**本研究の第１の課題**である。

本研究でこの１８９６年陸軍幼年学校改革を扱うのは、この改革が陸軍幼年学校体制の発足という重要な歴史的画期にも関わらず、これまでその本格的研究が一切なされてこなかったからである。また、陸軍幼年学校体制という閉鎖的で独善的なエリート養成制度を、発足させ維持し続けた陸軍の姿勢・体質をとらえること、これこそが近代日本を見る上で重要な鍵になるのではないかと考えるからでもある。

表２　陸軍首脳部幹部の出身校（昭和期）

(1) 陸 軍 省

① 陸軍大臣	任　期	陸士入校前	陸士	陸大
宇垣　一成	中将 T13.1 -S 2.1	他	１期	卒
白川　義則	大将 S 2.4 -S 4.7	兵	１期	卒
宇垣　一成	大将 S 4.7 -S 5.6	他	１期	卒
阿部　信行	中将 S 5.6 -S 5.12	中　学	９期	卒
宇垣　一成	大将 S 5.12-S 6.4	他	１期	卒
南　　次郎	大将 S 6.4 -S 6.12	旧陸幼	６期	卒
荒木　貞夫	中将 S 6.12-S 9.1	中　学	９期	卒
林　銑十郎	大将 S 9.1 -S10.9	中　学	８期	卒
川島　義之	大将 S10.9 -S11.3	中　学	１０期	卒
寺内　寿一	大将 S11.3 -S12.2	？	１１期	卒
中村孝太郎	中将 S12.2 -S12.2	旧陸幼	１３期	卒
杉山　　元	大将 S12.2 -S13.6	中　学	１２期	卒
板垣征四郎	中将 S13.6 -S14.8	新陸幼（２期）	１６期	卒
畑　　俊六	大将 S14.8 -S15.7	旧陸幼	１２期	卒
東条　英機	大将 S15.7 -S19.7	新陸幼（３期）	１７期	卒
杉山　　元	元帥 S19.7 -S20.4	中　学	１２期	卒
阿南　惟幾	大将 S20.4 -S20.8	新陸幼（４期）	１８期	卒

② 陸軍次官	任　期	陸士入校前	陸士	陸大
畑　英太郎	中将 T15.7 -S 3.8	他	７期	卒
阿部　信行	中将 S 3.8 -S 5.6	中　学	９期	卒
杉山　　元	少将 S 5.6 -S 7.2	中　学	１２期	卒
小磯　国昭	中将 S 7.2 -S 7.8	中　学	１２期	卒
柳川　平助	中将 S 7.8 -S 9.8	中　学	１２期	卒
橋本虎之助	中将 S 9.8 -S10.9	旧陸幼	１４期	卒
古荘　幹郎	中将 S10.9 -S11.3	旧陸幼	１４期	卒
梅津美治郎	中将 S11.3 -S13.5	新陸幼（１期）	１５期	卒
東条　英機	中将 S13.5 -S13.12	新陸幼（３期）	１７期	卒
山脇　正隆	中将 S13.12-S14.10	新陸幼（４期）	１８期	卒
阿南　惟幾	中将 S14.10-S16.4	新陸幼（４期）	１８期	卒
木村兵太郎	中将 S16.4 -S18.3	新陸幼（５期）	２０期	卒
富永　恭次	中将 S18.3 -S19.8	新陸幼(10期)	２５期	卒
柴山兼四郎	中将 S19.8 -S20.7	中　学	２４期	卒
若松　只一	中将 S20.7 -S20.10	新陸幼(11期)	２６期	卒

③ 軍務局長	任　期	陸士入校前	陸士	陸大
阿部　信行	少将 T15.7 -S 3.8	中　学	９期	卒
杉山　　元	少将 S 3.8 -S 5.8	中　学	１２期	卒
小磯　国昭	少将 S 5.8 -S 7.2	中　学	１２期	卒
山岡　重厚	少将 S 7.2 -S 9.3	新陸幼（１期）	１５期	卒
永田　鉄山	少将 S 9.3 -S10.8	新陸幼（２期）	１６期	卒
今井　　清	中将 S10.8 -S11.3	新陸幼（１期）	１５期	卒
磯谷　康介	少将 S11.3 -S12.3	新陸幼（２期）	１６期	卒
後宮　　淳	少将 S12.3 -S12.10	新陸幼（３期）	１７期	卒
町尻　量基	少将 S12.10-S13.4	新陸幼（６期）	２１期	卒
中村　明人	少将 S13.4 -S13.11	新陸幼（７期）	２２期	卒
町尻　量基	少将 S13.11-S13.12	新陸幼（６期）	２１期	卒
山脇　正隆	中将 S13.12-S14.1	新陸幼（４期）	１８期	卒
町尻　量基	少将 S14.1 -S14.9	新陸幼（６期）	２１期	卒
武藤　　章	少将 S14.9 -S17.4	新陸幼(10期)	２５期	卒
佐藤　賢了	少将 S17.4 -S19.2	中　学	２９期	卒
真田穣一郎	少将 S19.12-S20.3	新陸幼(16期)	３１期	卒
吉積　正雄	中将 S20.3 -S20.	新陸幼(11期)	２６期	卒

④軍務局軍事課長	任　期	陸士入校前	陸士	陸大
林　　桂	大佐 T14.5 -S 2.7	旧陸幼	１３期	卒
古荘　幹郎	大佐 S 2.7 -S 3.8	旧陸幼	１４期	卒
梅津美治郎	大佐 S 3.8 -S 5.8	新陸幼（１期）	１５期	卒
永田　鉄山	大佐 S 5.8 -S 7.4	新陸幼（２期）	１６期	卒
山下　奉文	大佐 S 7.4 -S 9.8	新陸幼（４期）	１８期	卒
橋本　　群	大佐 S 9.8 -S10.10	新陸幼（５期）	２０期	卒
村上　啓作	大佐 S10.10-S11.3	新陸幼（７期）	２２期	卒
町尻　量基	大佐 S11.3 -S12.3	新陸幼（６期）	２１期	卒
田中　新一	大佐 S12.3 -S14.2	新陸幼(10期)	２５期	卒
岩畔　豪雄	中佐 S14.2 -S16.2	新陸幼(15期)	３０期	卒
真田穣一郎	大佐 S16.2 -S17.4	新陸幼(16期)	３１期	卒
西浦　　進	大佐 S17.4 -S19.12	新陸幼(19期)	３４期	卒
二神　　力	大佐 S19.12-S20.4	新陸幼(19期)	３４期	卒
荒尾　興功	大佐 S20.4 -　○	新陸幼(20期)	３５期	卒

⑤ 人事局長	任　期	陸士入校前	陸士	陸大
川島　義之	少将 T15.3 -S 4.8	中　学	１０期	卒
古荘　幹郎	少将 S 4.8 -S 5.12	旧陸幼	１４期	卒
中村孝太郎	少将 S 5.12-S 7.2	旧陸幼	１３期	卒
松浦淳六郎	少将 S 7.2 -S10.3	新陸幼（１期）	１５期	卒
今井　　清	中将 S10.3 -S10.8	新陸幼（１期）	１５期	卒
後宮　　淳	少将 S10.8 -S12.3	新陸幼（３期）	１７期	卒
阿南　惟幾	少将 S12.3 -S13.11	新陸幼（４期）	１８期	卒
飯沼　　守	少将 S13.11-S14.10	新陸幼（６期）	２１期	卒
野田　謙吾	少将 S14.10-S16.4	新陸幼（９期）	２４期	卒
富永　恭次	少将 S16.4 -S19.7	新陸幼(10期)	２５期	卒
岡田　重一	少将 S19.7 -S20.2	新陸幼(16期)	３１期	卒
額田　　坦	少将 S20.2 -　○	新陸幼(14期)	２９期	卒

⑥人事局補任課長	任　期	陸士入校前	陸士	陸大
古川　三郎	大佐 T14.5 -S 2.7	？	１３期	卒
沖　　直道	大佐 S 2.7 -S 4.8	？	１４期	卒
岡村　寧次	大佐 S 4.8 -S 7.4	新陸幼（２期）	１６期	卒
磯谷　康介	大佐 S 7.4 -S 8.3	新陸幼（２期）	１６期	卒
小藤　　恵	大佐 S 8.3 -S10.8	新陸幼（５期）	２０期	卒
加藤　守雄	大佐 S10.8 -S12.8	新陸幼（９期）	２４期	卒
青木　重誠	大佐 S12.8 -S13.7	新陸幼(10期)	２５期	卒
額田　　坦	中佐 S13.7 -S15.8	新陸幼(14期)	２９期	卒
那須　義雄	大佐 S15.8 -S16.10	新陸幼(15期)	３０期	卒
岡田　重一	大佐 S16.10-S19.7	新陸幼(16期)	３１期	卒
新宮　陽太	中佐 S19.7 -S20.11	新陸幼(23期)	３８期	卒
榊原　主計	大佐 S20.11-S20.11	新陸幼(20期)	３５期	卒

※ 新陸幼：新制陸軍幼年学校（1896（明治29）年改革以降）
※ 旧陸幼：旧制陸軍幼年学校（上記改革以前。新制切替の過渡期含む）
※ 中　学：中学校（高等中学校など中学校卒以上含む）
※　　兵　：下士官（陸軍教導団・陸軍戸山学校・召集兵）
※　　他　：その他の学校（成城学校など）
※　陸士　：陸軍士官学校
※　陸大　：陸軍大学校

（秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』東京大学出版会、1991年、より作成）

(2) 参 謀 本 部

① 参謀総長		任　期	陸士入校前	陸士	陸大
鈴木　荘六	大将	T15.3 -S 5.2	兵	１期	卒
金谷　範三	大将	S 5.2 -S 6.12	旧陸幼	５期	卒
載仁 親 王	大将	S 6.12-S15.10	旧陸幼	仏留学	仏留学
杉山　　元	大将	S15.10-S19.2	中　学	１２期	卒
東条　英機	大将	S19.2 -S19.7	新陸幼（３期）	１７期	卒
梅津美治郎	大将	S19.7 -S20.10	新陸幼（１期）	１５期	卒

② 参謀次長		任　期	陸士入校前	陸士	陸大
金谷　範三	中将	T14.5 -S 2.3	旧陸幼	５期	卒
南　　次郎	中将	S 2.3 -S 4.8	旧陸幼	６期	卒
岡本連一郎	中将	S 4.8 -S 5.12	他	９期	卒
二宮　治重	中将	S 5.12-S 7.1	中　学	１２期	卒
真崎甚三郎	中将	S 7.1 -S 8.6	中　学	９期	卒
植田　謙吉	中将	S 8.6 -S 9.8	中　学	１０期	卒
杉山　　元	中将	S 9.8 -S11.3	中　学	１２期	卒
西尾　寿造	中将	S11.3 -S12.3	中　学	１４期	卒
今井　　清	中将	S12.3 -S12.8	新陸幼（１期）	１５期	卒
多田　　駿	中将	S12.8 -S13.12	新陸幼（１期）	１５期	卒
中島　鉄蔵	中将	S13.12-S14.10	新陸幼（４期）	１８期	卒
沢田　　茂	中将	S14.10-S15.11	新陸幼（４期）	１８期	卒
塚田　　攻	中将	S15.11-S16.11	他	１９期	卒
田辺　盛武	中将	S16.11-S18.4	新陸幼（７期）	２２期	卒
秦　彦三郎	中将	S18.4 -S20.4	中　学	２４期	卒
後宮　　淳	大将	S19.2 -S19.7	新陸幼（３期）	１７期	卒
河辺虎四郎	中将	S20.4 -S20.10	新陸幼（９期）	２４期	卒

③ 第１部長		任　期	陸士入校前	陸士	陸大
荒木　貞夫	少将	T14.5 -S 3.8	中　学	９期	卒
畑　　俊六	少将	S 3.8 -S 6.8	旧陸幼	１２期	卒
建川　美次	少将	S 6.8 -S 7.2	中　学	１３期	卒
二宮　治重	中将	S 6.12-S 7.1	中　学	１２期	卒
真崎甚三郎	中将	S 7.1 -S 7.2	中　学	９期	卒
古荘　幹郎	少将	S 7.2 -S 9.8	旧陸幼	１４期	卒
今井　　清	中将	S 9.8 -S10.3	新陸幼（１期）	１５期	卒
鈴木　重康	少将	S10.3 -S11.3	新陸幼（３期）	１７期	卒
桑木　崇明	少将	S11.3 -S12.1	新陸幼（２期）	１６期	卒
石原　莞爾	少将	S12.1 -S12.9	新陸幼（６期）	２１期	卒
下村　　定	少将	S12.9 -S13.1	新陸幼（５期）	２０期	卒
橋本　　群	少将	S13.1 -S14.9	新陸幼（５期）	２０期	卒
富永　恭次	少将	S14.9 -S15.9	新陸幼(10期)	２５期	卒
田中　新一	少将	S15.10-S17.12	新陸幼(10期)	２５期	卒
綾部　橋樹	少将	S17.12-S18.10	新陸幼(12期)	２７期	卒
真田穣一郎	少将	S18.10-S19.12	新陸幼(16期)	３１期	卒
宮崎　周一	中将	S19.12-S20.11	中　学	２８期	卒

④ 作戦課長		任　期	陸士入校前	陸士	陸大
小川恒三郎	大佐	T15.3 -S 1.12	旧陸幼	１４期	卒
小畑敏四郎	中佐	S 1.12-S 3.8	新陸幼（２期）	１６期	卒
今井　　清	大佐	S 3.8 -S 5.8	新陸幼（１期）	１５期	卒
鈴木　重康	大佐	S 5.8 -S 6.8	新陸幼（３期）	１７期	卒
今村　　均	大佐	S 6.8 -S 7.2	中　学	１９期	卒
小畑敏四郎	大佐	S 7.2 -S 7.4	新陸幼（２期）	１６期	卒
鈴木　率道	中佐	S 7.4 -S10.8	新陸幼（７期）	２２期	卒
石原　莞爾	大佐	S10.8 -S11.6	新陸幼（６期）	２１期	卒
清水　規矩	大佐	S11.6 -S11.8	新陸幼（８期）	２３期	卒
富永　恭次	大佐	S11.8 -S12.1	新陸幼(10期)	２５期	卒
石原　莞爾	大佐	S12.1 -S12.3	新陸幼（６期）	２１期	卒
武藤　　章	大佐	S12.3 -S12.10	新陸幼(10期)	２５期	卒
河辺虎四郎	大佐	S12.10-S13.3	新陸幼（９期）	２４期	卒
稲田　正純	中佐	S13.3 -S14.10	新陸幼(14期)	２９期	卒
岡田　重一	大佐	S14.10-S15.9	新陸幼(16期)	３１期	卒
土居　明夫	大佐	S15.9 -S16.7	新陸幼(14期)	２９期	卒
服部卓四郎	中佐	S16.7 -S17.12	新陸幼(19期)	３４期	卒
真田穣一郎	大佐	S17.12-S18.10	新陸幼(16期)	３１期	卒
服部卓四郎	大佐	S18.10-S20.2	新陸幼(19期)	３４期	卒
天野　正一	少将	S20.2 - ○	新陸幼(17期)	３２期	卒

※ 新陸幼：新制陸軍幼年学校（1896〈明治29〉年改革以降）
※ 旧陸幼：旧制陸軍幼年学校（上記改革以前。新制切替の過渡期含む）
※ 中　学：中学校（高等中学校など中学校卒以上含む）
※　　兵　：下士官（陸軍教導団・陸軍戸山学校・召集兵）
※　　他　：その他の学校（成城学校など）
※　陸士　：陸軍士官学校
※　陸大　：陸軍大学校

（秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』東京大学出版会、1991年、より作成）

たとえば、前述表２に示すとおり、陸軍幼年学校体制発足の結果として陸軍幼年学校出身者が陸軍の要職を占めた。このような体制の中で１９３１（昭和６）年の満州事変が起こる。満州事変を起こした首謀者とされる関東軍参謀の石原莞爾（かんじ）と板垣征四郎（せいしろう）は、ともに新制陸軍幼年学校の６期生と２期生であった。さらに満州事変を境にして、少将クラスの軍務局長のポストが、新制陸軍幼年学校出身者で占められる。さらには作戦担当部署の長である参謀本部第１部長も、１９３４（昭和９）年に今井清が就任して以降、新制陸軍幼年学校出身者がその職を占めた。またそうしたトップにいたのが、１９４１（昭和１６）年に太平洋戦争を開始させた首相兼陸相の東条英機（ひでき）（新制陸幼３期生）である。しかも次の表３が示すとおり、戦後連合軍によって太平洋戦争の戦争責任を問われ、Ａ級戦犯とし

て起訴された陸軍将校全１５名中、１８９６年陸軍幼年学校改革以降（陸士１５期生以降）の者は１０名、その内の実に８０％（８名）が新制陸軍幼年学校の出身者であった。このことからも新制陸軍幼年学校出身者の陸軍部内での勢力の大きさがわかる。すなわち昭和期の陸軍を引っ張ったのは、新制陸軍幼年学校出身の将校であったと言えよう。そしてこのことは、本研究の扱う１８９６（明治２９）年の改革とその改革による陸軍幼年学校体制の発足が、決して明治期だけの一時的な問題にとどまらず、その後の日本陸軍のあり方を規定していく原点であったことを示している。それ故に１８９６年の陸軍幼年学校改革を取り上げることは、近代日本陸軍の特質を長期的な視点でとらえることにもつながるのである。

表３　陸軍将校（Ａ級戦犯）の出身校

	階級	陸士入校前	陸士	判決
南　次郎	大将	旧陸幼	陸士　６期	終身刑
松井　石根	大将	旧陸幼	陸士　９期	死　刑
荒木　貞夫	大将	中　学	陸士　９期	終身刑
畑　俊六	元帥	旧陸幼	陸士１２期	終身刑
小磯　国昭	大将	中　学	陸士１２期	終身刑
梅津美治郎	大将	新陸幼１期	陸士１５期	終身刑
土肥原賢二	大将	新陸幼２期	陸士１６期	死　刑
板垣征四郎	大将	新陸幼２期	陸士１６期	死　刑
東条　英機	大将	新陸幼３期	陸士１７期	死　刑
大島　浩	中将	新陸幼４期	陸士１８期	終身刑
木村兵太郎	大将	新陸幼５期	陸士２０期	死　刑
鈴木　貞一	中将	中　学	陸士２２期	終身刑
橋本欣五郎	大佐	新陸幼８期	陸士２３期	終身刑
武藤　章	中将	新陸幼10期	陸士２５期	死　刑
佐藤　賢了	中将	中　学	陸士２９期	終身刑

※ 陸士：陸軍士官学校
※参考文献：① 秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』東京大学出版会、1991年。
② 松下芳男『改訂明治軍制史論』下、国書刊行会、1978年、464頁。
③ 大江志乃夫「熊幼の校風　努力目標は“進取”」
『別冊一億人の昭和史　陸士・陸幼』毎日新聞社、1981年、95頁）

２、問題の提起（その２）――陸軍幼年学校体制をめぐる相剋

国民と陸軍をむすぶ窓口が、「国民皆兵」の理念を掲げた徴兵制であるとすれば、反対

にその窓口をできるだけ狭めて国民との接点を限定しようとしたものが、１８９６（明治２９）年に発足した陸軍幼年学校体制、すなわち陸軍幼年学校を中核とする陸軍エリート養成制度だといえよう。社会から閉ざされた空間としての陸軍エリート養成制度。このような陸軍幼年学校体制の発足は、必然、陸軍とそれ以外の勢力とのあつれきを生むことになった。

まず最初に非難の声を上げたのは、中学校長や元文部官僚などの教育界である。文部省管轄の中学校から陸軍将校になる道が正式に開かれているにも関わらず、陸軍幼年学校という“特殊な中学校”が重複して存在することに、教育界は不満であった。彼らは、陸軍が文部省の管轄を侵していると解釈したのである。この教育界からの非難は、やがて陸軍幼年学校の廃止要求にまで発展していく。この陸軍幼年学校体制ほど、教育界の反発をまねいたものは他にない。しかしこのような教育界からの反発についての先行研究は、これまで教育史側からも軍事史側からも行われてはこなかった。

また教育界からの陸軍幼年学校廃止要求は、その後、１８９８（明治３１）年の隈板内閣や日露戦前の財政危機をへて、2大政党までが加わる政治・経済的な問題へと発展する。そして、さらには陸軍幹部の間でさえも、陸軍幼年学校の存廃をめぐり意見対立が起こるのである。こうして日露戦争が始まる１９０４（明治３７）年までにはすでに、“陸軍幼年学校は存在価値のない不必要なもの”という認識が一般化してしまう。しかもこの認識は、教育界をはじめ２大政党・ジャーナリズム・実業界などの社会的先導者たちの言動により、さらに強固な世論へと発展した。

では、なぜ陸軍以外の諸勢力は、陸軍幼年学校体制を非難したのか。またこの諸勢力からの非難に対して、陸軍はどのように対応していったのか。――これが、**本研究の第２の課題**である。

本研究の最大の特色は、軍事的側面のみでとらえられがちな陸軍将校の養成制度を、さらに教育史や政治史の視点をも取り入れて、総合的・学際的に分析することである。前述からも明らかなように、陸軍幼年学校をめぐる問題は、陸軍内部だけの問題ではない。陸軍とそれ以外の諸勢力との相剋摩擦を考慮に入れた大きな枠組みの中でとらえなければ、その実像をつかむことができないのである。そしてこれは、ひいては近代日本のあり方をより広い視野でとらえていく一作業ともなるだろう。

３、対象時期

１８９６（明治２９）年に発足した陸軍幼年学校体制は、１９４５（昭和２０）年の軍解体まで約５０年間続く。それを時期区分すれば、次の４つの段階に分けられる。

まず第１期（発足期）は、１８９０年代前半のいわゆる初期議会期における計画段階から、１８９６年の発足をへて、軍部成立の兆候が明確にあらわれる日露戦争直前の１９０３年末までの約１３年間である。発足した陸軍幼年学校体制をめぐって教育界の反発が起こり、それが政治経済問題にまで発展していく段階である。

第２期（制度的安定期）は、日露戦争をはさんだ軍部の本格的成立から第１次大戦頃まで。陸軍幼年学校のあり方をめぐっての対立は存在するものの、制度としては一応の安定を見せる段階である。

第３期（動揺期）は、第１次大戦終結前夜から１９３６（昭和１１）年頃まで。大戦後の世界的な軍縮気運の高まりの中で、陸軍中央部でも陸軍幼年学校の全廃が本格的に論議され、ついに陸軍幼年学校は１校を残して廃止されていく段階であり、さらにその反面で、陸軍幼年学校出身の将校が、陸軍上層部の要職を徐々に占めるようになっていく段階でもある。この１校時代は１９３６年まで続く。この時期の陸軍幼年学校廃止問題については、先行研究としてすでに木下秀明氏と黒沢文貴氏の研究[(6)]がある（ただし両氏とも陸軍内部だけの問題としてとらえており、十分な考察とは言い難い）。

第４期（成熟期）は、１９３６年頃から１９４５（昭和２０）年の軍解体まで。それまで廃校となっていた陸軍幼年学校が次々に復活し、名実ともに体制が完備される段階である。この頃にはすでに、陸軍中枢機関の要職は、陸軍幼年学校出身者で占められている。

以上の全４期の中で、本研究が対象とする時期は、第１期（発足期）である。すなわち、初期議会期から軍部の芽生えが生じる日露戦争直前までの、陸軍幼年学校体制が計画され発足し、その体制のあり方をめぐって陸軍とそれ以外の諸勢力との攻防が起こっていく段階である。

ではなぜこのような発足期を取り上げるのか。それは、この発足期の考察を抜きにしては、次の第２期以降を解明することは出来ないと考えるからである。たとえば前述したように第３期に関してはすでに２つの先行研究が存在するが、これらの研究は、第１期・第２期の考察を欠いたために、陸軍幼年学校の存廃問題があたかも陸軍内部抗争という小さ

な問題であるかのように誤ってとらえている。しかし本研究が第１期（発足期）に焦点をあてて考察することにより、陸軍幼年学校をめぐる問題が、決して陸軍内部だけの問題ではなく、陸軍以外の諸勢力との対立・抗争・妥協をふくむ教育・社会・政治・経済問題でもあったことが明らかになるだろう。また終章で詳述するように、第２期以降を考察する上で重要な軸となる諸問題は、この第１期（発足期）で生じているのであり、その原因と展開を究明せずに第２期以降を考察することは不可能である。このように本研究の対象である第１期（発足期）を考察することは、その後１９４５年終戦までの約４０年間を見ていく上で必要不可欠であるといえよう。

４、本研究の目的と構成

以上まとめると本研究の目的は、「陸軍幼年学校体制」とも言うべき陸軍エリート養成制度の発足となった１８９６（明治２９）年の陸軍幼年学校改革に焦点をあて、

（１）なぜ陸軍は、平等な実力主義を放棄して、陸軍幼年学校出身者のみを優遇する閉鎖的なエリート養成制度を発足させたのか、

（２）なぜ陸軍以外の諸勢力は、陸軍幼年学校体制を非難したのか、またこの諸勢力からの非難に対して、陸軍はどのように対応していったのか、

の２点を、初期議会期から軍部成立前夜までの発足期を中心に考察し、この時期における日本の軍事的・教育的・政治的特質を総合的に解明することである。

まず第１章では、初期議会期における陸軍監軍部参謀長児玉源太郎の陸軍幼年学校改革構想を分析することにより、陸軍はなぜ陸軍幼年学校を中核とした陸軍エリート養成制度を発足させたのか、その原因を解明する。その際、当該期陸軍の抱く民党勢力への危機認識に着目した。

第２章では、発足した陸軍幼年学校体制に対して生じた教育界からの反発が、どのような事情によるものかを、貴族院議員・元文部官僚の久保田譲の発言や、教育雑誌『教育時論』・『教育報知』の記事、教育団体「学制研究会」の行動を中心に考察する。この考察を通して、当時の教育界が抱いていた諸問題と、陸軍幼年学校体制がもつ問題点をそれぞれ浮き彫りにする。また、教育界の反発に対して、陸軍がどのように対応したのかを、監軍山県有朋大将の言動から明らかにしつつ、陸軍が陸軍幼年学校体制を堅持する背景をさ

ぐる。

第３章では、教育界での陸軍幼年学校廃止要求が、徐々に政治経済の問題へと発展する過渡期を取り上げる。１８９８（明治３１）年に日本最初の政党内閣、第１次大隈内閣（隈板内閣）が成立すると、教育界の廃止要求に文相尾崎行雄が加わり、運動はさらに大きくなる。この章では、政党内閣に対する教育界の期待と、陸軍側の警戒とを念頭に置きつつ、陸軍幼年学校体制への批判が拡大していく過程を明らかにする。

最後に第４章では、日露戦前の財政危機をきっかけに、陸軍幼年学校をめぐる問題が政治問題へと大きく発展し、政府内や陸軍内でも意見対立が生じていく過程を扱う。ここでは陸軍に対する風当たりが強い時期に、陸軍がこれにどう対応していったのかという課題の検討を試みる。

上記の考察を通して、陸軍幼年学校体制の発足期における日本の軍事的・教育的・政治的特質を、以下、順次明らかにしていく。

---

(1)　松下芳男『改訂明治軍制史論』上、国書刊行会、１９７８年、４３頁。藤原彰『日本軍事史』上巻、日本評論社、１９８７年、２５、１１８頁。由井正臣「幹部養成　解題」由井正臣・藤原彰・吉田裕校注『日本近代思想大系４　軍隊兵士』岩波書店、１９８９年、２４０頁を参照。

(2)　この点については同前書の他に以下を参照。柳生悦子『史話まぼろしの陸軍兵学寮』六興出版、１９８３年。西岡香織「建軍期陸軍士官速成に関する一考察」『軍事史学』１５（1）、１９８９年。由井正臣「明治初期の建軍構想」前掲『日本近代思想大系四　軍隊兵士』。

(3)　当時陸軍次官であった桂太郎によれば、この時期の「軍事教育の改良」は、「畢竟独逸を基礎としたる日本式を創制せざるべからず」との方針を採り、１８９０年に開設される「（帝国）議会の開くるまでには」実現させようと、児玉源太郎を「委員長」として進められたという《宇野俊一校注『桂太郎自伝』平凡社・東洋文庫５６３、１９９３年、１０１～１０４頁、傍点・カッコ内は引用者による》。

(4)　秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』東京大学出版会、１９９１年、１５９頁。渡辺錠太郎は、陸士８期を４位の成績で卒業したが、のち陸大を１位で卒業し、教育総監にまで登り詰めた（２５０頁）。

(5)　加登川幸太郎『陸軍の反省（上）』文京出版、１９９６年、１３７頁、カッコ内は引用者による。

(6)　木下秀明「陸軍幼年学校ありき」『東京陸軍幼年学校史　わが武寮』東幼会、１９８２年、１６～１８頁。黒沢文貴『大戦間期の日本陸軍』みすず書房、２０００年、第４章。

第１章　陸軍幼年学校体制はなぜ発足したのか

問題の所在

日清戦争終結の翌１８９６（明治２９）年５月、陸軍は、「陸軍幼年学校」に大改革を加えた。陸軍幼年学校とは、陸軍の幹部である「将校」を養成するコースの中で、一番初級の教育機関を指している。日本の陸軍将校養成制度は、この陸軍幼年学校の改革をもって一応の完成をみたといえよう。

この１８９６年陸軍幼年学校改革の特徴は、

（１）従来１校だけであった陸軍幼年学校を６校に増やしたこと、

（２）「地方」・「中央」の２段階制を導入することにより、修業年限を延長し入校年齢を引き下げ、更なる長期・早期教育を目指したこと、

の２点である。すなわち、旧来の「陸軍幼年学校」を「陸軍中央幼年学校」（東京に１校）と改称・改編し、新たにその下級学校として「陸軍地方幼年学校」（東京・仙台・名古屋・大阪・広島・熊本の６校）を設立し、地方・中央合わせて５年間の長期教育を行うとともに、入校年齢を引き下げることで、更なる低年齢からの教育を行うことにしたのであった[(1)]。

注目すべきは、この改革を境に陸軍幼年学校が、陸軍将校養成制度の中核として位置付けられるようになったことである。序章で述べたように陸軍将校は、陸軍幼年学校出身者だけでなく、文部省管轄の中学校出身者を主とする一般公募からの採用者も数多くいる。人数の上では、中学校出身者の方が陸軍幼年学校出身者よりも多い。これら様々な学歴をもつ者が陸軍将校となり、従来は平等な実力主義の下、軍人として優秀な者だけが昇進し要職に就くことができた。だが、この１８９６年の改革以降に将校となった者（陸軍士官学校１５期生以降）は、どれほど実力があろうとも、新制陸軍幼年学校の出身者でなければ、陸軍中枢機関の幹部にまで昇進することはほぼ不可能な状態となった。まさしく「陸軍幼年学校体制」とも言うべき陸軍エリート養成制度がこのとき発足したのである。

だがここで１つの疑問が生じる。それは陸軍幼年学校が、元来このように拡充されるべきものではなかったからである。戸部良一氏は、「陸軍が幼年学校を設立したのは、一般

の中等教育が未発達だったことに、理由の一部がある」[2]と指摘しているが、実は、もともと改革以前の陸軍幼年学校は、文部省管轄の中学校が完備されるまでの、あくまで暫定的な教育機関とされてきたのである。それゆえに陸軍幼年学校では、開校以来、軍学校でありながら軍事的専門教育をほとんど行わず、文部省の中学校と同じ「普通学」（１８８７年には尋常中学校程度と規定[3]）を教育し続けていた。

もともと陸軍は、「普通学」教育（普通教育）は文部省が管轄するものだと認識していた。例えば１８７３（明治６）年、当時陸軍卿であった山県有朋（やまがたありとも）は、陸軍大輔西郷従道（さいごうつぐみち）に宛てた書簡の中で、「普通の学は文部の管する所」だと述べている[4]。この考えは、陸軍幼年学校が陸軍兵学寮から独立する１８７５（明治８）年に、次のように法令化される。

> 此（この）校（＝陸軍幼年学校）は、後来（こうらい）文部の中小学校旺盛（おうせい）に及び、少年生徒等外国語学、普通学等卒業の者輩出（はいしゅつ）の日に至らば、専ら孤子教育のみの学校と成（な）るに至るべし。然（しか）るときは此（この）校の結構も亦（また）、随（したが）つて変更せらる可（べ）し。《「陸軍幼年学校条例」陸軍省達布１４３、第２条》[5]。

すなわち、文部省の小中学校が完備された暁には、陸軍幼年学校は、戦没軍人の孤児を救済するためだけの専門機関に姿を変えると規定されるのである。このように陸軍は、文部省管轄の小中学校こそが、正規の普通教育機関、正規の将校供給源だと考え、自らが管轄する陸軍幼年学校をその代位を務めるものとして位置づけたのである。

このように陸軍幼年学校は、将来、文部省の尋常中学校にその役目を譲って、縮小または廃止されるべきものであった。しかも、陸軍幼年学校が改革された日清戦後には、陸軍はすでに尋常中学校の学力向上を認めていたのである[6]。

それにも関わらず、なぜ陸軍は、この尋常中学校を差し置いて、陸軍幼年学校をさらに拡張させ、その卒業生を以て陸軍将校の中核に仕立て上げなければならなかったのだろうか。何が陸軍を方向転換させたのであろうか。そこには、どのような事情があったのか。

この章では、１８９６（明治２９）年の陸軍幼年学校改革に焦点を当て、この改革が計画された目的・背景を考察することによって、本章で詳述するような精神主義的要素の強い閉鎖的な陸軍エリート養成制度「陸軍幼年学校体制」がなぜ発足したのか、その原因を明らかにする。

１、陸軍幼年学校改革をめぐる従来の諸説

なぜ陸軍幼年学校の改革は行われたのであろうか。この改革そのものに焦点を当てた研究、ないし本格的な学問研究は存在しない。だが一般に、これまで主に次の４つの説が唱えられてきた。

１つは、“日清戦後の軍備拡張に対応するために行われた”という説である。近代日本では、大正末の軍縮期を除き、一貫して軍拡の道を歩んできた。日清戦争に勝利した後にも、「三国干渉をうけ、ロシアとの対立が決定的となったため、対露戦争準備としての軍備拡張が明治二十九（１８９６）年度から開始された」[(7)]と言われる。陸軍幼年学校（以下、陸幼と略す）の改革も、この軍拡の一環として行われたものとの見方が強い。つまり、６個師団増設を主とした日清戦後の軍拡には、優秀な将校が多数必要となるため陸幼改革が実施されたと言うのである。この説は、陸幼改革実施の当時から現在に至るまで、一貫して唱えられてきたものである[(8)]。

だがこの説には疑問が残る。それは、多数の将校を得るに当たって、必ずしも陸幼を拡張する必要はないのである。もともと陸軍将校の主な供給源は、陸幼と文部省の尋常中学校との２ヶ所であった。また学歴はなくとも、尋常中学校卒業程度の学力さえあれば、誰にでも将校の道は開かれていた[(9)]。すなわち、多額の費用を使って陸幼を拡張せずとも、陸幼以外からの採用を増員するだけで事が足りるはずであった。ゆえに、軍拡対応という視点のみで陸幼改革をとらえるのは問題がある。

２つ目は、陸幼改革が“「軍人精神」教育を強化・徹底するため”に行われたという説である。この説も前説同様よく唱えられており、また極めて有力な説である。例えば遠藤芳信氏は、日清戦後の１８９６年３月に監軍山県有朋が陸相宛に提出した協議文を分析して、この改革が「軍人精神を幼少時から形成することを目的」としたものと結論する[(10)]。だが、なぜ「軍人精神」の強化が求められたのか、その背景は必ずしも明確にされてこなかった。ただ遠藤氏が、「日清戦争後の軍備拡張によって大量の将校補充が要求された時期に、士官候補生の採用方式はどのように改革されただろうか」[(11)]との問い掛けから陸幼改革を取り上げているように、この説も前説同様、日清戦後経営の枠組みの中で扱われている。

３つ目は、“陸軍の「ドイツ化」に伴って、ドイツ（プロシア）の陸幼制度が導入され

た”という説であり、これも一般には、あたかも自明のことのように見なされている。熊谷光久氏によれば、ドイツの陸幼制度は地方・中央の２段階制であり、「陸軍将校養成教育のドイツ化」の一環としてそれをモデルとしたのが９６年の陸幼改革であったという。だがこの説も、熊谷氏が「日清戦争後の軍拡の一環でもあった」と述べているように、日清戦後経営の中でとらえられている[12]。

４つ目は、陸幼改革を“明治天皇が要望した”という説である。この説は、主に陸幼出身者の間で、確固たる証拠もないまま信じられてきた。つまり明治天皇が、三国干渉の「屈辱」を晴らすため、陸幼改革を「非公式」に要望したのではないかと言うのである[13]。

これら従来の説に共通していることは、日清戦後経営の枠組みの中で、陸幼改革をとらえていることである[14]。しかし、この従来の説を否定する史料が存在する。

２、児玉の『欧洲巡廻報告書』

ここで取り上げるのは、『児玉陸軍少将　欧洲巡廻報告書』と題する刊行物である。１８９３（明治２６）年２月に、当時陸軍教育の総轄機関であった監軍部（のちの教育総監部）が出版したものだ[15]。実は、この日清戦争以前の史料の中に、陸幼改革の原型を見出すことができるのである。そして、この史料を詳細に分析していくうちに、従来とは大きく異なる歴史像が見えてきたのである。

この史料の一部は、『日本近代思想大系４　軍隊兵士』（岩波書店、１９８９年）の中でも、藤原彰氏の校注により紹介されており、その「解題」は次の通りである。

> 児玉源太郎は〔明治〕十八年に参謀本部第一局長兼陸大幹事、二十年に軍部〔監軍部〕参謀長兼陸大校長となり、メッケルとともに軍制改革の主役となる。二十四年には一〇か月にわたり、欧州視察を行ない、主として軍事教育を調査した。かの欧州巡廻のときの現地からの報告書、第一報から第三〇報までを編纂したのが、『児玉陸軍少将欧洲巡廻報告書』で、監軍三好重臣の序を付し、二十六年二月に監軍部から出版されている[16]。

この史料の執筆者児玉源太郎は、１８８７（明治２０）年の陸軍士官学校の改革[17]を進めた「主役」であった。この児玉が、陸軍士官学校改革の後に、欧州を視察して日本の軍教育全般の見直しを図った際の報告書が、『児玉陸軍少将　欧洲巡廻報告書』（以下『欧

洲報告書』と略す）なのである。そして、この報告書の中で児玉は、第２の将校養成改革（陸軍幼年学校改革）の必要性を示唆するのであった。

日清戦争の開始から３年も前のことである。１８９１（明治２４）年１０月２５日、児玉源太郎は「軍隊教育の景況を視察」[18]するためヨーロッパへと出発した。フランス・ドイツ・ロシア・オーストリア・ベルギーの５カ国を訪問し、翌年８月１８日に帰国する。

この欧州視察中に児玉は、日本における陸幼には改革が必要だと訴える報告書を送付している。報告書全３０通中、陸幼改革を訴えた報告書は全部で３通ある。その３通の内訳は、まず、１８９２（明治２５）年1月１３日付、ドイツ・ベルリン発の「第九報　独乙幼年学校ノ状況」（『欧洲報告書』２３～２５丁・全６頁）であり、これは前将校学校監少将滋野清彦・監軍部参謀中佐土屋光春・陸軍幼年学校長中佐山内長人の３名連名宛の報告書である。次に、同月３１日付、ロシア・ペテルブルグ発の２通、「第十一報　露国軍隊ノ実況」（２７～３１丁・全９頁）および「第十三報　露国武学校ノ実況」（３４～４３丁・全２０頁）であり、前者は監軍中将三好重臣宛、後者は前掲土屋光春宛である。この３通の報告書に共通するのは、日付が全て１８９２年1月中であり、宛先が監軍部内の幹部となっていることである。

児玉はドイツから、次のように報告している。

> 〔ベルリン郊外にて〕中央幼年学校を一覧致候。〔中略〕独乙諸聯邦を合せて地方幼年学校六つあり。其各幼年学校より、更に幾年かこの中央幼年学校に派遣するの組織にして、小生出発前、日本の為め計画致候　中央幼年学校と、殆ど同様の有様に御座候。〔中略〕日本の中央幼年学校の計画、其後如何の点迄進歩致候哉。《前掲第９報、２３～２５丁、原文はカタカナ表記、旧字体は新字体に改めた、〔　〕内・句読点・傍線・傍点・濁点は引用者による。ことわりの無い場合以下同じ》。

この報告書の中で児玉は、監軍部内の３名の幹部に対して、自分が起案した中央・地方２段階制の陸幼改革計画が、どこまで進んでいるかを問うている。またロシアからも、「小官出発前、稍や其端緒を開き被置候地方幼年学校の如きは、充分拡張の策を講じ」《前掲第１１報、２７～２８丁》と、監軍（監軍部長官）に対しても陸幼改革計画の実現を要求している。

このことから児玉が、１８９１（明治２４）年１０月に渡欧する以前から、自ら中心となって陸幼改革の計画・研究を進めていたことが判明する。それは日清戦争の３年前であ

った。またその時すでに、日清戦後に実施された「地方」・「中央」の２段階制陸幼の設置が、児玉により計画されていたことも、これにより明らかである。そして渡欧中も児玉は、その改革の実現を強く促していたのである。

当時児玉は、陸軍教育の総轄機関である監軍部の初代「参謀長」として、その「一切の事務を統理」していた。つまり監軍部での実務上の最高責任者が児玉であった。また児玉は、軍教育の「調査及び訓令訓示の起草」を任務とする「参謀」の長でもある[19]。ゆえに児玉の職務上、児玉の抱く軍教育の構想が、制度に反映される可能性は極めて高いといえよう。実際に児玉の『欧洲報告書』は、以後監軍部が事業を進める際の原案として利用されるのである[20]。

つまり、日清戦後実施の陸幼改革の〝生みの親〟は、この児玉源太郎であった。さらに以上のことは、陸幼改革が、従来言われてきたような日清戦後経営の一環として計画されたものではないことを示すのである。

３、民党の攻勢と軍人精神強化論

はたして日清戦前に児玉は、何を目的として、陸幼改革を計画したのであろうか。ロシア発の報告書で児玉は、陸幼改革要請の前置きとして、次のように述べている。

> 〔ロシアの軍諸学校で〕教育する目的の上に付き、忠君愛国の気象を養成するの一点に就（つ）きては、殊更（ことさら）に未開の国境にある人民に、この教化を普及せしむるの手段に至（いたり）ては、所謂（いわゆる）金銭を惜まず、勇往直進の実況は、吾邦（わがくに）の充分模範となすべきに足るものと推察致候（いたしそうろう）。《前掲第１３報、３４丁》。

このように児玉は、ロシアの軍学校では軍人精神の養成が重要視され、その実践には金銭を惜しまないことを強調し、日本もそれに準じて陸幼を改革すべきだと訴えるのだ[21]。つまり児玉の陸幼改革計画は、“軍人精神教育の強化・徹底”を目的としていたのである。

これは一見通説と同じように見えるが、重大な違いがそこに存在する。従来の軍人精神強化説は、日清戦後経営の中で扱われてきた。だが、この『欧洲報告書』は日清戦争以前のものである。児玉は日清戦争以前からすでに、軍人精神教育の強化・徹底を主目的とした陸幼改革を計画していたのである。

時期的な違いは、多くの場合、その目的の違いをも暗示している。とくに日清戦前と戦

後での、陸軍のおかれていた状況は、決定的な差があるといってよい。すなわち、児玉が陸幼改革を計画した当時の日本は、帝国議会が開設されて間もなくの、一般に「初期議会」前半期といわれる時期である。周知のとおり議会では、藩閥政府と民党が、極めて激しい政治的対立を展開していた。

この時期に児玉が陸幼改革の計画に乗り出したのは、「目下、日本に於て、壮年子弟の政事上にのみ狂奔する此有様にて三五年を経過し、此経過中に成長したる少年子弟は、不知不識の間に一の慣習に伝染し、遂に国家百年の長計を誤るなきを保せず」《前掲第１１報、２７丁》との報告からもわかるように、まさしくこの初期議会前半期における「壮年子弟の政事上にのみ狂奔する」社会の様子に憂慮を抱き、その社会で育った子どもが担うべき国家の将来を案じたからであった。

児玉が陸幼改革を訴えた３通の報告書が、すべて１８９２（明治２５）年１月に書かれたものであることに注目したい。この当時の日本では、藩閥政府と民党との衝突がピークを迎えていた。児玉がこの報告書を記した直前の１８９１年１２月末には、第２回帝国議会において、第１次松方内閣が民党の猛攻撃に直面し、議会の解散を余儀なくされている。また報告書の送付直後には、選挙大干渉で悪名高い第２回総選挙が行われるのである。このように当時の日本は、藩閥政府と民党とが相対峙する極めて緊迫した情勢にあった。

この第２議会解散の知らせ[22]をドイツで聞いた児玉は、それを「社会乱雑」だと嘆きつつ、このような社会を「強硬の政策」によって「整頓」すべきだとする意見を述べ、さらに「彼の民党も已に大同を団結するの手段に出でたる以上は、亦之れに當る手段、最も肝要なり」として、民党の攻勢に危機感を抱くのである《前掲第１３報、３５丁》。そして、この第２議会「解散の報知」は、児玉をして、陸幼改革の必要性をさらに痛感させる結果となった。

> 〔第２回〕議会解散の報知、於伯林 伝承。如斯 出来事は、余り不面白 事には相違有之間敷候得共、一般の社会乱雑の場合に於ては止を得ず。〔中略〕兎角社会に秩序を保たしむること最も必要と相考候。万一、如斯 乱雑なる社会をして長く保存せしめ、此間に成長したる子弟をして、この悪風習に感染せしめたる以上は、実に国家百年の長計を誤るものと相考へ、此際、最も優美に、最も高尚に、確乎と国家の干城たるべき軍人の継続者を養成するは、随分難事中の難事に有之。《前掲第１３報、３５丁》。

初期議会前半期の「壮年子弟の政事上にのみ狂奔する」という「乱雑なる社会」で育っ

た子どもたち。彼らはみな、民権的な「悪風習」に染まってしまった。このままでは「国家の干城たるべき軍人の継続者」養成は難しく、「国家百年の長計」を誤ってしまう。

――そう確信した児玉は、「今に於て、厳に少年子弟の教育に、一層の準備」が必要だと考えたのである《前掲第１１報、２７丁》。そこで児玉は、次のように構想した。

> 地方幼年学校の如きは、充分拡張の策を講じ、学校自らの経済は可及減少するも、各生徒には少しも野鄙の量見を起さず、極めて優美高尚なる数多の幼年生を養成し、候補生〔＝士官候補生〕の大部分は、この生徒より出る如く致し度。《前掲第１１報、２７～２８丁》。

民権的「悪風習」に染まりきっていない幼少の子どもを集めて、「乱雑なる社会」から隔離し、充分なる精神教育をほどこす必要がある。そのためには陸幼改革を断行し、「地方幼年学校」を設置することによって、これまで以上の早期・長期教育を行う。そして、この新陸幼体制で教育された「極めて優美高尚なる」子どもたちを中心に、これからの陸軍将校を構成しよう。初期議会前半期の民党との激しい政治的対立は、児玉をして、このように構想させるのであった。

日清戦前の初期議会期において、児玉は、民権的な「悪風習」が当時の子どもたちに浸透していたと確信している。児玉から見れば文部省の尋常中学校も、この民権的「悪風習」に侵された子どもたちの集まりでしかなかった。ゆえに児玉は、尋常中学校など陸幼以外からの将校採用を極力抑えることにより、将校の「大部分」を、新制の陸幼から採用しようと提案したのである。これは、陸幼出身者を将校の中核として位置付けることを意味している。

つまり陸幼改革による“軍人精神教育の強化・徹底”は、将校養成の過程で子どもからこのような民権的「悪風習」を徹底的に排除するために計画されたものだということである。日清戦後の陸幼改革の発端となった児玉の構想は、あくまでも初期議会前半期（とくに第２議会前後まで）の産物なのである。従来の“軍人精神強化・徹底”説は、このような脈絡でとらえるべきものであるといえよう。

４、「皇室」利用構想

１８９０年代初頭、初期議会下の「乱雑なる社会」において感染した民権的「悪風習」

を、将来陸軍将校となるべき子どもから徹底的に取り除くため、児玉は、軍人精神教育の強化・徹底を図った。そしてその具体的な手段として、陸幼への「地方」・「中央」の２段階制導入（教育の長期化・早期化）、および尋常中学校など陸幼以外からの将校採用の停止または大削減を提案したのである。

だが、児玉の提案はこれだけではなかった。ドイツとロシアの軍諸学校を視察した児玉は、さらにもう１つ、軍人精神強化のための手段を見つけ出したのである。それは「皇室」を利用することであった。

> 独国（ドイツ）なり露国（ロシア）なり、学校教育の大眼目中士気養成の点に至ては一様にして、其（その）為めに財産を下すは、他日必ず好結果を得るの望に外ならず。両国々威の赫々（かくかく）たるは、即（すなわ）ち其結果を今日に得たるものにして、諸学校の精神は実に其基（ママ）を一にす。目撃したる現況に於（おい）て、学校の生徒は、恰（あたか）も皇帝陛下の子孫たるの感情を起さしめ、この感情は、小官の脳裏に深く相止（あいとま）り申候（もうしそうろう）。《前掲第１１報、２８丁》。

ドイツ・ロシア両国が強大なのは、軍学校での軍人精神の養成が特に重要視されているからだ。しかも両国ともに、軍学校の精神の「基」（根本）は「皇帝陛下」ただ１人であり、軍学校の生徒はまるで「皇帝陛下の子孫」のようだ。このように児玉は感じたのである。

ドイツ・ロシア両国において、軍学校の生徒と皇帝とのつながりの深さを目の当たりにした児玉は、このつながりこそが、軍人精神の養成には必要だと考えた。そこで児玉は、同じ報告書の中で、軍人精神教育を強化・徹底するための一策として、次のことを提案するのである。

> 之（こ）れ〔＝陸幼の改革〕に就（つい）ては、必ず幾分乎（か）皇室の保護を得（仮令（たとえ）名のみにても）、以（もっ）て皇室と武官との関係を、実際に於（おい）て古（いにしえ）の殿様と士族との如くならしむるは、実に希望に不堪（たえず）候（そうろう）。《同前、傍点・（　）内は原本通り》。

陸幼を改革する際には、名前の上だけでもいいから、必ず「皇室」と関連づけるようにと、強く要請したのである。

さらに続けて児玉は、「既（すで）に軍隊と皇室との関係は、聖勅〔＝軍人勅諭〕に依（より）て明瞭にして、臣等に於（おい）て更に寸毫の遺憾なきことなれども、恐ながら実際に至ては、未だ完全の点に達せざることも有之候（これありそうろう）」《同前》として、「軍隊と皇室との関係」が不完全であることを指摘しながら、その完全化には幼年学校と「皇室」とのつながりが必要だとするのである。

このように児玉は、軍人精神教育を強化・徹底させるための一手段として、「皇室」の利用を構想する。そしてこの構想の背景には、ドイツとロシアの影響と、さらには日本の初期議会前半期の反政府的な社会風潮（＝「乱雑なる社会」状況）があったことを見逃してはならない。

５、児玉構想の実現

これまでみてきたように、児玉源太郎が抱いた日清戦争以前の陸幼改革構想は、次のとおりであった。

まず児玉は、改革の目的を、軍人精神教育の強化・徹底に求めた。それは将来陸軍将校となるべき子どもから民権的な「悪風習」を徹底的に排除する必要があったからである。そして児玉はその具体策として、第１に、陸幼に「地方」・「中央」の２段階制を導入し、これまで以上の早期・長期教育を行うこと。第２に、尋常中学校など陸幼以外からの将校採用を極力抑えること。第３に、陸幼と「皇室」とのつながりを深めること。以上の３点を構想したのであった。

さて、この児玉の構想と実際の改革とは、どのような関係があるのだろうか。以下、この点について明らかにしたい。

欧州視察を終えて帰国した児玉は、その１週間後の１８９２（明治２５）年８月２５日、陸軍次官兼軍務局長に任命され、陸幼改革計画の半ばで監軍部を去ってしまう。この時、監軍（監軍部長官）三好重臣は、児玉の『欧洲報告書』を出版して、今後監軍部ではこの『欧洲報告書』を原案にして事業を進めていくと宣言する[23]。これ以後監軍部は、児玉構想に基づいて陸幼改革に突き進むことになる。

また一方、児玉自身も、陸軍次官就任後も引き続き、陸幼改革の実現に向け尽力したと言われる。これに関する１次史料は見つからない[24]が、昭和戦前の軍事史研究家・宿利重一氏は、著書『児玉源太郎』および『日本陸軍史研究メツケル少佐』の中で、陸軍次官の児玉が陸幼改革の実現に執念を燃やし、文部省と交渉する様子を描き出している[25]。宿利氏の指摘によれば、改革の実現が遅れた原因は、文部省からの強い反対と日清戦争の勃発であったという。そして日清戦後の改革実現をたたえて、「陸軍次官として児玉将軍の熱心に主張し、実施となつたことも夥（おびただ）しいが、この幼年学校に対する執著を忘れることが

出来ぬのである」[26]と締めくくる。宿利氏はこれらの文章を書くに当たって、関係者からの聞き取りを行い[27]、また宿利氏自身が「資料を陸軍省、参謀本部、陸軍大学校に要請し得る便宜ありし」[28]状態であったという。ゆえに信憑性が極めて高い。

以上の経過から、児玉の陸幼改革構想が、実際の改革に大きく影響したことは疑いない。

日清戦後の１８９６（明治２９）年５月１５日、勅令第２１２、２１３号をもって陸幼改革は実施された。この実際の改革と、児玉構想とを比較すれば、次のとおりである。

まず第１に、軍事精神教育の強化・徹底という面である。これは児玉が、改革の目的として構想したものであった。実際の改革では、新設された地方幼年学校の目的規定（勅令第２１３号・第１条）の中に、「軍人精神を涵養」することを目的とするという一文が盛り込まれた。そしてこの「軍人精神」涵養の一文は、１９４５年の陸幼廃止に至るまで、同校の目的であり続ける。

第２に、「地方」・「中央」２段階制導入の問題である。児玉の構想では、この制度を導入することでこれまで以上の早期・長期教育を行い、将来陸軍将校になるべき子どもから民権的「悪風習」を徹底的に排除しようとした。これは前述したとおりである。そして実際の改革においても２段階制は導入され、児玉の構想がそのままの形で実現された。例えば改革後に児玉は、第１０議会の貴族院予算委員会の席上で、次のように陸幼改革を説明するのである。

> 成(な)るべく幼年の時より陸軍思想と申しますか成(な)るべく此(この)軍事思想に養成せられた者を求めたいと斯(こ)う云(い)ふ希望を持って居(お)ります、（中略）兎(と)に角(かく)軍事的思想を幼年の時より注ぎ込まうと云ふ希望を以(もっ)て此学校を設立致しました。《１８９７（明治３０）年３月１０日議事》。

このように児玉は、幼少時からの軍人精神教育の徹底を期して改革を実施したと説明し、さらに「即ち軍紀の下に束縛されて稽古をする　即ち軍紀の下に慣習されると云ふこと」が大切だとするのである[29]。つまり、将校志望の子どもを、幼少の頃から隔離して「軍紀」の鋳型にはめ込むために作られたのが新制陸幼であった。

第３に、尋常中学校などの陸幼以外から将校を採用する問題である。児玉の構想では、陸幼以外からの将校採用は極力抑えることになっていた。それは、陸幼だけで陸軍将校を純粋培養することで、社会に蔓延する民権的「悪風習」が陸軍内に浸透するのを防ぐためであった。

実際の改革でも陸軍は、陸幼以外（とくに尋常中学校）からの将校採用に対して、不信

感を抱かざるを得なかった。なぜなら「尋常中学校の卒業〔者〕は幼年より軍紀に慣習せられぬ者が這入って居る」（前述第１０議会での児玉答弁）[30]からであった。だが、陸幼以外からの将校採用は、中止されることなく推移した。その原因として、松下芳男氏は、陸幼だけでは必要とされる大量の将校を養成しきれなかったからだとし[31]、遠藤芳信氏は、全国の尋常中学校長からの強い要望があったと指摘する[32]。実際には中学校からも採用せざるをえなかったのである。

しかし、その採用に対して陸軍は、児玉構想に沿って対策をとるのであった。例えば陸幼改革の翌１８９７（明治３０）年１２月に監軍山県有朋は、幼年学校長への訓示の中で次のように述べている。

> 陸軍将校の本幹は、幼年学校出身者を以て之れを造り、一般公衆より採択したる者を同化せしめんことを期す[33]。

幼少時から軍紀にしばられて育った陸幼出身者を将校の「本幹」と位置付け、陸幼出身以外の者をこの陸幼出身者に「同化」させて軍紀にはめ込もうというのである。つまり、陸幼出身者を陸軍将校の中核に位置付けることで、憂慮すべき社会的風潮が陸軍将校に浸透するのを防ごうとしたのである。さらに翌１８９８（明治３１）年制定の教育綱領でも、「帝国軍隊の精神元気は幼年学校に淵源す」[34]と述べられており、陸幼が陸軍の精神的中核として位置付けられていることがわかる。確かに実際の改革は、陸幼以外からの将校採用を残したという点では、児玉の構想と一致しない。だが、その意図するところは同じであった。陸幼出身者を将校の中核に位置付けるという児玉のねらいは実現されたのである。

第４に、「皇室」との関係の問題である。児玉は、陸幼と「皇室」とのつながりを深めようと構想したが、その具体策を報告書に記述していない。だが実際の改革では、例えば『明治天皇紀』１８９６（明治２９）年５月３０日の項によれば、陸幼の「規模を改めたる」ことを理由に、改革実施の年から、明治天皇による陸幼卒業式への臨幸が開始されている[35]。また制度とは直接関係ないが、前述したような“陸幼改革は明治天皇の思召”とする秘話が、改革直後に、新制陸幼の生徒へ非公式で伝えられたという。例えば、新制陸幼第１期生の手記に、この秘話を「洩れ承る」との記述がみえる[36]。そして「第１期生以来、口から耳へと伝承されて、われわれはそれを真実であったと信じて、天皇の幼年学校に対する殊遇に感銘してきた」[37]と、以後の陸幼出身者は語っている。つまり、改革を境にして、「皇室」と陸幼のつながりが強固なものになっていったことは確かである。

以上から、実際の改革は、次の４点にまとめることができる。第１に、「軍人精神」涵

養という学校目的が規定されたこと。第２は、「地方」・「中央」の２段階制の導入。第３に、陸幼出身者を将校の中核として位置付けたことである。第４に、陸幼卒業式への臨幸の開始などにみられる皇室との関係である。

この実際の改革と児玉の構想とを比較し、さらに前述したような改革実現までの経緯をも含めて判断すれば、実際の改革は、大筋で児玉の構想に依るものであったことは明らかである。すなわち、初期議会期の藩閥政府と民党とが相対峙する中で構想された陸幼改革は、日清戦争以後、政府と民党との提携が成立して大規模な軍拡が可能となる中で、ようやく実現に至るのであった。

小　括

「日本が明治初年に近代軍隊を創設した頃、西欧諸国の将校はまだ、封建的・貴族的な性格をもった集団としてあり続けていた」と、広田照幸氏は著書『陸軍将校の教育社会史』で述べている。このように西欧諸国では、封建的身分階層にしばられた将校養成制度が存在し、その封建的要素はなかなか払拭されずにいた。それに対して日本では、維新後の封建的身分階層の解体により、「能力主義的で階層開放的」な将校採用方法が採られた結果、「わずか三・四十年ほどの間に将校生徒の大半が平民になってしまった」という(38)。

『欧洲報告書』の中で児玉は、「独乙（ドイツ）の候補生〔士官候補生〕の採用法は、専ら学問に依（よ）らず、多く系図と人物とに依」るので、「故に此（この）姿を其儘（そのまま）我邦（くに）に用ひ兼候処（かねそうろうところ）多く」《前掲第９報、２５丁》と述べて、日本には、家柄や身分で判断するドイツの陸軍将校の採用法をそのまま導入することはできないとするのである。ここでも広田氏が指摘する「能力主義的で階層開放的」な将校採用法を重視する姿勢は崩れない。

だが、このように「能力主義的で階層開放的」な将校採用法をとるにあたって、採用間口の広さから生じる１つの懸念があった。それは、憂慮すべき社会思想を抱く者が、「国家の干城」たるべき将校に採用されかねないという事態である。そしてこの危険性を払拭しようとしたのが、日清戦前に計画され戦後に実施された陸軍幼年学校改革であった。

改革原案となる児玉の構想は、初期議会前半期における民党の攻勢への危機感をきっかけに生まれた。この時、児玉が懸念したのは、初期議会下の「乱雑な社会」で民権的「悪

風習」に染まった子どもたちが、将来の陸軍将校になることであった。この懸念ゆえに児玉は、幼少時からの徹底した精神教育と、皇室との深いつながりとにより、将校志望の子どもを「軍紀」の鋳型にはめ込もうと構想する。そしてこの陸幼出身者を中心に陸軍将校を構成しようとしたのである。

最初に述べたとおり、本来陸軍幼年学校は、文部省の小中学校が完備された後に、軍人遺児救済の専門機関へと姿を変えるべきものであった。だがこの認識は、政党勢力に危機感を抱く児玉の改革構想を通して変質した。暫定的機関であった陸軍幼年学校は、改革により、陸軍将校養成の中核として生まれ変わったのである。そしてこの改革は、「軍紀」の鋳型にはめ込まれた陸軍将校を生み出す契機となっていくのである。

このように１８９６年の陸軍幼年学校改革は、従来言われてきたような日清戦後経営の問題としてではなく、あくまでも日清戦前とのつながりの中でとらえるべきものなのである。初期議会期における政党勢力の動きに警戒心を高めた陸軍は、その影響が陸軍将校に及ばないよう、陸軍幼年学校教育での精神主義的要素の拡充を図った。そしてその陸軍幼年学校出身者のみに軍人エリートへの道を開放した。これが１８９６年の陸軍幼年学校改革であり、「陸軍幼年学校体制」とも言うべき陸軍エリート養成制度の発足である。すなわち、陸軍の政党勢力への懸念こそが、極めて精神主義的要素の強い閉鎖的な陸軍エリート養成制度を発足させる原因となったのであり、以後の日本陸軍を深く規定することとなったのである。

---

(1)　「陸軍中央幼年学校条例」勅令２１２、１８９６（明治２９）年５月１５日、１１条。『法令全書』所収、以下ことわりのない限り同じ。「陸軍地方幼年学校条例」勅令２１３、同日、３・９条。「陸軍召募規則」陸軍省令２６、同年１２月１９日、４条。

大正中期から昭和戦時期の「陸軍幼年学校」は、「陸軍地方幼年学校」を第１次大戦後に改称させたものである。「陸軍中央幼年学校」は「陸軍士官学校予科」となる。

(2)　戸部良一『日本の近代９　逆説の軍隊』中央公論社、１９９８年、８８頁。

(3)　「陸軍幼年学校条例」陸軍省令１３、１８８７（明治２０）年６月１６日、１条。

(4)　「山県有朋謹而陸軍大輔西郷君の閣下に白す」１８７３（明治６）年１１月１１日付、「明治七年密事日記」所収、防衛研究所図書館所蔵。原本はカタカナ表記。この史料は、熊谷光久『日本軍の人的制度と問題点の研究』国書刊行会、１９９４年、７８頁でも使用されているが、本論文で引用した箇所については言及されていない。

(5)　「陸軍幼年学校条例」陸軍省布１４３、１８７５（明治８）年５月９日、２条、原文はカタカナ表記、濁点・句読点・カッコ内は引用者による。この条項は、陸幼が一時士官学校へ吸収合併した際に姿を消すが、陸軍内外の意識の底流には、暫定的機関としての陸幼の位置付けが常に存続していたと考える。それは、本論で述べたように児玉が陸幼改革を進める際に文部省と交渉すること、また改革後に、普通教育の管轄をめぐって文部側の教育界から改革への非難が噴出したこと（第２章参照）からも明らかである。

(6)　遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』青木書店、１９９４年、４６５頁によれば、１８９６（明治２９）年５月に陸軍は、国民一般の普通学が進歩したことを理由に、陸軍士官学校での予科学を廃止している。

(7)　藤原彰「陸軍拡張問題」『国史大辞典』１４、吉川弘文館、１９９３年、５２６頁。カッコ内は筆者による。

(8)　軍拡対応説を唱えた研究や新聞雑誌記事には、次のようなものがある。「各地方幼年学校学科程度」『時事新報』１８９６（明治２９）年５月２３日付。「十勅令」（ママ）『国民之友』２９７、同日、４４頁。「江湖雑感」『教育時論』４０１、同年６月５日、３６頁。「地方幼年学校」『太陽』２巻１４号、同年７月５日、１８２頁。松下芳男『改訂明治軍制史論』下、国書刊行会、１９７８年、４５４頁。防衛庁防衛研修所戦史部『戦史叢書９９　陸軍軍戦備』朝雲新聞社、１９７９年、３７頁。生田惇『日本陸軍史』ニュートンプレス・歴史新書１４０、１９８０年初版、１９９７年新装９刷、７１頁。木下秀明「陸軍幼年学校少人数制の〝家塾的〟教育」『別冊１億人の昭和史　陸士・陸幼』毎日新聞社、１９８１年、１３頁。など。

(9)　ただし、陸幼卒業者は無試験で士官候補生（士官学校）に採用されるが、それ以外の者は有試験採用であった。

(10)　前掲『近代日本軍隊教育史研究』４６６頁。その他、木下秀明「陸軍幼年学校ありき」『東京陸軍幼年学校史　わが武寮』東幼会、１９８２年、８～９頁や、前掲『日本の近代９　逆説の軍隊』９０頁など。

(11)　前掲『近代日本軍隊教育史研究』４６５頁。

(12)　前掲『日本軍の人的制度と問題点の研究』７７、８０頁。その他、前掲「陸軍幼年学校　少人数制の〝家塾的〟教育」１２頁など。

(13)　松下芳男編『山紫に水清き―仙台陸軍幼年学校史』仙幼会、１９７３年、２９頁。『鯉城の稚桜―広島陸軍幼年学校史』広幼会、１９７６年、４頁。

(14)　以上の４説は、一般に併用されることが多い。近年の例を挙げれば、森松俊夫氏は、『国史大辞典』１４、吉川弘文館、１９９３年、５３８頁では「日清戦争後、軍備拡張に応ずるため」と軍拡対応説を採りながら、『日本陸海軍事典』新人物往来社、１９９７年、１７５頁では「プロシアをモデ

ルとし」たとドイツ化説を採る。

(15)　『児玉陸軍少将　欧洲巡廻報告書』監軍部、１８９３（明治２６）年２月２８日、和装本、全９５丁、内閣文庫・国立国会図書館所蔵。以下、『欧洲報告書』と略す。

この報告書は世に出ることを前提として書かれたものではない。児玉自身は〝極秘扱い〟を希望し、「小官の差送り候報告書は、皆原案の儘差出候間、散逸せざる様、且新聞雑誌に出でざる様、御注意相願候。願くば余り他人の見ざるを希望致候」と書いている（同前書７６丁。原文はカタカナ表記、句読点・濁点は筆者による）。

(16)　由井正臣・藤原彰・吉田裕校注『日本近代思想大系４　軍隊兵士』岩波書店、１９８９年、４０９頁。カッコ内は筆者による。

(17)　日本の陸軍将校養成制度が確立されたのは、次の２大改革によってである。第１は、１８８７（明治２０）年６月の陸軍士官学校の改革である。この改革によって「士官候補生」制度が導入され、将来陸軍将校となるべき士官候補生は、陸軍士官学校の入校前には必ず軍隊に入り、一定期間の経験をつむことが必要となった。一般に「陸士何期」と呼ばれるのは、この改革以降の入校生からである。第２は、本研究で取り上げる１８９６（明治２９）年５月の陸軍幼年学校の改革である。一般に「陸幼何期」と呼ばれるのは、この改革以降の入校生からである。

(18)　前掲『欧洲報告書』２０丁。

(19)　「監軍部幕僚服務概則」監軍達、１８８７（明治２０）年７月７日、１条、内閣記録局編『法規分類大全』４７、原書房、１９７７年、１７頁所収。濁点は筆者による。原文はカタカナ表記。

(20)　監軍三好重臣は『欧洲報告書』の序文で、「少将帰朝無歳遷陸軍次官、其所討究未及施行、吾甚憾焉。因取其巡視中所郵寄簡牘、彙為一巻、置於部内。将漸次咨諏、叩其底蘊、以措諸事業。是久庶哉乎」と述べ、今後監軍部では、この『欧洲報告書』を原案にして事業を進めていくと宣言する（三好重臣「欧洲巡回報告書序」、句読点は筆者による）。

(21)　従来の研究ではドイツの影響ばかりが注目されてきたが、ロシアの影響も大きかったことがわかる。このことは本章第５節でも明らかにしている。

(22)　児玉は「議会解散の報知」をドイツ・ベルリン（滞在期間１８９１年１２月２４日～翌年１月１７日）で聞いた（前掲『欧洲報告書』３５丁）。児玉は日本の情報をかなり早く入手できたようだ。例えば１８９２年４月１０日に東京神田で起こった大火事の情報を、３日後の１３日にドイツ・ミュンヘンで当地の新聞から知り得ている（同前書８０丁）。

(23)　注（20）参照。

(24)　防衛研究所図書館所蔵の陸軍公文書には、文部省との交渉に関する史料は残されていない。また当時の文部省公文書は、関東大震災で焼失したという。

(25)　宿利重一『児玉源太郎』国際日本協会、１９４３年改訂版、４１７～４１８頁。同『日本陸軍史

研究メツケル少佐』日本軍用図書、１９４４年、３６１～３６２頁。宿利氏は、陸軍のドイツ化という視点で、児玉の陸軍改革を扱っている。

(26)　前掲『児玉源太郎』４１８頁。

(27)　前掲『児玉源太郎』の「自序」には、「関係者を歴訪し、耳を真摯に傾け、その結果に基いて起稿し」（３頁）たとある。文部省と児玉の交渉は、当時の文部省書記官木場貞長の談話に基づいている。

(28)　前掲『日本陸軍史研究メッケル少佐』、「自序」８頁。

(29)　『帝国議会貴族院委員会速記録』明治篇４・第１０回議会、東京大学出版会、１９８６年、８０～８１頁。原文はカタカナ表記。

(30)　前掲『帝国議会貴族院委員会速記録』明治篇４、８１頁。

(31)　前掲『改訂明治軍制史論』下、４５７頁。

(32)　前掲『近代日本軍隊教育史研究』４７１頁。

(33)　「陸軍幼年学校設立の主旨」教育総監訓示、１８９７（明治３０）年１２月１０日、「明治３－４５年陸軍教育史明治別記１１巻」所収、防衛研究所図書館所蔵。前掲『東京陸軍幼年学校史　わが武寮』資料編７９９～８０１頁にも収録されてある。原文はカタカナ表記、傍点・句読点は筆者による。

(34)　「陸軍幼年学校教育綱領」教育総監達、１８９８（明治３１）年８月１６日付、前掲『東京陸軍幼年学校史　わが武寮』資料編８０３頁所収。

(35)　宮内庁『明治天皇紀』第９、吉川弘文館、１９７３年、８０頁。

(36)　前掲『山紫に水清き―仙台陸軍幼年学校史』４９頁。

(37)　同前書、２９頁。

(38)　広田照幸『陸軍将校の教育社会史―立身出世と天皇制』世織書房、１９９７年、１６６～１６７頁。

第２章　日清戦後における軍事と教育の相剋

問題の所在

日清戦後は「臥薪嘗胆（がしんしょうたん）」の時代だと言われている。例えば『日本の歴史１８』（集英社、１９９２年）は次のように説明する。

> 「臥薪嘗胆」は戦後社会で魔力を振るった。軍拡財政、増税政策に対する非難はこの一語に触れて萎（な）え、国民の反政府熱を吸収してしまう[1]。

あたかもこの時代は、軍に関わる全てが無条件で容認されていたと認識されがちだ。だが、そう一概にとらえるのは問題である。この時代には軍に対する反発も顕在化したことを忘れてはならない。その端的な例が、本章で扱う“陸軍地方幼年学校の廃止要求”である。日清戦後に世論の一部として登場したこの廃止要求は、「臥薪嘗胆」の「魔力」にも「萎え」ることがなかったのである。ゆえに、これを検討することで、今日一般的にイメージされる「臥薪嘗胆」期とは異なった側面が見えてくるであろう。

日清戦後だけではない。ひいては近代日本全体をとらえる上でも、極めて重視すべき問題がそこには含まれている。この陸軍地方幼年学校の廃止要求は、１８９６（明治２９）年の陸軍幼年学校改革によって陸軍が文部省の管轄領域を侵害したことから生じたものであり、この陸軍地方幼年学校ほど、教育界の反発をまねいたものは他にない。しかも、他の領域を侵害するというこの陸軍の姿勢が、近代日本に大きな影響を与えたことは、「二重外交」１つをとってみても明らかであろう。その意味からいっても、この陸軍の行動を、単なる日清戦後の一事例としてだけで片付ける訳にはいかない側面を含んでいる。

しかし、これほど重大な出来事であるにもかかわらず、この陸軍地方幼年学校の廃止要求は、今までほとんど注目されてこなかった[2]。それはこの廃止要求が、軍事史と教育史の狭間（はざま）にある問題であったからであろう。１９７０年代以降今日に至るまで、軍事史と教育史の歩み寄りが模索されてきた[3]。だがその一方で、軍事史は軍事史だけ、教育史は教育史だけと、分野別に研究が行われ続けてきたことは否定できない。その結果見落とされてきたのが、この廃止要求の問題だったのである。

すなわち本稿が取り上げる陸軍地方幼年学校をめぐる問題は、近代日本における陸軍や

文部省・教育界の動向を､総合的・学際的にとらえうる格好の研究素材であると言えよう。それは、ひいては近代日本のあり方をより広い視野でとらえていく一作業ともなるのではないか。

１、陸軍地方幼年学校批判の発端

日清戦後の１８９６（明治２９）年５月１５日、「陸軍幼年学校」に抜本的な一大改革がほどこされた。これが問題の発端であった。

前章で詳述したように、陸軍幼年学校に「地方」・「中央」の２段階制を導入して、修業年限を旧来の３年制から５年制に延長させたのが、その改革の主な内容である。すなわち、旧来の「陸軍幼年学校」を「陸軍中央幼年学校」（全１校）と改称・改編し、その下級学校として「陸軍地方幼年学校」（全６校）を新たに設立し、地方・中央合わせて５年間の長期教育を行うことにしたのであった[(4)]。そしてこの改革により陸軍幼年学校は、従来以上に文部省の「尋常中学校」と酷似した学校となる。

表２－１　陸軍幼年学校の授業（1898年現在）

	地方幼年学校			中央幼年学校	
	１年	２年	３年	１年	２年
倫　理	1	1	1	1	1
国漢文	6	6	6	5	5
外国語仏独露	6	6	7	7	7
歴史･地理	4	4	4	2	3
数　学	6	6	6	6	6
理化示教	1	—	—	—	—
博　学ママ	—	3	2	—	—
物理化学鉱物	—	—	—	4	6
図　画	1	2	2	2	1
習　字	2	—	—	—	—
唱　歌	適宜	適宜	適宜	—	—
論　理	—	—	—	1	—
教練初歩･体操等	3	3	3	7	8

※前期の授業時数を掲げた。
※1898年8月「陸軍幼年学校教育綱領」教育総監達、『東京陸軍幼年学校史わが武寮』東幼会､1982年、資料編805～806頁所収、より作成。

表２－２　中学校の授業（1901年現在）

	中　学　校				
	１年	２年	３年	４年	５年
修　身	1	1	1	1	1
国語漢文	7	7	7	6	6
外国語主に英語	7	7	7	7	6
歴史･地理	3	3	3	3	3
数　学	3	3	5	5	4
—	—	—	—	—	—
博　物	2	2	2	—	—
物理化学	—	—	—	4	4
図　画	1	1	1	1	—
—	—	—	—	—	—
唱　歌	1	1	1	—	—
法制経済	—	—	—	—	3
兵式体操普通体操	3	3	3	3	3

※1901年3月「中学校令施行規則」文部省令3､第14条、『法令全書』所収、より作成。

さて、この改革の具体的な内容は、その予算が成立し、条例が公布された後、初めて世間に知らされた[(5)]。突然の出来事に対し、多くの新聞雑誌が、この改革を取り上げ報道した[(6)]。とくに、既設の陸軍中央幼年学校（以下、中央幼年学校と略す）自体よりも、新設

の陸軍地方幼年学校（以下、地方幼年学校と略す）の方に、報道の目が注がれた。例えば『太陽』誌は、この地方幼年学校の新設を「陸軍幹部養成上の一大進歩」と報じている[7]。

改革当初は、この地方幼年学校の新設を、歓迎する声がもっぱらであった。例えば『都新聞』は、「青年は進んで地方幼年学校に入るべき」であって、「今の各尋常中学校は、悉く範を地方幼年学校に取」るべきだと報道した[8]。『国民之友』誌も「軍事的教育を盛ならしむるは刻下の急務　此種の学校を地方に設くるは　時務に於て欠くる処なし」としている[9]。同じく『太陽』誌も「吾等は地方幼年学校の設立を悦ぶ」と述べていた[10]。

だが、同年５月２２日付の『日本』新聞が、この地方幼年学校の新設を、陸軍による「文部に対するツラあて」だと報じたことから、事態は徐々に変わっていく。この『日本』紙報道によれば、地方幼年学校新設の原因は、陸軍が要求する「精神教育」強化を、「世界主義なる現文部」（＝西園寺公望文相）が、一向に実施しようとしなかったことにあるというのである。それにしびれを切らした「陸軍が文部に対するツラあて」として新設したのが地方幼年学校であり、「何を申すも世界主義の大臣を戴くは教育界の大損なり」というのが、この報道の内容であった[11]。なぜ、地方幼年学校の新設が「文部に対するツラあて」となり得るのか。それは地方幼年学校の新設によって、陸軍幼年学校全体が、文部省管轄の尋常中学校と酷似したものとなったからである[12]。これが、『日本』紙が述べる「文部に対するツラあて」説の根拠となっていた。そしてこの「文部省に対するツラあて」説は、他の新聞雑誌でも紹介され話題を呼ぶ[13]。

この『日本』紙の報道は、西園寺文相の教育観への非難を主とするものであった。だがこの報道をきっかけとして、世論の非難は反対に、地方幼年学校とその設立者である陸軍へと向けられていく。例えば、１ヶ月半後の７月４日、棚橋一郎（私立郁文館中学校長）は、大日本教育会主催の「講談会」で、次のように述べている。

> 此地方幼年校と云ふものを立てるに付て　世間で攻撃がある点と云ふものは、世間に中学と云ふものが沢山あるのに、陸軍が又中学と同一の組織を持つて居る処の地方幼年校と云ふものを設置すると云ふのは、文部の管轄区域に侵入をして　詰り無駄の金を遣つて居ると云ふ事で、是が一番多い攻撃の点であるのであります[14]。

すなわち「世間」の人々が、地方幼年学校の新設を、陸軍による文部省管轄領域への「侵入」だと解釈して「攻撃」しているというのである。棚橋がこのような演説を行ったのには訳があった。この「世間」の人々が、怒りのあまり幼年学校関係者宅に詰め寄り、どういうことかと詰問するという騒ぎを起こしていたのである。当時、棚橋は中央幼年学校の

文官教官（嘱託）を兼任していた。棚橋は、「余り八ケ間敷く新聞抔に論ずる人がありまするし、中には自分の宅などに来りて私が陸軍に関係がある為に反対論抔をかつぎ込む人などがあります」と、困り果てた。そこで棚橋は、予定していた演説題目を急遽変更[15]。「地方幼年学校設置に関する卑見」と題して、地方幼年学校を擁護する演説を「聴衆百名余」の前で行ったのであった[16]。

棚橋は、陸軍が地方幼年学校を新設したのは、「日本全体の中学」が「甚だ陸軍の軍人から見ては不完全に見受ける」からであると前提し、さらに次のように述べた。

> 然るに世間が　漫に其の文部の区域内に侵入したる事のみを責めて、何故に侵入されたかといふ事を考へないのは　頗る不都合と思ひます[17]。

このように棚橋は、「世間」の地方幼年学校新設批判に対して、反論を試みた。当時、地方幼年学校への批判に反応を示したのは、陸軍の中では学校現場にいたこの棚橋だけであった。しかも棚橋は、嘱託の文官教官であって正規の者ではない。まだ陸軍当局者自身は、この問題にあまり危機感をもっていなかったのであろう。だが、地方幼年学校新設への批判は、さらに強まっていったのである。

２、貴族院での陸軍地方幼年学校批判の登場

地方幼年学校新設への批判にさらに拍車をかけたのが、帝国議会（貴族院）での質疑であった。帝国議会において誰よりも先に地方幼年学校の問題を取り上げたのは、貴族院勅撰議員・無所属の久保田譲であった。管見するところ、地方幼年学校廃止論者として公の場に実名で登場する最初の人物である[18]。久保田は元文部官僚（前文部次官）であった[19]。

１８９７（明治３０）年３月１０日、第１０回議会の貴族院予算委員会総会において、久保田は初めて地方幼年学校についての質疑を行った。久保田は次のように質問した。地方幼年学校は「中学校若くは小学校等の学科と格別の差異はないではないか」、なぜ必要とするのか。

これに応答したのは、児玉源太郎（陸軍次官）である。児玉陸軍次官は次のように答えた。確かに中学校や小学校と変わった所は無いが、「唯総て精神上の教育と申しますか、兎に角軍事的思想を幼年の時より注ぎ込まうと云ふ希望を以て　此学校を設立致しました」。すなわち精神教育の面から地方幼年学校の重要性を強調したのである。

さらに久保田は、質問した。

此事（＝地方幼年学校新設）に付て　日本全国の教育を掌る所の歴然たる文部大臣に御協議になって到底軍人の予備教育と云ふものは　文部大臣の職務に於ては為し能はないと云ふことを　陸軍に証明して　それで着手されたのであるか。

つまり、文部大臣が「軍人の予備教育」は尋常中学校では不可能だと認めたのか、と質問したのである。児玉陸軍次官は、文部省と協議の上で地方幼年学校を設置したが、「殊更に文部省では出来ないと云ふ証明をしたと云ふことはございませぬ」と答えた。すると久保田は次のように詰め寄った。文部省側で行うべき「普通教育（小・中学校教育）と云ふものは　軍人に為ることも出来れば　学者に為ることも出来れば　職工に為っても国民たる精神は一も異ることがあってはならぬ」。しかし先ほどのお話では、「文部大臣の権力が甚だ微弱にして　陸軍大臣の権力が甚だ盛にして　遂に文部大臣の権力を犯されたと謂はなければならぬ位のことで、夫れ故に（文部大臣は）余儀なく同意をせられたではないかと思います」。

児玉陸軍次官は、「夫れ（精神教育）が　全国の学校で陸軍の望む通りのことが行はれますれば　無論地方幼年学校は要しませぬ」と答えた。久保田はその返答に一応満足し、「誠に明な御答で極御同意である」と述べた。そして文部大臣への質問に切り替えようとしたが、本人が欠席していたので、それは後日のこととなった[20]。

３日後１３日の予算委員総会でも久保田はこの問題を取り上げた。今度の質疑は文部省に対して行われた。前文部次官の久保田にとって、地方幼年学校の新設を容認した現文部省の行動は、あまりにも不可解であった。そこで、久保田は、次のように質問した。文部省は地方幼年学校をどう考えているのか、「全国皆兵」の世に、文部省管轄学校の精神教育もまた、軍人精神というものには常に注意していると「固く信じて居ります」。

しかし牧野伸顕（文部次官）は、陸軍省より地方幼年学校設置についての「照会」があり、その目的を質したところ、次のようであったので認めたと言うのである。

即ち軍人を養成すると云ふ目的であるので、夫れは文部省に於ては　そこまでの考を以て此普通教育を致しては居らぬのであります、（略）故に文部省に於きましては此幼年校は軍人養成の為に設置すると云ふことに付きましては　異存は述べませぬであります。

すなわち牧野文部次官は、文部省管轄の「普通教育」では十分な「軍人養成」が出来ないとして、あくまで地方幼年学校を容認する姿勢を見せたのである。だが久保田は引き下がらなかった。予算委員長（谷干城）が「御議論は茲でなさる所であるまい」と注意した

が、それをさえぎってまで質疑を続けた。反対派の前文部次官と、容認派の現文部次官との一騎打ちであった。久保田は、現文部次官を説得しようと次のように訴えた。

> 小学中学の教育を完全にして　何の予備にでもなるやうになって居(お)る、さう云(い)ふ方向を以て　今日我邦の学政も進んで居ると思ふ所に　陸軍は是(これ)までなかったものを今日新に設けると云ふことである、（略）併(しか)し陸軍省は　文部省でそれだけ出来るならば　決して地方幼年学校を強ひて設ける要はないと申さる。

文部省管轄の普通教育機関（小・中学校）では、全ての職種に対応した予備教育が行われている、故に陸軍将校になるための予備教育も可能である。久保田はこう信じて疑わなかった。しかし牧野文部次官は、「文部省に於きましては陸軍の希望だけのことは出来ないのであります」と、消極的な返事をした。すなわち小中学校では、陸軍将校になるための予備教育は不可能だと言うのである。説得をあきらめた久保田は、「余程議論が長くなりますからよします」と、質問を打ち切ってしまった[21]。

この後も久保田は、地方幼年学校への批判を廃止要求に展開させて、貴族院や教育界における地方幼年学校廃止要求の急先鋒として活躍することになる。従来の教育史研究では、久保田は、「学制改革運動の中心的人物の１人」またはその「急先鋒」として位置付けられてきた[22]。この「学制改革運動（問題）」は、明治中期以降の教育制度を根本的に再構築していった原動力として、近代教育史研究において極めて重視されている。中でもとくに、久保田の提唱した８年制中学校案は有名である。だがこの案には、「中学校は唯今よりも一層完全に致したい」という久保田の願いがこめられていたことは、あまり知られていない。さらに注目すべきは、この案の提唱が、地方幼年学校廃止要求の後に行われたということである。久保田は、８年制中学校案を提唱した際、その重要性を次のように強調している。

> 中学校が我々の希望する如く完全になるときには彼の陸軍の幼年学校、陸軍の幼年学校と云(い)ふものは文部省の中学校が不完全なるが為めに余儀なく立てて居ると云ふことは当局者自身も申して居る、夫(そ)れ故に中学校が完全になりましたときには　陸軍の幼年学校も不用になる。《１８９９（明治３２）年１１月４日、帝国教育会での講演》[23]。

つまり久保田の８年制中学校案は、地方幼年学校廃止要求の過程で生まれ出たものであった。久保田が学制改革運動の「急先鋒」となり中学校制度の見直しを図るようになったのは、地方幼年学校廃止要求を通して尋常中学校のあり方を模索するようになった、その結果だと考えるべきなのである。

３、文部省側の態度への反応

さて、第１０回議会での久保田の質疑により、地方幼年学校新設に対する文部省側の態度が公にされた。これにより教育界は騒然となった。

当時の「文部省は最も弱体な官庁であり、政府部内でも軽視され、あるいは無用の長物視されがちであった」と言われている[24]。文部省は、陸海軍省に比ぶべくもない微弱な存在であった。教育関係者たちは誰もみな、文部省の弱体な状態に対して、いつも神経をとがらせていた。このような中で西園寺公望文相下の文部省は、地方幼年学校新設に際しても、その無力さを露呈させたのである。すなわちこの地方幼年学校をめぐる問題は、よく知られる「文部省廃止問題」と並んで、当時の“文部省の弱体化”を示唆する出来事であったといえよう。この点を指摘する先行研究はない。つまり地方幼年学校の新設と“文部省の弱体化”との関連は、本研究が軍事史・教育史という２つの史的側面から総合的に考察したことで初めて明らかになった歴史的事実である。たとえば『教育時論』誌社長の湯本武比古（たけひこ）は、その当時の様子を、次のように述懐している。

> 当時の文相も、亦固（またもと）より之（これ）（＝陸軍幼年学校の改革）に反対せし者なるが、陸軍省は、一言の下に之を排して曰はく、文部省所管の中学校は、極めて不規律なり無秩序なり、随ひて屢々（しばしば）学校騒動を起す等の不祥事を演ず、（略）。之に対して當時の文相は、一言の反駁をも試みること能はずして、幼年学校の拡張増設に、同意したりといふ[25]。

つまり西園寺文相が、陸軍の要求に押し切られた形で、地方幼年学校新設を容認したというのである。教育界はこの事実にショックを覚えた。

> 然るに此（こ）の消息の洩れ伝はるや一般教育家は、文相の態度に憤慨し、地方幼年学校設置に反対する意見を、或は新聞雑誌上に発表するものあり、或は當局者を訪問して、之（これ）を具陳する者ある等、頗（すこぶ）る喧々囂々（けんけんごうごう）〔ママ〕たりしなり[26]。

文部省の態度が公表されたことにより、地方幼年学校新設への批判は、より一層活発化したのであった。例えば『教育報知』誌も、文部省の弱体ぶりを知り、地方幼年学校批判に加わっている。この雑誌は、明治中期における代表的教育雑誌の１つである[27]。

この『教育報知』誌は、当初、地方幼年学校の新設を容認する姿勢を見せていた。例えば、先の「文部省に対するツラあて」説に対しても、それは「根なきの巷議（こうぎ）」だとして相

手にせず、地方幼年学校の必要性を説いて「陸軍教育は実に専門の伎倆を要する者あるが故に此学校の特設を見るに至りたる」と述べていたのである[28]。

だが、文部省の態度が公表された後、『教育報知』誌はこれまでの容認姿勢を一転させた。この行動は「文部省の威信　年毎に衰弱し」ていることを痛感し、その威信回復を願ってなされたものだった。そして「教育機関分轄の大患」と題する記事を掲載したのである〔１８９７（明治３０）年６月１４日号〕。その中で『教育報知』誌は、文部省以外が管轄する諸学校を文部省管轄下に移行して、「学政統一」を目指すべきだと主張した。なかでも特に幼年学校を名指しして、「陸軍中央幼年学校、地方幼年学校等の如き予備に属するものは、決して陸軍省の直轄に属す可き性質なし」と述べ、中央・地方両幼年学校の文部省移管を主張したのである。また、その主張の根拠として、“文部大臣は「教育学問」の総轄者”という大原則（１８９３年公布「文部省官制」第１条）を取り上げて強調した[29]。

これまで、批判の対象は、新設の地方幼年学校のみに集中していた。故に『教育報知』誌が、既設の中央幼年学校までも批判の対象に入れたことは画期的であった。

４、山県有朋監軍の反論とそれへの反応

陸軍幼年学校（とくに地方幼年学校）への批判は、法的成立の１年後１８９７（明治３０）年には、かなりの高まりを見せていた。このような中、陸軍中枢部はついに反論を試みる。８月１７日付『都新聞』は「山県大将と中等教育」と題する記事を掲載。その中で、陸軍教育総監者である監軍の山県有朋（陸軍大将）は、次のようにコメントした。

> （陸軍の）幹部の教育は　普通中等教育（＝尋常中学校）と密接の関係あることは云までも無し　然るに現今の中等教育は　其過程の同一なるに関らず生徒の学力均一ならず　特に精神的教育に至ては地方の異るに随て其懸隔甚しく　為めに軍事教育上の差支となること多く　而も尚武心の十分ならざるは慨嘆の外無し　是畢竟我教育社会に人物の乏しき為めに外ならず（略）故に教育社会に鶏群の鶴其人を得るまでは陸軍の教育は陸軍自ら之を完全の域に進むるの決心を以て　軍事以外の教育も自から之に當るの覚悟無かるべからず　監軍の仕事も随分忙がはしきものにあらずや[30]。

つまり山県監軍は、尋常中学校における「精神的教育」の地方格差や、「尚武心」教育の不十分さを理由に、陸軍による「軍事以外の教育（＝陸軍幼年学校の教育）」の必要性を訴えたのである。

当時、地方幼年学校の第１期生入校（同年９月１日）を目前に控えていた。故に山県監軍のコメントは、地方幼年学校への批判の高まりを意識し、それを押さえつけて第１期生入校をスムーズに実現させるためになされた可能性が極めて高い。

この山県監軍のコメント（反論）は他でも報じられた。例えば『日本人』誌（９月５日号）は、「山県監軍」の談として『都新聞』の記事を転載している[31]。なかでも最も大きく取り上げたのは『教育報知』誌である。前述の通りこの雑誌は、地方・中央両幼年学校の文部省移管を叫んでいた。この『教育報知』誌（８月３０日号）は、「山県監軍　教育者を痛罵す」と題して、次のように批評した。

軍人社会は皆、山県監軍のような考え方をもっているからこそ、「政理の大綱を犯かして教育の事を私し、無用の地方幼年学校等を起して敢て顧みる処なし」。

このように一旦は怒りの批評をしたものの、続けて、「されど、監軍の言や、我が教育社会の為めには１種の良剤たるを失はず、教育者諸君、深く監軍の痛言に感激し、以て大に自ら責むる処あれ」と締めくくり、山県監軍の反論を肯定的に受け止めている[32]。山県監軍の反論が牽制（けんせい）になったのか、『教育報知』誌はそれ以後１年以上もの間、幼年学校の是非についての記事を一切掲載しなかった。そして９月１日、全国の各地方幼年学校では、第１期生入校が何事もなく実施されたのである。

さて、一見すれば、山県監軍の反論が、地方幼年学校批判を押さえ込むのに効果的であったように見える。だが実は決してそうではなかった。次節で詳述するが、この山県監軍の反論を乗り越えて、次々と教育関係者が、新たに地方幼年学校批判へと参加していったからである。その状況は山県監軍をさらに身構えさせた。たとえば１２月１０日、山県監軍は「各幼年学校長」を集めて、彼らに３つの「訓示」を与えている[33]。この内の２つは、明らかに地方幼年学校批判への対抗を意図したものであった。その訓示によれば、陸軍が陸軍幼年学校を尋常中学校に酷似させた理由は、次の通りであった。

> 将校たるに要する素養は普通教育と甚しき庭径（ママ）（へだたり）なく　且つ幼年学校生徒中病気其他の事故に依り軍人たるを得ざる者は　尋常若くは高等（ママ）中学（ママ）に転学するの必要あるを以て　幼年学校学科の種類、範囲及程度は　勉て之を尋常中学と同一ならしむるを期したり。

つまり陸軍側は、自らの利便を期して、意図的に幼年学校を尋常中学校に似せたと言うのである。そこにはこの行動が文部省の権限を侵すものだという認識は全くない。訓示はさらにその利便性を強調し、「務て文部省の施設と其軌を同ふし　以て我普通教育の一轍

を図るは　将来軍事教育の利便を致す所以にして　陸軍の為め進て以て採るべき道なりとす」と述べられてある。自己利便のために他者の権限を顧みず突き進む陸軍の体質が、ここでも明確に現れている。さらに訓示の別紙「参照」には、「独逸皇帝の勅令」を載せ、ドイツの幼年学校も「中学と同等」の教科を行っているとして、日本の幼年学校の正当性を強調するのである　《以上、訓示「将校候補者に要する素要」[34]より》。

また山県監軍の訓示は、陸軍幼年学校を特設する必要性を、次のように述べている。

> 将校の性格中最も重きを軍人精神となす（略）該精神の涵養は　之を尋常中学校の教育に求むること能はず　否求むべきものに非らず　尋常中学校は志望の種々なる子弟を教成する所なればなり　其他普通学科中軍事学講究上特に斟酌加減して之を教習せしむるの必要ありと雖　是れ亦一般尋常中学校の教育に対して要求すること能はざるなり。

すなわち「軍人精神」涵養や「軍事学講究」を見込んだ普通教育は、尋常中学校では不可能だと言うのである　《以上、訓示「陸軍幼年学校設立の主旨」[35]より》。

これら山県監軍の訓示は、尋常中学校に酷似する陸軍幼年学校の“存在意義”を各幼年学校長に改めて確認させるためのものであった。またそれは、山県監軍が無視できないほどに、陸軍幼年学校への批判が拡大していたことを意味するのである。

５、山県監軍の反論を乗り越えて

山県監軍の最初の反論は、意欲的に幼年学校批判を繰り返す『教育報知』誌を沈黙させた。だが、まもなくして、次々に新たな教育関係者が、地方幼年学校批判に参加していったのである。その先頭に立ったのは、教育団体「学制研究会」と、教育雑誌『教育時論』の２つである。

まずは、「学制研究会」の行動について考察する[36]。学制研究会とは、主に貴衆両院議員が会員となり、帝国議会と教育界との橋渡し的役割を担う教育団体である[37]。前述の久保田譲貴族院議員も会員であった。１８９７（明治３０）年１１月、学制研究会は、第１１回帝国議会（１２月２１日開会）にむけて、議会に提出すべき建議案を審議する。その議題の１つに「地方幼年学校廃止案」が取り上げられていた。その様子を『教育時論』誌は「学制研究会の事業」と題して次のように報じている。

> 尚亦地方幼年学校廃止案は　来る第十一議会に提出して　其素志を貫徹せんものと

会員等は、皆奮起し居れり[38]。

学制研究会員達は、地方幼年学校を「廃止」させようと「奮起」していると言うのである。これまで“批判”だったものが“「廃止」要求”へと展開し始めたのであった。前述した山県監軍の「訓示」は、議会開会直前のこのような状態の中で、陸軍内部へ発せられたものであった。これにより陸軍は、議会での廃止要求に対抗するため理論武装を施し、かつ陸軍内部の結束を図ったのではないだろうか[39]。

だが、肝心の第１１回帝国議会は、５日間という極めて短期間の内に、衆議院解散により幕切れとなってしまう。地方幼年学校廃止案は提出されなかった。それ以後も学制研究会は、翌年５月の第１２回帝国議会（特別会）にむけて、地方幼年学校廃止案についての審議を何度も行った[40]。そして『太陽』誌は、第１２回議会について次のように推測している。

> 文部省より提出せらるる各種法律案の外、学政（ママ）研究会の主動にかかる地方幼年学校廃止案、（略）等は　今回の議会に於て提出せらるる重要なる問題なるべけれど、開会短期なれば、其議了を見るべくもあらざるべし。去れば今回は単に提出に止まるべし〔傍点は原文の通り〕[41]。

すなわち、地方幼年学校廃止案が学制研究会から第１２回議会へ提出される予定だが、会期が短いので議了には至らないだろうというのである。『教育時論』誌も同様の推測をしている[42]。このように、学制研究会による廃止案の提出は、確実視されていた。だが結局、第１２回議会においても、地方幼年学校廃止案は提出されなかった[43]。前述諸雑誌の推測通り、廃止案を提出するには会期が短すぎたのだろう。学制研究会はこの後も廃止案の審議を続けていく[44]。

次に、教育雑誌『教育時論』の行動について考察する。『教育時論』誌は、教育雑誌の中では全国１位の発行部数を誇り「教育雑誌の大王」と評されていた[45]。この雑誌は、すでに早い段階〔１８９６（明治２９）年９月〕で、伏櫪（ふくれき）居士（本名・石田陸舟）の「地方幼年学校の設立」と題する批判論文を掲載していた[46]。だが雑誌自らの主張として、地方幼年学校の「廃止」を要求するようになったのは、翌１８９７（明治３０）年１１月半ばからである。これは学制研究会による廃止要求の開始とほぼ同時である。この雑誌は「学制研（学制研究会）の機関誌的役割を果し続けた」と言われている[47]。しかもこの雑誌の発行元「開発社」社長には、学制研究会員（のち幹部）の湯本武比古（たけひこ）が就任していた。湯本は、大正天皇の幼少時の「御教育掛」として知られる人物である。そしてこの湯本自身

も、強硬な地方幼年学校廃止論者であった[48]。故に『教育時論』誌は、学制研究会が始めた地方幼年学校廃止要求に連動して、廃止要求を始めた可能性が極めて高い。

湯本社長率いる『教育時論』誌は、「陸軍地方幼年学校を廃せよ」との訴えを開始する〔１８９７年１１月１５日号〕[49]。この雑誌による廃止要求も他と同じく、文部省の「威信回復」を願って主張された。すなわち「文部の陸軍に於ける、病羊の猛虎に於けるが如」き状態を嘆き、地方幼年学校設立は、陸軍が「文部所管の中等教育部内を侵犯したる」結果であると非難した〔翌年２月２５日号〕[50]。

以上のように、地方幼年学校への批判や廃止要求は、まず教育関係者を主たる担い手として開始された。教育関係者は、地方幼年学校が尋常中学校と「同一なる教授」を行うことに目を付け、陸軍が文部省のセクションに介入したこと、および文部省がそれを容認したことに対して批判した。これは、文部省の弱体化をくい止めようとする教育界の意識の現れであったとみることができる。

６、廃止要求の波紋と弱点

実は、教育界からの地方幼年学校廃止要求には、大きな弱点があった。それは尋常中学校における風紀悪化である。陸軍側は、尋常中学校での「精神教育」が不十分であることを主な理由として廃止要求と対抗した。もし仮に地方幼年学校が廃止された場合、その代わりを担うのは尋常中学校である。だが、陸軍から見ての尋常中学校は、あまりにも役不足であった。実際に当時は、尋常中学校における風紀悪化が大きな社会問題となっていたのである。中でも特に、尋常中学校で頻発する「学校騒動（または学校紛擾）」が問題視されていた。地方幼年学校が新設された同じ月にも、三重県と富山県の２つの尋常中学校で起きた学校騒動が新聞雑誌をにぎわせている[51]。文部次官の牧野伸顕は、学校騒動を「現今教育上の一大弊害なり」として頭を悩ませていた[52]。

つまり、誰もが、陸軍側の意見に同意せざるを得ない一面をもっていたのである。それ故に、地方幼年学校の廃止要求も、陸軍側の反論を十分に叩くことが出来ず、議論がかみ合わないまま推移するのであった。例えば地方幼年学校が新設されて間もなくの１８９６（明治２９）年７月のことである。当時陸軍中央幼年学校の嘱託教官であった棚橋一郎は、地方幼年学校が新設された原因を次のように分析した。

一番軍人社会の脳髄を刺衝する所のものは　例の地方の学校騒動です。（略）、頻

りに校長放逐の運動であるとか、教員排斥の運動であるとか生徒が退学をされたとか、戻されたとかいふ騒ぎを演出して居る。此点が最も軍人社会の眼に染みて居ることであつて、中学に総ての授業のことは任したいは山々である、（略）山々であるけれども、ああ云ふ風に生徒を育てられては始末に終へんと云ふことが、一番陸軍部内の頭を病ましめて居るやうに聞かれます[53]。

すなわち地方幼年学校新設の原因は、尋常中学校での「学校騒動」にあるというのである。このように「学校騒動」に原因があるという説は、当時の教育関係者たちの間で広く唱えられたものである[54]。また実際に、陸軍側が「学校騒動」を問題視していたことは、陸軍関係者である棚橋の演説からも明らかである。

陸軍の文部への介入を許す原因とされたこの「学校騒動」と地方幼年学校との相関関係は、従来の研究ではまったく指摘されてこなかった。これまで教育史は文部教育の範囲だけで「学校騒動」を研究し、軍事史は軍事の範囲だけで地方幼年学校を研究してきた。それ故に、この２つの相関関係が見落とされてきたのである。そして、さらに棚橋は次のように指摘した。

中学の規律は甚だ不完全なることである。教則上の規律ではない、生徒取締上の規律が甚だ不完全なることである[55]。

すなわち尋常中学校での「生徒取締上の規律」が不完全だと言うのである。そして棚橋は次のように訴えた。

（地方幼年学校批判という）そんな間違つた議論をするよりも　進んで中学の今日の組織と云ふのを立派に改良をして　陸軍部内の人間にも満足を与へるやうにしてやれば、彼等から頼んでどうぞ貴方でやつて下さいと言つて来るやうになる、其れを私は希望する事であります[56]。

つまり地方幼年学校を批判するよりも、まず尋常中学校での生徒管理を徹底することの方が先決だというのである。これは棚橋だけの意見ではない。前述したように、児玉陸軍次官や山県監軍をはじめとする陸軍当局者自身の言い分でもあった。また当時、「軍備緊縮」を唱えていた谷干城（貴族院議員・懇話会）でさえも、次のように言うのである。

現今の処（ところ）では地方幼年学校がまだ必要と思ふ、何（な）ぜかと云（い）ふに、残念ながら、地方の中学校は誠に乱雑極つたものと聞いて居ります、（略）、若し果して吾々の希望する如くに、各中学校が立派なものになつた以上は、もう地方幼年学校は極不必要であるが、今の有様では残念ながら、陸軍が地方幼年学校を設立すると云ふ事に異議の

言ひ様はなからうと思ふ。《１８９７（明治３０）年１２月５日、帝国教育会総集会での演説》[57]。

「軍備緊縮」を唱える谷であったが、地方幼年学校については容認姿勢を見せていた。また、そうせざるを得ないほど、尋常中学校の状況は深刻だったのだ。教育界は、地方幼年学校の廃止要求を通して、尋常中学校での風紀頽廃の重大さを改めて思い知ることとなった。従来、教育史の研究では、「明治三十年頃」を境として尋常中学校における「生徒管理」が「強化」されていったと言われている[58]。だが本稿で見てきたように、この生徒管理の強化には、地方幼年学校の廃止要求が深く関連していたと考えるべきであろう。

小　括

以上のように、日清戦後の「臥薪嘗胆」期に噴出した陸軍地方幼年学校の廃止要求には、極めて注目すべき点が含まれている。

まず第１に、「臥薪嘗胆」といわれ、あたかも日本全体が一丸（いちがん）となって対露敵対心に燃えていたかと錯覚されがちな時代において、教育界から陸軍への強い反発が起こったという事実認識の問題である。

第２に、軍事史や教育史といった分野別の枠を取り除き、総合的・学際的に研究することの重要性である。それは陸軍地方幼年学校新設というもっぱら軍事史で扱われてきた出来事が、公教育にも多大な影響を与えていたこと、さらには学校騒動というもっぱら教育史での研究対象であった問題が、陸軍地方幼年学校新設につながったとその当時解釈されていたことなどを顧みても明らかである。近代日本において軍事と教育は、互いに深くからみ合っており、この２つを切り離して考えるよりも、関連させながらとらえる方がむしろ自然ではないのか。

第３に、１８９６年の陸軍幼年学校改革すなわち陸軍地方幼年学校の新設が、陸軍による他の領域の侵害であったことである。そのことの重要性は、大正時代の到来とともに現出する陸軍の政治への介入とそれに対する周囲の反発が、「憲政開始以来未曾有の政治的大事件」[59]とされる「大正政変」を引き起こしたことや、また外務省とは別ルートによる陸軍の対中国「外交」（いわゆる「二重外交」）が、日本の対中国政策を毒したことを考えても明らかであろう。

日清戦後、陸軍幼年学校をめぐる教育抗争が登場した。近代日本史上、教育界と陸軍が、

これほどまでに激しくぶつかり合った例は他にない。この陸軍幼年学校をめぐる教育界と陸軍との相剋は、その後も周囲を巻き込んで高まりを見せ、隈板内閣期、日露戦前期、大正政変期、大正軍縮期を山場としながら、引き続き展開されていくことになる[60]。

---

(1)　海野福寿『日本の歴史１８　日清・日露戦争』集英社、１９９２年、１０４頁。

(2)　陸軍地方幼年学校の廃止要求については、先に遠藤芳信氏の研究がある。しかしその記述は次の数行にとどまっており、系統的に例示されているわけではない。

　　尋常中学校に比準した普通学教授の地方幼年学校が、文部省管轄を離れて設立された点などについては、その後、軍内外からも多くの批判が提出された《遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』青木書店、１９９４年、４６７頁》。

(3)　教育史と軍事史の歩み寄りとして、教育史の分野では、野間教育研究所において１９７２（昭和４７）年に開始された共同研究「近代日本における軍と教育」が有名である。その他、斉藤利彦氏や教育社会史の広田照幸氏などの諸研究が挙げられる。軍事史の分野でも、熊谷光久氏や遠藤芳信氏による諸研究が挙げられる。また、大江志乃夫氏など他の分野からのアプローチも存在する。だが、これらの諸研究でも、陸軍地方幼年学校の廃止要求は取り上げられてこなかった（前述の遠藤氏を除く）。

(4)　「陸軍幼年学校条例」陸軍省令１３、１８８７（明治２０）年６月１６日、２・１１条、『法令全書』所収、以下同じ。「陸軍中央幼年学校条例」勅令２１２、１８９６（明治２９）年５月１５日、１１条。「陸軍地方幼年学校条例」勅令２１３、同日、３・９条。「陸軍召募規則」陸軍省令２６、同年１２月１９日、４条。

(5)　陸軍幼年学校改革の予算（一部）は、第９議会〔１８９５（明治２８）年１２月～翌年３月〕において成立した。このとき政府は、相次いで速記を中止させ、予算案（主に軍備拡張費）の内容を一般社会にはほとんど漏らさなかった。陸軍幼年学校の改革案についても同様であった《『帝国議会衆議院委員会議録』６（第９回議会）、東京大学出版会、１９８６年、３１５頁》。また『太陽』誌も「政府に於ては、（略）、全国各師管に一ヶ所宛の地方幼年学校を新設することとなるべしと云ふ」と報道こそすれ、その具体的な内容には触れていない《「陸軍諸学校の拡張」『太陽』２（２）、１８９６（明治２９）年１月２０日、２１３頁》。

(6)　「陸軍幼年学校条例」『日本』１８９６（明治２９）年５月１６日。「軍事教育と地方幼年学校」『都新聞』同年５月１７日。「陸軍中央幼年学校と地方幼年学校」『毎日新聞』同年５月１９日。「各地方幼年学校学科程度」『時事新報』同年５月２３日。「地方幼年学校条例の制定」『教育報知』５１４、同年５月２７日、２４～２５頁。ほか多数。

(7)　「陸軍諸条例の改正」『太陽』２（１２）、同年６月５日、２１７頁。

(8)　「軍事教育と地方幼年学校」『都新聞』同年５月１７日。この新聞は、政府の軍拡方針を支持していた。

(9)　「十勅令」『国民之友』２９７、同年５月２３日、４４頁。地方幼年学校新設の説明が中心の記事。

(10)　「地方幼年学校」『太陽』２（１４）、同年７月５日、１８３頁。

(11)　「地方幼年学校条例制定の一理由」『日本』同年５月２２日。

陸軍幼年学校改革直後の１８９６（明治２９）年５・６月に限定して、代表的な新聞１３紙、総合雑誌３誌、教育雑誌３誌を調査した結果、『日本』新聞によるこの報道が、のちの地方幼年学校廃止要求につながったものと判断した。

(12)　例えば改革後の“学校目的”を見ると、地方・中央両幼年学校では、文部省が管轄する「尋常中学校」と「同一なる」学科を教授し、兼ねて軍人になるための精神的・予備的教育を行うことになっている《前掲各幼年学校条例第１条》。さらに改革によって“修業年限”が延長され、結果、尋常中学校と同じ５年制となった。

(13)　「文部省に対する面當」『大阪毎日新聞』１８９６（明治２９）年５月２４日。前掲「地方幼年学校条例の制定」『教育報知』２４～２５頁。

(14)　棚橋一郎「地方幼年学校設置に関する卑見」『大日本教育会雑誌』１８２、同年１０月１日、９頁。これは演説筆記。傍点は筆者による。

(15)　同前、２１頁。

(16)　「大日本教育会記事」『大日本教育会雑誌』１８０、同年８月１日、頁なし。

(17)　棚橋一郎、前掲演説筆記、１０・２０頁。

(18)　最も初期の地方幼年学校廃止論は、伏櫪居士「地方幼年学校の設立」『教育時論』４１２、１８９６（明治２９）年９月、１８～２０頁である。筆者の本名は石田陸舟であるが、この人物の詳細は確認できていない。

(19)　宿利重一氏の研究によれば、久保田譲が文部次官であった当時（日清戦争以前、１８９２～９３年）、文部省はこの陸軍幼年学校の改革計画に対して真っ向から反対していたと言われている。陸軍からの必死の説得にも文部省は耳を貸そうとはしなかったそうである《宿利重一『日本陸軍史研究　メツケル少佐』日本軍用図書、１９４４（昭和１９）年３月、３６１～３６２頁、参照》。この点に、久保田が地方幼年学校新設を批判した原因があると考えるが、なお確認できていない。久保田譲は、兵庫県出身で、１８７２（明治５）年以降文部省出仕、文部権中録、少視学、文部大録、文部少書記官、文部省普通学務局副長、文部省会計局長、文部大書記官、文部省普通学務局長、文部次官（～１８９３年）などを歴任している（戦前期官僚制研究会編『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、１９８１年、９１頁）。

(20)　『帝国議会貴族院委員会速記録』明治篇４（第１０回議会）、東京大学出版会、１９８６年、８０

～８３頁。カッコ内は筆者による。

(21)　同前、１１１～１１３頁。

(22)　平原春好『日本教育行政研究序説』東京大学出版会、１９７０年、３０５頁。文部省内教育史編纂会『明治以降教育制度発達史（復刻版）』第４巻、教育資料調査会、１９３８（昭和１３）年初版、１９６４年復刻、６０８頁。

(23)　久保田譲「教育制度改革論」『明治文化資料叢書』第８巻、風間書房、１９６１年、２７２、２７５～２７６頁、原文はカタカナ表記。

　さきに平原春好・大江志乃夫両氏が、久保田の８年制中学校案と幼年学校廃止との関連を指摘している。しかし両氏は、この２つが同時期のもので、むしろ幼年学校廃止案を８年制中学校案の附属として後からくっつけたものだととらえている節がある。だが実際は本文でも述べた通り、幼年学校廃止案は８年制中学校案より２年も前から久保田が唱えていたものなのだ　《平原春好、前掲書、３１２頁。大江志乃夫『国民教育と軍隊―日本軍国主義教育政策の成立と展開』新日本出版社、１９７４年、２０～２２頁》。

(24)　久木幸男「１８９０年前後における文部省廃止問題―天皇制教育体制確立過程における試行錯誤」『横浜国立大学教育紀要』２５、１９８５年、１０５頁。

(25)　湯武居士（湯本武比古）「寺内内閣を迎ふ」『教育時論』１１３５、１９１６（大正５）年１０月、１～２頁、傍点・カッコ内は筆者による。

(26)　同前。

(27)　『教育報知』誌の１８９８（明治３０）年度の発行部数は１５万部で、教育雑誌中全国２位（参考：『東京経済雑誌』１４万部、『世界之日本』１１万部）、《『内務省統計報告書（復刻版）』第１３巻、日本図書センター、１９８９年、「出版」３５２頁》。

(28)　「地方幼年学校条例の制定」『教育報知』５１４、１８９６（明治２９）年５月２７日、２５頁。

(29)　「教育機関分轄の大患」下『教育報知』５５０、１８９７（明治３０）年６月１４日、２～５頁。

(30)　「山県大将と中等教育」『都新聞』同年８月１７日、カッコ内・傍点は筆者による。

(31)　無題『日本人（第３次）』５０、同年９月５日、２７頁余白欄。

(32)　「山県監軍教育者を痛罵す」『教育報知』５６０、同年８月３０日、４頁。

(33)　「同（１８９７）年十二月十日　各幼年学校長会同の席上に於て教育総監より　陸軍幼年学校設立の主旨及び将校候補者に要する素養　並に各地方幼年学校長へ生徒教育に関する注意書　訓示せる」《陸軍士官学校「明治２―４５年　陸軍中央幼年学校歴史」３５丁、防衛研究所図書館所蔵、原文はカタカナ表記、カッコ内・濁点は筆者による》。

(34)　「陸軍幼年学校設立の主旨」・「将校候補者に要する素要」『東京陸軍幼年学校史わが武寮』東幼会、１９８２（昭和５７）年１０月、資料編７９９～８０３頁所収。原史料は「明治３―４５年　陸軍教

育史　明治別記第１１巻　陸軍中央地方幼年学校之部」所収、防衛研究所図書館所蔵、原文はカタカナ表記、カッコ内・傍点は筆者による。

(35)　同前。

(36)　なお「学制研究会」については小股憲明氏による詳細な先行研究がある。しかし、地方幼年学校批判との関係については、ほとんど触れられていない《小股憲明「『学制研究会』試論」『社会福祉評論』４６、大阪女子大学社会福祉学科、１９７９年、４３～１１６頁。同「教育関係議員の背景―学制研究会を中心として」『帝国議会と教育政策』思文閣出版、１９８１年、５６９～６１４頁》。

(37)　「中央に於ける教育団体」『教育報知』５１９、１８９６（明治２９）年７月２８日、２６頁。「学制研究会の近事」同誌５２７、同年１０月１３日、２３頁。

(38)　「学制研究会の事業」『教育時論』４５４、１８９７（明治３０）年１１月２５日、３２頁。また『教育時論』誌は「幼年学校設立當時の消息」（同号、３２頁）と題する記事の中で、「今回学制研究会の該校廃止運動に就ては、文部省も勿論賛成なるべし」と述べて学制研究会の活動を支援した。

(39)　山県監軍の訓示は、議会で地方幼年学校廃止が問題となった際に、外部に示されるべきものであった可能性がある。それが結局内部訓示にとどまったのは、議会が短期間で解散したためであろう。

(40)　「学制研究会の宿題」『教育時論』４６９、１８９８（明治３１）年４月２５日、２５頁。「学制研究会の議題」同誌４７１、同年５月１５日、２６頁。

(41)　「教育上の議会問題」『太陽』４（１２）、同年６月５日、２４０～２４１頁。

(42)　「帝国議会と教育問題（一八日稿）」『教育時論』４７２、同年５月２５日、５頁。

(43)　ただし第１２回議会の衆議院において、学制研究会の代表者がその問題を取り上げた形跡はある。次の第１３回議会において、野田豁通（陸軍省経理局長）は、「昨年の如きも既に予算委員でも段々夫等（＝地方幼年学校）に就きまして江原君（〔江原素六）の御尋ねもあり、又江原君の御意見も承りましたが」と発言している。江原素六（自由党）は学制研究会の筆頭幹事である。だが第１２回の速記録には江原のこのような発言は記載されていない（秘密会でのことか？）《『帝国議会衆議院委員会議録』１１（第１３回議会）、東京大学出版会、１９８６年、２８９頁、カッコ内は筆者による》。

(44)　学制研究会の沿革史には次のような記述がある。「（明治）二十九年から三十一年にかけて、本会が研究調査し、帝国議会の問題となしたものの中には、（略）、陸軍地方幼年学校の廃止等があり、（後略）」《星野馨治編『学制研究会の沿革及び功績』学制研究会、１９１９（大正８）年１１月、４頁、「東書文庫」所蔵。カッコ内は筆者による》。

　また、学制研究会は、結局議会に地方幼年学校廃止建議案を提出しなかった。この建議案が議会に提出されたのは大正に入ってからであり、学制研究会以外の手によってである〔別稿で詳述予定〕。

(45)　１８９７（明治３０）年度の発行部数は１８万部《前掲『内務省統計報告』３５２頁》。「時論の声価」『教育時論』３８６、１８９６（明治２９）年１月５日、４１頁。

『教育時論』誌は、教育史研究上の基本的文献として多くの研究者から利用されてきたが、この雑誌と地方幼年学校問題との相関関係は誰も指摘していない。

(46)　伏櫪居士、前掲論文、１８～２０頁。この史料は、遠藤芳信氏が表題のみを注で紹介している（遠藤芳信、前掲書、５０１頁）。

伏櫪居士の論文によれば、「地方幼年学校の設立は有害無益の事業」であり、その理由は、心身共に「非常に転変し易き少年の時期」、すなわち軍人としての適性が怪しまれる「當てにならぬ時期」の子どもを採用する仕組みだからと述べられている。このように幼少時採用への危惧を理由とした批判は、当時ほとんどなく例外的なものであった。

(47)　小股憲明「『学制研究会』試論」、前掲書、５７頁、カッコ内は筆者による。

(48)　「陸軍地方幼年学校」『湯本武比古選集』信濃教育会、１９５５年、１４１～１４３頁。

(49)　「陸軍地方幼年学校を廃せよ」『教育時論』４５３、１８９７（明治３０）年１１月１５日、７頁。

(50)　「文部省と陸軍省」『教育時論』４６３、１８９８（明治３１）年２月２５日、５～６頁。

(51)　「三重と富山の尋常中学生」『日本』、「三重中学生徒同盟欠課」「富山中学生徒停学事件」『東京朝日新聞』、以上１８９６（明治２９）年５月１９日付。「三重中学紛擾続聞」『東京朝日新聞』同月２１日付。「三重中学生徒の同盟休校」『都新聞』同月２２日付。「尋常中学生同盟欠課の処分」『日本』、「三重中学校生徒処分」『東京朝日新聞』、以上同月２４日付。「中学騒動」『大阪朝日新聞』同年６月３日付。「第二年生又々同盟休校す」『日本』同月５日付。ほか。

(52)　牧野伸顕「教育意見」中「学校騒動に就て」『教育時論』３８６、１８９６（明治２９）年1月５日、２９頁。

(53)　棚橋一郎、前掲論文、１０頁、傍点は筆者による。

(54)　次の記事は、地方幼年学校新設の原因が「学校騒動」にあるという説を採っている。

「学制革新論（一）陸軍幼年学校処分に就て」『教育時論』６１２、１９０２（明治３５）年４月１５日、１～３頁。「視学制度の完成を望む（教育界不祥事件に顧みて）」同誌７３１、１９０５（明治３８）年８月５日、１・２頁。江原素六「学校騒動に就いて」同誌１０００、１９１３（大正２）年１月２５日、９～１１頁。湯武居士「寺内内閣を迎ふ」同誌１１３５、１９１６（大正５）年１０月２５日、１～２頁。

だが従来の学校騒動（紛擾）研究では、地方幼年学校新設との関係はまったく触れられてこなかった。また陸軍幼年学校の先行研究でも、「学校騒動」に原因があるという説の存在は指摘されてこなかった。

(55)　棚橋一郎、前掲論文、１１頁、傍点は筆者による。

(56)　同前、１８・２１頁、カッコ内は筆者による。

(57)　谷干城「中等教育に就ての意見」『教育公報』２０６、１８９７（明治３０）年１２月２２日、１

６頁、一部濁点は筆者による。

(58)　斉藤利彦氏によれば、「明治三十年頃」に、「『学校紛擾』の激化とも関連して、当時中学生の風紀悪化が声高に論じられ、それが中学校における『生徒管理』強化へと結びつけられていったという事情が存在した」とされている。斉藤氏はこれを「学校紛擾」との関係で説明しているが、それだけでなく、地方幼年学校の廃止要求との関連性も重視すべきではないだろうか《斉藤利彦『競争と管理の学校史―明治後期中学校教育の展開』東京大学出版会、１９９５年、２１０、２１４頁》。

(59)　山本四郎「大正政変」『国史大辞典』第８巻、吉川弘文館、１９８７年、７７４頁。

(60)　この点については、別稿で明らかにしたい。

第３章　隈板内閣と「陸軍幼年学校問題」

問題の所在

日清戦後の１８９６（明治２９）年、陸軍は、廃止する予定であった陸軍幼年学校を、逆に大拡充して、将校養成制度の中核に位置付けてしまう。このとき陸軍は、陸軍幼年学校出身者のみを優遇する閉鎖的な陸軍エリート養成制度を発足する。

陸軍幼年学校中心主義的なこの方針は、当初、陸軍上層部間だけの了解事項として扱われ、法的に規定されていなかった。ところが１８９８（明治３１）年８月に、陸軍はこの方針を、内規の「陸軍幼年学校教育綱領」として初めて規定する。すなわち、「帝国軍隊の精神元気は、幼年学校に淵源す」という有名な一文がそれである[(1)]。陸軍幼年学校こそが陸軍を支えているのだ、との自負に満ちたこの教育綱領は、「以後５０年にわたる陸幼教育の理念を説いたもの」[(2)]と評されるように、陸軍教育史上の重要な画期となった。

しかし、なぜこの教育綱領が制定されたのか、その原因はいまだ明らかにされていない。なぜ陸軍は、この時期に教育綱領を制定して、陸軍幼年学校の重要性を最大限に強調しなければならなかったのであろうか。この１８９８年中旬に一体何が起こったのか。

注目すべきは、この教育綱領が制定された１８９８年中旬に、わが国最初の政党内閣である隈板内閣（第１次大隈重信内閣）が誕生したこと、そしてこの内閣において文部大臣の尾崎行雄が、陸軍幼年学校を廃止しようと画策していたこと、の２点である。このとき尾崎文相下の文部省は、陸軍幼年学校を不必要なものだとして、文部省への移管を主張する。これは与党憲政党の有力者である尾崎文相の提案だけに、実現可能性の高いものとして世間の注目を浴びる。結局廃止には至らなかったものの、当時ジャーナリズムはこの一連の騒ぎを総称して「陸軍幼年学校問題」と呼んだ。この尾崎文政下での「陸軍幼年学校問題」について、これまでその存在は指摘されつつも、本格的な研究は一切なされてこなかった。たとえば尾崎文政下の「陸軍幼年学校問題」の存在を指摘する研究として、大江志乃夫氏と増田知子氏の研究があげられる。しかし両者ともに、なぜ尾崎文相が陸軍幼年学校廃止を求めたのか、またその後どのような経過をたどったのか、陸軍の反応はどうであったか、などの検討がなされていない[(3)]。では、なぜ尾崎文相は、陸軍幼年学校を廃止

しようとしたのだろうか。またこの尾崎文相の主張を、陸軍や教育界・政党などは、どのように受け止めたのか。

そこで本章では、隈板内閣期の尾崎行雄文政下で起こった「陸軍幼年学校問題」に焦点をあて、問題化した原因とその推移を考察することにより、陸軍教育史上画期的な「陸軍幼年学校教育綱領」が制定された社会的背景を明らかにしたい。

１、尾崎文相の陸軍幼年学校移管案

陸軍幼年学校への非難は何も、尾崎文相が始めたわけではない。すでに隈板（わいはん）内閣が成立する２年前、１８９６（明治２９）年の陸軍幼年学校改革の直後から、民間教育団体や教育ジャーナリズムなどの教育関係者の間で、陸軍幼年学校の存在への強い反発が起こっている。なぜ教育界は陸軍幼年学校に反発したのか。それは陸軍幼年学校が、「陸軍の中学校」と称されることに関係する。すなわち文部省に尋常中学校があるにもかかわらず、尋常中学校と同じ教育を行う陸軍幼年学校がなぜ必要なのか。日本では国民皆兵を原則としており、国民の誰もが兵士となる資格を有しているのだから、陸軍幼年学校のような特別な中学校は必要ない。陸軍幼年学校の存在は、陸軍による文部省への侮辱である。――以上のような論議で、教育界は陸軍幼年学校を攻撃した（前章参照）。

その主な担い手は、教育団体「学制研究会」のメンバー達であった。学制研究会とは、主に帝国議会の貴衆両議員が会員となり、民間教育家とともに教育界と帝国議会との橋渡し的役割を担う教育団体である。前章で見てきたように、彼らは意欲的に陸軍幼年学校への批判を繰り返していた。そして、実は本章で扱う隈板内閣期の「陸軍幼年学校問題」においても、この学制研究会の会員達が、“影の主役”を演じることになる。

１８９８（明治３１）年６月末、わが国最初の政党内閣が誕生する。それが第１次大隈重信内閣（通称：隈板内閣）である。文部大臣には尾崎行雄が就任した。学制研究会はこの尾崎文相に注目する。たとえば学制研究会員で強硬な陸軍幼年学校廃止論者の一人である久保田譲（貴族院議員、元文部次官）は、雑誌記者のインタビューに答えて次のように述べている。

> 初めて藩閥の情弊を打破り、政党内閣が出来た時だから、人物を問はずに、之（これ）（文部大臣）を補佐して、国運を進めて遣らねば成らぬ。尾崎は、憲政党（与党）の中で

も、人物だと聞く、殊に大隈伯（首相）の信任が深いと云ふから、内閣へ対して、意見を推通(おしとお)すに、都合が好からふ[4]。

このように久保田は、与党憲政党の有力者である尾崎文相に、期待を込める。

ところが尾崎文相は、当時の教育問題に精通していたわけでは決してなく、むしろ素人に近い存在であった。たとえば文相着任直後の尾崎文相は、新聞記者の質問する数々の教育問題について一切答えることができず、「尽(ことごと)く知らぬ存ぜぬの一点張り」であった。さらに尾崎文相は、「足下が今問ふ所の若(ごと)きは、これ局長以下属僚の掌(つかさど)る所なり、大臣は只属僚の調査したる結果に対して、許否を与ふるを以て足れりとす」（＝教育問題の解決は局長以下属僚の仕事、大臣の仕事は、属僚が調査したものに許否を与えるだけだ）と発言して、その消極的姿勢を露呈する[5]。教育情勢への無知・無関心、それが着任当初の尾崎文相の態度であった。だがこの尾崎文相に、一つの転機が訪れる。それは学制研究会との出会いである。

７月初旬、文部省の人事異動が行われた。この人事異動の推進者は与党憲政党（進歩党系）の平岡浩太郎であり、尾崎文相はそれに応じただけという[6]。文部次官に柏田盛文(かしわだもりぶみ)、文部省勅任参事官に高田早苗(たかださなえ)が、それぞれ新しく就任する。実はこの２人はともに、学制研究会の会員であった。これを機会に学制研究会は、７月１１日、尾崎文相を招待して会合をひらく。

会場では、貴族院議長の近衛篤麿をはじめ、長岡護美、伊沢修二（以上貴族院議員）、島田三郎、波多野伝三郎（以上衆議院議員）ほか１０数名の学制研究会員が、尾崎文相を迎えた[7]。そしてこの日を境に尾崎文相は、それまでの消極的姿勢を一転させる。原因は学制研究会員の顔ぶれであろうか。会員には他にも江原素六（与党憲政党の幹部）や大隈英麿（首相大隈重信の嗣子）など、尾崎文相にとって無視のできない有力者がいた（表３－１参照）。この会合で尾崎文相は、次のように演説する。すなわち自分が「教育学政の事に関しては、全然素人」であることを認めつつも、しかし「教政上に一定の方針を確立し、着々尽力すべし」と述べて、教育問題に主体的に取り組もうとする積極的姿勢を強調した。さらに尾崎文相は、「学制研究会諸君の補助協賛を望む」と述べて演説を締めくくり、学制研究会に自分のブレインとなってほしいと要請する。そして尾崎文相はこの当日、学制研究会に入会するのである[8]。

表３－１　「学制研究会」の会員　〔隈板内閣成立当時・1898(明治31)年７月〕

役職	名　前	所　属	所属会派	備　考
	柏田　盛文	文部次官・衆議院議員	憲政党(同志ク系)	尾崎行雄の慶應義塾の同期生(年上)
	高田　早苗	文部省勅任参事官	憲政党(進歩党系)	同会発起人、のち早稲田大学初代学長
会長	長岡　護美	貴族院議員(子爵)	懇話会	
	近衛　篤麿	貴族院議員(公爵)	三曜会	同会発起人・元初代会長、貴族院議長、学習院長
幹事	伊沢　修二	貴族院議員(勅撰)	無所属	同会発起人
	久保田　譲	貴族院議員(勅撰)	懇話会	元文部官僚、のち文部大臣
	千阪　高雅	貴族院議員(勅撰)	茶話会	元内務官僚、実業家
	辻　　新次	貴族院議員(勅撰)	無所属	元文部官僚、帝国教育会会長
幹事	馬屋原　彰	貴族院議員(勅撰)	茶話会	
	市島　謙吉	衆議院議員	憲政党(進歩党系)	早稲田中学校幹事、東京専門学校体育部長
幹事	江原　素六	衆議院議員	憲政党(自由党系)	憲政党総務委員、麻布中学校創立者・校長
	大隈　英麿	衆議院議員	憲政党(進歩党系)	大隈重信の嗣子、東京専門学校初代校長
	工藤　行幹	衆議院議員	憲政党(進歩党系)	同会発起人、元同会幹事
	小室　重弘	衆議院議員	憲政党(自由党系)	ジャーナリスト
	島田　三郎	衆議院議員	憲政党(進歩党系)	元同会幹事、『毎日新聞』社長兼主筆
	首藤　陸三	衆議院議員	憲政党(進歩党系)	同会発起人
	波多野伝三郎	衆議院議員	憲政党(進歩党系)	同会発起人
	星　　松三郎	衆議院議員	憲政党(進歩党系)	
	楠本　正隆	その他	憲政党(進歩党系)	同会発起人、憲政党総務委員、『都新聞』社長
	蔵原　惟郭	その他	なし	帝国教育会幹事、元岐阜県中学校長
	佐久間貞一	その他	なし	大日本図書㈱創立者、実業家
	荘司　　三	その他	なし	北海道協会員
	塩谷　吟策	その他	なし	明治義会中学校長、私立中学の開祖
幹事	尺　　秀三郎	その他	なし	同会発起人
	長谷川　泰	その他	なし	私立済生学舎(医学校)創設者、医学者
	平山　　晋	その他	なし	
	曲木　如長	その他	なし	
	三輪　信次郎	その他	なし	
幹事	湯本　武比古	その他	なし	『教育時論』社長、元東宮御教育係

※ 現在判明分のみ掲載。
※ 主に、小股憲明「『学制研究会』試論」(『社会福祉評論』46、大阪女子大社会福祉学科、1979年)98～102頁、および同「教育関係議員の背景―学制研究会を中心として」(本山幸彦編著『帝国議会と教育政策』思文閣出版、1981年)609～614頁、より作成。

さて、その５日後の７月１６日頃から、ある噂が世間に流され始める。その噂とは、陸軍省が文部省をどこかに移転させて、その土地に陸軍の厩(うまや)を建設しようとしている、というものであった[9]。この噂について１７日付『東京朝日新聞』は、「文部省を他に移して陸軍の厩にせんとすといふ、文武の衝突、武人益々跋扈(ばっこ)して文臣負る前兆か」と、不吉な予想を報じている[10]。

尾崎文相はすぐに、その噂の真相を発表し、「全く虚説」だと否定した[11]。しかし、その噂はさらに派生して、文部省廃止説まで登場するようになる[12]。当時、文部省廃止論は決して珍しいものではなかった。だが尾崎文相はこの廃省論を前にして、文部省の弱体化ぶりを改めて痛感する。そしてこの対処方法として、主に学制研究会会員たちが唱えていた陸軍幼年学校廃止論を利用するのである。

７月下旬、「文部省廃止説に就(つい)て」の新聞記者の質問に尾崎文相は、文部省廃止に反対

して、廃省ではなく「拡張刷新」すべきだと答える。そして文部省の拡張刷新の具体策を次のように説明する。すなわち「陸海軍大学、電信学校の外は、尽(ことごと)く文部の管轄に帰」すべきだとして、他省管轄の学校を文部省へ移管させる方針を打ち出すのである[13]。さらに尾崎文相は、「陸軍幼年学校の如きは、学制の統一上、之(これ)を文部省の管轄内に移すを可とする」と答えて、陸軍幼年学校の文部省移管を主張する[14]。またさらに、陸軍幼年学校程度の教育ならば尋常中学校でも実施は可能だとして、陸軍幼年学校の必要性を徹底的に否定した[15]。

このように尾崎文相は、文部省廃止論への対抗上、文部省の強大化を目指し、その一環として陸軍幼年学校移管案を提唱する。だが、藩閥や陸軍当局者は、この尾崎文相の言説を見逃しはしなかった。

２、藩閥・陸軍の反発

尾崎文相の陸軍幼年学校移管案は、多くの新聞で報じられた[16]。これを新聞記事から知った山本悌二郎（新潟出身の日本勧業銀行課長、のち台湾製糖㈱取締役、１９０４年衆議院議員、３７年死去）は、その尾崎文相の言説に反発する。そして山本は、１８９８（明治３１）年７月２３日付で、長州閥の大物である品川弥二郎に宛てて、次のような手紙を送る。

> 本日の新聞に拠(よ)れば、新文部大臣は、陸軍幼年学校を陸軍省の管轄より移して文部省の管轄に編入せしむる意見を有し、早晩実行の目論見(もくろみ)に御座候由。此の説にて果して真実に候はば、由々敷(ゆゆしき)一大事に存候。（中略）天皇陛下の軍隊たる実を失はしめて、遂に民衆の軍隊たらしめんとの野心に相違無之と存候。目下の陸海軍が政党屋の自由にならざるは、彼等に取り非常の苦痛なるが故、ドウにかして平民的思想の軍隊を作り、彼等の道具とならざる迄も、少くも彼等の防礙(ぼうがい)とならざる様にする考にて、サテこそ士官養成場たる幼年学校を彼等の御手の中のものと為さんと、企て候次第に可有之候。（中略）さるにても彼等野心家の不忠、切歯の至りに堪へず候[17]。

すなわち、尾崎文相をはじめとする「政党屋」が、陸軍幼年学校の移管によって、天皇の軍隊を「民衆の軍隊」に変えて、自分たちの都合よいものにしようとしている、極めて不忠なことだと、山本は憤慨したのである。これは政党内閣への不信感の現れでもあった。

この手紙を受け取った品川弥二郎は、その内容の重大さに気づく。そしてこの手紙を、陸軍教育の統轄機関の長官である教育総監・寺内正毅（少将）に宛てて転送した[18]。

寺内教育総監とは、のちに「陸軍教育界の大恩人」と評されるように、青年時代に西南戦争で右腕を不自由にして以降、その生涯を陸軍教育の発展のためにささげた人物である[19]。この当時の寺内は、監軍山県有朋の後任として初代教育総監に就任したばかりであり、初めての大役に意欲を燃やしていた。その寺内教育総監の下にもたらされた山本書翰は、寺内に大きな衝撃を与えたと考えられる。

山本書翰から約１週間後の８月初旬以降、新聞紙上には、陸軍当局者による陸軍幼年学校の存置必要論が見られるようになる。たとえば８月１５日付『読売新聞』には、「陸軍幼年学校問題」についての「陸軍当局者の談」が掲載されている。その記事によれば、陸軍当局者は語って曰く、「我国の中学科目たる、近来益々低度に赴き、且つ学生学力の程度甚だ幼稚」であり、「到底文部省に一任する能はず」とのことであった[20]。すなわち陸軍側は、文部省の尋常中学校を学力が低いと非難して、陸軍幼年学校の必要性を主張したのである。

そして寺内教育総監は、８月１６日、教育総監達「陸軍幼年学校教育綱領」を制定する。この教育綱領の前文には、次のごとく述べられている。「帝国軍隊の精神元気は、幼年学校に淵源すと謂はざるべからず。幼年学校教育の任、豈に重且大ならずや」[21]。すなわち、陸軍幼年学校こそが陸軍を支えているのだというのである。この教育綱領は、陸軍部内の内規として、即日主に各陸軍幼年学校宛てに通達される[22]。また加えて寺内教育総監は、１０月１１日各陸軍幼年学校長へ、「教育綱領の奉行」を徹底するよう訓示した[23]。そしてこの教育綱領は、「以後５０年にわたる陸幼教育の理念」[24]となっていく。

寺内教育総監は、さらに８月２９日、陸軍大臣桂太郎に宛てて上申書を提出する。その上申書の中で寺内教育総監は、陸軍幼年学校の教育程度を高めるように要請した[25]。これまで陸軍幼年学校の教育程度は、「尋常中学校」を基準に規定されていた[26]。寺内教育総監の上申書は、その基準を示した法令条項から「尋常中学校」の語句を削除するように要請したものである。その理由として寺内教育総監は、わが国の尋常中学校の学科程度がヨーロッパ諸国と比べて「頗る低劣」であるからと述べている[27]。すなわち、日本の尋常中学校はレベルが低いのだから、陸軍幼年学校はそのような尋常中学校を見習う必要はないというのである。

この寺内教育総監の要請は、その後、桂陸相により内閣会議を通すことなく天皇へ直接

上奏され[28]、１０月１日の法改正（勅令２２８・２２９）により実現される。改正後の法令は『官報』上で公表された。この法改正により、陸軍幼年学校の教育程度を規定する条項から、「尋常中学校」という基準が撤廃され、以後、具体的な基準は設けられない[29]。寺内教育総監はこの法改正により、陸軍幼年学校＝「陸軍の中学校」という概念を取り消そうとした。これは尋常中学校の存在を楯にして陸軍幼年学校の廃止を訴える教育界への、大きな打撃ともなるはずであった。だが実際はその通りにはいかない。たとえば広田照幸氏が、「制度的な改廃はあったものの、１８８７（明治２０）年の陸軍幼年学校条例以降は、基本的には陸幼は『陸軍の中学校』としての性格を維持し続けたということができる」[30]と指摘するように、陸軍幼年学校＝「陸軍の中学校」という性格づけは、昭和の軍解体まで維持されたのである。それもそのはず、依然として陸軍将校の採用は、陸軍幼年学校卒業者だけでなく中学校卒業者からも行われ続けたのだから、陸軍幼年学校と中学校を同格とみる概念が払拭されるわけがない。実際に法改正以後もあいかわらず、陸軍幼年学校廃止論者は陸軍幼年学校＝「陸軍の中学校」を前提に論を展開し、陸軍側も同じ路線で反論するのである。このように結局は以前と変わりない状況に戻ってしまうのだが、この法改正によって陸軍が、陸軍幼年学校を文部省の尋常中学校と切り離して、陸軍独自の教育体制に作り変えようとしたことは、注目に値するであろう。

以上のように陸軍は、尾崎文相の陸軍幼年学校移管案に対抗することで、陸軍幼年学校の教育理念を確立していったのである。

だがこれに対し、文部省側も負けてはいなかった。８月２２日、帝国教育会茶話会の席上において文部次官柏田盛文は、５００名余りの教育関係者を前にして、お互い尽力して陸軍幼年学校の廃止を目指そうと演説する。すなわち柏田文部次官は、陸軍幼年学校の存在を「悲しい現象」と批評しつつ、教育者たちが奮起することで「陸軍の学校に往（ゆ）く所の者を普通の中等教育と一緒に托（たく）しても宜しいと云ふことを（陸軍に）認めさせ」ることが大切だと、述べたのである。演説中には何度も「喝采（かっさい）」が起こり、教育関係者たちの共感を呼ぶ[31]。この柏田文部次官の演説は、同席上での尾崎文相の演説（いわゆる有名な「共和演説」）とともに、多くの新聞で大々的に報じられた[32]。

これに対して陸軍側も反撃を加える。９月１４日、陸軍の寺内教育総監は、直接に尾崎文相を訪問する。そして、陸軍幼年学校についての直談判を試みた。寺内教育総監の日記には、次のように記されている。

九月十四日

降雨　出務す

午後文部大臣を訪ふ

幼年学校のことを談す[33]。

すなわち寺内教育総監と尾崎文相とが、陸軍幼年学校をめぐり、その対応を協議したのである。詳しい協議内容はわからないが、これ以後、尾崎文政下の文部省は、公の場での陸軍幼年学校の批判を控えるようになる。

３、ジャーナリズム・政党からの反響

このように１８９８（明治３１）年９月１４日の寺内陸軍教育総監と尾崎文相との協議以後、文部省が自ら積極的に陸軍幼年学校批判を行うことはなくなった。

だが、このときすでに一般世論は、文部省の唱える陸軍幼年学校移管案に、注目かつ期待し始めていた。管見の限りでは、その最初は７月１９日付『読売新聞』の社説であろう。すなわち「今日は藩閥政府仆(たお)れて政党内閣興(おこ)り、大に更始一新の実を挙ぐるの時」であるから、「先づ文部省が当然管理すべき事務は之(これ)を其(その)所管に収め、彼の地方幼年学校及び中央幼年学校の如きに至ては、陸軍省をして廃せしめて文部省其教育に当るべきなり」と、陸軍幼年学校移管案に賛同を示している[34]。これが一般紙が陸軍幼年学校廃止論を唱えた最初となるであろう。

次いで８月２０日には、それまで陸軍幼年学校に賛成していた総合雑誌『太陽』が、一転して廃止論を展開する。すなわち２年前の記事には、「吾等は地方幼年学校の設立を悦ぶ」として陸軍幼年学校を歓迎しておきながら[35]、この隈板内閣期には論を１８０度転回して、「地方幼年学校は断じて是(これ)を廃せざるべからず。是れ文部省が其(その)威厳の為に争ふべき問題なり」と述べて、文部省の陸軍幼年学校移管案を激励するのである[36]。この『太陽』誌は、雑誌中全国１位の発行部数を誇り、当時最も広く読まれた人気雑誌である[37]。その雑誌が陸軍幼年学校廃止を要求したことは、世論にも大きな影響を与えたと考えられる。

また前述８月２２日の柏田文部次官の陸軍幼年学校廃止演説は、さらに多くの反響を呼ぶ。同月２７日付『読売新聞』が引き続き「地方幼年学校の弊害」を記事にするが[38]、それだけではない。これまで陸軍幼年学校の是非については一切のコメントを控えてきた『大阪朝日新聞』（発行部数全国１位）が、このとき初めて陸軍幼年学校の不必要を唱えたの

である。すなわち「彼の陸軍地方幼年学校の如き、単純なる低度の中学校にして、何が為に存立するか、其理由を解する能はず」と述べている（９月１２日付）[39]。また、かつて陸軍からの痛烈な批判を受けて陸軍幼年学校廃止要求を停止していた教育雑誌『教育報知』（前章参照）も、この頃から廃止要求を復活させている[40]。

この９月上旬には、前述８月の柏田次官演説とともに行われた尾崎文相の「共和演説」が問題化し、尾崎文相を辞任させて島田三郎（進歩党系議員）を後任につけようとする動きが現れる。だが後任候補の島田三郎は、それを辞退しつつ次のように述べる。

> 余は今の儘なる文部省に入る心は無し、文部省の費用を増し、且は陸軍幼年学校の如きをも文部省の管轄とするまでに権力を増さば兎に角なるも云々[41]。

すなわち島田は、陸軍幼年学校を管下に引き入れるほどの大きな権力を身につけろと、文部省を叱咤激励したのである。島田は学制研究会の会員でもあった。

さらに注目すべきは、与党である憲政党の一派が、行政整理の一環として陸軍幼年学校廃止案を主張し始めたことである。それまではどの政党も、陸軍幼年学校の是非をめぐる論争には無関心であった。たとえば隈板内閣成立の４ヶ月ほど前、進歩党機関誌『進歩党党報』に、次のような質問の投書が掲載された。「近頃チラホラ相聞え候 幼年学校廃止の是非利害は如何に御座候や」。だがこの質問への『党報』記者の答えは、「今日、幼年学校廃止説を唱ふるも先づ先づ詮なき事（ムダなこと）と思へど」というものであり、陸軍幼年学校をめぐる問題には無関心であったことがわかる[42]。それにもかかわらず隈板内閣期には、憲政党のある一派が、政費不足の解消のために行政整理を主張する一環として、陸軍幼年学校廃止論を持ち出したのである[43]。このことは、それまで教育問題として扱われてきた陸軍幼年学校問題が、さらに政治・財政問題へと大きく進展する可能性のあることを意味している。

以上のように、文部省の唱える陸軍幼年学校移管案は、一部のジャーナリズムや政党などの共感を呼び、その期待はさらに高まりをみせていく。次にみる寺内陸軍教育総監の尋常中学校長侮蔑事件は、このような陸軍幼年学校廃止要求の高まりの中で起こった出来事である。

４、寺内陸軍教育総監の尋常中学校長侮蔑事件

柏田文部次官の演説から半月後の９月１５日、第１回全国尋常中学校長会議が開会される。全国の官・公・私立の尋常中学校校長１２６名が一堂に集まった。

その席上で、山形県立山形県尋常中学校長の市瀬禎太郎は、「陸軍幼年学校を尋常中学に合併すること」の建議案を提出する。すなわち陸軍幼年学校を、文部省の尋常中学校に改組させようというのである[44]。これは、中学校長という学校現場の教育者からの陸軍幼年学校への反発が、初めて表面化したものであった。

実は開会４日前の９月１１日に、文部省は、それまで教員や学生の政治的活動・言論を禁止してきた箝口（かんこう）訓令（全２３法令）の全部を廃止して、教育関係者に言論の自由を与えていた。この箝口訓令の廃止と柏田文部次官の演説とが、大きな後押しとなって、山形県尋常中学校長の建議案は提出されたと考える。

さて、９月２２日、この陸軍幼年学校合併建議案の提出者説明が行われた[45]。ここで絶好の機会とばかりに学制研究会が動き始める。当日の会議後に、学制研究会は茶話会を開催して、尋常中学校長たちをそこに招待するのである。茶話会には文部省の高等官も参加していた。その席上では、まず学制研究会幹事の江原素六（えばらそろく）（与党憲政党総務委員、自由党系、麻布中学校創立者）が開会の辞を述べ、さらに陸軍幼年学校の廃止要求の演説を行った。そして江原は、参列する尋常中学校長に向かい、陸軍幼年学校存廃への意見を求めたのである。この求めに応じて５人の尋常中学校長・教育関係者が演説を試みる。こうして茶話会は、尋常中学校長たちによる陸軍幼年学校の廃止要求演説会に姿を変えた[46]。学制研究会のねらいは、尋常中学校長たちの陸軍幼年学校に対する批判的な思いをくみ取り、それをさらに増幅・強固にさせて、建議案の可決をうながそうとしたものと考えられる。この結果、２日後の２４日の全国尋常中学校長会議において、陸軍幼年学校合併建議案は、賛成者「多数」で可決。尾崎文相へ建議された。この会議の様子は多くの新聞雑誌で報じられる[47]。

この尋常中学校長会議の建議に対して、陸軍側では反発が生じる。たとえば新聞記者のインタビューに答えた「陸軍当局者」は、尋常中学校会議の建議を非難しつつ、次のように述べている。すなわち尋常中学校は「精神的教育の要素を欠き居（お）る」ので、「尋常中学に士官候補生養成を託（たく）するに足るの信用を置く能（あた）はず」として、精神教育の不十分な尋常

中学校には将校養成を任せられないことを強調した。さらに陸軍当局者は、文部省がその建議を実行しようとしても「決して之に服すること能はず」と述べて、文部省を牽制している[48]。また、陸軍中部都督（中部軍の司令官）の佐久間左馬太（大将）は、大将昇進祝いのインタビューで陸軍幼年学校廃止問題にもふれ、次のように述べている。「此間の中学校長会議にも八釜しかりし模様なりしが、我々より云へば、軍人は軍人丈けの習慣気節を養ふの必要あるゆえ、（幼年学校の）存置の必要を認むるなり」[49]。このように陸軍側の反発は大きかった。

だがこのとき雑誌『世界之日本』は、陸軍側の意見を「野蛮論」だと批評し、「此論法を以てせば、全国の少児を兵営にて育養せずんばならざるなるべし、我が陸軍大臣の理想国はそれ、スパルタ乎」と非難している[50]。すなわち、陸軍側の意見のように陸軍幼年学校を卒業しなければ軍人精神が得られないというのであれば、国民皆兵の原則をとる日本では、昔のスパルタのように、すべての子どもを軍隊の中で養育しなければならないことになる、これが日本陸軍の理想なのか、あまりにも野蛮ではないか、と言うのである。これは陸軍のもつ矛盾を的確につく反論であった。

ついに陸軍は、全国に向けて勧告を出す。すなわち寺内教育総監が、１０月１２日付で「志望者学力ノ程度及将来ニ対スル希望」と題する意見書を、全国の府県知事や尋常中学校長に宛てて送りつけたのである。この寺内教育総監の意見書には、次のように書かれていた。すなわち、本年度の陸軍士官候補生などの召募試験の成績は「概して不良」であり、その志願者の学力は「低劣」である。この原因は、尋常中学校において、陸軍将校志望の生徒を説きふせて高等学校進学に変更させたり、陸軍士官候補生などの召募試験を受験しようとする生徒を退学させたりしているからではないか。「苟も中等以上の教育に任ずる教員にして、斯の如き迷想を有する者あらば、是れ生徒の志望を圧抑し其発達を阻碍する者」である[51]。このように陸軍は、陸軍将校志願者の低劣化の原因が尋常中学校での生徒指導の方法にあるとして、改善するよう勧告したのである。そしてこの意見書は、文部省を通さずに、陸軍から直接に全国の知事・尋常中学校長へと送付されている。これは明らかに陸軍による中学校教育への介入であった。

以上の内容の意見書は、全国の尋常中学校長の怒りを買った。そして「陸軍教育総監の中学校長侮蔑事件」と称されるまでに発展する。１０月１７日付『読売新聞』の報道によれば、尋常中学校長らは「我々中学校長を侮蔑せるものなりとて大に激昂し、近々総監に向つて事情を開陳し、併せて其失言を咎むる筈」とのことであった[52]。また在野の教育家

たちは、寺内教育総監の意見書を、「地方幼年学校を維持せんが為め、故(ことさ)らに他を排擠(はいせい)せんとするもの」だと述べて非難した[53]。

この状況に寺内教育総監は、とまどいを見せる。そして、新聞記者のインタビューの中で、次のように弁解に努めるのである。「元来余(よ)は国家の為め軍事教育に任ずる者にして、決して尋常中学校を排斥せんと欲する者にあらず」。意見書に対しては尋常中学校長の中に「不快」に感じた者がいたようだが、それは「余(よ)の意を誤解したるもの」であって、「只一片の誠心に対して将来の希望を述べしに過ぎず」と、述べている[54]。すなわち、私が意見書を送付したのは何も尋常中学校を排斥しようとしたのではない、誠心誠意で将来の希望を述べただけなのだ、誤解しないでほしいと、寺内教育総監は弁解したのである。

このように寺内教育総監の意見書は、陸軍幼年学校廃止論者を押さえ込むどころか、反対にかえって火をつけてしまったのである。

５、第２回高等教育会議での対立

陸軍幼年学校廃止要求に沸き返る社会状況の中で、陸軍と尾崎文相および教育界との対立は、「第２回高等教育会議」へと持ち越された。

高等教育会議とは、文部大臣の公的な教育諮問機関である。各種学校長、文部省各局長、学識者など４６名の議員で構成される（うち少なくとも７名が学制研究会員）[55]。注目すべきは、この第２回会議からは、陸海軍教育に関する審議が可能となったことである。すなわち、第１に、陸海軍からも１名ずつ議員が任命されること、第２に、文部大臣以外の他省大臣への建議の提出が可能となったこと、の２点の法改正[56]により、軍教育についての審議が高等教育会議において可能となっていた。このことは、第２回高等教育会議では、陸軍幼年学校の是非をめぐって正式に審議できる状態にあったことを示す。しかもその審議する舞台が、陸軍の本拠地でなく文部省の管下にあることは、陸軍を身構えさせた。『読売新聞』は、陸軍幼年学校をめぐり「必ずや同会（高等教育会議）に一大波瀾の生ずることならん」と予測している[57]。

学制研究会の会員たち（主に久保田譲、尺秀三郎など）は、この第２回高等教育会議には陸軍幼年学校廃止建議案を提出すると公言してはばからない[58]。さらに文部省という大きな後ろ盾を得て、その意欲を高めていく[59]。

また陸軍側は、高等教育会議の開会（１０月上旬）が近づくにつれ、陸軍幼年学校の必要性をさらに強く訴えるようになる。陸軍側の議員としては、陸軍教育総監部のナンバー２である本部長の大谷喜久蔵（大佐）が任命されていた（８月９日任命）[60]。このように陸軍からも議員が任命されている以上、高等教育会議で陸軍幼年学校廃止建議案が可決された場合、その建議を陸軍が無視することは困難に近い。陸軍側は、陸軍幼年学校の断固存続を主張し続けた。たとえば「某武官」の談話によれば、「高等教育会議の連中には、陸軍幼年学校を尋常中学校と均等なるものと為して是(こ)れを文部の管理下に立たしめんとして種々なる論議を為す者ありと聞くが、是れは途方もなき謬見(びゅうけん)」であり、「武士の魂を吹き込」む教育を文部省に託すのは「到底覚束(おぼつか)ない」ことだとしている[61]。また９月３０日に寺内教育総監は、高等教育会議議員の一人である篠田利英（高等師範学校附属高等女学校主事）から、「陸軍幼年学校を攻撃する者」の情報を聞き出し、その対策を練っている[62]。

さて、開会を２日前に控えた１０月３日、学制研究会幹事かつ高等教育会議議員である湯本武比古は、寺内陸軍教育総監を訪問する（おそらくは伊沢修二も湯本に同行した模様）[63]。陸軍幼年学校の廃止要求をぶつけに来たのである。のちに湯本はこのときの様子を次のように回想する。

> 余(よ)の如きも亦(また)地方幼年学校設置に、反対の意見を有せしものにして、当時両度迄も、寺内総監を訪問して反対の理由を陳(の)べ、且(か)つ総監より、之(これ)が設置の詳細なる理由を聴取したるものなり。而して此(こ)の際総監は、単に幼年学校設置の理由のみならず、又一般教育の施設に関しても、其の意見を披瀝(ひれき)せられたりき[64]。

ところが湯本は、理論武装した寺内教育総監を相手に、論争して舌を巻いてしまう。そして「寺内総監の此(こ)の意見には推服」せざるを得なかったと、湯本は記すのである[65]。また、このとき湯本に同行していたと推察される伊沢修二（学制研究会創設者、貴族院議員、高等教育会議議員）も、のちに次のように回想している。

> 私共曾(か)つて陸軍幼年学校の必要がないから、廃止したなら可(よ)いといふ考で、今の寺内陸相が、教育総監部に居つた頃、尋ねて話したことがあつたが、其(その)時寺内君が、頗(すこぶ)る精密なる調(しらべ)を吾々(われわれ)に説き示して、吾々が舌を捲(ま)いて帰つたことがあつた[66]。

陸軍幼年学校廃止を要求した伊沢は、寺内教育総監から綿密な調査結果を見せられ、「舌を捲(ま)いて」しまう。おそらくこの調査結果とは、尋常中学校の不備に関するものであったと考えられる。このように寺内教育総監は、陸軍と文部の両教育について極めて綿密に調査した上で、陸軍幼年学校の必要性を強調して、学制研究会の会員たちを説得しようとし

たのである。

ついに１０月５日、第２回高等教育会議が開会される。このとき学制研究会では、まだ陸軍幼年学校廃止建議案の審議がまとまっていなかった[67]。そして閉会の３日前１７日頃になって、ようやく学制研究会は、同会幹事の江原素六を、陸軍幼年学校廃止建議案の提出者として決定する[68]。対して陸軍側は、「尋常中学の教育法、宜しきを得ずとの議論を以て、之を争はん」と、全面対決の姿勢を示した[69]。

ここに来て尾崎文相は待ったをかける。すなわち尾崎文相は、新聞インタビューに答えて、「文部省の方針は、必ずしも陸軍省と抗争する如き手段に出でざるべし」と述べ、陸軍との対決を避けようとしたのである。尾崎文相は続けて、「要は利害得失を考へ、文部省に於て成し得るとの見込立たば、陸軍省と協議の上、之（陸軍幼年学校廃止）を決するにあるのみ」と述べ、文部省ではまだ陸軍幼年学校を移管するだけの準備が整っていないので、その準備が終わってから結論すべきだとした[70]。ひとまずの仕切り直しを要求したのである。結局、陸軍幼年学校廃止建議案は提出されることなく、会議は１０月２０日の閉会を迎える。

高等教育会議閉会の次の日、内務大臣板垣退助は、尾崎文相を罷免してほしいと天皇に上奏する。この板垣内相の上奏を裏で画策したのは、陸軍大臣桂太郎・参謀総長川上操六という２人の陸軍指導者であったという。陸軍にとって尾崎文相は、極めて危険な存在であった。この日天皇は、尾崎文相の罷免を決心する[71]。そして３日後、尾崎文相は辞表を提出し、それと共にわが国最初の政党内閣は崩壊していったのである。

では、尾崎文相という大きな後ろ盾を失った学制研究会の会員たちは、その後どうしたのだろうか。実は彼らの意識には変化が生じ始めていた。すなわち尋常中学校教育の不完全さを改善しないことには、自分たちの陸軍幼年学校廃止論も、机上の空論に過ぎないことに気付くのである。たとえば学制研究会の創設者である伊沢修二は、１０月２７日付『読売新聞』で次のように述べている。

> 彼の不都合なる地方幼年学校廃止の準備としても、是非、中学校に高等普通学校と共に高等予備学校の二種を設くるの必要を有するなり[72]。

陸軍幼年学校を廃止させる準備としても、何とか尋常中学校を改善しなければならないというのである。また、学制研究会員中で最も活発に陸軍幼年学校廃止を要求してきた久保田譲（貴族院議員）も、この翌年、中学校を完全化すれば「陸軍の幼年学校も不用になる」と強調して８年制中学校案を提唱し、「学制改革運動」の「急先鋒」と評されるよう

になる（第２章２参照）。こうして陸軍幼年学校廃止論者の多くは、「学制改革運動」に全力を傾けるようになっていく。

従来の先行研究では、「明治３２年（１８９９年）頃には学制改革運動は其最高潮に達し」た[73]と言われながら、なぜこの時期に運動が盛んになったのかという原因は明らかにされてこなかった。だが本研究の考察により、原因は尾崎文政下での「陸軍幼年学校問題」とその挫折にあることが明らかとなった。

また隈板内閣崩壊から１ヶ月後の１８９８（明治３１）年１２月１日、陸軍は、陸軍幼年学校を将校の「淵源」だと記した前述の「陸軍幼年学校教育綱領」を、それ以前に規定されていた「陸軍士官学校教育綱領」などとともに、陸軍省訓令乙第１１号として法令化する[74]。ここに陸軍将校養成教育の骨幹が完成した。

小　括

尾崎文相以前の教育界は不振に陥っていた。日清戦争終結から隈板内閣成立までの３年間で、実に５名もの文部大臣が更迭され、その度ごとに文部事業は頓挫した。その不振極まる状況の中で誕生したのが隈板内閣である。教育界はこの内閣の文相尾崎行雄に多大な期待を寄せる。教育界は活気に包まれた[75]。

この尾崎文政に影響を受けたのは、何も教育界だけではない。陸軍・藩閥・ジャーナリズム・政党などでも大きな反響を呼んだ。それらを陸軍幼年学校問題に焦点を当ててまとめると、以下のとおりになる。

まず第１に、一般ジャーナリズムの注目を集めたことである。それまで教育関係の雑誌に限って行われてきた陸軍幼年学校の是非をめぐる論争に、一般の新聞雑誌が参加し始めたのは、尾崎が文相になってからである。「陸軍幼年学校問題」という言葉は、尾崎文政下で一般ジャーナリズムが作り上げた新語であった。とくに発行部数全国１位の新聞『大阪朝日新聞』や、同じく雑誌中１位の『太陽』が、陸軍幼年学校を非難する記事を掲載したことは、この問題が世論になりつつあることを示していた。

第２に、陸軍幼年学校教育の基本理念が確立したことである。陸軍は、尾崎文相による陸軍幼年学校移管案への反発から、「帝国軍隊の精神元気は、幼年学校に淵源す」と述べる「教育綱領」を規定し、陸軍幼年学校を最重要視する姿勢を固めた。この時期をもって

陸軍将校養成教育の骨幹が完成する。

第３に、学校現場の意向が表出したことである。それまでは主に教育団体や教育雑誌による陸軍幼年学校批判だけが表に現れていた。だが尾崎文政期に初めて、尋常中学校長という学校現場の声が取り上げられ、現場においても陸軍幼年学校への反感が広がっていることが判明する。

最後第４に、教育問題が政治・経済問題へと進展するその転換点となったことである。それまではどの政党も、陸軍幼年学校の是非をめぐる論争には無関心であった。これが隈板内閣期になると、与党である憲政党の一派が、行政整理の一環としての陸軍幼年学校廃止案を提唱するようになる。そしてこの提唱は、隈板内閣の崩壊以後も、旧進歩党系の憲政本党に受け継がれていくのである(76)。

以上のように尾崎文相に期待が寄せられたのは、何も尾崎がすばらしい教育家であったからではない。隈板内閣の文部大臣であったからこそ期待され、また影響を与えたのである。隈板内閣は党派対立を演じてわずか４ヶ月で崩壊してしまうため、従来の見解では高い評価を与えられることは少ない。しかし隈板内閣が、わが国最初の政党内閣として、日本社会に与えた影響は決して少なくないのである。以後、陸軍幼年学校問題は、さらに拡大の一途をたどっていく。

---

(1)　「陸軍幼年学校教育綱領」教育総監達乙５６２、１８９８（明治３１）年８月１６日制定、（陸軍省訓令乙１１、同年１２月１日再規定）、『東京陸軍幼年学校史　わが武寮』東幼会、１９８２年、資料編８０３～８０９頁所収、原文はカタカナ表記、読点なし。ただし原本の所在は次のとおり。教育総監達乙５６２は、「明治三～四五　陸軍教育史　明治別記第十一巻　陸軍中央地方幼年学校之部」（稿本）、および名陸幼校本部「明治三〇、五、一六～大正一二、三、三一　名古屋陸軍地方幼年学校歴史」（稿本）所収、防衛庁防衛研究所図書館所蔵。陸軍省訓令乙１１は、陸軍省「自明治三十一年至同四十年　乙号訓令日記」所収、同前所蔵。

(2)　木下秀明「陸幼の教育」、前掲『東京陸軍幼年学校史　わが武寮』７４頁。この他にも、深瀬和巳編著『熊本陸軍幼年学校』熊幼会、１９９８年、１１３頁で、「この年（１８９８年）８月１６日に出された教育総監達『陸軍幼年学校教育綱領』は、それ以降５０年にわたる陸幼教育の理念を説いた画期的な内容を持つものである」と、説明されている。

(3)　尾崎文相下の文部省がおこなった陸軍幼年学校廃止要求については、次の２つの先行研究がある。１つは、大江志乃夫『国民教育と軍隊――日本軍国主義教育政策の成立と展開』新日本出版社、１９

７４年、２０～２２頁。もう１つは、増田知子「政党内閣の登場」『日本歴史大系　普及版１４　明治憲法体制の展開（上)』山川出版社、１９９６年、２２７頁、である。

大江氏は、１８９８年７月の山本悌二郎書翰を根拠として、陸軍幼年学校の文部省移管が「尾崎行雄文相のもとで真面目に検討されたようである」と述べる（２０頁)。また増田氏は、同年８月の『東京日日新聞』記事を根拠として、柏田盛文文部次官が「陸軍幼年学校の廃止を訴えた」と指摘する（２２７頁)。

(4)　「教育断片」『教育時論』４７７、１８９８（明治３１）年７月１５日、２５頁、カッコ内は引用者による。

(5)　「尾崎文相の学政談」『万朝報』１８９８（明治３１）年７月１１日。

(6)　『尾崎咢堂全集』８、公論社、１９５５年、「風雲閑話」７９８～７９９頁。『(同前書)』１１、同年、「咢堂自伝」３２１～３２２頁。平岡と柏田次官は友人同士というが、詳しいつながりは不詳。

(7)　「文相招待会」『万朝報』、「学術（ママ）研究会臨時会」『毎日新聞』、以上同年７月１３日。「学制研究会臨時会」『教育時論』４７８、同年７月２５日、１８～１９頁。

(8)　前掲「学制研究会臨時会」『教育時論』、１９頁。

(9)　「陸軍省厩の敷地に就て」『毎日新聞』、「文部省を移さんとす」『都新聞』、「文部省を厩とするの説」『日本』、以上１８９８（明治３１）年７月１６日。

(10)　「黄塵録」『東京朝日新聞』同年７月１７日。

(11)　「文部省の立退請求は虚説」『読売新聞』同年７月２１日。

(12)　久木幸男「１９世紀末の文部省廃止論」『横浜国立大学教育紀要』２６、１９８６年、８８頁。その他、「司法省廃止の議」『万朝報』１８９８（明治３１）年７月２３日、(文部省縮小の風説も報じている)。「黄塵録」『東京朝日新聞』同月２４日。「行政整理の進行」『万朝報』同月２８日。など。

(13)　「文相の学政談」『万朝報』１８９８（明治３１）年７月２９日。

(14)　「尾崎文相の談話」『都新聞』同年７月３０日、読点は引用者による。

(15)　「文部当局者の方針」『読売新聞』同年７月２７日。

(16)　尾崎文相の陸軍幼年学校移管案については、前述の３紙以外にも、『大阪毎日新聞』が、同年７月２９日（「文部省の新施設」)、３１日（「文相の学政談」）の２回にわたって報じている。

(17)　山本悌二郎発・品川弥二郎宛書翰、１８９８（明治３１）年７月２３日、「寺内正毅関係文書」所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵、句読点は引用者による。この史料は、大江志乃夫、前掲書、２０～２１頁でも使用されているが、その前後のいきさつには触れておらず、史料紹介に終わっている。

(18)　品川が山本書翰を寺内教育総監に転送したことは、山本書翰が「寺内正毅関係文書」に所収されていることから分かる。品川にとって寺内教育総監は、長州閥の後輩であり、御楯隊時代の教え子でもある。

(19)　黒田甲子郎編『元帥寺内伯爵伝』元帥寺内伯爵伝記編纂所、１９２０（大正９）年、本文５頁、附「逸話零聞」４頁。

(20)　「陸軍幼年学校問題」『読売新聞』１８９８（明治３１）年８月１５日。この他にも陸軍側の反論として、「地方幼年学校問題（某当局者談）」同紙、同月２日、がある。

(21)　前掲「陸軍幼年学校教育綱領」教育総監達乙５６２、前文。原文はカタカナ表記、句読点・濁点は引用者による。

(22)　広島陸軍幼年学校「明治三〇、六、一～昭和三、三、三一　広島陸軍幼年学校歴史」（稿本）、１８９８（明治３１）年８月１６日の項、防衛庁防衛研究所図書館所蔵。

(23)　前掲、木下秀明「陸幼の教育」、７３頁、原文はカタカナ表記。

(24)　同前、７４頁。

(25)　教育総監寺内正毅発・陸軍大臣桂太郎宛上申書「管轄学校条例並編制表改正之義ニ付上申」、教育総監部送達甲８２９、１８９８（明治３１）年８月２９日、陸軍省「明治三十一年十月　弐大日記　坤」教監第４号所収、防衛庁防衛研究所図書館所蔵。

(26)　従来の陸軍幼年学校の教育程度は、次のとおり「尋常中学校」を基準とされていた。

○「陸軍地方幼年学校は、生徒に概ね尋常中学校第一年乃至第三年の学科と同一なる教授を為し、兼ねて軍人精神を涵養し、陸軍中央幼年学校生徒と為すべき者を養成する所とす。」――（「陸軍地方幼年学校条例」勅令２１３、１８９６〈明治２９〉年５月１５日、第１条、『法令全書』所収、以下法令はことわりの無い限り同書所収、原文はカタカナ表記、句読点・濁点は引用者による）。

○「陸軍中央幼年学校は、生徒に概ね尋常中学校第四年第五年の学科と同一なる教授、並軍人の予備教育を為し、陸軍各兵科現役士官候補生と為すべき者を養成する所とす。」――（「陸軍中央幼年学校条例」勅令２１２、同日、第１条）。

(27)　「陸軍中央幼年学校条例改正ノ理由」（前掲、上申書「管轄学校条例並編制表改正之義ニ付上申」の別紙）、原文はカタカナ表記。

(28)　陸軍大臣桂太郎発の上奏書、１８９８（明治３１）年９月２５日上奏、前掲「明治三十一年十月　弐大日記　坤」教監第４号所収。

(29)　１８９８（明治３１）年１０月の法改正は、以下のとおりである。

○「陸軍地方幼年学校は、陸軍将校に出身志願の者を選抜して生徒と為し、軍事上の必要を顧慮して普通学科を教授し、軍人精神を涵養し、陸軍中央幼年学校生徒と為すべき者を養成する所とす。」――（「陸軍地方幼年学校条例」改正、勅令２２９、１８９８〈明治３１〉年１０月１日、第１条、原文はカタカナ表記、句読点・濁点は引用者による）。

○「陸軍中央幼年学校は、陸軍地方幼年学校卒業者を以て生徒と為し、地方幼年学校の教育に連繋（れんけい）して、士官候補生たるに必要なる普通学科、及び軍人の予備教育を為し、陸軍各兵科士官候補生と為

すべき者を養成する所とす。」――（「陸軍中央幼年学校条例」改正、勅令２２８、同日、第１条）。

(30)　広田照幸『陸軍将校の教育社会史―立身出世と天皇制』世織書房、１９９７年、４５～４６頁。

(31)　文部次官柏田盛文「帝国教育界茶話会に於ける演説」（尾張捨吉郎速記）『教育公報』２１６、１８９８（明治３１）年１０月１５日、３０～３１頁。

(32)　たとえば次の新聞が、柏田文部次官の陸軍幼年学校非難の演説を報じている。「一昨日（ママ）の教育茶話会」『東京日日新聞』、「尾崎文相及柏田次官の演説大要」『都新聞』、以上１８９８（明治３１）年８月２３日。「教育界彙報　柏田次官の演説」『万朝報』、「文部当局者の演説」『東京朝日新聞』、以上同月２４日。「柏田文部次官の演説」『国民新聞』同月２５日。「幼年学校と柏田次官」『大阪毎日新聞』同月２６日。

(33)　寺内正毅日記、１８９８（明治３１）年９月１４日、「寺内正毅関係文書」所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵。その他に、同月１５日付『万朝報』紙の「公人私人」欄には、「寺内陸軍教育総監昨日午後三時、尾崎文相を官邸に訪問し、陸軍教育費に就き協議せり」と、報じられている（読点は引用者による）。

(34)　錦城生「文部省の不面目にあらずや」『読売新聞』社説、１８９８（明治３１）年７月１９日、読点は引用者による。執筆者は、読売新聞主筆の中井錦城。

(35)　「地方幼年学校」『太陽』２巻１４号、１８９６（明治２９）年７月５日、１８３頁。

(36)　「かきよせ」『太陽』４巻１７号、１８９８（明治３１）年８月２０日、３２頁。

(37)　『内務省統計報告（復刻版）』１４、日本図書センター、１９８９年、「出版」３６６～３６９頁。参考までに、雑誌『太陽』の１８９８（明治３１）年度の発行部数は約２３０万部。

(38)　「陸軍部内の弊害」『読売新聞』１８９８（明治３１）年８月２７日。

(39)　「教育制度（下）」『大阪朝日新聞』同年９月１２日。

(40)　「文部省所管の事務を拡張すべし」『教育報知』５９２、同年１０月１日、３頁。

(41)　「文部大臣と島田三郎」『万朝報』同年９月１１日。その他に、「鳩山氏と島田氏」『大阪朝日新聞』同月１３日も参照。

(42)　投書「幼年学校の廃止は如何」『進歩党党報』２１、同年２月１５日、１５頁、カッコ内・濁点は引用者による。

(43)　具体的な人物は不詳である。「最硬改革派の旨義」『日本』、「陸軍の改革に就て」『読売新聞』、以上同年１０月５日。「憲政党軍備改革の程度」『大阪朝日新聞』、「憲政党の陸軍改革案」『大阪毎日新聞』以上同月７日。

(44)　「中学校長の建議案」『東京朝日新聞』、「中学校長の建議案」『時事新報』、「中学校長建議案」『東京新聞』、以上同年９月２３日。その他に、「全国尋常中学校長会議」『教育公報』２１６、同年１０月１５日、４３、４５頁、参照。

(45)　「昨日の中学校長会議」『東京朝日新聞』、「昨日の尋常中学校長会議」『時事新報』、「尋中学校長会議」『東京新聞』、以上同年９月２３日。

(46)　茶話会の席上で演説した尋常中学校長の中には、陸軍幼年学校に好意的な意見を述べる者もいた。「学制研究会茶話会」『読売新聞』同年９月２４日。「中学校長懇話会」『教育時論』４８５、同年１０月５日、２５頁。「帝国教育に於ける尋常中学校長招待茶話会」中「学制研究会茶話会」『教育公報』２１６、同年１０月１５日、４５頁。

(47)　「尋常中学校長会議」『読売新聞』、「昨日の尋常中学校長会議」『時事新報』、「尋中学校長会議」『東京新聞』、以上同年９月２５日。「中学校長会」『日本』、「中学校長会議」『大阪朝日新聞』、以上同月２６日。「全国尋常中学校長会議の概況（其二)」『教育時論』４８５、同年１０月５日、２２～２３頁。

(48)　「陸軍幼年学校に就て」『時事新報』同年９月２８日。

(49)　「佐久間大将を訪ふ」『大阪毎日新聞』同年１０月１１日。

(50)　「陸軍幼年学校」『世界之日本』２巻３号、同年９月２４日、３２頁。

(51)　「明治三十一年陸軍将校召募ニ関スル統計表」中「志願者学力ノ程度及将来ニ対スル希望」教育総監部送達甲９８０、教育総監寺内正毅発・東京府知事肥塚龍宛、１８９８（明治３１）年１０月１２日、東京府「明治三十一年文書類纂　第一種　兵事　例規第一」９所収、東京都公文書館所蔵、原文はカタカナ表記、読点・濁点は引用者による。この史料は、遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』（青木書店、１９９４年、４７５～４７６頁）でも使用されている。遠藤氏は、この寺内教育総監の意見書を分析して、「日清戦争後、学力の点では、軍が期待する者を獲得することは困難だったことがわかる」（４７６頁）と結論する。しかし遠藤氏は、この意見書が出された社会的背景や、またのちに「中学校長侮蔑事件」を引き起こし問題化したことには、一切触れていない。

その他に参考として、「陸軍教育総監の中学校長侮蔑事件」『読売新聞』１８９８（明治３１）年１０月１７日、「将校生徒と中学校」『時事新報』同月２０日、および「将校生徒試験の不成績」『大阪毎日新聞』同月２３日。これらの新聞記事は、寺内教育総監の意見書が、全国の府県知事・中学校長宛てに送付されたことを報じている。

また当時、大阪府第一尋常中学校（現大阪府立北野高校）では、寺内教育総監の意見書を次のように取り扱っている。「〈１８９８年〉十月二十日の昼休み、金子校長は職員を集めて明日から実施の秋季身体検査諸注意をのべるとともに、『教育総監部ヨリ送付ノ士官候補生出身学校一覧表ニ記載シアル総監部ノ各中学校教育上ノ注意書ヲ朗読』（「日誌」）する。」（『北野百年史』北野百年史刊行会、１９７３年、４５１頁)。

(52)　「陸軍教育総監の中学校長侮蔑事件」『読売新聞』１８９８（明治３１）年１０月１７日、読点は引用者による。その他に、「陸軍教育総監全国中学校長に書面を送る」『教育時論』４８７、同月２５

日、３０頁、および「寺内総監か全国尋常中学校長に贈るの書に就て」同前、３４～３５頁、参照。

(53)　前掲「陸軍教育総監の中学校長侮蔑事件」『読売新聞』。

(54)　「寺内総監と尋常中学校」『読売新聞』同年１０月２２日。

(55)　第２回高等教育会議の議員４６名の名簿は、「高等教育会議員の任命」、「高等教育会議々員一覧」『教育時論』４８０、１８９８（明治３１）年8月１５日、２０頁、および「高等教育会議開会せらる（其一)」同前書４８６、同年１０月１５日、２０～２１頁を参照のこと。また議員中の学制研究会会員として、近衛篤麿、高田早苗、島田三郎、伊沢修二、長谷川泰、湯本武比古、江原素六の７名が判明している。

(56)　「高等教育会議規則」改正、勅令１０５、１８９８（明治３１）年6月１７日、３、４条。

(57)　「高等教育会議の問題」『読売新聞』同年７月２２日、カッコ内は引用者による。

(58)　「高等教育会議規則改正に就き」『万朝報』同年６月１９日。「高等教育会議と地方幼年学校問題」『読売新聞』同月２１日。「陸軍地方幼年学校存廃説」『大阪毎日新聞』同年７月４日。

(59)　「陸軍幼年学校問題」『東京朝日新聞』同年７月３０日。「陸軍幼年学校の運命」『大阪毎日新聞』同年８月１日。

(60)　『官報』４５３４、内閣官報局、１８９８（明治３１）年8月１０日、９０頁。

(61)　「陸軍幼年学校問題（某武官の談)」『国民新聞』同年１０月５日。その他に「地方幼年学校問題に就て」『時事新報』同月２０日、参照。

(62)　前掲、寺内正毅日記、１８９８（明治３１）年9月３０日項、および日記中「備忘録」。原文はカタカナ表記。

(63)　寺内正毅の日記には、「湯本武比古氏来訪」とだけある（同前、１０月３日項)。

(64)　湯武居士（湯本武比古)「寺内内閣を迎ふ」『教育時論』１１３５、１９１６（大正５）年１０月２５日、１頁。

(65)　同前。

(66)　伊沢修二「文部省存廃と大学独立」『太陽』９巻１１号、１９０３（明治３６）年１０月１日、８４～８５頁。

(67)　高等教育会議の開会５日後の１０月１０日になっても、学制研究会では陸軍幼年学校廃止建議案について審議が続いている（「学政（ママ）研究会」『読売新聞』１８９８〈明治３１〉年１０月１２日)。

(68)　「陸軍地方幼年学校廃止建議案」『読売新聞』、１８９８（明治３１）年１０月１８日。「陸軍地方幼年学校廃止建議案」『大阪朝日新聞』同月２０日、欄外記事。

(69)　「地方幼年学校と文部省」『読売新聞』同年１０月２１日、読点は引用者による。

(70)　同前、読点・カッコ内は引用者による。その他に「地方幼年学校問題と当局者の意向」『大阪毎日新聞』同月２４日も参照。

(71)　宮内庁『明治天皇紀』９、吉川弘文館、１９７３年、５１２～５１３、５１５～５１６頁。

(72)　「陸軍幼年学校と中学校の設備」『読売新聞』１８９８（明治３１）年１０月２７日。

(73)　文部省内教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』４、教育資料調査会、１９３８年、６０８頁

(74)　この法令はあくまで陸軍の内規であり、『法令全書』に掲載されず。前掲、木下秀明「陸幼の教育」７４頁。法令の原文は、陸軍省「自明治三十一年至同四十年　乙号訓令日記」所収、防衛庁防衛研究所図書館所蔵。

(75)　『太陽』誌は、崩壊した尾崎文政を振り返って、「殊に尾崎氏の文相たりし時は、吾が教育界も兎(と)に角(かく)に活気を帯び」と評価している（「現今の教育界」『太陽』４巻２３号、１８９８〈明治３１〉年１１月２０日、２４０頁）。

(76)　「進歩党(マ)の値切り方」『憲政党党報』２巻２５号、１８９９（明治３２）年１２月５日、６６１頁。

第４章　陸軍幼年学校の特権化 ――財政危機の中で――

問題の所在

日露戦争勃発の３ヶ月前、１９０３（明治３６）年１１月のことである。突如として陸軍は、中学校卒業者に与えていた権利を剥奪（はくだつ）した。その剥奪された権利とは、“無試験で陸軍将校（士官候補生）に採用される権利”である。以後、この無試験採用の権利は、陸軍幼年学校の卒業者のみが独占してもつ特権となり、ここに陸軍幼年学校の特権化が実現する。本章の目的は、この陸軍幼年学校の特権化がなぜ図られたのか、その社会的背景を政治史・軍事史・教育史・経済史という４つの史的側面から総合的に明らかにすることにある。

この無試験採用の権利は､かつて中学校が陸軍幼年学校の同格として扱われていた頃の、唯一の名残である。かつて陸軍は、中学校と陸軍幼年学校を同格として扱っていた。それは陸軍幼年学校体制発足の９年前、１８８７（明治２０）年にさかのぼる。このとき陸軍は、中学校卒業者に、陸軍幼年学校卒業者がもつ同じ権利を与えた。無試験で陸軍士官候補生に採用するという無試験採用の権利である。すなわち中学校卒の学歴をもつ者は、学科試験を受けずして書類選考と身体検査だけで陸軍将校になることができた[(1)]。

この中学校卒業者への権利付与は、まもなく実施保留となり実質的な効力は失われてしまうものの、法令上の条項自体はそのまま残され[(2)]、１８９６（明治２９）年に陸軍幼年学校体制が発足して以降も、新法令へと引き継がれる[(3)]。たとえば１８９９（明治３２）年の法令には、「(中学校卒業者は）学科試験は行はずと雖（いえども）、学力の優劣を判別する為め若干の科目に就て検定試験を行ふ」[(4)]との条項があり、無試験採用の権利が形だけではあるが残っていることがわかる。

このように中学校卒業者の無試験採用を示す法令条項は、かつて中学校が陸軍幼年学校の同格として扱われていた頃の、唯一の名残として存在していた。しかし、本章で取り上げる１９０３（明治３６）年１１月の「陸軍補充条例」改正（勅令１８５）によって、この無試験採用の条項はついに撤廃されてしまう。以後、無試験採用の権利は、陸軍幼年学校卒業者のみが独占してもつ特権となり、ここに陸軍幼年学校の特権化が実現するのであ

る。ではなぜ陸軍は、この時期突然に、中学校卒業者の無試験採用の条項を削除し、陸軍幼年学校の特権化を図ったのであろうか。

これに関する先行研究としては、斉藤利彦氏の研究がある。斉藤氏は、この１９０３年の「陸軍補充条例」改正を、「軍学校と中学校との接続」の一過程ととらえ、「中学校の制度・内容が飛躍的に整備されていく状況の下で、軍はその指導者（＝選良）たるべき将校にふさわしい出身母体を、主に中学校に求めていったといえよう」と結論する[5]。だがはたしてそうだろうか。斉藤氏の考察するように、中学校教育を賛美して中学校との「接続」を求める陸軍が、中学校卒業者から無試験採用の権利を奪おうとするであろうか。実はその逆なのである。本章で明らかにするとおり、この時期の陸軍は、中学校教育に不信感を募らせており、その他に陸軍幼年学校廃止問題もからんだ複雑な状況下で、「陸軍補充条例」を改正していくのである。ゆえに本章では、従来の先行研究が提示する“陸軍が中学校との接続を求めた”という歴史像を否定して、反対に“陸軍が中学校との断絶を求めていく過程”を描き出すことになる。

また本章の研究は、陸軍と政府との関係についても、従来の先行研究とは若干異なる視点を提示する。近代日本では最初、軍は政府を支える強力な柱であった。その軍事と政事の統一が崩れて分裂し、軍が政府を優越しはじめたのは、一般に日露戦争以後であるとされている。たとえば藤原彰氏は著書『日本軍事史』（１９８７年、６２年刊の改訂増補版）の中で、次のように述べる。

> 軍部が藩閥機構の完全な一部であった日露戦争までの時期は、政府と軍部との対立が問題となることはほとんどなかった。（中略）それがようやく日露戦争後になって、官僚機構が整備するとともに、軍部自体も官僚化し、その独自性を強化するようになる。そして軍部と政府との対立もたびたび表面化し、軍閥という言葉自体もこのころから使われはじめる[6]。

このように従来の先行研究では、日露戦争以後において政府と軍の対立が表面化し、独自の政治勢力としての「軍部」が誕生したといわれてきた。だが本研究では、その「軍部」誕生の萌芽が、すでに日露戦争以前に芽生えはじめていたことを明らかにする。本章で扱う１９０３年の「陸軍補充条例」改正（陸軍幼年学校の特権化）は、その顕著な例となる。この法改正は、財政危機に陥った第１次桂太郎内閣が、陸軍幼年学校の廃止を内定したといわれる中で、その政府の意思に反して陸軍が半ば強引に実行したものであった。そこには、自らの縄張りを守るために他を犠牲にすることも辞さない陸軍の姿が見て取れる。

そこで本章では、問題の発端となった１９０１（明治３４）年から、１９０３（明治３６）年までの３年間を対象に、極度な財政危機の中で陸軍幼年学校のあり方が模索され、政府がその廃止を考えるに至った過程と、陸軍が中学校教育に不信感を募らせていった過程とを、それぞれ並行して考察することを通して、陸軍が政府の意思に反して、陸軍幼年学校の特権化につながる「陸軍補充条例」改正を行ったその社会的背景を明らかにする。これにより、財政事情がどうあろうとも、ひたすら軍の利益を追求し、天皇への帷幄上奏を濫用しては政府を超越して振る舞う後年の「軍部」の萌芽が、見て取れるであろう。

１、２つの問題 ――財政危機と中学校教育への不信感――

２０世紀が開幕した１９０１（明治３４）年、このとき陸軍は、将校養成制度に関連して、次の２つの問題をかかえることとなった。

１つは、厳しい財政危機にともなう、陸軍幼年学校の廃止要求の再燃である。

もう１つは、中学校の教育内容や生徒の質が自らの意に反しているとして、陸軍の中学校教育への不信感がさらに増大したことである。

本章が対象とする日露戦前の３年間は、この２つの問題が複雑にからみ合いながら、推移していく。そこでまず本節では、この２つの問題について、詳しく見ていきたい。

（1） 行財政整理と陸軍幼年学校

日本の２０世紀は、最悪の金融恐慌の中でそのはじまりを告げる。１９０１（明治３４）年４月に関西圏で起こった大規模な銀行恐慌は、この金融恐慌の頂点となった。このとき支払停止となった銀行は関西だけで実に３４行に上る。原因の一端は、前年に起こった激しい金融逼迫と北清事変の勃発とが、株式市場を暴落させていたことにある。またさらに主要産業のほぼ全部門が恐慌状態におちいり、以後、日本で「最初の本格的資本主義恐慌」となっていく(7)。

このような未曾有の恐慌は、国家財政までも極度の危機に陥れる。それは１９００年に参戦した北清事変への１個半師団の出兵費でさえも、満足に供給できないほどであった。時の第４次伊藤博文内閣（政友会を与党とする内閣）は、出兵費捻出のため、不況にあえぐ国民に対して増税を断行する。だがその交換条件として政府は、行政・財政整理の実行

を約束するのである[8]。日清戦後の軍拡を中心に、無秩序に膨張した国家行政機関は、すでに巨大な金食い虫と化し、財政難をさらに悪化させていた。そこで政府は、行政・財政整理（行財政整理）を実行することにより、行政機関の組織・人員を整理削減して経費を節約し、財政を立て直そうとしたのである。１９０１（明治３４）年初めのことであった。

ちょうどその頃、元文部官僚の貴族院議員久保田譲は、持論である陸軍幼年学校（主に地方幼年学校）の廃止論を、新聞や雑誌に精力的に発表している。これまで久保田は、この陸軍幼年学校廃止論を、主に教育上の問題として展開してきた。だが、伊藤内閣が行財政整理の方針を打ち出し始めると、久保田はその論調を変化させる。陸軍幼年学校の廃止が金銭面でも大きな節約につながるとして、さらに行財政整理の問題へと論を進めたのである。たとえば１９０１年１月２日付『読売新聞』で久保田は、「行政整理問題」と題して陸軍幼年学校の廃止を訴えている。また同月５日付雑誌『太陽』においても、「学政振張と財政」と題して、「陸軍の兵備は国状に照して過大なることなきや、殊に幼年学校の如きは、不必要の施設にあらざるか」と述べて世論に訴えた[9]。

久保田が強調したのは、陸軍幼年学校が中学校と重複して存在することによる財政上の無駄である。しかも陸軍幼年学校は、中学校と比べて、経費のかかる非常にぜいたくな学校であった。たとえば、電話機が中学校にはまだ無い頃に、すでに陸軍幼年学校ではその全校に電話機が設置されている[10]。また中学校は８００人近くもの生徒をかかえながら、その年間経費が１校約２～３万円台であったにもかかわらず、陸軍の地方幼年学校は１校１５０人未満という極めて少ない生徒数で同額以上の経費をかけ、中央幼年学校では中学校より３００人近くも少ない生徒数で、中学校の５倍もの経費をかけていた。さらに生徒１人当たりの年間経費を比較すれば、その差は歴然とする。中学校では生徒１人に３０～４５円ほどの経費をかけるのに対して、陸軍幼年学校ではその５～８倍、２００円以上もの経費を生徒１人にかけている（→表４－１参照）。すなわち陸軍幼年学校の生徒は、少人数制の恵まれた環境の中で、豊かな予算をふんだんに使い授業を受けていたのである。中学校とほぼ同じ教育を行いながら、中学校以上に費用のかかる陸軍幼年学校。その理不尽性を久保田はするどく指摘したのである。

表４－１　陸軍幼年学校と中学校の経費

	陸軍幼年学校（計５年制）						中学校（５年制）					
	地方（3年制）		中央（2年制）[3]				東京府第一中学校[5]			大阪府第一中学校[6]		
	生徒数[1]	年間経費[2]	生徒数	年間経費	総経費[4]	1人当り	生徒数	年間経費	1人当り	生徒数	年間経費	1人当り
1897(明30)	50人	15,609円	402人	129,600円	223,253円	319円	795人	15,933円	20円	630人	16,640円	26円
1898(明31)	99	24,864	495	112,733	261,914	241	718	98,150[7]	137[8]	640	18,386	29
1899(明32)	147	28,487	343	107,779	278,701	228	778	22,815	29	607	16,725	28
1900(明33)	148	29,667	467	113,031	291,833	216	794	25,541	32	608	22,067	36
1901(明34)	148	29,699	530	115,027	293,218	207	796	26,519	33	533	130,103[9]	244[10]
1902(明35)	147	32,095	553	138,207	330,775	230	765	31,082	41	459	21,174	46
1903(明36)	150	30,072	692	168,271	318,631	221	778	34,825	45	458	19,761	43

※『陸軍省統計年報』各年度、『文部省年報』各年度より作成。
※1、2　1校あたりの平均。※3　1903年は本科・予科の合計。※4　地方全６校と中央全１校の合計。
※5　現都立日比谷高校。1898年まで東京府尋常中学校、99年東京府中学校、1900年東京府第一中学校、01年東京府立第一中学校と改称。
※6　現府立北野高校。1898年まで大阪府第一尋常中学校、99年大阪府第一中学校、1901年大阪府立堂島中学校、02年大阪府立北野中学校と改称。　※7～10　学校移転費を含む。

以上ように久保田は、陸軍幼年学校廃止が行財政整理の有効な一手段であることをアピールした。だが、この行財政整理の問題と陸軍幼年学校廃止案とを結びつける論理は、何も久保田が始めたわけではない。前章の３でも触れたように、すでに２年以上も前の隈板内閣期に、当時与党であった憲政党の一派によって提唱されたものである。その後この論理は、１８９８（明治３１）年末の地租増徴問題を契機として、旧進歩党系の憲政本党に受け継がれ、これまでも議会などで小規模ながら主張され続けていた(11)。

そして１９０１（明治３４）年上旬、伊藤内閣における行財政整理の担当予定者たちも、この久保田や憲政本党と同じ論理を展開するのである。

元老の井上馨（かおる）は、財政整理の総裁予定者と目されていた(12)。井上は経済通で知られ、財界にも大きな発言力をもち、首相伊藤博文の財政面でのブレインである。井上は財政整理の具体案を立てるのだが、その中には、陸軍地方幼年学校の廃止案が含まれている。すなわち「地方幼年学校を廃し、文部省と連絡を遂げ、その所管中学校に合併すること」という案である(13)。

また、行政整理の計画立案者に予定されていた内閣法制局長官の奥田義人(14)も、陸軍幼年学校に注目する。この時期に奥田は、今後の調査事項を「試に列記」してみるのだが、その目録には、「廃止又は分合すべきもの」として「陸軍中央地方幼年学校」の名がすでに挙げられている(15)。奥田法制局長はこの調査事項の目録を、２月８日付で伊藤首相に送付する(16)。

以上のように伊藤内閣の中では、行政・財政整理の一環として、陸軍幼年学校の廃止が

模索されようとしていた。この時すでに陸軍幼年学校をめぐる問題は、教育問題ではなく国家の行財政問題として扱われ、政府内でも注目されつつあったことがわかる。

ところが、その審議が本格化する前の１９０１（明治３４）年５月に、伊藤内閣は、突然に崩壊してしまう。財政危機下の予算運用をめぐって閣員同士が対立し、内部分裂を引き起こしたとされている[17]。この内閣崩壊によって、行財政整理の問題も、一旦は空中分解してしまう。だが国家財政の危機は何も解決されたわけではない。財政危機をめぐる問題は、引き続き次の第１次桂太郎内閣へと持ち越されることとなった。

（２）　「中学校令施行規則」問題

さて、前述の伊藤内閣が、陸軍幼年学校廃止案を含めた行財政整理の審議に取りかかろうとしたその矢先に、陸軍にはもう一つ別の問題が生じる。それが次に見ていく「中学校令施行規則」問題である。これは陸軍の中学校教育への不信感をさらに増大させることにつながった。

これまで陸軍の幹部である将校には、主に陸軍幼年学校と中学校との２カ所の卒業生から採用されていた。だが陸軍は、文部省の中学校教育には強い不信感を抱き、それを理由にして陸軍幼年学校廃止論者との論争を繰り返してきた（第２～３章参照）。第２章でみた中学生による教員排斥運動などの「学校騒動」は、４年後のこの伊藤内閣期においてもなお各地で頻発しており、新聞雑誌をにぎわせていた。たとえば１９０１（明治３４）年に佐賀県立唐津中学校では、生徒の校長排斥運動によって校長が退陣に追い込まれるという事件が起きている。この排斥運動の首謀格であった生徒は、翌年の陸軍士官候補生に採用され将校となった[18]。このような状況に陸軍は、極めて困惑していた。１９０１年１月の『読売新聞』には、陸軍教育総監部の「某佐官」の談話が次のように紹介されている。すなわち現在の中学生は、「学校に在(あり)て其(その)師を敬はず、何がな其(その)欠点を見附けて議論を吹掛け、遂(つい)には同盟の上教師の放逐を行ひ以(もっ)て快しとする」という「無規律・無節制」な状況であり、このような「放縦(ほうじゅう)な教育界より来る」中学生を陸軍将校に採用しなければならないのかと思うと「惶懼(こうく)（＝恐れること）の情に堪(た)へず」[19]と述べて、陸軍は、中学生の現状と中学校教育のあり方に不信感を募らせていた。

１９０１（明治３４）年３月５日、この陸軍の不信感をさらに増大させる出来事が起こる。それは文部省令第３号「中学校令施行規則」の制定である。この法令によって、中学校における数学科の内容が、大幅に削減される[20]。文部省としては、当時問題化していた

中学生の学力低下への解決策のつもりであった[21]。だが陸軍にとっては、数学科は軍人必須の知識として、特に重要視している教科である[22]。これによって陸軍は、中学校教育にさらなる不信感を抱くようになる。またこの法令が、陸軍との協議を経ること無く、文部省の独断で実施されたことも、陸軍にとっては許し難い事態であった[23]。そこで陸軍は、この法令への対処方法を審議し始める。

１ヶ月後の４月１６日、陸軍教育総監の野津道貫（大将）は、「将校補充法ノ改革案」を作成し、陸軍大臣児玉源太郎（中将）に提出した。それは縦罫紙１７丁にわたる詳細なもので、翌年度からすぐに実行可能なように予算案から召募数・教職員配置数まで事細かに計画されていた。

その前書きには、次のように述べられている。すなわち、この改革案を作成したのは「中学校令施行規則」が原因だと強調し、数学という「軍事学研究上必要の科目」を削減したことにより、「中学の教育をして益々候補生（＝士官候補生）たるの素養に適せず、遂に中学卒業者は候補生として初歩の軍事学を修習し得ざる」状態に至った、と指摘されている。つまり「中学校令施行規則」制定によって、中学校卒業者は、陸軍将校となるべき資格を失ったと言うのである。そして野津教育総監はこの本論部分において、解決策として次の２つの改革案を提示する。

第１案は、中学校卒業者などの一般人からの将校採用を廃止して、すべて陸軍幼年学校卒業者から採用するという案である。すなわち今後は陸軍幼年学校だけで将校を養成しようというのである。そしてこの案こそが「至当の方法」だと強調する。

第２案は、これまで通りに中学校等からも将校を採用するが、彼らを補講するための「普通学補修科」を陸軍に新設するという案である。すなわち中学校卒業生の学習不足を補うための新たな陸軍学校を作ろうというのである。これは第１案が経済面などで実行不可能な場合の「特別方法」だとする。

そしてこの「二法を措て他に良策なきが如し」として、二者択一を迫るのである[24]。

以上が、野津教育総監の「改革案」の主な内容であり、それは中学校等からの一般公募を出来るだけ廃止しようとするものであった。すなわち陸軍の教育総監部は、不完全とみなした中学校教育に見切りをつけたのである。

また別の見方をすれば、この「改革案」は、陸軍による伊藤内閣への牽制であった可能性もある。もしもこの時点で、すでに陸軍の教育総監部が、伊藤内閣の行財政整理方針（陸軍幼年学校廃止案を含む）の情報を得ていたとするならば、この野津教育総監の「改革案」

は、政府を牽制するための手段として、「中学校令施行規則」を利用したものであった可能性も高い。今後の研究課題の１つとしたい。

さて、この「改革案」を受け取った児玉陸相は、どのように対処したのであろうか。これを次に見ていきたい。実際この「改革案」は、財政上簡単に実行できるものではなかった。なぜならば、その２案ともに、要する経費があまりにも巨額だからである。第１案に要する経費は年間１５万円強、第２案でも年間３万７０００円強（初年度６万円強）、これだけの経費が、従来の陸軍教育予算に上乗せされる計画である[25]。これは公立中学校の経費が、有名進学校１校で年間２～３万円程度[26]であったことから考えても、その要する経費の大きさがわかるだろう。しかも前節で詳述したように、当時の国家財政は極めて厳しい危機に見舞われており、そのために行財政整理が計画されている状況である。このように国家財政には、陸軍の新規事業を容認する余裕はまったくない。

そこで児玉陸相は、責任を文部省へ転嫁しようとするのである。半月後の５月２日、児玉陸相は、文部大臣松田正久（まつだまさひさ）に宛てて前述の教育総監「改革案」を送りつけ、中学校の数学科を元のレベルに戻せと要請した。すなわち、数学科を「再び従前の程度に迄、其（その）科程を高め」るよう要請しつつ、この要請が受け入れられない場合は「改革案」の２案中「其一を実施するの外無之候（これなしそうろう）」と述べる[27]。これはまさしく文部省への脅迫であった。

そのころ教育界においても、「中学校令施行規則」は争点になっていた。３～４月には帝国大学総長菊池大麓（きくちだいろく）と文部省普通学務局長沢柳政太郎（さわやなぎまさたろう）との有名な論争が起こり[28]、さらに５月に第一地方部中学校長会、６月に九州各中学校長会議において、それぞれ数学の復旧要請が決議される[29]。このような教育界の情勢と、陸軍からの脅迫、さらに６月に反対派の菊池帝大総長が文相に就任したのとも相まって、「中学校令施行規則」はすぐに実施延期となった[30]。

だが陸軍は、これを口実としてさらに攻撃をくわえ、公然と文部省を非難した。１２月の帝国議会衆議院予算委員会でも陸軍側の政府委員は、議員からの陸軍幼年学校廃止要求に対応して、いつも通りに「幼少の時から軍事精神を注入」することの重要性を説きつつ、さらに次のように述べるのである。

> 殊（こと）に此（この）中学校の施行細（ママ）則か何か変りまして、算術の如（ごと）き著しく減じております。是（これ）に依って見ましても、是は回復になるか知りませぬが、唯今（ただいま）の所ではどう致しましても、陸軍士官に致しますには、其（その）点でも中学卒業では足りませぬ[31]。

すなわち文部省制定の「中学校令施行規則」が原因で、中学校卒業者は陸軍将校になる

ための学力が足りず不適切である、ゆえに陸軍幼年学校は必要なのだ、と主張するのである。このように帝国議会の席上で、政府員が同じ政府員を非難することは、通常ではあり得ない事態であった。政府員間での言論一致が、政府内の統一を守る最低限のルールである。しかし陸軍は、その政府内の統一性をあえて無視して、政党議員達の前で文部省のやり方を非難したのである。陸軍の不満の根はあまりにも深かった。

翌１９０２（明治３５）年２月の法改正により、中学校の数学科は、削減以前の元の状態に戻される[32]。文相菊池大麓はすぐに児玉陸相に宛てて連絡し、数学科を復旧したので「御了知」してくださいと述べて、教育総監作成の「改革案」を返却した[33]。これに対し陸軍教育総監部も、文部省の措置に一応の理解を示し、改革案は「自然不要」になったと告げる[34]。これですべてが解決されたかと思われた。だが、実はそうではなく、これがはじまりであった。学力面でも中学生に不信感を抱いた陸軍は、財政難により陸軍幼年学校の廃止が騒がれる中で、次第に中学校卒業生から将校志願資格を奪おうと模索するようになる。

２、桂内閣の政務調査会

（1）　「奥田案」作成

１９０１（明治３４）年６月、第１次桂太郎内閣が誕生する。

前の伊藤内閣から引き継いだ財政危機は、組閣まもない桂内閣を苦しめた。当年度の歳入不足は、実に５５００万円もの巨額に上る。この金額を捻出するため桂首相は、行財政整理ではなく、外債募集すなわち外国からの借金で補うことに決める[35]。つまり国家の痛みを伴う行財政整理をさけて、外国からの借金で財政難を一時的に取り繕おうとしたのである。

桂首相は外債募集を行うため、財政通の元老井上馨（かおる）に協力をもとめた。前述したとおり井上は、前伊藤内閣のときに財政整理の総裁予定者に目されていた人物である。井上は、外債募集への協力を承諾するかわりに、自ら作成した財政整理の意見書を、桂首相に提出する。そして、いつまでも外債に頼るわけにはいかない、この意見書を大蔵大臣とともに「御熟読」してほしいと述べた[36]。この井上意見書と推定される史料「井上伯財政整理意見」には、次のように書かれてあった。

陸軍省所管に就て之を論すれば、

第一　千住製絨所の如き官業を、民業に移すこと。（後略）。

第二　地方幼年学校を廃し、文部省と聯絡を遂げ、其所管中学校に合併すること。

凡そ教育の其当初より、余り一方に偏するは教育上深く忌む所たるは、今更に喋々を要せず。而して士官学校は専門の教育を与ふる処なりと雖も、地方幼年学校は将来士官を養成するに必要なる準備として、一般教育を与へむとするに過ぎず。故に寧ろ之を文部省所管の中学校に合併するに於ては、啻に経費上に於て尠からざる節減を為し得るのみならず、教育制度其物の上に於ても円満なる結果を奏し得べきなり。

第三　兵卒の現役三年の期間を出来得る限り短縮（後略）。

第四　憲兵は漸を以て之を廃すること。（後略）[37]。

以上は、井上意見書の陸軍整理事項のみを抜粋したものである。ここでは明らかに、陸軍幼年学校の廃止が求められていた。増田知子氏の説明によれば、井上の財政構想は、「具体的には陸軍の幼年学校の廃止がその最たるものであった」という[38]。すなわち元老井上は、行財政整理の一環として陸軍幼年学校を廃止することを、桂首相に求めたのである。

この意見書を提出した後も井上は、機会ある毎に桂首相に対し、外債募集とこの行財政整理とを並行して行うよう強く要求する[39]。しかし桂首相は、外債募集がうまくいくことを期待して、行財政整理には消極的であった。だが結局、外債募集は失敗におわる。桂首相は、「所謂進退維谷るとは真に此事なり」と途方にくれた[40]。

そのころ衆議院第１党の政友会では、党内に政務調査委員を新設（６月）し、行財政整理への意欲を見せていた。さらに１２月の第１６議会直前には、「財政整理、行政刷新」が、政友会の宣言として決議される[41]。このように政党側は、政府に行財政整理の実施を求めた。またその一環として陸軍幼年学校の存廃にも関心を寄せる。たとえば政友会内では財政通の桜井駿を中心に、陸軍幼年学校の廃止案をふくむ行政整理案を作成しつつあった[42]。

外債募集が失敗し、行財政整理も進展せず、桂内閣は窮地に陥った。そのころ北清事変の勝利による清からの賠償金が、日本をふくむ１１カ国に支払われることに決まる。桂内閣はその賠償金に目を付ける。そしてまだ分配額も決定していない賠償金をあてこんで、翌１９０２年度の予算案を作成し、第１６議会に提出したのである[43]。

このような不確実かつ未受領の賠償金で財政のやりくりをする政府に対して、議会では

非難の声が上がった。その政府非難を先導したのは、衆議院で過半数以上の議席をもつ第１党の政友会である。このままでは予算案は否決され政府が危機におちいる。政府は政友会との妥協交渉につとめた。その結果、「政府は行政財政の整理を決行する」等の条件で、妥協を成立させる[44]。桂首相はのちに自伝で、このときのことを次のように述べている。

（政友会は）一つの条件を出し、行政整理を政府が断行するや否の条件にて同意したり。随分不徳義のことなれども不得止（やむをえず）政府は同意したり[45]。

この記述からは、桂首相の行財政整理に対するやる気のなさ、消極的姿勢が見て取れる。こうして政府は、予算案を承認してもらう代償として、消極的ながらも行政・財政整理の実行を公約したのである。

翌１９０２（明治３５）年３月に桂内閣は、「政務調査委員」（通称・政務調査会）を内閣の中に設置して、行財政整理の審査を始める。行政整理主査には内閣法制局長の奥田義人が任命され、その他各省の高級官僚２８名が委員として従事した。陸軍省からは、陸軍総務長官中村雄次郎少将、および経理局長外松（とまつ）孫太郎監督官の２名が、委員に任命される[46]。

整理に際して、陸軍がまず最初に手をつけようとしたのは、教育関係であった。財政上の犠牲は、戦闘力に直接関係する部隊や兵器よりも、教育関係に加える方が影響は少ないと判断したのだろう。陸軍からの委員２名は、まず「陸軍の諸学校に大改革を行はん」として調査を開始する。陸軍所管の学校は全１３種。この中より「実際已（や）むを得ざるものの外、大に廃合を行ふべし」との方針で調査は進められた[47]。４月９日、行政整理の主管庁的役割を担う内閣法制局は、陸軍省に対し、「取調上入用に付、貴省所轄諸学校の教育綱領及教則」を至急送付するように要請する[48]。同月２４日、陸軍省は、収集した各学校の教育綱領などをまとめて内閣法制局に送付する。この中には、「陸軍中央幼年学校教則」など１０種類の陸軍幼年学校関係教則が含まれていた[49]。いよいよ本格的調査が開始される。調査の焦点は、陸軍幼年学校の存廃に集中したようである。５月１日付『二六新報』紙は、「行政整理委員が陸軍部内に切り込む」中で「幼年学校の廃止は矢張り一問題となつて居る」と報道している[50]。

しかしこの時期は、前述の「中学校令施行規則」問題が、２月にようやく解決した直後であった。４月１３日付『京華週報』紙には、次のような「陸軍部内の某将軍の慨嘆談」が掲載されている。すなわち「各府県立中学を卒業し来る士官候補生」は、「遙に劣等なる感あり、今に於て多少警戒する所なくんばあらず」という談話である[51]。このように陸

軍内では、「中学校令施行規則」問題が終結してもなお、中学生への不信感は消えず、行財政整理の問題とも相まって態度をさらに硬化させていた。

そして７月初旬、ついに内閣政務調査会の行政整理案は完成し、桂首相へ提出される[52]。当時人々はこの整理案を、主査の名をとって「奥田案」と呼んだ。この通称「奥田案」は行政整理案全９７項目からなる。その第３５項には、次のように述べられている。

「三五　陸軍現役士官養成方法を改正し、併せて中央及地方幼年学校を廃止すること」[53]。

すなわち陸軍幼年学校の廃止が、内閣政務調査会の調査結果として提案されたのである。これに対して陸軍当局者はどのように反応したのか。それを次にみていきたい。

表４－２　政務調査会の行政整理案（通称「奥田案」、陸軍関係のみ抜粋）

13	「陸軍衛生会議及軍馬衛生会議を廃止すること」
15	「陸軍乗馬本分の官職を減し、及其の乗馬定数を減すること」
16	「徴兵参事員を廃止すること」
18	「軍事顧問府を設置し、現在の元帥府、軍事参議官、都督部及海軍将官会議を廃止すること」
21	「陸軍軍医学校を廃止すること」
22	「陸軍軍楽学校を戸山学校に合併すること」
23	「陸軍経理学校を廃止すること」
26	「陸軍獣医学校を廃止すること」
28	「台湾守備隊中混成第二旅団を廃止すること」
34	「憲兵制度を廃止すること」
35	**「陸軍現役士官養成方法を改正し、併せて中央及地方幼年学校を廃止すること」**
36	「陸軍帰休兵制度を拡張すること」
43	「陸軍砲兵会議及工兵会議を廃止すること」
73	「軍令軍政の区別を明かにすること」
86	「陸海軍省の武官組織を改正して、文官武官の混合制と為すこと」

※「明治三十五年（桂内閣）　行政整理案（政務調査会ノ分所謂奥田案）」（総理府「歴代内閣の行政整理案」1959年所収、国立公文書館所蔵）より作成。原文はカタカナ表記、読点なし。

（２）　陸軍の反応

「奥田案」を受け取った陸軍の反発は、すさまじいものであった。１９０２（明治３５）年８月１３日、陸軍大臣寺内正毅（まさたか）（中将）は、桂首相に宛てて「行政整理主査の調査」（＝奥田案）に対する「覆申」書を提出する[54]。この覆申書は現在、添書のみが現存し内容は確認できない。だが奥田から情報を得ていた伊東巳代治の証言によれば、「殊（こと）に陸軍、大蔵両省の奥田案に対する悪感甚敷（はなはだしき）より、首相は此（この）間の措置に苦し」んだという[55]。すなわち陸軍省と大蔵省（蔵相曾禰荒助）が、「奥田案」に対して非常な「悪感」を抱き、桂首相は両者の調整に苦心していたというのである。くわえて９月２９日付『万朝報』紙は、

寺内陸相の奥田案への反応を次のように報じている。

内閣へ奥田の行政整理案が出た時、陸相寺内は陸軍所管の項に至つて憤然として「今更陸軍部内の事業を彼此言はれては困る、（中略）豈計らん政府の内部から之を縮少し破壊するやうなことを言出すとは心得ぬ次第ぢゃないか、（後略）」と酷い権幕で怒鳴り付けたさうだ[56]。

すなわち寺内陸相が「奥田案」に猛反発しているというのである。さらに同月１８日付同新聞は、「陸軍省の決心」と題して、「有力なる一武官」の談話を次のように掲載する。

奥田、阪谷、柴田等の素人が調査したる陸軍部内の調査の如きは、到底実行し能はざるものなれば、気の毒ながら極力拒絶するの考へなり。（中略）陸軍は飽迄も陸軍の抱負と計画とを遂行する決心なり[57]。

以上のように陸軍省は、「奥田案」の実行を徹底的に拒絶したのである。これらの反発に対し、行政整理の主査である奥田法制局長官は、政府の行財政整理への不徹底な姿勢に絶望して[58]、９月２６日に辞任してしまう。こうして政務調査会の「奥田案」は有名無実となる。

「奥田案」は別段、陸軍幼年学校の廃止だけを取り上げたわけではない。だが、のちに「陸軍教育界の大恩人」といわれる陸相寺内正毅にとっては、とくに陸軍幼年学校の廃止が政府内で議案にあげられたことを看過できなかった。そこで寺内陸相は、「幼年学校は陸軍将校教育の策源地として永く維持せらるべし」と、陸軍幼年学校の存置を主張しつつ[59]、従来は中学校卒業生から採用してきた陸軍将校を、さらに上級の高等学校在学者から採用しようと画策するのである。以下このことについて見ていきたい。

１０月７日、文部省作成の「学校系統案」が、内閣会議に提出された[60]。この文部省案は、内閣政務調査会の「奥田案」を参酌して作成されたものである[61]。すなわち「奥田案」の第７９項「現在の高等学校は、之を帝国大学の予備校と為すの制に改むること」[62]を参考にして、文部省は、従来の高等学校（３年制）の前半１年間を「中学校補習科」、後半２年間を「大学予備門」に分け、中学校補習科は中学校に付随させ、大学予備門は従来の高等学校を転化させようとしたのである[63]。

さて、この文部省案が閣議に上ったとき、その案に反対したのは寺内陸相である。このとき寺内陸相は、修正案を閣議に提出する。その修正案とは、従来の高等学校を「中学校高等科」（２年制）に変更させようとするものであった[64]。すなわち、文部省が高等学校を大学の予備校にしようとするのに対して、陸軍省は高等学校を高レベルの中学校にしよ

うと提案したのである。このように寺内陸相が提出した修正案は、文部省案とはまったく正反対のものであった。

だがここで、寺内陸相は、一つの妥協案を提示する。それは次のようなものであった。

> 中学補修科及大学予備門在学者より、陸軍候補生を志願し得ることに定めらるるなれば、本按に同意すべし。但修正按は参考の為め附添し置く。　正毅[65]。

すなわち、陸軍将校を中学補習科・大学予備門（従来の高等学校）の在校生から採用してもよいのであれば、陸軍は文部省案に同意しよう、というのである。妥協案と言うよりは、むしろ陸軍側の要望を一方的に押しつけたようなものといえよう。このように寺内陸相は、文部省の学制改革に乗じて、半ば強引に、陸軍将校の採用対象者から中学校卒業者を排除しようとしたのである。この妥協案は閣議で承認されたらしく、閣議内容を記録した閣議書には、寺内陸相の妥協案が記された付箋の上部に「十月二十一日閣議決定、文部大臣へ通牒」と書かれている[66]。

１ヶ月後の１１月、この文部省の学校系統案は、文相の諮問機関である高等教育会議（第７回）にて最終審査を受けた。ところがここで、陸軍の思惑とは反する事態が起こる。それは１２月１日の同会議で、文部省案が否決されたことである。やむなく文部省はこの学制改革を断念する[67]。そして同時に、陸軍将校を高等学校在学者から採用するという寺内陸相の妥協案も、自然消滅してしまった。

（３）　第１７議会の解散

さてその頃、第１７議会を目前にして、政府の行政整理額が公表される（１９０２年１１月初め）。行財政整理は前議会での政府の公約であった。だが前述したとおり９月下旬の奥田法制局長官の辞任により、行財政整理はおざなりになる。結果的に公約はほぼ不履行に終わった。行財政整理の総額は１０００万円弱、そのうち各省整理による実質的な整理額はわずか４０万円で、その他は事業の繰延（実施延期）や国有不用地の売却などによるものであった[68]。

政府の行財政整理に対して、ジャーナリズムや政党からの非難が、あいついで起こる。新聞『日本』は、政府の行財政整理を評して、「ズルイ哉、此の如き塗抹案を提出して以て公約の責任を免れんとする」と報じた。『万朝報』紙は「唖然たらざるを得んや」とやじり、『都新聞』紙は「行政整理は空名のみ」、「殆んど滑稽」、『毎日新聞』紙は「議会を愚弄し国民を欺罔する者」と批判した[69]。さらに第１党である政友会幹部の原敬は、雑誌『太

陽』掲載の論文で、「僅に四十万円許りが整理の結果として生じたる剰余金の如く見ゆるのであるが、是れ殆と整理を為して居らぬのである」と述べ、政府の行財政整理の不十分さを非難している[70]。また行財政整理の失敗は、政府も認めていた。桂首相は、新聞記者の質問に答えて、「行政整理の成果如何と問はば、実は不出来極まりたりと答ふるの外なく、定めて議会の御叱りを受くるならんと覚悟せり」と述べている[71]。

この行政整理の失敗に加えて、政府は、さらに海軍拡張案とその財源の地租増徴継続案との２案の議会提出を決定する。すなわち政府はさらなる軍拡と増税継続とを求めたのである。これはさらに政党の怒りを呼んだ。政友会幹部の原敬は、「行政財政の整理を十分に為したる後に非らざれば、地租の継続も海軍の拡張も政府は議会に向つて提出すべき筋のものでない」と述べて、十分な行財政整理もできずに軍拡・増税継続を求める政府を非難した[72]。１２月４日には第１党政友会、第２党憲政本党の両党は、それぞれ党大会を開催し、政府の行財政整理への非難、かつ海軍拡張のための地租増徴継続への反対を、党の総括意見として確認する[73]。すなわち、「桂内閣が、前議会で公約した行政・財政整理を中途半端にしながら安易に地租増徴継続案を提出したことにほとんどの政党が反発を示した」（宇野俊一著『明治国家の軌跡』）[74]のである。

こうした状況の中で１２月６日、第１７回帝国議会が召集される。ここで政府と政党は正面衝突した。政府予算案の要であった地租増徴継続法案を、衆議院の特別委員会が否決したのである。特別委員長の大岡育造（政友会総務委員）は、その否決について１６日の本会議で次のように説明した。

> 海軍拡張の費用は必しも地租に依らずとも、政府が財政行政の整理を為し、諸君と共に予算の上に於て節約を加へますれば、優に政府が希望するだけの海軍拡張費は、産出し得るものと確信致した次第である、（中略）陸海軍の組織に就いても、随分訂正すべきものがあるであらう、削減すべきものであろう、憲兵を廃するとか、或は幼年学校を廃するとか、種々なる仕方がありませう[75]。

すなわち大岡委員長は、もし政府が海軍拡張をしたいのであれば、増税を継続するのではなく、主に陸軍幼年学校の廃止などの行財政整理によって、その費用を捻出すべきだと演説したのである。この大岡委員長の演説は、行財政整理と陸軍幼年学校廃止とが、密接で不可分な関係にあるとの認識を、政党側が抱いていることを示す。またこの当日には、予算委員総会においても、憲政本党議員によって陸軍幼年学校廃止要求が行われており、寺内陸相との意見衝突を起こしていた[76]。そしてこの日、議会は停会される。

停会中において、政府と第１党政友会との調停工作に尽力したのは、台湾総督の児玉源太郎であった。児玉は、調停を試みて両者間を奔走した。だがそれも政友会側の拒絶にあい、失敗してしまう。その原因は、政友会があくまでも行財政整理にこだわり、行財政整理の伴わない政府の妥協案を受け入れようとはしなかったからである[77]。そして再度の停会の後、２８日ついに衆議院は解散される。こうして政府の来年度予算計画は無効となり、内閣は危機に陥ったのである。

３、模索する陸軍幹部たち

（1） 葛藤の中で

１９０３（明治３６）年初旬、陸軍大臣寺内正毅は、大きな葛藤の中で苦悩していた。その原因の１つは、行財政整理への重圧である。前述したように前年末の１７議会は、この行財政整理の不十分さに非難が集まり、議会解散の一因となっていた。そしてもう一つは、中学校教育への強い不信感である。この２つの問題をかかえて、寺内陸相は、２月上旬の陸軍師団長会議に臨んだ。

陸軍師団長会議の席上で、寺内陸相は、次のように演説する。

> 三十七年（年度カ）には陸軍は、大なる財政整理を行はざるべからず。（中略）此（この）整理は、政府及議会に対して其（その）責あるが故に、是非（ぜひ）決行せざるを得ず。予め承知ありたし[78]。

すなわち寺内陸相は、陸軍も行財政整理を実行すべき立場にあることを、強調したのである。このように寺内陸相は、陸軍の行財政整理が、すでに不可避であることを痛感していた。そしてこの行財政整理には、必ず、陸軍幼年学校の廃止という問題も付随する。

同じ師団長会議において、寺内陸相は、次のようにも発言する。

> 近来、士官候補生の程度、下れるが如し。教育総監（＝野津道貫大将）も亦（また）、此（この）点に心配せらる。此原因は、独り候補生志願者のみ然（しか）るにあらず、中学校の程度も低き故ならん[79]。

このように寺内陸相は、最近の将校採用者（士官候補生）の劣等化は、中学校の程度が低いことに原因があると主張する。さらに野津陸軍教育総監もこの状況を「心配」しているとして、寺内陸相は、問題の深刻さを強調した。

だがこの席上で、もう一つ別の問題が存在することを、ある師団長（不詳）から指摘さ

れる。師団長は、寺内陸相の発言に異議を唱えて、次のように述べた。

今の中学校程度、低きにあらず。候補生志願者の劣等なるが故なり。地方の有様を見るに、優等なる者は大学に入ることを勉め、先輩も之を奨励しつつあり。反之、腕力強く喧嘩争闘を好むもの、候補生を志願するの風あり。此輩に限り決して学科優等ならず。従て候補生志願者の学力下れるに外なからん[80]。

すなわち将校採用者が劣等なのは、中学校教育が原因ではない。中学校から陸軍将校を志願する者の多くが、腕力自慢のケンカ好きで学力が低いからである。中学生の中でも学力優秀な者はみな、高校・大学への進学を希望するのだ、と言うのである。

主に日清・日露戦間期（１９世紀末～２０世紀初）の中学生にとって、陸軍将校は、さほど人気のある職業ではなかったようだ。たとえば、この戦間期の前半に中学時代を過ごした尾高亀蔵と、後半に中学生であった平林盛人。この２人の中学出身の陸軍将校は、それぞれ次のように回想している。

中学校時代、当時学力優秀者は通常高等学校から大学を志すか、海軍兵学校を希望した。陸軍はやや不人気で優秀者は志望しない傾向があった。

――以上、尾高亀蔵の回想〔佐賀県立唐津中学校・１８９７（明治３０）～１９０２（明治３５）年在学、陸士１６期、１９０４年少尉任官〕[81]。

私の中学生時代一番のあこがれは一高であり、海兵であり、又一ツ橋の高商であった。陸軍士官学校などにあこがれたのは私一人きりで恥かしかった。

――以上、平林盛人の回想〔長野県立大町中学校・１９０１（明治３４）～１９０６（明治３９）年在学、陸士２１期、１９０９年少尉任官〕[82]。

また前年の１９０２年に、東京府立某中学校で行われた進路志望調査によれば、中学生に最も人気の職業は医者であり、次に政治法律関係、商工業者とつづき、最も不人気の職業が陸海軍人であった[83]。

このように陸軍将校は、主に日清・日露戦間期の中学生にとって、決して魅力のある職業ではなかったといえる。またそれは当時の社会風潮でもあった。当時新聞は、「世間一般の風潮が軍人を嫌ふやうに成つた」と語り、現役軍人の悔恨談を掲載した[84]。

こうした軍人不人気の風潮の中で、実際、陸軍将校の志願者数も、年々減少の一途をたどっている。なかでもこの年（１９０３年）は、志願者数の減少が著しく、日清戦争以前の状況にまで落ち込んでいた（→図４－１参照）。この志願者数の激減について陸軍教育総監部出仕の大越大尉は、陸軍将校の親睦団体偕行社の機関誌『偕行社記事』の中で、志

願者数が「二十七年以来未だ曾て有らざる最低度に降り」てしまったと嘆いている[85]。

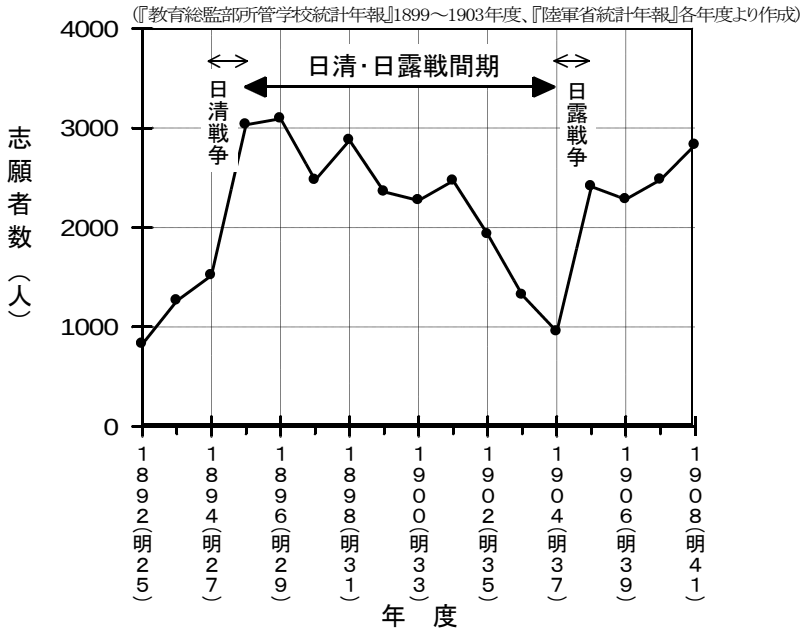

図４－１　陸軍士官候補生の志願者数
―日清・日露戦間期を中心に―

中学生の軍離れが深刻化する状況の中で、前述の師団長は、その不安な気持ちを寺内陸相にぶつけたのである。そして師団長は、「貴族の子弟を軍人に奨励ありたし」[86]と要請した。すなわち今後の陸軍将校は、なるべく貴族（華族・皇族のこと）の子どもから採用してほしいというのである。これに答えて寺内陸相は、「諸種の方法を以て之を勉めん」[87]と述べ、前向きに検討する姿勢を示した。

寺内陸相は、行財政整理の問題と、陸軍将校採用者（士官候補生）の低劣化との、２つの問題の板ばさみであった。そこで師団長会議から半月後の１９０３（明治３６）年３月８日、寺内陸相は、陸軍の最高有力者である元帥山県有朋を訪問する。このとき寺内陸相は、山県元帥に「軍事の改革」等についての相談を持ちかけた[88]。この会談の内容は不詳だが、それは将校採用法についての相談であったと推察できる。このことは、次にみる山県元帥の行動からも明らかである。

（２）　元帥山県有朋の上奏

さて、第１７議会解散後も政府は、議会第１党である政友会との調停交渉を続けていた。だが政友会は、あくまでも行財政整理の断行と、地租増徴継続の反対とを強く主張する。そして１９０３（明治３６）年５月２４日、ようやく妥協は成立する。結局政府が譲歩し

た形となる。これにより政府は、地租増徴の継続を断念し、行財政整理・事業繰延・公債募集によって海軍拡張の財源を確保することになった[89]。すなわち海軍を拡張するために政府は、行政整理を断行して財源を作らなければならなくなったのである。

同月２６日、第１８特別議会衆院本会議において桂首相は、「尚是(なおこれ)より進んで務めて整理を致す見込である」と述べ、行財政整理に尽力することを公約する[90]。前年に行財政整理の公約が守れなかった桂内閣にとって、今度こそ十分な整理を行って公約を履行しなければ、それは即内閣崩壊を意味した。さらに前回の第１７議会での論議でも明らかなように、行財政整理には、陸軍幼年学校の廃止問題が必ずつきまとわっていた。

そしてこのとき、陸軍最高幹部の一人でもある元帥山県有朋が、動き出した。２週間後の６月８日、山県元帥は、天皇への上奏文をもって参内する。その表向きの用は、特命検閲使として近衛師団及び第１師団管区を視察した結果報告であった。だが山県元帥は、この報告書以外にもう一通、別の上奏文を持参していた。それは将校の品位問題についての意見書であり、かつ陸軍幼年学校廃止を阻止しようとする意味合いが濃いものである。山県はこれを視察報告書とともに天皇へ上奏した[91]。

山県はこの意見書で次のように指摘している。すなわち、最近軍隊の「品位」が「低劣」であり、その救済には指揮官である将校の「品位」向上が必要である。それには２つの方法が考えられる。１つは、今後の陸軍将校には「勉めて華族及上流社会より採用」すること。もう１つは、「高等学校卒業者と同一」レベルの者から将校を採用すること。この２方法をともに実行すれば、軍隊の品位劣化を防ぐことができる。以上が、山県の主張の大要である[92]。これは前項でみた寺内陸相の抱く問題を、山県が天皇の力を借りて解決させようとしたものであったと考えられる。

また山県は、この２つの改正案について、それぞれ次のように説明している。

まず第１案についての山県の説明は、次のとおりである。これまで陸軍将校の採用は、専ら学力試験により可否が判断され、「縦(たと)ひ下等社会の子弟と雖(いえど)も、苟(いやしく)も試験に高点を僥倖(ぎょうこう)すれば、一躍して」将校になることができる。だが人の内面的な「志操品行」は、学力試験では判断できない。ゆえに今後は、「高尚の志操品行のある者」＝「華族及上流社会」の子どもから、将校を採用する必要がある。「決して貧賤の僥倖者をして、貴重の位置（陸軍将校のこと）を瀆(けが)さしむ可(べか)らず」。すなわち、これまでは学力があるというだけで、下等社会の貧乏人でさえも将校に採用してきたが、それが将校の品位低化をまねく一原因となったと言うのである。これは、能力主義的で階層開放的な将校採用法への、山県

の不信感の現れであった。

次に山県の第２案について。山県の説明によれば、従来中学校卒業者から将校を採用してきたその理由は、日清戦後の軍拡で多数の将校が必要であったために「已(や)むを得ず」とった措置だという。そして今や軍拡への将校充足はほぼ終了し、多くの将校を採用する必要はなくなったとする。さらに「中学卒業は未だ以て普通学の完備と為(な)すに足らず」と中学校教育を非難しつつ、このような中学校卒業者から将校を採用したことが「(将校の)品位の低劣に赴く一因」となったのだと強調する。このように山県は、中学校教育の不完全さも、将校の品位劣化の一原因だとして、将校採用者のレベルを「高等学校卒業者」程度にまで高めるべきだと天皇に訴えたのである[93]。

ここで注目すべきは、山県のこの２つの案がともに、特権階級と高学歴者という極めて人数の少ない限られた階層の者を、将校採用の対象者として限定しようとしていることである。このことは山県の上奏意見書が、単に将校の「品行」改善を目指しただけでなく、同時に、陸軍幼年学校の廃止を阻止する意図も含んでいたことを示す。なぜならば、毎年７００人を超える数多くの将校採用者を、全国で８００人にも満たない華族の子どもや、毎年１０００人程度しかいない高等学校卒業者だけで充足することは、まず不可能だからである。高等学校卒業者の実に９９％が、帝国大学に進学するのである。進学しない者が毎年１５名にも満たない状況の中で、その中からどのようにして７００人以上もの陸軍将校を採用できるだろうか。それゆえ必然として陸軍幼年学校の存置が求められる。山県の２つの案は、陸軍幼年学校という将校の供給機関が、別個に存在することが大前提となっているのである。すなわち、この山県の上奏意見書が、天皇に認められ採用された場合には、陸軍幼年学校の廃止は必然的に実行できなくなるのである。しかも陸軍幼年学校以外の一般からの将校採用が、極めて少数に限定されるため、将校のほとんどが陸軍幼年学校の出身者となることになる。山県は、かつて陸軍教育の最高責任者（監軍）として、陸軍幼年学校体制の実現に大きく寄与した人物であり[94]、また教育界からの陸軍幼年学校の廃止要求に対して、執拗に攻撃した経験もある（第２章４参照）。

以上のことから山県は、視察報告に乗じて意見書を天皇へ上奏することにより、政府が行財政整理として陸軍幼年学校を廃止する危険性を、前もって封じ込める意図があったと考える。すなわち山県の上奏は、政府の行財政整理を牽制するものでもあったといえよう。

表４－３　華族の人数（1903年前後）

	華族（人）					
	公爵	侯爵	伯爵	子爵	男爵	（計）
1896(明治29)	11	34	88	363	195	691
1897(明治30)	11	34	90	363	215	713
1898(明治31)	11	34	90	364	224	723
1899(明治32)	11	35	90	364	225	725
1900(明治33)	11	35	90	364	284	784
1901(明治34)	11	35	90	364	284	784
1902(明治35)	12	36	91	363	293	795
1903(明治36)	12	36	91	363	293	795
1904(明治37)	12	36	91	364	292	795
1905(明治38)	12	36	91	363	294	796

※『日本近現代史辞典』東洋経済新報社、1978年、付録9「華族一覧」806～924頁、より作成。

表４－４　中学校卒業者と高等学校卒業者の数的比較（1903年前後）

	卒業者数（人）		【参考】入学者数（人）
	中学校[1]	高等学校[2]	陸軍士官学校
1896(明治29)	1,824	479	688
1897(明治30)	2,494	681	676
1898(明治31)	3,032	617	695
1899(明治32)	4,160	626	678
1900(明治33)	7,559	674	749
1901(明治34)	9,025	747	719
1902(明治35)	10,112	856	732
1903(明治36)	11,097	1,048	561
1904(明治37)	12,710	1,301	1,349
1905(明治38)	13,705	1,288	1,183

※『文部省年報』･『陸軍省年報』各年度より作成。ただし陸軍士官学校の1904、05年は陸軍省『日露戦争統計集』８（復刻版、東洋書林、1995年、315頁）より作成。
※1904、05年は日露戦争によって陸軍将校が増産されている。
※１　官公私立の合計。※２　大学予科のみ、専門学部のぞく。

表４－５　高等学校（大学予科）卒業者の進路

	東京帝大	京都帝大	外国留学	学校教員	修学中[1]	死亡等	計[2]	帝大進学率
1901(明34)	584	160	0	2	0	1	747	99.6%
1902(明35)	691	158	0	2	4	0	855	99.3%
1903(明36)	692	351	0	1	2	0	1,046	99.7%
1904(明37)	870	416	0	2	13	0	1,301	98.8%
1905(明38)	907	360	0	0	12	1	1,280	99.0%
1906(明39)	1,007	338	1	2	9	0	1,357	99.1%

※『文部省年報』各年度より作成。
※１　浪人生のことか。※２　判明者のみ記載のため、実際の卒業生数より若干少ない。

では、この山県の上奏意見書に対して、天皇はどのように対処したのであろうか。史料上の制約により確かなことは分からない。しかし、どうやら天皇は、山県の改革案に対して、あまり積極的に応じようとはしなかったようだ。たとえば４日後の６月１２日に天皇は、侍従長の徳大寺実則を通して、寺内陸相へ山県の上奏意見書を下付している。そのときの徳大寺侍従長の手による添え書きには、「特命検閲使（＝山県有朋）より之上奏書、閣下へ一応御下付相成候」[95]ゆえに送付する、とだけ書かれており、それ以外の言葉は一切添えられていない。少なくとも山県の上奏意見書には、天皇からのお墨付きが与えられなかったことだけは確かである。

このように山県の上奏意見書は、天皇の後ろ盾を得ることができないまま、実施を保留されてしまうのである。

４、陸軍幼年学校の特権化への道

（1）　陸軍と政府の対立

山県の上奏の半月後、１９０３（明治３６）年６月後半に入ると、新たな問題が浮上する。それは来年度予算において約１６００万円の歳入不足が見込まれたことである[96]。この巨額な歳入不足を補うためには、その対策として、大規模な行財政整理が必要となってくる。こうして政府は、政党との約束としてだけでなく、実際上においても、行財政整理の断行に迫られることになった。６月２９日付『毎日新聞』は、「明年度の歳入不足」と題して、「当局者の困難一方ならず、為めに大に苦慮し居るものの如し」と、政府の混乱ぶりを報じている[97]。

また同じころ、ロシアとの外交問題も本格化しつつあった。６月２３日の御前会議では、対ロシア交渉の開始とその方針が決定されている（この交渉は半年後に決裂し、日露戦争へと突入することになる）[98]。

このように桂内閣は、内政・外交上の２大問題を抱えて苦慮する。そして７月１日、ついに桂首相は、辞表を天皇に提出する。だが辞表は却下される。桂首相は、休養との名目で、葉山の別荘に引きこもってしまった[99]。

約１週間後の７月１０日、台湾総督である児玉源太郎は、蔵相曾禰荒助とともに葉山に向かい、桂首相を訪問する。児玉と曾禰の２人は、必死に桂首相の留任を求め、「此際は

決心して再び立つの外銘案なし」と再起をうながした[100]。さらに２人は、「予算は第一縮小を旨とせん」、「行政整理の事急なるあり」と述べ、この際は行財政整理を最優先で考えましょうと今後の方針案を提起する[101]。このとき児玉は、「自ら内閣に入り極力尽力すべし」と述べて、その協力を買って出た[102]。ようやく桂首相は奮起する[103]。

７月１５、１７日には内閣改造が行われた。それは行財政整理をスムースに実施するための閣員交代であったという[104]。このとき入閣した児玉源太郎は、内務大臣と文部大臣とを兼任する。当時ジャーナリズムは、この改造後の内閣を「桂児内閣」と呼んだ。桂首相と児玉との両頭内閣という意味である[105]。

表４－６　第１次桂内閣の改造（1903年7月15･17日）

	旧	新
総理大臣	桂　太郎	→ 桂　太郎
（台湾総督）	（児玉源太郎）	児玉源太郎
内務大臣	内海　忠勝	
文部大臣	菊池　大麓	
大蔵大臣	曾禰　荒助	曾禰　荒助
逓信大臣	芳川　顕正	
司法大臣	清浦　奎吾	清浦　奎吾
農商務大臣	平田　東助	
外務大臣	小村寿太郎	→ 小村寿太郎
陸軍大臣	寺内　正毅	→ 寺内　正毅
海軍大臣	山本権兵衛	→ 山本権兵衛

※『官報』より作成。

政府における当面の課題は、行政整理の実施とされた。児玉内相兼文相、曾禰蔵相兼逓相、清浦法相兼農商務相の３大臣が「行政整理委員」を担当し、行政整理の調査に着手する[106]。７月上旬には、行政整理の方針が、曾禰蔵相によって立案される。その内容は、これまで聖域視されてきた陸海軍にまで予算削減を加えようとする、極めて積極的な整理方針であったという。この方針にもとづいて、桂首相と３人の行政整理委員は、協議・調整を進めていった[107]。このような内閣の動きについて、第２党憲政本党の党首である大隈重信は、「桂内閣の行政整理？夫りや酔漢の禁酒ぢや、感心な話ぢやと思ふと、それもその筈、銭が無くなつたんだとさ、（中略）議会に対し言責はあるし、如何に無神経でも死活の境に立つては行らずにや居られまい」と皮肉った[108]。行政整理は桂内閣の「死活」問題となっていた。

行政整理にあたった桂・児玉・曾禰・清浦の４閣僚は、いずれも元老山県有朋を中心と

するいわゆる「山県系」の最有力者である。だが彼らは、行政整理が政府の死活問題となるなかで、整理に消極的な山県から、徐々に「自立」する姿勢を見せるようになる[109]。

そして７月末頃、政府はついに「陸軍地方幼年学校を廃する事」を内定する[110]。すなわち行政整理の一端として、陸軍幼年学校の廃止（ただし地方のみ）を実施しようとしたのである。これは前述した山県の意図に反するものであった。しかもその廃止提唱者は、陸軍幼年学校体制の生みの親、児玉源太郎であったという[111]。児玉はこのとき、政府内にて行政整理の責任者的立場にあった。『児玉大将伝』には次のような記述がある。

> 当時行政財政の整理問題あり。大将（児玉）自ら進んで此難問題を解決せんとし、如何なる難関に遭遇するも誓て行政整理の断行を期す。所謂大将の大鉈整理案として世を騒がしたるものは、実に大将の方寸より出でたる急進なる一整理案にして、斯く急進なる整理案は大将を俟て始めて立案さるべく、優に人目を聳動すべき価値ありき[112]。

政府の財政体制を立て直すために児玉は、「大鉈」を振るって根本的整理を断行しようとした。陸軍幼年学校廃止の内定もその一環であったと考える。すなわち児玉は、財政難を救済して桂内閣を再興させるために、軍人の立場を捨てて、陸軍幼年学校廃止を断行しようとしたのである。

だがそこに陸軍からの猛反発が起こる。なかでもとくに強く反対したのは、陸軍教育の管轄部署である教育総監部であった。たとえば８月１日付『人民』紙（故・星亨系新聞）には、「教育総監部にては、地方幼年学校の廃止等に大反対を表し居れり」とある[113]。教育総監部の長官である野津教育総監は、前述したように、中学校教育に強い不信感を抱いていた。それゆえ陸軍地方幼年学校を廃止して、将校の大部分を中学校卒業生から採用することには反対の意を示したのだろう。また当時野津教育総監の副官をしていた有吉雅一の回想によれば、野津教育総監は、軍事一筋の人物であり、「苟めにも政治などに容喙するは、軍人の本分に悖るとて、痛く是を嫌」い、政治に頓着しないことが真の軍人であるとの信念を抱いていたという[114]。その野津教育総監にとって、対議会や財政という政治的状況に左右されて陸軍幼年学校が廃止に追い込まれるのは、許し難いことであったに違いない。

幼年学校廃止をめぐる陸軍と政府との攻防は、約１ヶ月間、８月末頃まで続けられる。たとえば８月８日付新聞『時事新報』、１０日付『大阪毎日新聞』は、「軍人部内」が「陸軍幼年学校廃止反対説」を主張していると報道する[115]。１８日付『毎日新聞』は、「幼年学校廃止と軍人の反抗」と題して、「陸軍教育総監部及び参謀本部は此報（幼年学校廃止

の内定）に接し憤懣一方ならず、少壮軍人の如きは、逸早くも内閣に抗議を申込む者等あり」と、陸軍の反発の激しさを報じている[116]。

そして９月初め頃、ついに政府は、陸軍幼年学校の廃止を断念する。９月４日付『都新聞』は、「幼年学校は廃止せず」と題して次のように報じた。

> 陸軍幼年学校は、行政整理の一端として断然廃止することに内定し居りしに、異論百出、終に存置することとなれり[117]。

陸軍幼年学校の廃止内定は取り消され、そのまま存置されることになった。このような中で児玉内相兼文相は、９月２２日に文相兼任を辞任、１０月１２日には異例の格下げ人事で参謀本部次長となり、内閣から身を退いてしまう。対ロシア問題切迫の中で、児玉の参謀本部次長への起用を求めたのは、元帥山県有朋であった[118]。このとき桂首相は、頼みの片腕である児玉を失うその苦悩を、山県に次のように訴えている。

> 内閣前途の事も不堪掛念、今日迄児玉男を基礎とし組織仕居候。小生の将来の責任如何可仕哉と、苦辛仕居申候[119]。

すなわち児玉が内閣を退けば、わが内閣の将来はどうなるのだと、桂首相は苦しんだのである。それもそのはず、すでにこのころには、行政整理の「失敗」が新聞紙上で報じられ、政府への非難が高まりつつあったのである[120]。

（２）　陸軍幼年学校廃止要求の高まり

さて、この年すなわち１９０３（明治３６）年は、これまでで最も盛んに、陸軍幼年学校の廃止要求が行われた年となった。ただし廃止要求のほとんどは、教育問題としてではなく、行財政整理という政治・財政問題の一環として扱われる。それゆえ、廃止要求に関係した者の職種も、これまで以上に多岐にわたっている。

たとえば７月、寺内陸相に宛てて、行財政整理の意見書を送りつけたのは、岡山県知事の檜垣直右であった。檜垣知事はその意見書の中で、現在の「財政の困難」を憂いつつ、「幼年学校生徒を府県中学校に移すも差支なからん」と述べて、陸軍幼年学校の廃止を訴えている。この檜垣知事の目的は、「地方長官の責任を重からしめ」ること、すなわち中央行政の一部を地方移譲することによって地方行政の活発化を図ることにあった[121]。

また、ジャーナリズムの陸軍幼年学校廃止要求も、この時期に激しさを増している。たとえば１９０３年までの３年間で、東京発行の主要新聞１４紙中、少なくとも半数の７紙が陸軍幼年学校の廃止要求を行っているが、その多くは１９０３年に集中している（表４

－７参照)。なかでも有力新聞の『時事新報』が、８月に社説で「幼年学校の不必要」を主張したことは、注目に値するであろう。さらに管見のかぎりでは、この時期に、陸軍幼年学校の廃止反対の立場をとった新聞は一切ない[122]。このことは世論が陸軍幼年学校廃止論に大きく傾いていたことを意味している。

表４－７　ジャーナリズムの陸軍幼年学校廃止要求記事一覧（1901～03年）

日付	見出し	新聞雑誌名	系統	関連事項
1901(明治34)/06/12	「学校増設問題(2)」	『毎日新聞』	憲政本党･島田三郎	高校増設
07/05	「文部行政整理の第一着手」	『教育時論』584	教育雑誌･湯本武比古	行政･財政整理
07/05	「現内閣と行政整理」	『二六新報』	秋山定輔	行政･財政整理
1902(明治35)/05/11	「予修的学校(減少の方針を取れ)」	『日本』	国民主義･陸羯南	予備校の不必要
04/15	「学制革新論(1) 陸軍幼年学校処分に就て」(社説)	『教育時論』612	教育雑誌･湯本武比古	学制改革問題
1903(明治36)/03/30	「財政整理案(3)」	『万朝報』	中立･黒岩涙香	行政･財政整理
08/02	「陸海軍の教育機関」	『人民』	星亨(故人)	行政･財政整理
08/09	「幼年学校の不必要」(社説)	『時事新報』	中立･福沢諭吉(故人)	行政･財政整理
08/14	「行政整理の標準」(社説)	『毎日新聞』	無所属･島田三郎	行政･財政整理
08/14	「大政革新論(17) 陸海軍と行政整理」(社説)	『中央新聞』	政友会･大岡育造	行政･財政整理
08/16	「経費大節減案(中)」	『万朝報』	中立･黒岩涙香	行政･財政整理
09/05	「高等師範校と幼年校」(社説)	『教育時論』662	教育雑誌･湯本武比古	行政･財政整理
09/15	「再び高等師範校と幼年校とに就て」(社説)	『教育時論』663	教育雑誌･湯本武比古	行政･財政整理

※ 主に各年5～10月(政府の予算編成期)を調査。未調査の部分あり。ただし『万朝報』と『教育時論』は全期間調査済み。

また９月には元老井上馨が、自作の陸軍整理案を新聞に公表する。前述したように井上は、２年前にも、陸軍幼年学校廃止案をふくむ行財政整理案を桂首相へ提出して、その実施をうながしたことがある。そして今回の公表した整理案の中にも、同じように陸軍幼年学校廃止案がふくまれていた[123]。この井上の整理案は、実業界の最高指導者である渋沢栄一からも、盛んに激励されている[124]。

さらに注目すべきは、議会第１党の政友会の動向である。６月には、政友会の財政通である桜井駿（衆議院議員、元大蔵官僚）が、自ら作成した「行政財政整理私案概要」を、政友会機関誌『政友』に発表している。その中で桜井は、３パターンの整理案を提示するのだが、そのすべてのパターンにおいて「陸軍幼年学校廃止」案が組み込まれている。すなわち桜井にとって陸軍幼年学校の廃止は、政府が行うべき行財政整理の最低条件であった[125]。また８月には、政友会協議員の一人である長谷場純孝(はせばすみたか)も、「幼年学校廃止の如きは、彼の兵力に何等影響なくして、而(しこう)して克(よ)く相応の金額を省き得べきものなり」と述べて、陸軍兵力を損なわない整理方法として陸軍幼年学校の廃止を主張する[126]。そして１２月には、ついに政友会の政務調査会までが、陸軍幼年学校廃止案をふくむ行財政整理案を確

定するのである[127]。このように政友会は、行財政整理と陸軍幼年学校廃止とを不可分に扱っていた。すなわち政友会にとって陸軍幼年学校の存廃は、政府が行財政整理の公約を履行したかどうかを判断する、基準の一つであったといえよう。

以上のように、陸軍幼年学校の廃止を求める声が、各所で高まっていた。だがこの状態にも関わらず、政府は、陸軍幼年学校の廃止を断念するのである。その原因は陸軍からの猛反発にあった（前項参照）。しかも陸軍は、それに追い打ちを掛けるように、陸軍幼年学校の特権化を図っていくのである。

（３）　陸軍幼年学校の特権化

１９０３（明治３６）年１０月３１日、陸軍省は、「陸軍補充条例」改正案を内閣会議に提出する。この改正案には、陸軍幼年学校の特権化につながる条項が含まれていた（第７条）。その条項の内容は、これまで中学校と陸軍幼年学校の両卒業者がもっていた無試験採用の権利（無試験で士官候補生に採用される権利）を、中学校卒業者から剥奪するというものである[128]。ゆえにこの改正案が、もし内閣会議で承認されたならば、無試験採用の権利は、唯一、陸軍幼年学校卒業者のみがもつ特権となるのである。

このとき陸軍は、極めて用意周到に事を進めている。すなわち「陸軍補充条例」改正案を内閣会議に提出する以前に、すでに陸軍は、この改正案の主要な点（＝経理制度・下士制度の改正）を、政府を通さず直に天皇へ内奏していた[129]。そして内閣会議へは、この内奏済みの主要改正案の中に、陸軍幼年学校の特権化につながる条項を新たにはさみ込んで、提出したのである。天皇が承認した改正案には、もはや政府は口出しできない。ついに改正案は、そのままの形で実施される。こうして陸軍は、天皇への帷幄上奏を利用して、目的を貫徹したのである。

以上の過程をへて、１１月３０日、「陸軍補充条例」（勅令１８５）が改正される。この法改正は『官報』で外部にも公表された。その第７条によれば、陸軍将校となるべき士官候補生の採用対象者は、次の通りとされた。

一、中央幼年学校本科卒業の者。

二、中学校又は之（これ）と同等以上の学校を卒業し、召募試験に及第したる者。

三、一年志願兵にして（中略）、且（かつ）召募試験に及第したる者。

四、陸軍現役各兵科下士（中略）、且召募試験に及第したる者[130]。

この法改正の要点は、次の４つである。

第１に、陸軍幼年学校卒業者から士官候補生を採用するという規定が、そのまま残されたことである（第１項）。これは、陸軍幼年学校の廃止は行わないという陸軍の意思を、外部に向けて明示するものであった。

第２に、中学校卒業者から、無試験採用の権利を取り上げたことである（第２項）。これまで、形の上だけではあったが、中学校卒業者にも、無試験採用の権利が与えられていた。だがこの法改正によって、中学校卒業者も、完全に試験による採用となる。そして、無試験採用の権利は、陸軍幼年学校卒業者だけがもつ特権となった。こうして陸軍幼年学校の特権化が実現したのである。

第３に、中学校を卒業していない者（＝中学校卒の学歴をもたない者）から、受験資格を取り上げたことである。改正前の旧法令では、第３項目に、「尋常中学校卒業者と同等の学力を有し、（中略）召募試験に及第したる者」[131]、すなわち学歴に関係なく中学校卒業程度の召募試験に合格した者を陸軍士官候補生に採用する、という規定があった。それを法改正で削除したのである。これ以後、陸軍将校になるためには、最低でも中学校を卒業しなければならなくなった（ただし１７年後の１９２０年に、この学歴制限は撤廃される）。しかも当時の中学校は、授業料も高く、「中学校進学の可能な家庭は、きわめて限定された富裕層にすぎなかった」[132]。すなわち陸軍はこの法改正によって、中学校へ進学できない中流家庭以下の子どもたちを、陸軍将校になる道から閉め出したのである。

第４に、中学校以上の学校（高等学校・専門学校など）の卒業者も、士官候補生の採用対象者としたことである（第２項）。旧法令では、「官立、府県立尋常中学校、若（もし）くは文部大臣の指定したる尋常中学校を卒業し」た者、すなわち中学校卒業者が採用対象の基準とされており、中学校以上の学校卒業者は採用対象から規定上外されていた[133]。だがこの法改正により、中学校より上級である高等学校・専門学校の卒業者も、士官候補生の採用対象として正式に規定されたのである。この規定は、前述したように、１年前１９０２年１０月の、寺内陸相が閣議に提出した妥協案（＝文部省作成の「学校系統案」を陸軍が同意するのと引き替えに、閣議で承認された妥協案）に基づいている〔本章２節（２）参照〕。しかしこの妥協案は、文部省の「学校系統案」が高等教育会議で否決され実行できなくなったのと同時に、白紙に戻されたはずである。それにもかかわらず陸軍は、山県の意見書上奏〔３節（２）参照〕をへて、これを強引に実行したのである。

以上が「陸軍補充条例」改正の要点である。陸軍はこの法改正により、陸軍幼年学校廃止要求への拒絶姿勢をアピールし、また陸軍外部からの一般公募に対しては、中学校卒業

者がもっていた無試験採用の権利を奪い、かつ学歴制限を加え、さらに高学歴者の獲得を志向する。そして陸軍幼年学校卒業者以外のすべてに、一律に召募試験を課することで、陸軍幼年学校の特権化をもたらした。

だがここで注意すべきことが１つある。それはこの法改正が、陸軍にとっては、あくまでも“妥協の産物”であったことである。前述したように法改正以前の陸軍は、すでに中学校教育を見限っており、中学校卒業者からは士官候補生への受験資格を取り上げて、さらに上級の高等学校在学者ないし卒業者だけを採用対象とすることを希望していた。だが法改正では、その希望通りには実行できず、中学校卒業者を採用対象者として残すことになる。それはなぜか。理由は明らかではないが、この改正案が閣議に提出された１９０３（明治３６）年１０月末当時の日本の外政状況から判断して、次のように推察できる。すなわち、対ロシア戦争の勃発が予期される[134]に及んで、将校の多量動員が可能なように質より量が優先され、少数の人員だけしか獲得できない高等学校の在学・卒業者に将校採用を限定せず、中学校卒業者も採用対象者としてやむを得ず留め置かれたものと考える。それゆえ法改正では、中学校卒業者からは受験資格を奪えずに、無試験採用の権利を奪うことしか出来なかったに違いない。これが「陸軍補充条例」改正の裏面の事情である。

１９０４年度予算編成に話を移そう。結局のところ桂内閣は、陸海軍の予算を、ほとんど節減できなかった[135]。行財政整理は主に、逓信省・司法省などの人員削減、裁判所の削減などによって行われ（計約４９２万円）、その他たばこ専売制の実施、公共事業の大幅な繰延べを行うことで、歳入不足をようやく回避する[136]。だが議会第１党である政友会にとって、政府の行財政整理は、きわめて不十分なものであった。政友会は、陸軍の整理だけでも陸軍幼年学校廃止をふくめ４１０万円以上、合計約１，５６８万円の整理額を見込んでいたのである[137]。政府の整理額はその３分の１にも満たなかった。そこで政友会と憲政本党の２大政党は、行財政整理の不結果と、対ロシア外交の未解決とをあげて政府を攻撃する[138]。帝国議会開会を目前にした１９０３年１２月３日、ついに両党は、互いに提携をむすび、桂内閣など藩閥非政党内閣が倒れるまで共に戦いぬくことを誓うのである[139]。この両党提携によって、桂内閣打倒を標榜する反政府勢力は、議席の過半数を優に超えて６４％となる。桂内閣は、まさしく風前の灯火となった。

ところが、決戦の場となるはずであった第１９回帝国議会において、ハプニングが起こる。１２月１０日に衆議院議長河野広中が、開院式での勅語奉答文の中に政府非難の文言を挿入させ、これが議員多数で可決されたため、翌日衆議院は解散させられたのである。

この衆議院解散によって桂内閣は、危機を一時回避することができた。２ヶ月後、日本はロシアに対して宣戦布告する。行財政整理をめぐる対立は、これにより一時棚上げとなる。そして時代は日露戦争へと突入していくのである。

小　括

２０世紀の開幕（１９０１年）とともに陸軍は、将校養成制度に関連して、次の２つの問題をかかえることとなった。

１つは、厳しい財政危機にともなう陸軍幼年学校廃止要求の再燃である。日本を襲ったすさまじい金融恐慌は、この年にピークをむかえ、国家財政を極度の危機に陥れた。この深刻な財政危機のなかで伊藤内閣は、行政・財政整理による財政の立て直しを図る。そのなかで、これまで下火になりつつあった陸軍幼年学校廃止要求が、再び活発化するのである。

もう１つは、中学校の教育内容や生徒の質が、これまで以上に陸軍の意に反する方向へと変化したことである。この年に文部省が制定した「中学校令施行規則」は、当時問題化していた中学生の学力低下に対処するため、教科内容を大幅に削減するものであった。だがこれによって陸軍は、中学校教育への不信感を、さらに増大させるのである。

これまで陸軍は、陸軍の幹部である将校を、主に陸軍幼年学校と中学校という２カ所の卒業生から採用してきた。ゆえに、行財政整理の要求を受け入れて陸軍幼年学校を廃止すれば、陸軍将校の供給は中学校卒業者などの一般志願者に限定される。だが中学校教育に強い不信感を抱く陸軍は、中学校卒業者に将校供給源の役割をまかせることができない。

本章が対象とした１９０１（明治３４）年～１９０３（明治３６）年の３年間の陸軍将校養成制度は、この２つの問題が複雑にからみ合いながら、推移していった。この主要な点をまとめると、以下のとおりになる。

まず第１に、陸軍幼年学校の存廃をめぐる問題が、この時期、主に政治・経済問題として扱われたことである。それまで主に教育問題として扱われてきた陸軍幼年学校問題は、国家の財政危機が深刻化する中で問題の重点が移動し、主に行財政整理という政治・経済問題の一環として扱われるようになる。この扱いの変化によって、陸軍幼年学校の廃止を主張する人々の中心も、教育関係者から財政通の元老井上馨や政治家、そして政党へと移

行していく。とくに１９０２年末の第１７議会以降、陸軍幼年学校問題は、政党が政府を攻撃するための題材として利用される。また行財政整理との関連から、政府内でも、陸軍幼年学校の廃止が模索されるようになった。

第２に、陸軍が、将校の採用対象者を、高等学校在学者ないし卒業者に求めようとしたことである。それまで陸軍は、中学校卒業者を採用対象の基準としてきた。ところが、陸軍の意に反する中学校教育改革、頻発する「学校騒動」、中学生の軍離れ、陸軍幼年学校廃止要求の高まり、という状況の中で陸軍は、次第に中学校卒業者を見限り、さらに上級の高等学校の在学者ないし卒業者から将校を採用しようとする。また高等学校からの採用では極めて少人数の将校しか得られないことから、将校の大半が陸軍幼年学校出身者となることになり、そのような体制を陸軍は志向したのである。

第３に、独自の政治勢力としての「軍部」が、すでに実体として顕現化していたことである。「軍部」とは、『【平凡社】日本史辞典』（２００１年刊）によれば、「特に政府に対し相対的独自性を持った軍上層部の政治勢力」をさし、「日露戦争以後、その存在と勢力が明確化した」という[(140)]。だが日露戦争以前にはすでに、陸軍は「軍部」としての姿を見せ始めていた。たとえば１９０１年の「中学校令施行規則」問題での陸軍大臣による文部省への脅迫行為や、翌１９０２年の文部省作成「学校系統案」の閣議提出に乗じて行われた陸軍による利益誘導的な妥協案の押しつけなどは、官僚機構同士の勢力争いの中で陸軍もまた１つの官僚機構としての独自性を強め、自らの利益を強引に追求していることがわかる。また、１９０１年末の議会で陸軍の政府委員が、政府内の統一を無視して文部省批判を行ったことや、１９０３年に陸軍幼年学校の廃止をめぐって陸軍と政府が対立し、結局は陸軍が天皇への帷幄上奏を利用して陸軍幼年学校の存置を規定したことは、陸軍が政府に対して独自の政治勢力になりつつあったことを意味している。そこには政府の財政方針を無視して自らの利益を主張する陸軍の姿があった。

第４に、１９０３年１１月の「陸軍補充条例」改正が、陸軍幼年学校の特権化をもたらしたことである。この法改正は、それまで陸軍幼年学校と中学校の両校卒業者に与えられていた士官候補生への無試験採用の権利を、中学校卒業者から奪うものであった。その結果、無試験採用の権利は、陸軍幼年学校卒業者だけがもつ特権となり、陸軍幼年学校の特権化が実現した。

第５に、陸軍にとって「陸軍補充条例」改正は、あくまでも“妥協の産物”であったことである。第２で前述したように、すでに陸軍は、中学校卒業者を将校には不適当だとし

て見限っており、士官候補生の採用対象者から外そうとしていた。それにもかかわらず、おそらく対ロシア戦争が予期されていたことが原因で、中学校卒業者を採用対象から外すことが出来ず、ただ無試験採用の権利を奪うことしかできなかった。すなわち陸軍は、中学校卒業者を将校の不適格者として見限りながらも、やむを得ず中学校卒業者からの将校採用を継続したのである。このことは以後、陸軍内における中学校出身将校の立場をさらに弱めることにつながったのではないだろうか。これについての研究は今後の課題としたい。

さて、１９０３（明治３６）年１１月３０日、「陸軍補充条例」改正により、陸軍幼年学校の特権化が実現する。この同日、陸軍士官学校（１５期）では卒業式が挙行されていた。卒業したのは、新制陸軍幼年学校の第１期生たちである[(141)]。すなわち新制陸軍幼年学校の第１期生は、くしくも陸軍幼年学校の特権化が実現した同じ日に、エリート将校への道を歩み始めたのである。

---

(1)　「陸軍各兵科現役士官補充条例」勅令２７、１８８７（明治２０）年6月１５日、２、７、８条、『法令全書』所収（以下法令は、ことわりのない限り出典同じ）。

(2)　「陸軍士官候補生志願者ハ当分ノ内総テ検査ノ上採用」勅令９、１８８８（明治２１）年２月２７日。ただし前記「陸軍各兵科現役士官補充条例」の条項は残される。

(3)　「陸軍補充条例」勅令３７９、１８９６（明治２９）年１２月１日、７条。「陸軍召募規則」陸軍省令２６、同年１２月１９日、６条２項。

(4)　「陸軍召募規則」改正、陸軍省令３４、１８９９（明治３２）年１１月１５日、６条２項、読点・濁点は筆者による、原文はカタカナ表記。

(5)　斉藤利彦『競争と管理の学校史―明治後期中学校教育の展開―』東京大学出版会、１９９５年、１４２～１４５、１６９頁。

(6)　藤原彰『日本軍事史』上巻（戦前篇）、日本評論社、１９８７年、１３９頁。

(7)　高村直助「産業・貿易の発展」『日本歴史大系　普及版１４　明治憲法体制の展開（上）』山川出版社、１９９６年、１５４～１５５頁。

(8)　蔵相渡邊国武の予算説明、第１５回議会衆議院本会議、１９０１（明治３４）年1月２９日、『帝国議会衆議院議事速記録』１７（第１５回議会）、東京大学出版会、１９８０年、１６～１７頁。

(9)　「行政整理問題」『読売新聞』１９０１（明治３４）年1月２日。久保田譲「学政振張と財政」『太陽』７巻１号、同年1月５日、７頁。

(10)　電話設置の話は、衆議院議員島田三郎（無所属）が、１９００（明治３３）年１月２０日の第１４回議会衆議院特別委員会において演説している〔『帝国議会衆議院委員会議録』１５（第１４回議会)、東京大学出版会、１９８６年、２３０頁〕。

(11)　「進歩党の値切り方」『憲政党党報』２巻２５号、１８９９（明治３２）年１２月５日、６６１頁。また、１９０１（明治３４）年１月２５日の衆議院予算委員会でも、憲政本党の石原半右衛門が、陸軍幼年学校の廃止を要求している〔『帝国議会衆議院委員会議録』１７（第１５回議会)、東京大学出版会、１９８７年、３０４頁〕。

(12)　伊藤之雄『立憲国家と日露戦争』木鐸社、２０００年、７２頁

(13)　井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』４、原書房（復刻版)、１９６８年、５７５頁。

(14)　伊藤之雄、前掲書、７３頁。行政整理の総裁予定者は、はじめは伊東巳代治とされていたが、伊東は固辞する。

(15)　「行政整理案要領」『時事新報』１９０３（明治３６）年２月３日。この翌日付の同紙には、奥田義人からの手紙が、次のように全文掲載されている。

本日発刊の貴社新報中、行政整理案要領と題し御掲載相成りたるものは、（中略）前内閣（伊藤内閣）の当時、試に列記し置きたる調査事項の目録と類似のものに過ぎざる様被存候。（後略)。

〔「行政整理案に就いて」『時事新報』１９０３年２月４日、読点・カッコ内は引用者による〕。

すなわち『時事新報』紙報道の「行政整理案要領」は、伊藤内閣の時に、奥田法制局長官が試みに列記した目録と類似のものであることがわかる。この「行政整理案要領」には、陸軍中央・地方幼年学校の廃合案が記載されている。

(16)　法制局長官奥田義人発・首相伊藤博文宛書翰、１９０１（明治３４）年２月８日、伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』３、１９７５年、３２４頁。この書翰には、次のように書かれている（読点は引用者による)。

別紙は行政整理に際、調査事項に加へて研究致し度ものと予て希望致し居候廉々を、略記したるものに有之候得者、御参考の万一にもと存じ差出し置き候。

すなわち奥田法制局長は、調査を希望する行政整理の項目を書き出して、伊藤首相に送付したのである。書翰中の「別紙」は見つからないが、前述の１９０３年２月３日付『時事新報』掲載の「行政整理案要領」と、ほぼ同様の内容であることは、同紙２月４日付の奥田義人書翰紹介（前述）からも明らかである。

(17)　伊藤之雄、前掲書、７１頁。宇野俊一『日本の歴史２６　日清・日露』小学館、１９７６年、２１５～２１６頁。

(18)　このとき排斥された校長は、自分の腹心を教師に着任させるため、元来の教師を次々と転出させ、生徒達の反感を買ったという（尾高亀蔵「恩愛録」、太田庄次編『尾高亀蔵の遺稿と追憶』私家版、１

９８２年、３３～３４頁)。

(19)　「公徳の養成、風俗の改良（十八）　地方幼年学校設立の已むを得ざる事」『読売新聞』１９０１（明治３４）年１月８日、読点・カッコ内は引用者による。

(20)　「中学校令施行規則」文部省令３、１９０１（明治３４）年３月５日、７条。

(21)　「菊池大学総長の非難に対する澤柳局長の弁」『教育時論』５７４、１９０１（明治３４）年３月２５日、２９～３１頁。

(22)　「将校候補者ニ要スル素要」教育総監訓示、１８９７（明治３０）年１２月１０日、「明治三～四五年　陸軍教育史　明治別記第十一巻　陸軍中央地方幼年学校之部」所収、防衛庁防衛研究所図書館所蔵。

(23)　「当局者は、かの施行規則を定むるに当りては、予、関係諸学校と打協する事を為さざりしものの如く、（中略）陸海軍諸学校の如きは、もとよりその議に与らず、有力なる学校教官にして大に反対の議を主張する者さへありといふ。」〔「法令威信なし」『教育時論』５７８、１９０１（明治３４）年５月５日、４２頁〕。

(24)　教育総監野津道貫発・陸軍大臣児玉源太郎宛協議書、教育総監部送達甲２６７、１９０１（明治３４）年４月１６日、陸軍省「明治三十五年三月　弐大日記　坤」教監第７号所収、防衛庁防衛研究所図書館所蔵。この史料は、遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』（青木書店、１９９４年、４７８～４８０頁）においても使用され、「陸軍の学校干渉政策の第二段階」と位置付けられている。

(25)　同前。（教育総監部送達甲２６７）

(26)　『文部省年報』によれば１９００年度の経費は、東京府第１中学校（現都立日比谷高校）で約２万５０００円、大阪府第１中学校（現府立北野高校）で約２万２０００円。

(27)　陸軍大臣児玉源太郎発・文部大臣松田正久宛照会書、陸軍省送達送甲５５８、１９０１（明治３４）年５月２日、前掲「明治三十五年三月　弐大日記　坤」教監第７号所収、原文はカタカナ表記、濁点・読点なし。

(28)　米田俊彦『近代日本中学校制度の確立』東京大学出版会、１９９２年、９０～９３頁。谷口琢男『日本中等教育改革史研究序説』第一法規、１９８８年、８３～８４頁。

(29)　「九州各中学校長会議」『教育時論』５８３、１９０１（明治３４）年６月２５日、３８頁。「中学校長会の建議」同前書５８４、同年７月５日、３３頁。

(30)　「中学校長の建議」『教育時論』５９８、同年１１月２５日、３５頁。

(31)　陸軍総務長官中村雄次郎答弁、衆議院予算委員会第３分科会、１９０１（明治３４）年１２月１７日、『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇２０、東京大学出版会、１９８７年、１１４頁。

(32)　「中学校令施行規則」改正、文部省令２、１９０２（明治３５）年２月６日、７条。

(33)　文部大臣菊池大麓発・陸相児玉源太郎宛回答書、文部省文書課亜普甲１４７９、１９０２（明治

３５）年２月１５日、前掲「明治三十五年三月　弐大日記　坤」教監第７号所収。

(34)　教育総監部参謀長大久保春野発・陸軍総務長官中村雄次郎宛回答書、教育総監部送達甲２００、同年３月４日、同前書所収。

(35)　徳富猪一郎編述『公爵桂太郎伝』乾、故桂公爵記念事業会、１９１７年、１００３～１００４頁。

(36)　山本四郎『初期政友会の研究』清文堂、１９７５年、１８２～１８４頁。

(37)　「井上伯財政整理意見」広瀬順皓編『憲政史編纂会旧蔵　政事談話速記録』９（井上侯意見談話演説集〈上〉)、ゆまに書房、１９９９年、２５２～２５７頁、原文はカタカナ表記、下線・濁点・句読点は引用者による。伊藤之雄氏の推定によれば、この意見書は「第一次桂内閣成立前後と推定される頃に書かれた」ものとされている（伊藤之雄、前掲書、６５頁)。

(38)　増田知子「帝国主義官僚の登場と『民党』の終焉」前掲『日本歴史大系　普及版１４』３３２頁。

(39)　伊藤之雄、前掲書、１４７頁。

(40)　宇野俊一校注『桂太郎自伝』平凡社（東洋文庫)、１９９３年、２９８頁。

(41)　伊藤之雄、前掲書、１５０～１５１頁。

(42)　同前、１５８頁。

(43)　同前、１５５頁。

(44)　山本四郎、前掲書、１９４～２０３頁。

(45)　前掲『桂太郎自伝』、２６１頁。

(46)　「政務鉱毒両調査委員の任命」『万朝報』１９０２（明治３５）年３月１８日。「政務調査の主査確定」『二六新報』同年４月３日。

(47)　「陸軍諸校の大改革」『万朝報』同年４月６日。

(48)　内閣法制局発・陸軍省宛照会書、法制局照４１、１９０２（明治３５）年４月９日、陸軍省「明治三十五年七月　壱大日記」内閣第３号所収、防衛庁防衛研究所図書館所蔵。原文はカタカナ表記、読点なし。

(49)　陸軍省庶務課発・内閣法務局回答書、陸軍省送達送甲５７５、同年４月２４日、同前所収。

(50)　「陸軍部内の整理」『二六新報』同年５月１日。

(51)　「行政整理と学政統一」『京華週報』同年４月１３日。

(52)　伊藤之雄、前掲書、１５９頁。

(53)　「明治三十五年（桂内閣）　行政整理案（政務調査会ノ分所謂奥田案)」３頁、総理府「歴代内閣の行政整理案」１９５９年所収、国立公文書館所蔵、原文はカタカナ表記、読点なし。この史料は、倉沢剛『学校令の研究』（講談社、１９７８年、８０３～８０４頁）でも使用されているが、文部省関係の項目のみで、陸軍関係は触れていない。

(54)　陸軍大臣寺内正毅発・総理大臣桂太郎宛覆申書、陸軍省送達送甲１１０１、１９０２（明治３

５）年８月１３日、陸軍省「明治三十五年八月　弐大日記　乾」総務第８号所収、防衛庁防衛研究所図書館所蔵。原文はカタカナ表記。

(55)　伊東巳代治発・伊藤博文宛書翰、１９０２（明治３５）年１０月１０日、伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』２、塙書房、１９７４年、４２５頁。この史料は、伊藤之雄、前掲書１６０頁でも使用されている。

(56)　「机の塵」『万朝報』１９０２（明治３５）年９月２９日。

(57)　「陸軍省の決心」『万朝報』同年９月１８日。

(58)　前掲、伊東巳代治発・伊藤博文宛書翰。

(59)　「寺内陸相の談話」『読売新聞』１９０２（明治３５）年１１月２１日。

(60)　「学校系統案」意第２８号、１９０２（明治３５）年１０月７日付、国立公文書館（「諸雑公文書」１９４９）所蔵。これは閣議への提出書類、および閣議内容の記録であり、「内閣」専用罫紙に書かれ、各大臣のサインが記されている。この史料は、倉沢剛、前掲書、８０５～８０７頁でも使用されているが、日付が誤っている。

(61)　「政務調査会に於きまして学制の大体の方針を極めるものであります。（中略）学制の大体の方針を調査委員で極めました（『後に』欠か）、其細目に至っては文部省に於て取調べる積りであります。」（１６議会衆院予算総会での桂首相答弁）、『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇１９（第１６回議会）、東京大学出版会、１９８７年、１４２頁、原文はカタカナ表記、カッコ内は引用者による。

(62)　前掲「明治三十五年（桂内閣）　行政整理案（政務調査会ノ分所謂奥田案）」７頁、原文はカタカナ表記、読点なし。

(63)　前掲「学校系統案」意第２８号。他にも「専門学校」新設が提案されている。また中学校補習科に関しては、第７回高等教育会議での菊池文相の演説（１９０２年１１月２４日演説、倉沢剛前掲書、８０９～８１２頁）も参照した。

(64)　前掲「学校系統案」意第２８号中、「正毅　教育制度改正案ハ大要左ノ如キ修正アランコトヲ望ム」（陸相寺内正毅の修正案）。この史料は、倉沢剛の前掲書では「紙数の制約のためここには省略する」（８０７頁）として使用されていない。

(65)　前掲「学校系統案」意第２８号中、表紙の付箋。原文はカタカナ表記、句読点・濁点なし。この史料は、倉沢剛の前掲書８０７頁でも引用されているが、「在学者」の３文字が脱落しており、またこの寺内陸相の妥協案に関する説明・記述は一切ない。

(66)　前掲「学校系統案」意第２８号、原文カタカナ表記、読点なし。

(67)　倉沢剛、前掲書、８０８～８１８頁。

(68)　「行政整理の内容」『日本』１９０２（明治３５）年１１月４日。

(69)　同前。「行政整理の効果」『万朝報』同年１１月８日。「行政整理は空名のみ」『都新聞』同月５日。

「是れ果して整理なる乎」『毎日新聞』同月１０日社説

(70)　原敬「時事問題に就て」『太陽』８巻１５号、同年１２月５日、７頁。

(71)　「一面の観測」『日本』同年１１月９日、読点は引用者による。

(72)　原敬「時事問題に就て」、前掲、８頁。

(73)　「昨日の政友会大会」、「昨日の進歩党大会」『毎日新聞』１９０２（明治３５）年１２月５日。

(74)　宇野俊一『明治国家の軌跡』梓出版社、１９９４年、１１５頁。

(75)　『帝国議会衆議院議事速記録』１９（第１７～２０回議会）、東京大学出版会、１９８０年、１７議会２８～２９頁、原文はカタカナ表記。

(76)　『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇２３（第１６～１７回議会）、東京大学出版会、１９８７年、３５２～３５３頁。

(77)　徳富猪一郎編述『公爵桂太郎伝』坤、故桂公爵記念事業会、１９１７年、６４、６６～６９頁。

(78)　師団長会議での演説において寺内陸相は、陸軍整理の具体案として、帰休兵の創設を提起している。「秘　明治三十六年二月十二、十三、二十日　師団長会議々事鈔録」、陸軍省「明治三十六年三月　弐大日記　乾」総第１０号所収、防衛庁防衛研究所図書館所蔵、原文はカタカナ表記、句読点・濁点は引用者による。

(79)　同前、カッコ内は引用者による。

(80)　同前。

(81)　尾高亀蔵「恩愛録」、太田庄次編『尾高亀蔵の遺稿と追憶』私家版、１９８２年、３７頁、国立国会図書館所蔵。また、尾高が陸軍将校を希望した理由は、「首相となる確実な道」だと思ったからである（同前書）。

(82)　平林盛人『わが回顧録』平林盛人わが回顧録刊行会、１９６７年、２０７頁、防衛庁防衛研究所図書館所蔵。

(83)　「中学生と医学志望」『日本』１９０２（明治３５）年7月２０日。

(84)　「雲間寸観」『日本』１９０２（明治３５）年8月１７日、１１月５日、（この記事は現在の朝日新聞「天声人語」のようなコラム欄）。この１１月５日付には、次のようにある。

> 現に職を陸海軍に奉ずる将校さへも、こう言つて居る、吾々の子孫をば決して軍人に成さぬ、軍服着飾つて厳めしい顔色したところで、俸給は少ないし、世間からは善く思はれぬ、ホンに軍人に成つたのを悔いて居る、（中略）とは、相応に地位もあり、任用もされて居る某軍人の話じや。

この記事は、当時、軍人不人気の風潮があったことを物語っている。

(85)　大越兼吉「将校生徒募集に就て」『偕行社記事』３１４、１９０３（明治３６）年5月２０日、８頁。

(86)　前掲「秘　明治三十六年二月十二、十三、二十日　師団長会議々事鈔録」。

(87)　同前。

(88)　山本四郎編『寺内正毅日記―１９００～１９１８―』京都女子大学、１９８０年、１８０頁。寺内日記の１９０３（明治３６）年３月８日（日）の項には、次のような記述がある（原文はカタカナ表記、濁点は引用者による）。

午前十時乗馬に跨り目白山荘に山県元帥を訪ふ、午餐の饗を受け二時別を告ぐ、談軍事の改革特命検閲の事其他に及ぶ。

(89)　前掲『公爵桂太郎伝』坤、８７、９９～１０１頁。伊藤之雄、前掲書、１７５～１７７頁。

(90)　前掲『帝国議会衆議院議事速記録』１９、１８議会３７頁。

(91)　陸軍省編『明治天皇御伝記史料　明治軍事史』下、原書房（明治百年史叢書）、１９６６年、１２４６～１２４８頁。この史料は、由井正臣「日本帝国主義成立期の軍部」『大系日本国家史』５、東京大学出版会、１９７６年、１０７頁、および遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』青木書店、１９９４年、４８２～４８３頁でも使用されている。由井氏は、山県の意見上奏が「軍隊内における階級的秩序を維持する」ためのものであったと指摘し（１０７頁）、遠藤氏は、「陸軍が期待するような士官候補生を確保することは容易なことではなかったこと」の実例とした（４８３頁）。だが両者とも、この山県の上奏が、陸軍幼年学校廃止要求の高まりの中でなされたことについては、まったく触れていない。

(92)　同前、１２４７～１２４８頁。原文はカタカナ表記、カッコ内・句読点・濁点は引用者による、以下同じ。

(93)　同前、１２４８頁。

上奏当日の６月８日に山県は、上奏した意見書を、参謀総長の大山巌に送付している（同前書、１２４７頁）。同時に陸軍大臣や教育総監にも送付したであろうが、確認はできない。また陸軍大臣寺内正毅へは、６月１２日付で、天皇から侍従長徳大寺実則を通して下付されている（本文参照）。

(94)　陸軍幼年学校体制の発足となったのは、１８９６（明治２９）年の陸軍中央・地方両幼年学校条例である。この法令の制定を、陸相へ要請・協議した人物が、監軍山県有朋である（遠藤芳信、前掲書、４６６頁参照）。

(95)　「近衛第一師団特命検閲使上奏書」、侍従長徳大寺実則発・陸軍大臣寺内正毅宛、１９０３〈明治３６〉年６月１２日、陸軍省「自明治三十六年至大正六年頃迄ノ分　副官所蔵雑書」所収、防衛庁防衛研究所図書館所蔵、原文はカタカナ表記、句読点・カッコ内は引用者による。

(96)　「明年度の歳入不足」『毎日新聞』１９０３（明治３６）年６月２９日。「政費節約の断行」『読売新聞』同年７月１８日。「予算方針決す」『都新聞』、「雲間寸観」『日本』以上同年７月２２日。など。

(97)　前掲「明年度の歳入不足」『毎日新聞』。

(98)　大江志乃夫「一八八〇－一九〇〇年代の日本―帝国憲法体制―」『岩波講座　日本通史』１７（近

代２)、岩波書店、１９９４年、６１頁。生田惇『日本陸軍史』ニュートンプレス・歴史新書１４０、１９８０年初版、１９９７年新装９刷、７９～８０頁。

(99)　前掲『公爵桂太郎伝』坤、１３３～１３５頁。

(100)　前掲『桂太郎自伝』、２８５、３２０～３２１頁。前掲『公爵桂太郎伝』坤、１３６～１３７頁。引用部分は『桂太郎自伝』の２８５頁。

(101)　前掲『公爵桂太郎伝』坤、１３７頁。

(102)　前掲『桂太郎自伝』、２８５頁。

(103)　桂首相の自伝によれば、「予（桂首相）は同僚殊に曾禰・山本・児玉総督等と謀り、留任の止むを得ざるを決心し、政府に於ては第一改造（内閣改造）をなし、第二行政の整理をなし、第三には対魯（ロシア）談判を開始するの準備に着手したり」とある（前掲『桂太郎自伝』、３２２頁)。

また７月１３日の政友会総裁伊藤博文の枢密院議長就任により、政党の脅威が若干薄らいだことも、桂首相再起の促進となった。

(104)　１９０３年７月の内閣改造は、行政整理をスムースに実行するために行われた。すなわち「児玉、曾禰、清浦各相をして、之（文部、農商務、逓信の３大臣）に兼任せしめたるものも、亦行政整理の実行に便ならしめたるに出つ」(前掲『公爵桂太郎伝』坤、１４８頁、カッコ内は引用者による)。

(105)　「内閣の中心移動す」『都新聞』１９０３（明治３６）年７月１８日。

(106)　前掲『公爵桂太郎伝』坤、１４２頁。

(107)　伊藤之雄、前掲書、２２８～２２９頁。

(108)　「大隈伯談」『二六新報』１９０３（明治３６）年７月２３日。

(109)　たとえば伊藤之雄氏は、次のように指摘している。すなわち桂首相が「予算や行政整理の大枠及び兼任三閣僚の後任を決定するにあたり、山県系官僚閥の盟主であり元老でもある山県に前もって相談せず、閣僚中の相談で決めた後に、山県に詳しく説明していること」に注目し、このことが、「桂首相を中心とした有力閣僚が、内閣の意思決定において山県の直接の影響をそれほど強く受けていないこと」、「山県から自立する傾向にあったこと」を意味するとしている（伊藤之雄、前掲書、２３４頁)。ただし伊藤氏は、桂内閣での陸軍地方幼年学校の廃止内定とその後に経緯については、一切触れていない。

(110)　「行政整理の内容」『都新聞』１９０３（明治３６）年７月２５日。他にも参照として「行政整理と陸海軍教育機関」『毎日新聞』同年８月２日。「陸軍省の整理綱目」『二六新報』同年８月６日。

(111)　「閣員中該説（陸軍幼年学校廃止）を唱道せるは児玉内相にして、(後略)」(「陸軍幼年学校廃止に就て」『毎日新聞』１９０３年８月９日、カッコ内は引用者による)。他にも「幼年学校廃止と軍人の反抗」同前、８月１８日。

(112)　森山守次・倉辻明義『児玉大将伝』東京印刷、１９０８（明治４１）年、３３０頁。

(113)　「両政整理問題」『人民』１９０３（明治３６）年８月１日。

(114)　「軍人としての野津元帥（有吉中佐の談）」、長剣生『武将の典型　野津元帥の面影』皆兵舎、１９０８（明治４１）年、１３２頁、読点は引用者による。他に５６、９１頁にも同様の記述あり。

(115)　「幼年学校廃止反対説」『時事新報』１９０３（明治３６）年８月８日。「陸軍幼年学校廃止反対説」『大阪毎日新聞』同月１０日。

(116)　「幼年学校廃止と軍人の反抗」『毎日新聞』同年８月１８日。

１９０３年８月の陸軍幼年学校存廃をめぐる陸軍と政府との攻防において、このとき陸相寺内正毅がとった姿勢は、不明である。新聞報道では寺内陸相は、児玉の陸軍幼年学校廃止案に、反発したとも、追随したともいわれている。このことは寺内の日記でもつかめない。ただ、寺内日記の８月３１日の項に、「学校は教育を為し得るを度とし、其他の諸事は勉めて軍隊と同一とす」とのメモがある。この「学校」が、幼年学校を指すものかはさだかではないが、軍学校経費をなるべく節約しようとする寺内の意志の現れであろうか。（以下参照。前掲「幼年学校廃止と軍人の反抗」。「廃省問題と廃校問題」『日本』同年８月３１日。山本四郎編『寺内正毅日記―１９００～１９１８―』京都女子大学、１９０８年、１８７頁、原文はカタカナ表記、読点なし）。

(117)　「幼年学校は廃止せず」『都新聞』同年９月４日。また次の報道から、８月末にはすでに、政府側が劣勢であったことがわかる。「廃省問題と廃校問題」『日本』、「両政整理の滑稽」『毎日新聞』以上同年８月３１日。

(118)　桂太郎発・山県有朋宛書翰、１９０３（明治３６）年１０月５日、前掲『公爵桂太郎伝』坤、１９０頁。

(119)　同前。

(120)　「小題大做」『二六新報』１９０３（明治３６）年９月２３日。「行政整理は大失敗」『都新聞』同月２４日。

(121)　檜垣直右発・陸軍大臣寺内正毅宛書翰、１９０３（明治３６）年７月１９日、「寺内正毅関係文書」所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵、原文はカタカナ表記。

(122)　ただし陸軍の意見を紹介する記事はのぞく。

(123)　「井上伯の陸軍省整理案」『読売新聞』１９０３（明治３６）年９月２２日。

(124)　渋沢栄一は次のような手紙を井上馨に出して、井上の整理案を激励する。「昨日拝借いたし候財政に関する御意見書は、爾後篤と拝見仕候に、（中略）真に御同感之至敬服之外無之候、（中略）願くば今一応（政府へ）御忠告御被下候様致度ものと奉存候」（渋沢栄一発・井上馨宛書翰、１９０３〈明治３６〉年１月２３日、『渋沢栄一伝記資料』別巻３、渋沢青淵記念財団竜門社、１９６７年、１４８頁、原文はカタカナ・ひらがな混用表記、カッコ内は引用者による）。

(125)　桜井駿「行政財政整理私案概要」『政友』３４、１９０３（明治３６）年６月１５日、１１～１

２頁。この史料は、伊藤之雄、前掲書、２３５頁でも使用されているが、桜井の提示した３つの案のすべてに陸軍幼年学校廃止案が含まれていることまでは指摘されていない。

(126)　「長谷場純孝氏曰く」『日本』１９０３（明治３６）年８月９日。

(127)　「両政整理案（政友会調査会確定案）」『時事新報』１９０３（明治３６）年１２月２日。

(128)　陸軍省発・内閣宛内閣請議書、陸軍省送達送甲１４０７、１９０３（明治３６）年１０月３１日、陸軍省「明治三十六年十二月　弐大日記　乾」軍務第５７号所収、防衛庁防衛研究所図書館所蔵。

　また、「陸軍補充条例」改正案第７条では、中学校卒業者からの権利剥奪だけでなく、他にも、士官候補生の志願資格として、中学校卒業以上という学歴制限が加えられている。すなわち、中学校卒業の学歴をもたない者は、陸軍将校になることが出来ないという内容である。この学歴制限も、案通りに実施される。

(129)　内閣請議書（前掲）の記述によれば、「経理部士官及各兵科各部下士補充法等改正の必要を生じ候に付、陸軍補充条例中改正を要し候」とあり、陸軍補充条例改正案の中心が、経理制度・下士制度の改正にあることがわかる（引用文の原文はカタカナ表記、濁点・読点なし）。そのうち下士制度改正案は、閣議提出の２日前（１０月２９日）に、天皇へ内奏されている（遠藤芳信、前掲書、３０１頁）。すなわち帷幄上奏である。また１１月７日に天皇は、下士官制度・経理士官制度の改正案を承認している（陸軍省「自明治三十六年至大正六年頃迄ノ分　副官処蔵雑書」、第２号所収、防衛庁防衛研究所図書館所蔵）。

(130)　「陸軍補充条例」改正、勅令１８５、１９０３（明治３６）年１１月３０日、７条、原文はカタカナ表記、句読点・傍点は引用者による。

　また同日には、「陸軍召募規則」も改正され（陸軍省令１１）、この改正によっても、中学校卒業者の無試験採用を規定していた第６条第２項が「削除」されている。

(131)　「陸軍補充条例」勅令３７９、１８９６（明治２９）年１２月１日、７条３項、原文はカタカナ表記、句読点は引用者による。

(132)　深谷昌志「中学校教育の拡大と定着」『日本近代教育百年史』４、国立教育研究所、１９７４年、１０８４頁。中学校進学の経済的制約については、同書１０８２～１０８４頁に詳しい。

(133)　前掲「陸軍補充条例」勅令３７９、７条２項。

(134)　たとえば、この「陸軍補充条例」改正案が閣議に提出される３日前（１０月２８日）に、陸軍省経理局主計課において、対ロシア戦争のための「予算調整」が本格的に始められている（陸軍省経理局主計課「自明治三十六年五月至同三十九年五月　明治三十七八季戦役ニ関スル業務詳報」、防衛庁防衛研究所図書館所蔵）。

(135)　陸軍の予算について見れば、憲兵費減額などの行政整理により９７万９０００円を削減したものの、同時に、練兵場・射撃場の増設を許して１２６万円の増加となり、差し引き３０万円の増加とな

ってしまう（「三十七年度予算概要」『都新聞』１９０３（明治３６）年１１月１３日）。

(136)　伊藤之雄、前掲書、２３７～２３９頁。前掲『公爵桂太郎伝』坤、１５０頁。

(137)　「両政整理案（政友会調査会確定案）」『時事新報』１９０３（明治３６）年１２月２日。また、同年１１月に、政友会政務調査局の桜井駿は、陸海軍に対する行政整理がきわめて少額であることを批判している（伊藤之雄、前掲書、２４５頁）。

(138)　「政友会の大会」・「進歩党の大会」『万朝報』１９０３（明治３６）年１２月４日。

(139)　伊藤之雄、前掲書、２４３頁。

(140)　『【平凡社】日本史辞典』平凡社、２００１年、３０５頁。

(141)　『官報』６１２６、内閣官報局、１９０３（明治３６）年１２月２日、５４頁。

終　章　陸軍エリート養成制度にみる近代日本

――陸軍幼年学校体制発足期――

以上のとおり本論文では、これまで本格的研究が一切おこなわれてこなかった、陸軍幼年学校を主軸とする「陸軍幼年学校体制」とも言うべき日本陸軍エリート養成制度に焦点をあて、

第１に、なぜ陸軍は、陸軍幼年学校出身者のみを優遇する閉鎖的なエリート養成制度を発足させ、その維持に勉めたのか、

第２に、なぜ陸軍以外の諸勢力は、陸軍幼年学校を非難したのか、またこの非難に対して陸軍はどのように対応していったのか、

という２つの観点に立って、１８９０年代初頭（明治２０年代半ば）の初期議会期から１９０３（明治３６）年の軍部成立前夜までの陸軍幼年学校体制の発足期を中心に考察し、この時期における日本の軍事的・教育的・政治的特質を総合的に解明してきた。以下、その論旨を整理し、かつ今後の研究への展望を含め、いくつかの論点を補って結論としたい。

１、本論文が明らかにしたこと

まず最初に本論文の論旨を整理しておく。

第１章では、１８９６（明治２９）年の陸軍幼年学校改革に焦点をあて、この改革が計画された目的・背景を考察することによって、なぜ極めて精神主義的要素の強い閉鎖的な陸軍エリート養成制度「陸軍幼年学校体制」が発足したのか、その原因を明らかにした。

従来一般的にこの陸軍幼年学校改革の原因は、主に日清戦争（１８９４～９５年）以後の軍備拡張への対応にあったと認識されてきた。だが『児玉陸軍少将　欧洲巡廻報告書』と題する史料を詳細に分析することにより、陸軍幼年学校改革はすでに日清戦争以前から、陸軍監軍部参謀長の児玉源太郎（こだまげんたろう）（少将）が中心となって計画されていたことが判明する。

重要なのはこの時期的な違いである。とくに日清戦前と戦後での、陸軍のおかれていた状況には決定的な差があった。改革原案となる児玉参謀長の構想は、日清戦争以前１８９０年代初頭のいわゆる「初期議会」期における民党（野党）の攻勢への危機感をきっかけ

に生まれたものである。周知のようにこの時期の帝国議会では、「民党」とよばれる政党勢力が藩閥政府に敵対し、両者の間で極めて激しい政治的対立を展開しており、陸軍はこの民党の攻勢に危機感を募らせていた。この時期に児玉参謀長が陸軍幼年学校改革の計画に乗り出したのは、対藩閥政府への反発に沸き返る初期議会下の「乱雑なる社会」で育ち民権的「悪風習」に染まった子どもたちが、将来の陸軍幹部（＝将校）になることへの懸念からであった。この懸念を払拭するために児玉参謀長は、憂慮すべき社会的風潮が将校に蔓延するのを防ぐ防波堤としての役割を、陸軍管轄下にある陸軍幼年学校に対し期待する。陸軍幼年学校とは、文部省管轄の中学校がまだ未整備であった明治初年に、中学校の代位を務める暫定的機関として設置された“陸軍の中学校”であり、中学校が整備発達した暁には不要の物として縮小または廃止されることになっていた。ところが児玉参謀長は、この陸軍幼年学校をさらなる早期・長期教育の機関に改革かつ拡充し、民権的「悪風習」に染まりきっていない幼少の子どもを集めてこの新制陸軍幼年学校に入学させ、幼少時からの徹底した精神教育と、皇室との深いつながりとにより、将校志望の子どもを「軍紀」の鋳型にはめ込もうと構想する。そしてこの陸軍幼年学校出身者を中心に将校を構成しようとした。本章では、１８９６年の陸軍幼年学校改革が、以上のような児玉参謀長の構想に基づいて実施されたことを明らかにした。

従来の先行研究でも、１８９６年の陸軍幼年学校改革で「軍人精神」教育の強化徹底が図られたことは指摘されていたが、その原因は解明されてこなかった。だが本研究の結果、精神教育強化の原因が、初期議会期における陸軍の民党勢力への危機感にあったことが明らかとなった。

また、児玉参謀長の計画では、陸軍将校の採用対象者を、陸軍幼年学校出身者に限定する予定であった。陸軍幼年学校だけで将校を純粋培養しようとしたのである。しかし日清戦後の軍拡のために陸軍幼年学校だけでは大量の将校を養成しきれず、また全国の中学校長からの強い要望もあり、中学校出身者などの一般公募による将校採用は中止されずに残される。次章からは、この陸軍幼年学校と中学校とをめぐる論争に焦点をあて、検討を加えた。

第２章では、前章の陸軍幼年学校改革に対する教育界からの反発について、生じた原因と展開過程および陸軍の対応を、それぞれ考察した。

陸軍幼年学校をめぐる相剋は、近代日本史上で最も激しく教育界と陸軍がぶつかり合った特異な例である。教育界が不満を抱いたのは、中学校卒業者からも陸軍将校の採用が行

われているにもかかわらず、陸軍幼年学校という特殊な中学校が重複して存在することである。教育界ではこの状況を、陸軍が文部省の管轄を侵していると解釈し、また「国民皆兵」の原則にもそむく行為であるとして非難した。そしてこの陸軍幼年学校改革が陸軍からの要求に文部省が押し切られる形で行われたという噂が立つと、教育界からの非難はさらに高まり、陸軍幼年学校の廃止要求へと発展する。当時の文部省は、最も弱体な官庁であり、政府内でも軽視され文部省廃止論も頻発するほどであった。このような状況下で教育界は、陸軍幼年学校改革も“文部省の弱体化”を示唆する出来事として受け止める。本章では、教育界からの陸軍幼年学校への非難が、文部省の威信回復を願ってなされたものであったことを明らかにした。

これに対して陸軍側は、中学校教育の不完全さ（とくに精神教育）を指摘して、教育界の非難に対抗する。当時の中学校では、生徒による教員排斥運動などの「学校騒動」と呼ばれる事件が多発し、社会問題化していた。陸軍は陸軍幼年学校の必要性を再認識する。当時陸軍教育の最高責任者であった監軍の山県有朋（大将）は、中学校の「精神的教育」が不十分であるために「軍事教育上の差支」となっていると新聞紙上で訴えつつ（『都新聞』１８９７年８月１７日付）、さらに陸軍幼年学校長への訓示の中で、「陸軍将校の本幹は、幼年学校出身者を以て之れを造り、一般公衆より採択したる者を同化せしめんことを期す」と述べて、陸軍幼年学校出身の将校を中核に位置付けることを言明した（「陸軍幼年学校設立の主旨」教育総監（ママ）訓示、同年１２月１０日）。すなわち中学校教育を非難することで陸軍幼年学校中心の陸軍エリート養成制度を堅持しようとしたのである。この陸軍の反論対して教育界は、陸軍幼年学校廃止要求を通して中学校での風紀頽廃の重大さを改めて思い知り、中学校の生徒管理を強化していく。

この章では、教育界からの陸軍幼年学校体制への反発を考察することで、当時の教育界が抱いていた諸問題と、陸軍幼年学校体制がもつ問題点をそれぞれ浮き彫りにした。また陸軍が陸軍幼年学校体制を堅持しようとする背景として、「学校騒動」を中心とする中学校の風紀頽廃があったことも明らかとなった。さらに以上の作業から、従来の見解のように日清戦後を「臥薪嘗胆」の時代とよび、あたかも日本全体が一丸となって対ロシアへの敵対心に燃え軍の言動にも寛容であったとする認識に対して、疑問を投げかけ、そのような見方が一面的であることを指摘した。

第３章では、１８９８（明治３１）年に誕生した日本最初の政党内閣である隈板内閣と、この内閣の尾崎行雄文部大臣の下で起こった「陸軍幼年学校問題」に焦点をあて、問題化

した原因とその推移を考察することにより、陸軍教育史上の画期的な「陸軍幼年学校教育綱領」が制定された社会的背景を明らかにした。

問題の発端は、文部省の強化を目指す尾崎文相が、その一環として陸軍幼年学校を文部省に移管する案を提唱し、かつ陸軍幼年学校程度の教育ならば中学校でも実施は可能だとして、陸軍幼年学校の必要性を否定したことにある。これは与党憲政党の有力者である尾崎文相の提案だけに、実現可能性の高いものとして世間の注目を浴びる。一部の有力ジャーナリズムや与党の一派にも共感する者が現れた。これに対抗して陸軍は、教育総監達「陸軍幼年学校教育綱領」を制定し、その前文で、「帝国軍隊の精神元気は、幼年学校に淵源(えんげん)すと謂(い)はざるべからず。幼年学校教育の任、豈(あ)に重且(かつ)大ならずや」と述べ、陸軍幼年学校こそが陸軍を支えているのだとしてその重要性を強調した。従来の先行研究では、この教育綱領を「以後５０年にわたる陸幼教育の理念を説いたもの」と評し、陸軍教育史上の重要な画期として注目しながら、その制定の原因は明らかにされていなかった。本章では、陸軍が尾崎文相の陸軍幼年学校移管案への反発から教育綱領を規定し、陸軍幼年学校を最重要視する姿勢を固めたことを明らかにした。

さらに陸軍は、わが国の中学校の教育程度がヨーロッパ諸国に比べて「頗(すこぶ)る低劣」であるとの理由から、それまで中学校を基準に規定していた陸軍幼年学校の教育程度を改定して、陸軍幼年学校を中学校から切り離そうとする。陸軍はこの法令の改正案を、内閣会議に諮ることなく、直接天皇に上奏して実現させた。ところが依然として陸軍将校の採用は、陸軍幼年学校卒業者だけでなく中学校卒業者からも行われ続けたために、陸軍幼年学校と中学校を同格とみる概念は払拭されず、陸軍幼年学校の移管・廃止の要求は続けられる。陸軍教育総監の寺内正毅(てらうちまさたか)（少将）は、尾崎文相や教育関係者に直談判を試み、また全国の知事や中学校長に意見書を送付するなどして、中学校教育への非難を武器に陸軍幼年学校の廃止要求に対抗した。さらに陸軍は、前述の「陸軍幼年学校教育綱領」を、それ以前に規定されていた「陸軍士官学校教育綱領」などとともに、陸軍省訓令乙第１１号として制定し、陸軍将校養成教育の骨幹を完成させる。以上のように陸軍は、尾崎文政下における陸軍幼年学校の移管・廃止要求に対抗することで、陸軍幼年学校の教育理念を確立していったことが判明した。

これに対して教育界は、陸軍幼年学校を廃止させる準備としても何とか中学校を根本的に改善しなければならないと痛感し、中学校の完全化を図りつつ有名な「学制改革運動」を展開していく。従来の先行研究では、「学制改革運動」が１８９９年頃に「最高潮」に

達したと言われながら、なぜその時期に運動が盛んになったのかという原因は明らかにされてこなかった。この原因は、前年下旬の尾崎文政下での「陸軍幼年学校問題」にあることが本章から明らかとなった。

また本章では尾崎文政下の「陸軍幼年学校問題」が、それまでの“教育界と陸軍の対立”という次元を超えて、ジャーナリズムや政党までが参加して世論を喚起させたことに注目し、従来の見解では高い評価を与えられることが少ない隈板内閣に対して、わが国最初の政党内閣として日本社会に与えた影響は決して少なくないことを指摘した。

第４章では、１９０１（明治３４）年から１９０３（明治３６）年までの３年間を対象に、極度な財政危機の中で陸軍幼年学校のあり方が模索され、政府がその廃止を考えるに至った過程と、陸軍が中学校教育への不信感をさらに募らせていった過程とを、それぞれ並行して考察することを通して、陸軍が政府の意思に反して、陸軍幼年学校の特権化につながる「陸軍補充条例」改正を行ったその社会的背景を、政治史・軍事史・教育史・経済史という４つの史的側面から総合的に明らかにした。

日本を襲ったすさまじい金融恐慌は、国家財政を極度の危機に陥れる。時の伊藤内閣は、行財政整理による国家財政の立て直しを図り、その一環として陸軍幼年学校の廃止が模索されるようになる。伊藤内閣倒壊後も、行財政整理と陸軍幼年学校存廃の問題は、次の桂内閣へと持ち越された。財政危機の深刻化と２大政党や元老井上馨、ジャーナリズムなどの強い圧力に押されて、桂内閣も行財政整理の断行を余儀なくされ、陸軍幼年学校の廃止を内定する。このように、それまで主に教育問題として扱われてきた陸軍幼年学校問題は、財政難の中で主に行財政整理という政治・経済問題の一環として扱われようになり、この扱いの変化によって陸軍幼年学校廃止要求の中心メンバーが、教育関係者から財政通の元老井上馨や政治家、そして政党へと移行していったことが判明した。

また文部省制定「中学校令施行規則」によって中学校教育への不信感をさらに増大させた陸軍は、中学生の軍離れや頻発する「学校騒動」、財政難による陸軍幼年学校廃止要求の高まりという状況の中で、次第に中学校卒業者を見限り、さらに上級の高等学校の在学者ないし卒業者から将校を採用しようと画策する。また陸軍は、将校の大半を陸軍幼年学校出身者で占めるような体制づくりを図っていく。だが、おそらくは大量の将校が必要となる対ロシア戦争の勃発が予期されたことが原因で、中学校卒業者を将校採用対象から外すことが出来なかった。また陸軍幼年学校の廃止をめぐり政府と対立した陸軍は、天皇への帷幄上奏を利用して陸軍幼年学校の存置を規定し、中学校卒業者から無試験採用の権利

を奪うことで陸軍幼年学校の特権化を実現する。従来の先行研究では、陸軍が政府に対して独自の政治勢力になるのは日露戦争以後の現象だと認識されてきたが、本研究では日露戦争以前にすでに、その前提がはっきりと形成されていたことを指摘した。さらに本章では、陸軍がこの時期すでに、中学校卒業者を将校には不適当だとして見限っていたことを実証した。

以上のとおり、序論において設定した２つの観点に立ち、１８９０年代初頭から１９０３年までの陸軍幼年学校体制発足期における日本の軍事的・教育的・政治的特質を総合的に解明した。そこで次に、本論文全体の考察を通して、日本陸軍エリート養成制度にみられる特徴を、一部論点を補いながら以下のとおり整理しておこう。

２、日本陸軍エリート養成制度の特徴

日本陸軍エリート養成制度には、次の４つの特徴がみられる。

第１の特徴は、日本陸軍のエリート将校への道には、封建的身分制による制限が設けられていなかったことである。すなわち、ヨーロッパ諸国における陸軍幼年学校が、貴族のための特権的学校であるのに対して、日本の陸軍幼年学校は、封建的身分制にとらわれず、原則的にすべての男子に開放された一般人の学校であったことである。

たとえば第１章で考察した児玉参謀長の『欧洲巡廻報告書』には、日本将校養成制度の今後の模範として、ドイツとロシアの２国を紹介している。ドイツの場合、将校になるためには２つのルートがあり、「第一は幼年学校を経ていくルートであり、これは貴族・将校家系のものの特権的ルートであった。第二は中等学校を経ていくルートであり、これは一般市民の子弟にも許された道であった」（望田幸男『ドイツ・エリート養成の社会史』）[(1)]という。またロシアの場合も、女帝アンナの治世１７３１年に陸軍貴族幼年学校（スホプートヌイイ・シュリヤーヘツキイイ・コルプス）を設置して「貴族の子弟に限って」入学を許し（佐々木弘明『帝政ロシア教育史研究』）[(2)]、児玉参謀長が訪問した１８９２（明治２５）年当時でも、非貴族には父親が勤続１０年以上の将校でなければ入学資格が与えられていなかった[(3)]。すなわち日本の陸軍幼年学校体制の生みの親・児玉参謀長が模範として仰いだドイツとロシアの陸軍幼年学校は、どちらも貴族の子弟であることを入学資格の原則とする特権的学校であった。

それに引き替え、日本の陸軍幼年学校は、１８７０（明治３）年の設立当初から「府藩県、華族、士族、庶人に拘（かかわ）らず」一定年齢のすべての男子に入学資格を与えており[4]、封建的身分階層上の制限や差別は設けられていない。この階層開放的な原則は、１８９６（明治２９）年に陸軍幼年学校を中核とした陸軍エリート養成制度「陸軍幼年学校体制」が発足して以後も、決して変わることはなかった。

（広田照幸『陸軍将校の教育社会史』世織書房、1997年、146頁より作成）

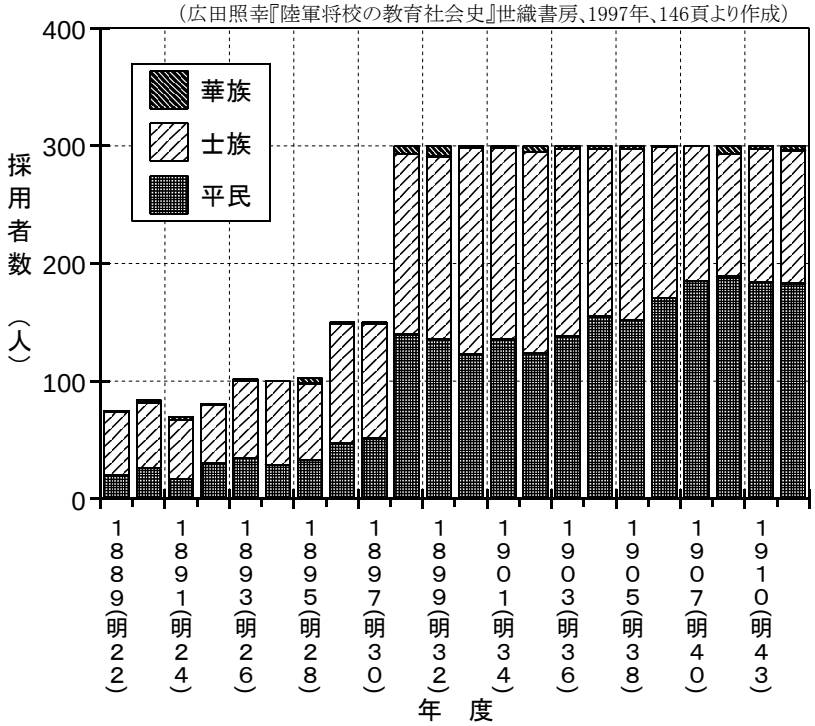

図　陸軍幼年学校採用者の出身族籍

第２の特徴は、日本の陸軍幼年学校が、すべての男子に開放された学校であるにもかかわらず、１８９６年以降、将校養成制度の中核として特権的に位置付けられたことである。

前述のドイツやロシアでは、陸軍幼年学校出身の将校は、特権的身分である貴族であったからこそ陸軍エリートへの道を歩み、ある程度の時期までは陸軍中枢機関の要職を独占することができた。たとえば１８６０年当時のドイツ（プロイセン）では、将校の出身階層別の比率は、貴族６５％：市民３５％でありながら、軍上層部の実に８６％が貴族で占められており、「市民出身将校は、技術部門は別とすれば、軍上層部まではなかなか昇進できなかった」という[5]。すなわち将校の昇任は、身分制度と密接に連関していたのである。

しかもドイツやロシアの陸軍幼年学校は、貴族の学校として精神上の教育を極めて重要

視していた。なぜならば貴族たちは、「将校としての資質として、名誉と勇気を強調し、しかもこれらの資質は、貴族のみが生まれながらにもっているもの、戦場のみ陶冶されるもの、と確信し」ており、その考え方は「貴族達が、台頭する中産階級から将校の地位を遠ざけ、貴族の独占的地位を確保するためにも必要なことであった」（中村好寿『二十一世紀への軍隊と社会』）[6]からである。たとえばドイツにおいては、１９世紀初頭以来、次のような「二つの将校像」の間で激しい相剋が展開されたという。１つは「近代的な学問・知識を重く見る立場」であり、それは市民出身の将校を肯定する考え方である。もう１つは「貴族的気風とか家柄、さらには君主制への忠誠や愛国心を重視する立場」であり、それは貴族出身の将校を賛美し「伝統的な将校像」を守り抜こうとする考え方である。ドイツではこの「二つの将校像」の相剋が、「階級的対立を背景に」展開され、簡単には解決されなかったという[7]。このようにドイツやロシアの陸軍幼年学校が精神教育を重視する背景には、貴族と市民との階級的対立があり、貴族にとって精神面の重要性を強調することは、将校の地位を確保するために必要なことであった。

このようなドイツとロシアの陸軍幼年学校を視察した児玉参謀長は、貴族の徹底した精神教育を目の当たりにして多大の感銘を受ける。前述したように当時の児玉参謀長は、日本における反政府的な社会風潮に頭を悩ませており、その憂慮すべき思想が日本陸軍の将校にも蔓延するのではないかと危機感を募らせていた。児玉参謀長はこの危険性を払拭するための手段を、ドイツやロシアの陸軍幼年学校の精神教育に見出すのである。児玉参謀長は次のように本国へ報告する。「独国（ドイツ）なり露国（ロシア）なり、学校教育の大眼目中士気養成の点に至ては一様」であり、「士気養成と高尚なる風采との一点に就（つ）きては、其（その）金銭を惜まざるは実に羨敷事（うらやましき）」である。日本においても「地方幼年学校の如（ごと）きは充分拡張の策を講じ、学校自らの経済は可及減少（かきゅう）するも各生徒には少しも野鄙（やひ）の量見を起さず、極めて優美高尚なる数多の幼年生を養成し、候補生の大部分はこの生徒より出る如（ごと）く致し度（たい）」[8]。

すなわち児玉参謀長は、日本の憂慮すべき社会風潮が将校に蔓延するのを防ぐ有効な手段として、ドイツやロシアの陸軍幼年学校での貴族の徹底した精神教育を、その背景にある階級的対立を考慮せずに、日本に取り入れてしまった。そしてドイツやロシアの陸軍幼年学校が、特権的身分である貴族の学校であるがゆえに将校養成制度の中でも特別扱いされた、という事情を度外視して、日本の陸軍幼年学校も、将校養成制度の中核として特権的に位置付けていく。

その結果として、封建的身分にとらわれない一般人の学校であるはずの日本の陸軍幼年

学校が、同じく一般人の学校である中学校を押しのけて、陸軍内で特権的に扱われるという矛盾が生じたのである。この矛盾点は次の２人の言葉を比較することで、より鮮明となるだろう。まずフランス軍制論の理論家アルダン・ド・ピク（１８２１－７０年、フランス軍人）は、１８６６年の普墺戦争（プロイセン・オーストリア）でのプロイセン軍の活躍を評して、次のように述べている。

> プロシア貴族は軍人であり、それ以外のなにものでもない。なるほど平民出身の将校も受けいれられているかもしれないが、それは、彼らが同化されることを容認している、という条件があってのことである[9]。

また日本においては監軍の山県有朋（大将）が、１８９７年に次のように述べている。

> 陸軍将校の本幹は、幼年学校出身者を以て（もって）之（これ）を造り、一般公衆より採択したる者を同化せしめんことを期す（「陸軍幼年学校設立の主旨」教育総監（ママ）訓示、１８９７年１２月１０日）。

この２人の論理は似て非なるものである。プロイセン（ドイツ）では、平民出身将校は貴族出身将校を見習って彼らに「同化」すべきだとして、貴族主義的秩序に基づいて語られている。それに対して日本では、一般人の陸軍幼年学校出身将校が、同じ一般人の中学校出身将校のお手本となり、中学出身将校は陸軍幼年学校出身将校を見習って彼らに「同化」すべきだとして、封建的身分とは無関係に述べられている。このように１８９６年発足の日本陸軍エリート養成制度は、階層開放的な原則を守りながらも、西欧の貴族主義的秩序を取り入れるという矛盾の産物であったといえよう。

第３の特徴は、「国民皆兵」の原則に矛盾することである。

たとえば第２章でみたように１８９７（明治３０）年初め、第１０回帝国議会における貴族院予算委員会の席上で、次のような論争が起こっている。このとき児玉陸軍次官（＝前述の児玉参謀長と同一人物）は、陸軍幼年学校改革の実施理由を説明して、「総（すべ）て精神上の教育と申しますか、兎（と）に角（かく）軍事的思想を幼年の時より注ぎ込まうと云（い）ふ希望を以（もっ）て此（こ）の学校を設立致しました」と述べた。つまり幼少時からの徹底した軍人精神教育を行うために陸軍幼年学校を改革したというのである。それに対して貴族院議員で前文部次官の久保田譲は、「唯今（ただいま）の御説明は少し自家（じか）御撞着（どうちゃく）（＝矛盾すること）」[10]ではないかとして次のように反論している。

> 今日の兵制に依（よ）れば徴兵令に依って全国皆兵である、常備兵に出る者は年齢の上で二十歳から出ることになって居（お）りまするが、国民兵と云（い）ふものは十七歳から四十歳ま

では皆悉く兵である、さう云ふ兵制であれば常に国民と云ふ者は軍人たる所の精神と云ふものがなくてはならぬ、夫故に文部省の教育の精神方向と云ふものも常にさう云ふ方に向ひて居ると云ふことは固く信じて居ります、殊に小学校中学校は最も注意してあると云ふことを信じて居ります、（中略）殊更に軍人社会の予備学校と云ふものを陸軍の方に設ける必要はないではないか[11]。

すなわち日本では国民皆兵制により、国民全員に兵士になる義務が与えられている、ゆえに軍人精神はすべての日本国民に必要となるはずである。それにもかかわらず、わざわざ軍人精神教育を行うために陸軍幼年学校を特別に設けるのは、日本国民に軍人精神が足りないことを意味しており、それゆえ陸軍自らが国民皆兵の原則を根底より否定することにつながるのである。陸軍幼年学校の存在は、陸軍自らが国民皆兵制を否定することを示す。これが久保田議員の言う陸軍の「自家御撞着（＝自己矛盾）」であり、その後の陸軍幼年学校廃止論者たちの理論の土台となった考え方である。

ところが陸軍は、この自己矛盾を理解することができなかった。たとえば児玉陸軍次官は、先の久保田議員の反論に対して次のように答えている。

即ち軍紀の下に束縛されて稽古をする、即ち軍紀の下に慣習されると云ふことが、中央幼年学校と他の尋常中学校と違ふのでございます、それ故に他の尋常中学校の卒業(ママ)者欠カは幼年より軍紀に慣習せられぬ者が這入って居る、即ち士官候補生になってから初めて軍紀に慣習することでありますから、別に自分の説が撞着したとも考へませぬ[12]。

すなわち陸軍は、文部省の中学校教育を非難することで、自説の正当性を主張したのである。だがこの陸軍の反論も、中学卒業者が軍人不適格者であることを示すことになり、自己矛盾の解消にはならなかった。またそれだけではなく、次に述べるように、陸軍将校を陸軍幼年学校出身者と中学校出身者との２つに大別して扱う考え方を定着させることにもつながった。

第４の特徴は、陸軍将校がその出身校によって区別されたことである。

１８９６（明治２９）年改革以降の日本の陸軍将校は、その出身校別に大きく２つに分けられた。１つは陸軍幼年学校出身の将校、もう１つは中学校出身者を中心とする一般公募の将校である。前者は、幼少時から陸軍の手で養成された陸軍子飼いの将校であり、後者は、陸軍の手が届きにくい文部省管轄の小中学校で教育を受けてきた外部からの将校である。本論で見たとおり１８９６年以降の陸軍は、後者の中学校出身将校を非難しつつ、

前者の陸軍幼年学校出身将校を、将校の中核に位置付けていった。

また前述したようにドイツやロシアでは、将校を出身校別に分ける背景には、貴族と一般市民という封建的身分階層上の区別があり、むしろ将校を貴族・市民で区別する方が主流であって出身校別はその付属であった。だが日本では、将校の封建的身分階層上の区別や差別は原則的に否定されており、出身校別だけが強調されたのである。

このように陸軍将校を、陸軍幼年学校出身と中学校出身に２分する考え方は、陸軍幼年学校の存廃論争が活発化し社会世論を喚起するにともなって、陸軍内外の一般認識として定着してしまう。

以上の４点が、本論全体から指摘できる日本陸軍エリート養成制度の特徴である。

では最後に、このような特徴をもつ日本陸軍エリート養成制度（＝陸軍幼年学校体制）が、その後の日本社会にどのような影響をもたらしたのかを展望すると同時に、今後の研究課題を提示して結論部を締めくくりたい。

３、陸軍幼年学校体制がもたらしたもの――今後の研究課題――

陸軍幼年学校体制の発足から２年後、１８９８（明治３１）年８月のことである。このとき文部次官の柏田盛文は、帝国教育会茶話会の席上で陸軍幼年学校の存在を非難する演説を試みる。その際に柏田文部次官は、このままでは陸軍将校に２大派閥が生じてしまうのではないかと推測して、次のように述べた。

> 所謂世の中に云ふ閥と云ふものが出来て、自分の初めから養成した者（＝陸軍幼年学校出身の将校）は斯う云ふ者である、それから突然外から来た者（＝主に中学校出身の将校）は斯う云ふ惰弱な者であると、或は惰弱でない者迄もさう云ふやうに言はれるの弊風を恐れて居ることである[13]。

すなわち陸軍将校の間に、陸軍幼年学校閥と中学校閥の２つの学閥ができて、中学校出身の将校は優秀な者までも含めてその全員が「惰弱な者」として扱われる、という弊害が起こるのではないかというのである。そして柏田文部次官のこの心配は、すぐに現実のものとなったようである。

たとえば鵜崎鷺城『陸軍の五大閥』（１９１５年刊）には、１８９９・１９００（明治

３２・３３）年頃とみられる陸軍士官学校の様子が、次のように記述されている。

騎兵第二十四聯隊長中佐佐伯岩二の士官学校区隊長たりし時（＝任期：１８９８年１２月２８日～１９００年１１月１２日、騎兵中尉）、第一中隊の生徒全部を食堂に起立せしめて、中学出身の生徒を品性野卑（やひ）の気に喰はぬのと詬罵（こうば）（＝ののしること）し、諸子は幼年出の生徒の如（ごと）くせよと揚言（ようげん）したり。当時中学派は余りの言に渾身（こんしん）の血を沸かしたるも、陸軍といふ野蛮の圏内に棲息（せいそく）し、殊（こと）に無月謝の学校に居（お）ることとて虫を殺して聞流せり[14]。

すなわち陸軍士官学校の区隊長（＝生徒の訓育を担当する武官教官）である佐伯岩二が、全生徒の前で、中学出身の生徒たちを「品性野卑」で「気に喰はぬ」とののしり、幼年学校出身者を見習えと大言壮語したというのである。まさに前述の柏田文部次官が心配したとおりのことが起こってしまう。また、１９０２（明治３５）年に佐賀県立唐津中学校を首席で卒業し、士官候補生に採用された尾高亀蔵（すえたか）（陸士１６期生、１９０４年少尉任官）も、次のように回想している。すなわち陸軍士官学校において、尾高の教練班長であった第一区隊長の井上中尉が、「幼年校出身生徒を偏重される嫌いがあるように感ぜられることも」あり、尾高をはじめ中学出身の生徒は、自分たちを公平に扱ってくれる他の教官を頼みにしたという[15]。このように将校の卵である陸軍士官学校の生徒は、その教官から陸軍幼年学校出身と中学校出身の区別で扱われ、中学校出身というだけで差別された傾向がある。また後の大正・昭和戦前期でも、中学校出身者は陸軍士官学校において不利な状況にいたようだ。たとえば１９２６（昭和元）年に北海道旭川中学校を卒業して、陸軍士官学校予科に入学した加登川（かとがわ）幸太郎（陸士４２期生、１９３０年少尉任官）は、次のように回想している。

私は陸士に入ってしまってから、「これはしまった」と思った。中学出にきわめて不利な制度であることを発見してぼーっとした。私の士官学校は、これは入るんではなかったという後悔に始まっている。おかしなことのようだが、幼年学校出が優位の体制であったということを、陸軍士官学校へ入ってから悟ったわけである[16]。

以上から見ても陸軍士官学校のシステムが、中学校出身者には不利に作用したと推察できる。このことは、従来の先行研究において、陸軍士官学校の卒業成績順位がその後の昇進に大きく影響したといわれていること[17]と関連づけて考察する必要があるだろう。そこで今後の研究における**第１の視角**として、将校が出身校別でどのような差別を受けたのか、または受けなかったのかを、その昇進や昇任、兵科の振り分けなどの出身校別の比較およ

びその推移を考察することで、具体的に明らかにしたいと考える。ただし軍人履歴の史料は、「終戦時の混乱中に相当数が焼却され」ており[18]、解明の困難さが予想される。

また、将校を出身校別で２分する考え方は、将校間において陸軍幼年学校出身者と中学校出身者との対立・いがみ合いを生じさせたようである。たとえば、１９０６（明治３９）年に長野県立大町中学校を卒業し、士官候補生に採用された平林盛人（陸士２１期生、１９０９年少尉任官）は、陸軍幼年学校出身でのちに満州事変の謀略を主導する石原莞爾（同期生）との出会いを、次のように述懐している。

> 石原（莞爾）とは明治三十九年十二月、陸軍士官学校入校の際共に生徒隊第七中隊第四区隊で時には同室であった。最初から之はエラ物だと感心していた。しかし彼は幼年学校出身であり私は中学校出身である。その当時の弊風として両者相和せず、反目の気味あり親交なかった。（中略）幼年学校の屑の連中には誠に単純というか、よく将校になっても到底武士の風上におけないようなヤクザ型も少くなかった。私はこの石原にしてこの種の振舞あらば一命を屠（ママ）しても、相争はなくてはならぬと、敬意を払いつつも虎視たんたんの気持ちで接していた[19]。

ここには、陸軍幼年学校出身者と対立し、いざとなれば「一命」をかけても彼らと戦わなければならぬと意気込む中学校出身者の姿が、鮮明に映し出されている。このような陸軍幼年学校出身者と中学校出身者との軋轢は、この後の大正・昭和戦前期においても頻発したらしく、たとえば中学校出身将校の村上正吉（旧姓染田、陸士２３期生、１９１１年少尉任官）を父にもつ村上兵衛は、自伝『桜と剣』の中で、「私は、父が中学出身で生涯、幼年学校出身者にたいする怨恨をたくわえていたことを母から聞いていた」と述べつつ、次のように記述している。

> 幼年学校出身者には、陸軍の正統を継ぐ嫡子という意識がつよくあり、中学出身者を「D ころ」と呼んで（注＝意味不明）[20]軽蔑し、イジめた。そのため両者の対立は深刻で、ナイフを振りまわす刃傷沙汰さえあった。（中略）その屈辱の感情は、当然、私の父にもつよく残っていた。父はやがて死ぬが、子どもをかならず軍人にしろ、とは言わなかった。軍人にするのもいいが、けっして幼年学校には入れるな、と彼は遺言して死んだ[21]。

中学校出身将校である父親が、陸軍幼年学校出身者への憎しみを遺言に残して死んでいったというのである。このように中学出身将校と幼年学校出身将校との軋轢は、極めて深刻かつ根深いものであり、陸軍内部が分裂しかねない危険性を含んでいた。そこで今後の

研究における**第２の視角**として、将校間における陸軍幼年学校出身者と中学校出身者との軋轢が、いつ、どのような状況で生じ問題化したのか、また陸軍はこれをどのように対処したのかを明らかにしたい。さらに中学校教育に与えた影響についても、研究を深める必要がある。

また、陸軍幼年学校卒と中学校卒との相剋は、陸軍内外にもかなりの影響を与えたようである。たとえば１９３１（昭和６）年の満州事変勃発の当時、陸軍中央部や関東軍の重要ポストを占めたのは「一夕会（いっせきかい）」という陸軍内部組織の会員たちであったといわれている[22]。この一夕会会員の大半は、陸軍幼年学校出身者であった。そして陸軍幼年学校出身の会員たちは、中学校出身者をのけ者として扱っていたようである。１９３０年頃の一夕会の会合では、会員の土橋勇逸（つちはしたけやす）（少佐、幼年学校出身、陸士２４期生、１９１２年少尉任官）がこの弊風を見かねて、「中学出身者を敬遠することは不合理ではないか」と意見している。ところが土橋の意見に対して、会の中心幹部の１人である永田鉄山（ながたてつざん）（大佐、幼年学校出身、陸士１６期生、１９０４年少尉任官）は、「中学出身者を好まないのは、彼らには、堅い操守がなく豹変するから危険である」と反論して押さえ込んだという[23]。このように中学校出身者をのけ者扱いする幼年学校出身の一夕会会員たちが、陸軍主要機関の幹部として陸軍内外に大きな影響をもたらしたのである。また、中学出身将校の出世頭の１人であり[24]、太平洋戦争における“バターン死の行進”の戦犯として戦後処刑された本間雅晴（ほんままさはる）（中将、中学出身、陸士１９期生、１９０７年少尉任官）は、戦争開始の以前、対米開戦を主張する東条英機（幼年学校出身、陸士１７期生、１９０５年少尉任官、のちＡ級戦犯として刑死）に反発し、東条が陸軍大臣に任命される際にも「強く反対」したといわれる[25]。このような本間と東条との確執について、本間の同期生である舞伝男（まいでんお）（中学出身）は、「陸軍内部で、中学出と幼年学校出はとかく反目しがちだった。東条が幼年学校出身、本間が中学出身であったことも、二人の不仲の原因の一つ」と証言している[26]。このように将校間における陸軍幼年学校出身者と中学校出身者との相剋は、陸軍内部だけでなく日本全体の行く末にも大きく関わっていたといえる。そこで今後の研究における**第３の視角**として、陸軍幼年学校卒と中学校卒との対立・確執が、日本社会にどのような影響を与えたのかを明らかにしたい。

以上３つの研究視角を軸として、陸軍幼年学校の存廃をめぐる論争や学制改革および政治経済上の展開もからませながら、序章で提示した時期区分に基づいて、日本の特殊な陸軍エリート養成制度である「陸軍幼年学校体制」の全体像を総合的に究明ずることが、今

後の研究課題である。

陸軍幼年学校体制の発足から４３年後、１９３９（昭和１４）年７月５日のことである。このとき陸軍は、日独伊防共協定の強化を、半ば強引に推し進めようとしていた。このような陸軍の態度は、昭和天皇の怒りを買う。昭和天皇は、陸軍大臣板垣征四郎（いたがきせいしろう）に対して不満をぶつけ、「陸軍が凡（すべ）て物事を主観的に見る伝統あること」を非難しつつ、次のように述べた。

> 元来（がんらい）幼年学校の教育が頗偏（はへん）しある結果にして、是（これ）独逸（ドイツ）流の教育の結果にして、手段を撰ばず独断専行をはき違へたる教育の結果に外ならず[27]。

すなわち昭和天皇は、陸軍の独断専行はすべて陸軍幼年学校に原因がある、と強く非難したのである。この頃すでに陸軍の首脳陣は、陸軍幼年学校出身者で占められており、昭和天皇の叱責を受けた板垣陸相もまた陸軍幼年学校出身者であった。前述した昭和天皇の発言からも明らかなように、陸軍幼年学校体制は、陸軍のあり方に多大な影響を与えたといえよう。その陸軍が、日本社会を大きく規定したことはいうまでもない。そしてこの陸軍幼年学校体制がもたらした影響力は、戦後にも語り継がれていく。

故・坂本九のヒット曲「見上げてごらん夜の星を」の作曲者いずみたく。小学国語教科書の常連である作家なだいなだ。この２人は共に陸軍幼年学校出身者である（２年生在学時に終戦）。１９７４（昭和４９）年８月刊行の雑誌『文藝春秋』には、この２人と加賀乙彦（作家）、相倉久人（ジャズ評論家）の４人による座談会「なつかしの幼年学校時代」が掲載された。ここで２人は、次のように語り合っている。

> **なだ**　士官学校というのは一般中学生からも公募したから、なかで幼年学校出身者と中学出身者とでははっきり差別ができてたらしい。
>
> **いずみ**　幼年学校生徒のことをカデットっていってたでしょう。士官学校でカデット出身者というのは大エリートで、未来の将軍はその中からしか出ないとされていた[28]。

戦後３０年近くを経過しながらも、なお陸軍幼年学校体制の影響が、語り継がれていることに注目せねばならない。これほどまでに陸軍幼年学校体制は、近代日本社会に根深い影響力を保持したのである。それゆえに陸軍幼年学校体制の発足とその展開とを解明してきた本論文の研究は、近代日本社会を究明していく上での、大きな手がかりになるものだと考える。

(1)　望田幸男『ドイツ・エリート養成の社会史――ギムナジウムとアビトゥーアの世界』ミネルヴァ書房、１９９８年、１６１頁。

(2)　佐々木弘明『帝政ロシア教育史研究』亜紀書房、１９９５年、１３８、１４０～１４１頁。

(3)　『児玉陸軍少将　欧洲巡廻報告書』監軍部、１８９３（明治２６）年、第１３報「露国武学校ノ実況」４１丁、国立公文書館内内閣文庫および国立国会図書館所蔵。

(4)　「兵学令　陸軍之部」第２５９、１８７０（明治３）年４月３日、『法令全書』所収。１８７０年当時の陸軍幼年学校は「兵学寮幼年学舎」と称されていた。

(5)　望田幸男、前掲書、１６３頁。

(6)　中村好寿『二十一世紀への軍隊と社会――シビル・ミリタリー・リレーションズの研究』時潮社、１９８４年、２６頁。

(7)　望田幸男、前掲書、１６５～１６６頁。

(8)　前掲『児玉陸軍少将　欧洲巡廻報告書』、第１１報「露国軍隊ノ実況」２７～２８丁、原文はカタカナ表記、句読点・濁点・傍点・ふりがなは引用者による。

(9)　アルフレート・ファークツ『ミリタリズムの歴史――文民と軍人』望田幸男訳、福村出版、１９９４年、２１７頁。

(10)　『帝国議会貴族院委員会速記録』明治篇４（第１０回議会）、東京大学出版会、１９８６年、８１頁、原文はカタカナ表記。

(11)　同前書、１１１頁、促音の小文字は原文通り。

(12)　同前書、８１頁。

(13)　文部次官柏田盛文「帝国教育会茶話会に於ける演説」（尾張捨吉郎速記）『教育公報』２１６、１８９８（明治３１）年１０月１５日、３１頁、カッコ内は引用者による。

(14)　鵜崎鷺城『陸軍の五大閥』隆文館図書、１９１５（大正４）年、１９６頁、カッコ内は引用者による。

(15)　尾高亀蔵「恩愛録」、太田庄次編『尾高亀蔵の遺稿と追憶』私家版、１９８２年、４９頁。

(16)　加登川幸太郎『陸軍の反省』上、文京出版、１９９６年、１３３頁。

(17)　たとえば藤原彰氏は、「以後、大正昭和にいたるまで、現役将校の進級と異動は、士官学校卒業序列にのみ左右されていたことは周知のとおりである」と指摘している（藤原彰『日本軍事史』上、日本評論社、１９８７年、７６頁）。

(18)　秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』東京大学出版会、１９９１年、「凡例」。

(19)　平林盛人『わが回顧録』平林盛人わが回顧録刊行会、１９６７年、３１４～３１５頁。

(20)　引用文中の注は原文通り。

(21)　村上兵衛『桜と剣――わが三代のグルメット』光人社（ＮＦ文庫)、１９９３年（１９７６年初出)、４０、３２７頁。

(22)　高橋正衛『昭和の軍閥』中央公論社（中公新書)、１９６９年、７１頁。

(23)　同前書、６９～７０頁。

(24)　本間は陸士３位、陸大３位の好成績で卒業し、１９３７（昭和１２）年７月には参謀本部第２部長の重職にも就いている。この時、「『幼年学校出でない本間が、よくも第二部長になれたものだ』という周囲の声が妻の富士子にまで聞えた」という（角田房子『いっさい夢にござ候――本間雅晴中将伝』中央公論社、１９７２年、１００頁)。本間は陸士１９期生であり、この期は日露戦争による臨時採用生であり、すべて中学校出身者という特異な期である（ただし２、３人の陸軍幼年学校出身者が留年生でいるらしい)。同じ陸士１９期生には、今村均（１９３１年参謀本部作戦課長)、塚田攻（１９４０年参謀次長）がいる。

(25)　マニラ軍事法廷における本間の証言による（角田房子、前掲書、２２８頁)。

(26)　同前書、３４～３５頁。

(27)　『続・現代史資料４　陸軍　畑俊六日誌』みすず書房、１９８３年、２１８～２１９頁。引用文は侍従武官長である畑俊六の日記による。

(28)　「なつかしの幼年学校時代〈座談会〉」『文藝春秋』５２巻９号、１９７４年８月１日、３１０頁。

参 考 文 献

１、辞典・事典・年表・目録

⑴ 辞典・事典

○ 一般

日本近現代史辞典編集委員会編『日本近現代史辞典』東洋経済新報社、１９７８年。
国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』全１５巻１７冊、吉川弘文館、１９７９～９７年。
京大日本史辞典編纂会編『新編日本史辞典』東京創元社、１９９０年。
『日本史大事典』全７巻、平凡社、１９９２～９４年。
朝尾直弘・宇野俊一・田中琢編『角川新版日本史辞典』角川書店、１９９６年。
『【平凡社】日本史事典』平凡社、２００１年。

○ 軍事史関係

櫻井忠温『国防大事典』中外産業調査会、１９３２（昭和７）年。
大濱徹也・小沢郁郎編『帝国陸海軍事典』同成社、１９８４年。
秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』東京大学出版会、１９９１年。
原剛・安岡昭男編『日本陸海軍事典』新人物往来社、１９９７年。

○ 教育史関係

海後宗臣監修『日本近代教育史事典』平凡社、１９７１年。
唐澤富太郎編著『図説　教育人物事典――日本教育史のなかの教育者群像』全３巻、ぎょうせい、１９８４年。
佐藤秀夫『学校ことはじめ事典』小学館、１９８７年。
『教育人名辞典』全６巻、日本図書センター、１９８９年。
細谷俊夫他編『新教育学大事典』全８巻、第一法規出版、１９９０年。

○ 人物・人事関係（前記以外）

内閣官報局『職員録』１８８６（明治１９）～１９２５（大正１４）年。
金井之恭編『明治史料顕要職務補任録』全２巻、成章堂、１９０２・０３年、（復刻版）柏書房、１９６７年。
衆議院・参議院編『議会制度七十年史　政党会派編』大蔵省印刷局印刷、１９６１年。
衆議院・参議院編『議会制度七十年史　貴族院・参議院議員名鑑』大蔵省印刷局印刷、１９６１年。
衆議院・参議院編『議会制度七十年史　衆議院議員名鑑』大蔵省印刷局印刷、１９６２年。
大植四郎編『明治過去帳』東京美術、１９７２年。
稲村徹元他編『大正過去帳』東京美術、１９７３年。
酒田正敏編『貴族院会派一覧――一八九〇～一九一九』日本近代史料研究会、１９７４年。
近代人物研究会編『近代人物号筆名辞典』柏書房、１９７９年。
戦前期官僚制研究会編・秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、１９８１年。
宮武外骨・西田長寿『明治新聞雑誌関係者略伝』みすず書房（明治大正言論資料２０）、１９８５年。
『明治人名辞典』全６巻、日本図書センター、１９８７～９４年。
『大正人名辞典』全７巻、日本図書センター、１９８７～９４年。
『近代政治関係者年譜総覧』戦前篇全１０巻、ゆまに書房、１９８９～９０年。
『号・別名辞典　近代・現代』日外アソシエーツ、１９９４年。

○ その他

『宛字外来語辞典』柏書房、１９７９年初版、１９９７年新装版。
伊藤隆監修・百瀬孝著『事典昭和戦前期の日本――制度と実態』吉川弘文館、１９９０年。
吉成勇編『日本「日記」総覧』新人物往来社（歴史読本特別増刊・事典シリーズ２１）、１９９４年。
鳥海靖・松尾正人・小風秀雄編『日本近現代史研究事典』東京堂出版、１９９９年。

⑵ 年表

東洋経済新報社編『索引政治経済大年表　上巻　年表編』東洋経済新報社、１９７１年。
週刊朝日編『値段史年表　明治・大正・昭和』朝日新聞社、１９８８年。
伊ケ崎暁生・松島栄一編『日本教育史年表』三省堂、１９９０年。
岩波書店編集部編『近代日本総合年表　第３版』岩波書店、１９９１年。

⑶ 目録

○ 蔵書目録

『内閣文庫国書分類目録』下、内閣文庫、１９６１年、主に「武学・武術１１　近代軍事」の項を使用。

『内閣文庫明治時代洋装図書分類目録』内閣文庫、１９６７年、主に「社会科学　国防・軍事」の項を使用。
『国立国会図書館蔵書目録　明治期　第３編社会科学』国立国会図書館、１９９４年、主に「軍事」の項を使用。
○ 個人関係文書目録
『伊東巳代治関係文書目録』国立国会図書館（憲政資料目録２）、１９６２年。
『桂太郎関係文書目録』国立国会図書館（憲政資料目録３）、１９６５年。
『寺内正毅関係文書目録』国立国会図書館（憲政資料目録８）、１９７１年。
『井上馨関係文書目録』国立国会図書館（憲政資料目録１０）、１９７５年。
『牧野伸顕関係文書目録』国立国会図書館（憲政資料目録１４）、１９８３年。
『斎藤実関係文書目録』全４巻、国立国会図書館（憲政資料目録１７～２０）、１９９３～９９年。
○ 文献目録など
『国立国会図書館所蔵　近代日本政治関係人物文献目録』国立国会図書館、１９８５年。
教育ジャーナリズム史研究会編『教育関係雑誌目次集成』第Ⅰ～Ⅳ期（全１０１巻）、日本図書センター、１９８７～９４年。
広瀬順晧他編『近代日本政党機関誌記事総覧』全２巻、柏書房、１９８８年。
吉田裕監修『『偕行社記事』目次総覧』全５巻・別巻、大空社、１９９０年。
『マイクロフィルム版　近代日本軍隊関係雑誌集成　目録』Ⅰ～Ⅳ、ナダ書房、１９９１～９２年。
『中等教育史文献目録』中等教育史研究会、１９９６年。

２、法令関係

太政官文書局・内閣官報局編『法令全書』明治年間全１９１巻・別巻４、（復刻版）原書房。
内閣官報局編『官報』、主に明治年間を使用。
『官報目次総覧』明治編全３巻、文化図書、１９８０年。
内閣記録局編『法規分類大全』全８５巻・別巻３、主に政体門・兵制門・学政門を使用、（復刻版）原書房。

３、統計書

⑴ 軍事関係

『陸軍省年報（復刻版）』全４巻（１８７５〈明治８〉～１８８６〈明治１９〉年）、龍渓書舎、１９９０年。
『陸軍省統計年報』第１回（１８８７〈明治２０〉年度）～第４９回（１９３７〈昭和１２〉年度）、陸軍省総務局第一課など（変遷あり）、１８８７～１９３９年、日本図書センター発行のマイクロフィルム版を使用。
『教育総監部所管学校統計年報』第２回（１８９９〈明治３２〉年度）～第１３回（１９１０〈明治４３〉年度)、教育総監部、１９００～１１年、国立国会図書館・防衛庁防衛研究所図書館所蔵（ただし第１・７・９回および１４回以降は所在不明）、第３回までの誌名は『教育総監部統計年報』。
陸軍省編『日露戦争統計集（復刻版）』全１５巻、東洋書林、１９９４～９５年、原本は「（軍事機密）明治三十七八年戦役統計」。

⑵ 教育関係

『文部省年報』第１（１８７３〈明治６〉年）～第６５（１９３８〈昭和１３〉年）以下続刊、文部大臣官房、主に明治年間を使用、（復刻版）宣文堂、１９６４～７４年。

⑶ その他

『内務省統計報告（復刻版）』第１２～１４巻（１８９６〈明治２９〉～１８９８〈明治３１〉年度）、日本図書センター、１９８９年。

４、帝国議会議事録

『帝国議会衆議院議事速記録』１０（第９回議会上）～１９（第１７～２０回議会）、東京大学出版会、１９７９～８０年。
『帝国議会貴族院議事速記録』１０（第９回議会上）～２０（第１７～２０回議会）、東京大学出版会、１９７９。
『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇６（第９回議会）～２５（第１８・２０回議会）、東京大学出版会、１９８６～８７年。
『帝国議会貴族院委員会速記録』明治篇３（第９回議会）～１４（第１８～２１回議会）、東京大学出版会、１９８５～８６年。

５、公文書

⑴ 陸軍省（主に「陸軍省大日記」）

※「陸軍省大日記」とは：「兵部省・陸軍省の発来簡の公文書類のうち永久保管の分を、所管の大臣官房が歴代、編冊し保管してきた簿冊などの総称」（森松俊夫「陸軍省大日記」『国史大辞典』１４、吉川弘文館、５３４頁）。壹大日記・弐大日記・密大日記などの種類がある。

卿官房「明治六年五月　密事日記」所収、第３４号・山田顕義発・陸軍大輔西郷従道宛書翰、１８７３（明治６）年９月２８日、防衛庁防衛研究所図書館所蔵、未刊史料（以下、ことわりのない限り所蔵同じ、未刊史料）。
卿官房「明治七年　密事日記」所収、号なし・陸軍卿山県有朋発・陸軍大輔西郷従道宛書翰、１８７３（明治６）年１１月１１日。
陸軍第一局「明治九年十二月　大日記　諸学教団裁判」所収、学４３９号「當校条例御改正ニ付現在生徒学期引直シ之義伺」、学４４０号「生徒修学期限被改度儀ニ付上申」。
陸軍省「明治十四、四、九～二三、五、二七雑書綴　児島大佐取扱ニ係ルモノ」所収、文部省往復課学９４７号。
陸軍省「明治十八年分　編冊補遺　壹」所収、第１号「文部省　所轄学校教則規則送付ノ件」。
陸軍省「明治二十年五月　壹大日記」所収、総第１７０号「内閣　士官幼年両校条例之儀閣議」、総第１７１号「内閣　陸軍現役士官補充条例制定相成度閣議」。
陸軍省「明治二十年五月　弐大日記　乾」所収、総第２８８号「士官補充条例等制定相成度件」。
陸軍省「明治二十年七月　弐大日記　坤」所収、総監第４１号「中学校卒業者検査之件」。
陸軍省「明治二十年七月　壹大日記」所収、総府第２８６号「府県一般 士官候補生幼年学校等志願人取調方内達」。
陸軍省「明治二十一年二月　弐大日記　坤」所収、総監第９５号「告示中削除之件」、総監第９６号「幼年学校生徒志願者検査施行之件」。
陸軍省「明治二十一年四月　弐大日記　坤」所収、総監第１９０号「候補生予科学補修之件」、総監第２１３号「士官候補生予科学補修之件」。
陸軍省「明治二十一年　乙号訓令日記」。
陸軍省「明治二十一年　監軍部年報」。
陸軍省「明治二十五年分　参謀本部　監軍部　日報」。
陸軍省「明治二十六年　編冊　参謀本部　監軍部　憲兵司令部　屯田兵司令部」。
陸軍省「明治二十七年　密大日記」所収、第１５号「第三師団司令部ヨリ将校生徒、一年志願兵召募ニ関スル意見之件」。
陸軍省「明治二十九年四月　弐大日記　坤」所収、監軍第２６号「監軍部条例等改正ノ件」。
陸軍省「明治二十九年十一月　壹大日記」所収、省院第１１号「士官候補生採用ニ関スル件」。
陸軍省「明治二十九年十二月　弐大日記　乾」所収、軍務第７号「陸軍補充条例制定ノ件」。
陸軍省「明治三十年五月　弐大日記　坤」所収、監軍第１８号「特別指定学校ニ関スル内規ノ件」。
陸軍省「明治三十一年十月　弐大日記　坤」所収、教監第４号「諸学校条例及編制表改正等之件」。
陸軍省「自明治三十一年至同四十年　乙号訓令日記」（簿冊）。
陸軍省「明治三十四年七月ヨリ十二月ニ至　弐号編冊」所収、目次番号なし「中央幼年学校編制表中改正ノ義ニ付申進」。
陸軍省「明治三十四年二月　壹大日記」所収、省院第１５号「宮内省　鳩彦王稔彦王両殿下地方幼年学校へ御入学ノ件」。
陸軍省「明治三十四年二月　弐大日記　坤」所収、教監第９号「明治二十三年十月三十日ノ勅語下賜ノ件」。
陸軍省「明治三十四年八月　壹大日記」所収、省院第２号「宮内省　成久王殿下東京陸軍地方幼年学校へ御入学ノ件」。
陸軍省「明治三十五年二月　弐大日記　乾」所収、総第７号「各師団長上京及其他ノ件」。
陸軍省「明治三十五年二月　弐大日記　坤」所収、教監第７号「学生ノ退校ヲ官報ニ掲載セサル件」。
陸軍省副官管「明治三十五年二月　師団長会議書類」（簿冊）。
陸軍省「明治三十五年三月　弐大日記　坤」所収、教監第７号「中学校学科程度ノ件」。
陸軍省「明治三十五年六月　壹大日記」所収、内閣第１号「内閣　本省及所管官衙会議調ノ件」。
陸軍省「明治三十五年七月　壹大日記」所収、内閣第３号「法制局　当省諸学校ノ教則等取纏送附方ノ件」。
陸軍省「明治三十五年八月　弐大日記　乾」所収、総務第８号「行政整理ノ主査調査ニ係ル意見書ノ件」。
陸軍省「明治三十五年十月　壹大日記」所収、省第１３号「大蔵省 財政及行政整理ニ関スル事項並金額取調ノ件」。
陸軍省「明治三十五年十一月　弐大日記　乾」所収、経理第１４号「陸軍省整理事項ノ件」、経理第１５号「当省所管三十六年度予算ニ於テ整理上国庫へ返納金額ノ件」。
陸軍省「明治三十六年従一月至六月　密大日記」所収、経理第２号ノ１「内閣 官制其他改正ヲ要スヘキ事項ノ件」。
陸軍省「明治三十六年三月　弐大日記　乾」所収、総第１０号「各師団長上京ニ関スル件」。
陸軍省経理局主計課「自明治三十六年五月至同三十九年五月　明治三十七八季戦役ニ関スル業務詳報」（稿本）。
陸軍省「自明治三十六年至大正六年頃迄ノ分　副官所蔵雑書」所収、１「近衛第一師団特命検閲使上奏書」、４「行政整理ニ関スル件」。
陸軍省「明治三十六年七、八、九月　密大日記」所収、編制第１号「教育総監部　戸山学校及両幼年学校条例並編制改正ノ件」。
陸軍省「明治三十六年八月　弐大日記　乾」所収、軍務第６号「士官候補生予定人員ノ件」。
陸軍省「明治三十六年十、十一、十二月　密大日記」所収、雑第２２号「内閣　行政整理ニ関シ提出可相成勅令案等ノ件」。

陸軍省「明治三十六年十二月　弐大日記　乾」所収、軍務第５７号「陸軍補充条例中改正ノ件」。

(2) その他

意第２８号「学校系統案」（閣議書類、内閣・文部省・陸軍省の３種の縦罫紙を使用、全１１丁、墨書）、１９０２（明治３５）年１０月７日、国立公文書館所蔵、請求番号（雑１９４９）。

総理府「歴代内閣の行政整理案」（小冊子、印刷）、１９５９（昭和３４）年、国立公文書館所蔵、請求番号（2A-40-資36）。

東京府「明治三十一年　文書類纂　第一種兵事　例規第一」（簿冊）所収、９「陸軍将校生徒召募ニ関スル統計表　送付　尋常中学校」、東京都公文書館所蔵、請求番号（622-A6-4）。

６、軍学校関係史料

(1) 陸軍幼年学校

「明治元～八　陸軍教育史　第二篇（学校史）」（小冊子、印刷）、防衛庁防衛研究所図書館所蔵、未刊史料。

陸軍士官学校「明治二～四五年　陸軍中央幼年学校歴史」（陸軍縦罫紙使用の稿本）、防衛庁防衛研究所図書館所蔵、未刊史料。

「明治三・五―三〇・一　陸軍中央幼年学校履歴」（稿本）、防衛庁防衛研究所図書館所蔵、未刊史料。

「明治三～四五年　陸軍教育史　明治別記第十一巻　陸軍中央地方幼年学校之部」（陸軍縦罫紙使用の稿本）、防衛庁防衛研究所図書館所蔵、未刊史料。

広島陸軍幼年学校「明治三〇、六、一～昭和三、三、三一　広島陸軍幼年学校歴史」（稿本）、防衛庁防衛研究所図書館所蔵、未刊史料。

名陸幼校本部「明治三〇、五、一六～大正一二、三、三一　名古屋陸軍地方幼年学校歴史」（稿本）、防衛庁防衛研究所図書館所蔵、未刊史料。

「明治三十二～四十四年　東京陸軍地方幼年学校書類」（簿冊）、防衛庁防衛研究所図書館所蔵、未刊史料。

「明治三十三～三十六　陸軍地方幼年学校書類」（簿冊）、防衛庁防衛研究所図書館所蔵、未刊史料。

『大阪陸軍幼年学校記念』大阪陸軍幼年学校、１９２２年、大阪市立中央図書館所蔵。

(2) その他

監軍部「明治二〇、五、三一～三一、一、二二　監軍部歴誌」（稿本）、防衛庁防衛研究所図書館所蔵、未刊史料。

教育総監部「明治三一、一、二〇～四〇、三、一五　教育総監部歴誌」（稿本）、防衛庁防衛研究所図書館所蔵、未刊史料。

教育総監部「明治三六、一、一〇～三六、一〇、二一　教育総監部歴誌稿」（稿本）、防衛庁防衛研究所図書館所蔵、未刊史料。

海軍兵学校編『海軍兵学校沿革』、１９１９（大正８）年、（復刻版）原書房（明治百年史叢書）、１９６８年。

７、自伝・伝記・日記など

(1) 軍人

○ 自伝

三浦梧楼『明治反骨中将一代記』芙蓉書房（昭和軍事史叢書）、１９８１年、（底本）『観樹将軍回顧録』政教社、１９２５年の全文、および『観樹将軍縦横談』実業之日本社、１９２４年の一部。

石黒忠悳『懐旧九十年』岩波書店（岩波文庫）、１９８３年、（底本）東京博文館、１９３６年。

田中隆吉『日本軍閥暗闘史』中央公論社（中公文庫）、１９８８年、（底本）静和堂書店、１９４７年。

平田外夫『陸軍幼年学校』東京ライフ（東京選書）、１９５７年、ただし私小説。

今井武夫『支那事変の回想』みすず書房、１９６４年。

平林盛人『わが回顧録』平林盛人わが回顧録刊行会、１９６７年。

松下芳男『日本軍事史雑話』土屋書店、１９６９年、第２部「軍事史私話」。

石光真人編著『ある明治人の記録――会津人柴五郎の遺書』中央公論社（中公新書）、１９７１年。

塚本誠『ある情報将校の記録』中央公論社（中公文庫）、１９９８年、単行本初版１９７９年、私家版１９７１年。

加賀乙彦『帰らざる夏』講談社（文芸文庫）、１９９３年、単行本初版１９７３年、ただし私小説。

村上兵衛『桜と剣――わが三代のグルメット』光人社（ＮＦ文庫）、１９９３年、単行本初版１９７６年。

佐藤賢了『佐藤賢了の証言』芙蓉書房（昭和軍事史叢書）、１９７６年。

額田坦『陸軍省人事局長の回想』芙蓉書房（昭和軍事史叢書）、１９７７年、主に第３章「陸軍人事の概念」。

石光真清『城下の人』中央公論社（中公文庫）、１９７８年。

尾高亀蔵「恩愛録」、太田庄次編『尾高亀蔵の遺稿と追憶』私家版、１９８２年、防衛庁防衛研究所図書館所蔵。

升本喜年『天皇の消えた日――陸軍幼年学校生徒の戦中戦後』芙蓉書房、１９８６年。

堀江好一『陸軍エリート教育――その功罪に学ぶ戦訓』光人社、１９８７年。

宇野俊一校注『桂太郎自伝』平凡社（東洋文庫）、１９９３年。

高原友生『悲しき帝国陸軍』中央公論新社、２０００年、第３章「幼年学校から士官学校へ」。

○ 伝記
長剣生『武将の典型　野津元帥の面影』皆兵舎、１９０８（明治４１）年、野津道貫の伝記。
森山守次・倉辻明義『児玉大将伝』東京印刷、１９０８（明治４１）年、児玉源太郎の伝記。
徳富猪一郎編述『公爵桂太郎伝』乾・坤、故桂公爵記念事業会、１９１７（大正６）年。
杉山茂丸『児玉大将伝』博文館、１９１８（大正７）年、児玉源太郎の伝記、ただし小説的。
黒田甲子郎編『元帥寺内伯爵伝』元帥寺内伯爵伝記編纂所、１９２０（大正９）年、寺内正毅の伝記。
中村修二『大久保春野』奉公会、１９２０（大正９）年。
徳富猪一郎編述『公爵山県有朋伝』上・中・下、山県有朋公記念事業会、１９３３（昭和８）年。
佐藤清勝『佐藤正伝』私家版、１９３６（昭和１１）年、神戸市立中央図書館所蔵。
宿利重一『児玉源太郎』対胸舎、１９３８（昭和１３）年。
宿利重一『児玉源太郎』国際日本協会、１９４２（昭和１７）年初版、１９４３年改訂再版。
石井満『中村雄次郎伝』中村雄次郎伝記刊行会、１９４３（昭和１８）年。
宿利重一『日本陸軍史研究　メツケル少佐』日本軍用図書、１９４４（昭和１９）年。
岡義武『山県有朋』岩波書店（岩波新書）、１９５８年。
藤村道生『山県有朋』吉川弘文館（人物叢書）、１９６１年初版、１９８６年新装版。
『山田顕義伝』日本大学、１９６３年。
角田房子『いっさい夢にござ候――本間雅晴中将伝』中央公論社、１９７２年。
加登川幸太郎『名将児玉源太郎』日本工業新聞社、１９８２年。
舩木繁『支那派遣軍総司令官岡村寧次大将』河出書房新社、１９８４年。
生出寿『知将児玉源太郎』光人社、１９８６年、ただし歴史小説。
中村晃『児玉源太郎――神謀と奇略の大軍師』ＰＨＰ研究所（ＰＨＰ文庫）、１９９９年、ただし歴史小説。
○ 日記
寺内正毅日記、１８９８（明治３１）年懐中日記、「寺内正毅関係文書」所収、目録番号450-33、国立国会図書館憲政資料室所蔵、未刊史料。
熱田公「《史料紹介》陸軍幼年学校生徒の日誌（１～１０完）」歴史科学協議会編『歴史評論』３２２～３２４・３２６・３２７・３３０・３３１・３６２～３６４、校倉書房、１９７７～８０年。
山本四郎編『寺内正毅日記――一九〇〇～一九一八』京都女子大学（京都女子大学研究叢刊５）、１９８０年。
伊藤隆・照沼康孝編『続・現代史資料４　陸軍　畑俊六日誌』みすず書房、１９８３年。
(2) 軍人以外
○ 自伝
高田早苗著・薄田定敬編『半峰昔ばなし』早稲田大学出版部、１９２７（昭和２）年、（復刻版）日本図書センター（明治大正文学回想集成６）、１９８３年。
牧野伸顕『回顧録』上、中央公論社（中公文庫）、１９７７年、単行本初版１９４８年。
○ 伝記
『楽石伊澤修二先生』故伊澤先生記念事業会、１９１９（大正８）年、（復刻版）大空社（伝記叢書２３）、１９８８年。
江原先生伝記編纂委員編『江原素六先生伝』三圭社、１９２３（大正１２）年、（復刻版）大空社（伝記叢書２１２）、１９９６年。
『世外井上公伝』全５巻、井上馨侯伝記編纂会、１９３４（昭和９）年、（復刻版）原書房、１９６８年。
『伯爵伊東巳代治』上・下、晨亭会、１９３８（昭和１３）年。
『山本二峰先生小伝』二峰先生小伝編纂会、１９４１（昭和１６）年、山本悌二郎の伝記。
伊佐秀雄『尾崎行雄』吉川弘文館（人物叢書）、１９６０年初版、１９８７年新装版。
立命館大学西園寺公望伝編纂委員会編『西園寺公望伝』２、岩波書店、１９９１年。
竹田友三『憲政の人・尾崎行雄』同時代社、１９９８年。
○ 日記
近衛篤麿日記刊行会編『近衛篤麿日記』全５巻・別巻、鹿島研究所出版会、１９６８～６９年。
広瀬順晧監修編集『憲政史編纂会旧蔵　伊東巳代治日記・記録 ――未刊 翠雨荘日記』全７巻、ゆまに書房（近代未刊史料叢書３）、１９９９年。

８、個人関係文書

(1) 軍人
「大山巌文書」国立国会図書館憲政資料室所蔵、未刊史料。
・軍事予算減額其他覚書、自筆、１９０３（明治３６）年カ、目録番号49-(14)。
「桂太郎関係文書」国立国会図書館憲政資料室所蔵、未刊史料。
・陸軍士官学校長三浦梧楼発・陸軍卿大山巌宛「意見書」、１８８５（明治１８）年２月、目録番号86-17。

・内相兼農商務相山県有朋発・陸軍次官桂太郎宛書翰、１８８６（明治１９）年８月２７日、目録番号70-3。
・山県有朋発・第３師団長桂太郎宛書翰、１８９２（明治２５）年４月１９日、目録番号70-4。
・軍務局長代理寺内正毅発・第３師団長桂太郎宛書翰、１８９６（明治２９）年３月３日、目録番号62-1。
・監軍部参謀長井上光発・第３師団長桂太郎宛書翰、１８９６（明治２９）年４月３０日、目録番号15-1。
・山県有朋発・陸軍大臣桂太郎宛書翰、１８９８（明治３１）年８月８日、目録番号70-18。
・山県有朋発・陸軍大臣桂太郎宛書翰、１８９８（明治３１）年９月２６日、目録番号70-21。
・山県有朋発・陸軍大臣桂太郎宛書翰、１８９８（明治３１）年１０月１９日、目録番号70-22。
・山県有朋発・首相桂太郎宛書翰、１９０２（明治３５）年２月７日、目録番号70-31。
・山県有朋発・首相桂太郎宛書翰、１９０２（明治３５）年４月２７日、目録番号70-37。

「斎藤実関係文書」国立国会図書館憲政資料室所蔵、未刊史料。
・海軍大臣山本権兵衛発・海軍総務長官斎藤実宛書翰、１９０３（明治３６）年８月１４日、目録番号1582-25。
・海軍大臣山本権兵衛発・海軍総務長官斎藤実宛書翰、１９０３（明治３６）年１１月６日、目録番号1582-26。
・桂太郎発・海軍大臣山本権兵衛宛書翰、（未詳）年８月１２日、目録番号606-3。
・桂太郎発・斎藤実宛書翰、（未詳）年８月１２日、目録番号606-9。
・桂太郎発・斎藤実宛書翰、（未詳）８月２０日、目録番号606-12。

「寺内正毅関係文書」国立国会図書館憲政資料室所蔵、未刊史料、（→「日記」の項も参照）。
・総務局武学課長真鍋斌発・総務局出仕寺内正毅宛書翰、１８８３（明治１６）年５月１６日、目録番号152-1。
・陸軍士官学校長三浦梧楼発・仏公使館付寺内正毅宛書翰、１８８５（明治１８）年５月５日、目録番号163-1。
・監軍部参謀長児玉源太郎発・第１師団参謀長寺内正毅宛書翰、１８９１（明治２４）年１２月１０日、目録番号121-5。
・監軍部参謀長児玉源太郎発・第１師団参謀長寺内正毅宛書翰、１８９１（明治２４）年１２月２７日、目録番号121-6。
・欧州留学生川村宗五郎発・第１師団参謀長寺内正毅宛書翰、１８９２（明治２５）年１月１日、目録番号108-1。
・監軍部参謀長児玉源太郎発・第１師団参謀長寺内正毅宛書翰、１８９２（明治２５）年１月１３日、目録番号121-7。
・監軍部参謀長児玉源太郎発・第１師団参謀長寺内正毅宛書翰、１８９２（明治２５）年２月１日、目録番号121-8。
・監軍部参謀長児玉源太郎発・第１師団参謀長寺内正毅宛書翰、１８９２（明治２５）年２月２１日、目録番号121-9。
・欧州留学生川村宗五郎発・第１師団参謀長寺内正毅宛書翰、１８９２（明治２５）年６月１３日、目録番号108-2。
・欧州留学生川村宗五郎発・第１師団参謀長寺内正毅宛書翰、１８９２（明治２５）年８月２６日、目録番号108-3。
・山本悌二郎発・品川弥二郎宛書翰、１８９８（明治３１）年７月２３日、目録番号367-1。
・岡山県知事桧垣直右発・陸軍大臣寺内正毅宛書翰、１９０３（明治３６）年７月１９日、目録番号43-1。
・寺内正毅自筆覚書、幼年学校・士官学校教育改革、日付なし、目録番号449-16。

「野津道貫文書」国立国会図書館憲政資料室所蔵、未刊史料。

(2) その他

伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』全９冊、塙書房、１９７３～８０年。
・文部大臣森有礼発・首相伊藤博文宛書翰、１８８６（明治１９）ヵ年１１月２９日、７巻388頁。
・開発社社長湯本武比古発・首相伊藤博文宛書翰、１８９８（明治３１）ヵ年１月３日、８巻196～7頁。
・開発社社長湯本武比古発・首相伊藤博文宛書翰、１９００（明治３３）ヵ年１０月２４日、８巻197～8頁。
・大蔵大臣渡辺国武発・首相伊藤博文宛書翰、１９０１（明治３４）年４月６日、８巻338頁。
・伊東巳代治発・伊藤博文宛書翰、１９０２（明治３５）年１０月１０日、２巻425～7頁。

「伊東巳代治関係文書」国立国会図書館憲政資料室所蔵、未刊史料。
・「桂内閣ノ政策方針」１９０２（明治３５）年１１月、目録番号355。

「井上馨関係文書」国立国会図書館憲政資料室所蔵、未刊史料。
・大蔵省主計局長阪谷芳郎発・井上馨宛書翰、１９０１（明治３４）年４月９日、目録番号157-1。
・「行政改革意見」、目録番号658-13。

広瀬順晧監修編集『憲政史編纂会旧蔵　政治談話速記録９・１０　井上侯意見談話演説集（上・下）』ゆまに書房（近代未刊史料叢書１）、１９９９年。
・「井上伯財政整理意見」、９巻237～299頁。
・「井上伯経済談」、１０巻13～172頁。

広瀬順晧監修編集『憲政史編纂会旧蔵　政治談話速記録２　井上敬次郎氏談話速記／尾崎行雄氏談話速記』ゆまに書房（近代未刊史料叢書１）、１９９８年。

「阪谷芳郎文書」国立国会図書館憲政資料室所蔵、未刊史料。
・「添田氏立案　明治三十二年度予算ニ於ケル財政経済方針」１９０１（明治３１）年、「（大蔵省在官中）講演及論文集」所収、目録番号505。
・「明治三十五財政整理意見（桂首相ト阪谷氏トノ内談）」１９０２（明治３５）年８月４日、「財政諸問題ニ関スル書類」所収、目録番号497。
尚友倶楽部品川弥二郎関係文書編纂委員会編『品川弥二郎関係文書』１～５、山川出版社、１９９３～９９年。
・独特命全権公使青木周蔵発・権大使兼内務大丞品川弥二郎宛書翰、１８７６（明治９）年７月２５日、１巻52～4頁。
・衆議院議員柏田盛文発・選挙民宛書翰、１８９６（明治２９）年１月、３巻29頁。
「柴田家門文書」国立国会図書館憲政資料室所蔵、未刊史料。
『渋沢栄一伝記資料　別巻３　書簡１』渋沢青淵記念財団竜門社、１９６７年。
・渋沢栄一発・井上馨宛書翰、１９０３（明治３６）年１月２３日、148～9頁。
原敬文書研究会編『原敬関係文書』全１０巻・別巻、日本放送出版協会、１９８４～８９年。
・「行政整理ノ方針ニ関スル意見書（明治三十五年行政整理調査ノ際大蔵省ヨリ提出セシ意見書）」７巻48～63頁。
・「行政整理意見書（明治三十五年行政整理調査ノ際法制局長官奥田義人氏ノ提出セシモノ）」７巻63～75頁。
「牧野伸顕文書」国立国会図書館憲政資料室所蔵、未刊史料。
・瀧川亀太郎発・文部大臣井上毅宛「学校紛擾ニ関スル意見」、１８９３（明治２６）ヵ年１１月５日、目録番号244。
・貴族院議員久保田譲発・文部次官牧野伸顕宛書翰、１８９７（明治３０）年３月２５日、目録番号237-2。

９、新聞（主に明治期刊行分を使用した、系統は日清・日露戦間期当時）

※以下の系統は日清・日露戦間期当時、（宮武外骨・西田長寿『明治新聞雑誌関係者略伝』みすず書房、1985年、附録を参照）。

『横浜毎日新聞／東京横浜毎日新聞／毎日新聞／東京毎日新聞』毎日新聞社、（進歩党・憲政本党・島田三郎系）、１８７０（明治３）～１９３２（昭和７）年→『帝都日日新聞』に合併、不二出版が１９０６年を復刻。

『東京日日新聞』日報社、（伊東巳代治系）、１８７２（明治５）～１９４２（昭和１７）年→『毎日新聞（東京版）』に改題、日本図書センターが１８７７年まで復刻、以後刊行分は国立国会図書館所蔵マイクロフィルムを使用。

『郵便報知新聞／報知新聞』報知社、（進歩党・憲政本党系）、１８７２（明治５）～１９４８（昭和２３）年→『読売新聞』に合併、柏書房が１８９４年まで復刻、以後刊行分は国立国会図書館所蔵マイクロフィルムを使用。

『読売新聞』読売新聞社、（政党系）、１８７４（明治７）～現在、読売新聞社発行のＣＤ－ＲＯＭ版「明治の読売新聞」を使用。

『時事新報』慶應義塾出版社・時事新報社、（中立・福沢諭吉系）、１８８２（明治１５）～１９３６（昭和１１）年→『東京日日新聞』に合併、龍渓書舎が１９０１年まで復刻、以後刊行分は国立国会図書館所蔵マイクロフィルムを使用。

『大阪毎日新聞』大阪毎日新聞社、（原敬・小松原英太郎系）、１８８８（明治２１）～１９４２（昭和１７）年→『毎日新聞（大阪版）』に改題、大阪市立中央図書館所蔵マイクロフィルムを使用。

『東京朝日新聞』東京朝日新聞会社、（中立系）、１８８８（明治２１）～１９４０（昭和１５）年→『朝日新聞』に改題、日本図書センター発行の復刻版あり。

『大阪朝日新聞』大阪朝日新聞会社、（中立系）、１８８９（明治２２）～１９４０（昭和１５）年→『朝日新聞』に改題、大阪市立中央図書館所蔵マイクロフィルムを使用。

『日本』日本新聞社、（国民主義・陸羯南系）、１８８９（明治２２）～１９１４（大正３）年、ゆまに書房が１９０６年まで復刻。

『都新聞』都新聞社、（進歩党・楠本正隆系）、１８８９（明治２２）～１９４２（昭和１７）年→『国民新聞』と合併し『東京新聞』に改題、柏書房が１９１４年まで復刻。

『国民新聞』国民新聞社、（徳富蘇峰・桂系）、１８９０（明治２３）～１９４２（昭和１７）年→『都新聞』と合併し『東京新聞』に改題、日本図書センターが１８９７年まで復刻、以後刊行分は京都大学・関西学院大学所蔵マイクロフィルム版を使用。

『中央新聞』中央新聞社、（政友会・大岡育造系）、１８９１（明治２４）～１９２４（大正１３）年以降未詳、国立国会図書館所蔵マイクロフィルムを使用。

『万朝報』朝報社、（中立・黒岩涙香系）、１８９２（明治２５）～１９４０（昭和１５）年→『東京毎夕新聞』に合併、日本図書センター発行の復刻版あり。

『二六新報／東京二六新報』二六社・二六新報社、（秋山定輔系）、１８９３（明治２６）～１９４０（昭和１５）年廃刊、不二出版が１９０７年まで復刻。

『東京新聞／人民／人民新聞』東京新聞社・人民新聞社、（星亨系）、１８９５（明治２８）～１９０７（明治４０）年、国立国会図書館所蔵マイクロフィルムを使用。

『京華日報／京華週報』京華日報社、（山県有朋系）、１８９８（明治３１）～１９０４（明治３７）ヵ年、国立国会図書館所蔵マイクロフィルムを使用。
『新聞集成明治編年史』全１５巻、新聞集成明治編年史頒布会、１９３４年、（復刻版）本邦書籍、１９８２年。
『明治ニュース事典』全８巻・総索引、毎日コミュニケーションズ、１９８３～８６年。

１０、雑誌（主に明治期刊行分を使用した）

(1) 軍事関係

『月曜会記事』月曜会、（＝一部の陸軍将校の自主的兵学研究団体である「月曜会」の機関誌、第１号１８８５〈明治１８〉年７月～第１４号１８８９〈明治２２〉年２月、防衛庁防衛研究所図書館・国立国会図書館・東京大学法学部附属近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫が部分的に所蔵、ナダ書房発行のマイクロフィルム「近代日本軍隊関係雑誌集成」Ⅰに復刻収録）。
・砲兵中尉石井隼太「仏国陸軍卿『ブーランゼー』氏軍制改革議案中士官ノ養成及再役下士卒ノ待遇ニ関スル条項」１５号、１８８６（明治１９）年９月。
・石川群治「土耳其国兵学校組織ノ改革」復刊６号、１８８８（明治２１）年６月２３日。
・V. de C.「仏国将校ノ徴集法及ヒ陸軍学校ノ改設法ヲ論ス」復刊７号、１８８８（明治２１）年７月３１日。
『偕行社記事』偕行社、（＝陸軍将校の親睦団体である「偕行社」の機関誌、普通号第１号１８８８〈明治２１〉年７月～第８４１号１９４５〈昭和２０〉年３月、他に臨時号・臨時増刊号・附録・特報・特号がある、防衛庁防衛研究所図書館・国立国会図書館・東京大学法学部附属近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫などが部分的に所蔵、ナダ書房発行のマイクロフィルム「近代日本軍隊関係雑誌集成」Ⅰ～Ⅳに復刻収録）。
・監軍部「幼年学校生徒教育上ニ於ル独逸皇帝ノ勅令」３９号、１８９０（明治２３）年６月２０日。
・在伊国工兵大尉山口勝「独逸皇帝ノ勅諭」４０号、１８９０（明治２３）年７月５日。
・陸軍士官学校「魯国ノ将校」５１号、１８９０（明治２３）年１２月２０日。
・陸軍省軍務局第一軍事課「日本軍備拡張」１４２号、１８９６（明治２９）年３月。
・陸軍省軍事課「教育総監部及ヒ其他ノ諸条例改正ノ理由」２０５号、１８９８（明治３１）年１１月７日。
・「普国幼年学校沿革」２１４号、１８９９（明治３２）年３月２０日。
・T.S.「陸軍幼年学校生徒ノ精神的教育ニ就テ希望ヲ述ブ」２８４号、１９０２（明治３５）年２月２０日。
・歩兵大尉大越兼吉「将校生徒募集ニ就テ」３１４号、１９０３（明治３６）年５月２０日。
・志岐歩兵大佐「仏、墺匈及独逸諸学校教育制度視察ニ就テ」４１０号、１９１０（明治４３）年４月２０日。
・「独逸陸軍将校ノ募集ト其ノ教育」４３４号、１９１１（明治４４）年１１月５日。
『軍事界』金港堂、（＝明治中期の民間軍事雑誌、１年１号１９０２〈明治３５〉年５月～２年３６号１９０４〈明治３７〉年４月以後続刊未詳、国会図書館所蔵）。
・「陸軍将校の補充及び教育に就て」１年４号、１９０２（明治３５）年８月５日。
・「海軍兵学校入学志願者に就て」１年５号、１９０２（明治３５）年９月５日。
・M.U.大尉「陸軍士官学校」１年７号、１９０２（明治３５）年１１月５日。
・陸軍少将佐藤正「地方幼年学校廃止論」１年１１号、１９０３（明治３６）年２月５日。
・朔北「軍制刷新論　其一（承前）」１年１２号、１９０３（明治３６）年３月５日。
・綾部やほ「飛入生に誨ふ」同前。
・陸軍少将宇佐川一正「軍事界と教育界とを読む」同前。
・予備騎兵大佐河野春庵「読地方幼年学校廃止論」同前。
・「陸軍補助機関縮少方針」同前。
・「軍事問答」中、春川政成（中学生）投書、１年１３号、１９０３（明治３６）年４月５日。
・早稲田Ｍ．Ｋ．生「佐藤将軍に呈し其陸軍地方幼年学校廃止論を駁す」２年１６号、１９０３（明治３６）年６月５日。
・「軍事問答」中、垂水愛国生投書、２年１７号、１９０３（明治３６）年７月５日。
・朔北「行政整理に就て」２年１９号、１９０３（明治３６）年８月５日。
・「下士養成と幼年学校」２年２０号、１９０３（明治３６）年９月５日。

(2) 教育関係（記事一覧は多量のため省略）

『教育時論』開発社、（＝近代の代表的な教育雑誌、第１号１８８５〈明治１８〉年４月～第１７６２号１９３４〈昭和９〉年５月終刊、雄松堂出版発行の復刻版あり）。
『教育報知』教育報知社・東京教育社、（＝『教育時論』とともに明治中期教育雑誌の双璧とされる、第１号１８８５〈明治１８〉年４月～第６５６号１９０４〈明治３７〉年５月終刊、ゆまに書房発行の復刻版あり）。
『大日本教育会雑誌』大日本教育会事務所、（＝大日本教育会の機関誌、第１号１８８３〈明治１６〉年１１月～第１８２号１８９６〈明治２９〉年１０月→『教育公報』と改題、雄松堂出版発行の復刻版あり）。
『教育公報』・『帝国教育』帝国教育会、（＝帝国教育会の機関誌、『教育公報』第１８３号１８９６〈明治２９〉年１１月～第３１９号１９０７〈明治４０〉年１月、『帝国教育』第３２０号１９０９〈明治４２〉年３月～第７８７号１９４４〈昭和１９〉年１月→『大日本教育』に改題、雄松堂出版発行の復刻版あり）。

『教育界』金港堂・明治教育社、（＝金港堂の７大雑誌〈『教育界』『少年界』『文学界』『少女界』『軍人界』『青年界』『婦人界』〉の１つ、第１巻第１号１９０１〈明治３４〉年１１月～第２２巻第８号１９２３〈大正１２〉年１１月終刊）。
『教育壇』開発社、第１号１８９７〈明治３０〉年２月～第２６巻１８９９〈明治３２〉年３月廃刊。
(3) その他（記事一覧は多量のため省略）
『自由党党報』自由党党報局、（＝自由党の機関誌、第１号１８９１〈明治２４〉年１０月～第１５８号１８９８〈明治３１〉年６月終刊、柏書房発行の復刻版あり）。
『立憲改進党党報』立憲改進党党報局、（＝立憲改進党の機関誌、第１号１８８２〈明治２５〉年１２月～第５６号１８９６〈明治２９〉年１月終刊、柏書房発行の復刻版あり）。
『進歩党党報』進歩党党報局、（＝進歩党の機関誌、第１号１８９７〈明治３０〉年５月～第２７号１８９８〈明治３１〉年６月終刊、柏書房発行の復刻版あり）。
『憲政党党報』憲政党党報局、（＝憲政党の機関誌、第１号１８９８〈明治３１〉年８月～第６号同年１０月、第１巻第１号同年１２月～第４巻第４４号１９００〈明治３３〉年９月終刊、柏書房発行の復刻版あり）。
『憲政本党党報』憲政本党党報局、（＝憲政本党の機関誌、第１号１８９８〈明治３１〉年１２月～第１０号１８９９〈明治３２〉年４月、新第１号１９０６〈明治３９〉年７月～新第１５号１９０７〈明治４０〉年９月、第２巻第１号１９０７〈明治４０〉年１０月～第４巻第２号１９０９〈明治４２〉年１１月終刊、柏書房発行の復刻版あり）。
『政友』立憲政友会会報局、（＝立憲政友会の機関誌、第１号１９００〈明治３３〉年１０月～第４７８号１９４０〈昭和１５〉年９月終刊、柏書房発行の復刻版あり）。
『東京経済雑誌』経済雑誌社、１巻１号１８７９（明治１２）年～８５巻２１３８号１９２３（大正１２）年。
『国民之友』民友社、１号１８８７（明治２０）年～３７２号１８９８（明治３０）年。
『日本人』政教社、１次１号１８８８（明治２１）年～３次４４９号１９０６（明治３９）年、１８９１～９４年は『亜細亜』、１９０７年～は『日本及日本人』。
『太陽』博文館、１巻１号１８９５（明治２８）年～３４巻２号１９２８（昭和３）年。
『世界之日本』開拓社、１巻１号１８９６（明治２９）年～５巻５６号１９００（明治３３）年。

１１、その他史料・史料集

(1) 軍事関係
ストップエール『普国軍制報知書』全６冊、陸軍文庫、１８７８（明治１１）年。
『大山陸軍卿欧洲巡視日録』全２０報、１８８４～１８８５（明治１７～１８）年、国立公文書館内閣文庫所蔵。
バルテル著・古屋肇訳『独逸軍制提要』兵林館（陸軍大学校読本）、１８８７（明治２０）年。
『児玉陸軍少将　欧洲巡廻報告書』監軍部、１８９３（明治２６）年、内閣文庫および国立国会図書館所蔵。
鵜崎鷺城『陸軍の五大閥』隆文館図書、１９１５（大正４）年。
明治文化研究会編『明治文化全集２６　軍事篇・交通篇』日本評論社、１９３０年。
伊藤博文編『秘書類纂１０　兵政関係資料』原書房、１９７０年復刻、（原本）１９３５（昭和１０）年。
渡邊幾治郎『基礎資料　皇軍建設史』共立出版、１９４４（昭和１９）年。
陸軍省編『明治天皇御伝記史料　明治軍事史』上・下、原書房（明治百年史叢書）、１９６６年復刻。
三宅守常「（資料紹介）山田顕義『陸軍組織ニ関スル上申書』」『日本大学精神文化研究所・教育制度研究所』１４、１９８３年。
長江弘晃「（資料紹介）『理事官山田顕義報告』」『日本大学精神文化研究所・教育制度研究所紀要』１６、１９８５年。
三宅守常「（資料紹介）山田顕義『建白書』（版本）並解題」『日本大学精神文化研究所・教育制度研究所紀要』１６、１９８５年。
由井正臣・藤原彰・吉田裕校注『日本近代思想大系４　軍隊兵士』岩波書店、１９８９年。
(2) 教育関係
星野馨治編『学制研究会の沿革及び功績』学制研究会、１９１９（大正８）年、東書文庫所蔵。
国民教育奨励会編『教育五十年史』民友社、１９２２（大正１１）年。
『湯本武比古選集』信濃教育会、１９５５年。
明治文化資料叢書刊行会・大久保利謙編『明治文化資料叢書８　教育編』風間書房、１９６１年。
『歴代文部大臣式辞集』文部省大臣総務課、１９６９年。
神田修・寺崎昌男・平原春好編『史料　教育法』学陽書房、１９７３年初版、１９９１年増補版。
(3) その他
伊藤博文編『秘書類纂　財政資料』中巻、秘書類纂刊行会、１９３５（昭和１０）年。
尾崎行雄著・尾崎咢堂全集編纂委員会編『尾崎咢堂全集』全１２巻、公論社、１９５５～５６年。
宮内庁『明治天皇紀』全１２巻・別巻１、吉川弘文館、１９６８～７７年。

向井直子「（史料紹介）原敬内地政況報告――伊藤博文宛書翰をめぐって」『史窓』４１、京都女子大学史学会、１９８４年

１２、論文・研究書・一般書など

(1) 通史（単著のみ、共著は次項以降を参照）

色川大吉『日本の歴史２１　近代国家の出発』中央公論社（中公文庫）、１９７４年。
隅谷三喜男『日本の歴史２２　大日本帝国の試煉』中央公論社（中公文庫）、１９７４年。
遠山茂樹『日本近代史』Ｉ、岩波書店（岩波全書）、１９７５年。
飛鳥井雅道『近代の潮流――新書日本史７』講談社（現代新書）、１９７６年。
永井秀夫『日本の歴史２５　自由民権』小学館、１９７６年。
宇野俊一『日本の歴史２６　日清・日露』小学館、１９７６年。
中村隆英・伊藤隆編『近代日本研究入門』東京大学出版会、１９７７年初版、１９８３年増補版。
宮地正人『日本通史Ⅲ　近現代　国際政治下の近代日本』山川出版社、１９８７年。
坂野潤治『大系日本の歴史１３　近代日本の出発』小学館（小学館ライブラリー）、１９９３年、単行本初版１９８９年。
佐々木克『日本の歴史１７　日本近代の出発』集英社、１９９２年。
海野福寿『日本の歴史１８　日清・日露戦争』集英社、１９９２年。
大江志乃夫「一八八〇―一九〇〇年代の日本――帝国憲法体制」『岩波講座　日本通史１７　近代２』岩波書店、１９９４年。
御厨貴『日本の近代３　明治国家の完成』中央公論新社、２００１年。

(2) 軍事史・軍学校史

○ 陸軍幼年学校関係（→７「自伝・伝記・日記」、下記「将校養成関係・その他軍学校」の項も参照）

松下芳男編『山紫に水清き――仙台陸軍幼年学校史』仙幼会、１９７３年。
『名幼校史』名幼会、１９７４年、（名古屋陸軍幼年学校史）。
松下芳男『日本軍閥の興亡』芙蓉書房、１９７５年、とくに第９章九「幼年学校と軍閥」。
山崎正男編纂委員長『大阪陸軍幼年学校史』阪幼会、１９７５年。
『鯉城の稚桜――広島陸軍幼年学校史』広幼会、１９７６年。
『別冊一億人の昭和史　陸士・陸幼　日本の戦史別巻１０』毎日新聞社、１９８１年。
東幼史編集委員会編『東京陸軍幼年学校史　わが武寮』東幼会、１９８２年。
村上兵衛『陸軍幼年学校よもやま物語』光人社、１９８４年。
広田照幸「陸士・陸幼教育とエリート意識」『月刊高校教育』２０（１）、学事出版、１９８７年。
國分康孝『範は陸幼にあり――真の人間教育とは』講談社、１９９７年。
深瀬和巳編著『熊本陸軍幼年学校』熊幼会本部、１９９８年。
黒沢文貴『大戦間期の日本陸軍』みすず書房、２０００年、第４章「日本陸軍の教育制度改革論」。
野邑理栄子「日本型将校養成制度はなぜ発足したのか――児玉源太郎の陸軍幼年学校改革構想をめぐって」、歴史科学協議会編『歴史評論』６０７、校倉書房、２０００年。
野邑理栄子「日清戦後における軍事と教育の相剋――陸軍地方幼年学校廃止要求登場の歴史的意味」『日本文化論年報』３、神戸大学国際文化学部日本文化論大講座、２０００年。
山口宗之『陸軍と海軍――陸海軍将校史の研究』清文堂、２０００年、第１章「大将考」、第４章「『カデ』と『デー』」。
藤原彰『飢死した英霊たち』青木書店、２００１年、第３章４「幹部教育の偏向」。

○ 将校養成関係・その他軍学校（→７「自伝・伝記・日記」、１２(3)「教育史」の項も参照）

松下芳男『日本軍事史雑話』土屋書店、１９６９年、第２部第１１話「明治時代の陸軍将校教育」。
山崎正男編・偕行社協力『陸軍士官学校』秋元書房、１９６９年。
梅渓昇「大阪兵学寮に関する風聞書について」『ヒストリア』５６、大阪歴史学会、１９７０年。
『昭和日本史６　帝国陸海軍』暁教育図書、１９７７年。
・松本重夫「陸軍士官学校」。
・三岡健次郎「陸軍幼年学校」。
・三根生久大「陸軍軍人の系譜」。
・森川英正「陸軍幼年学校の生活」。
・山崎正男「帝国陸軍の組織と制度」。
遠藤芳信「士官候補生制度の形成と中学校観」『軍事史学』１３（４）、軍事史学会、１９７８年。
熊谷光久「海軍兵学校教育が軍部外から受けた影響について」『軍事史学』１５(３)、軍事史学会、１９７９年。
上原憲一「軍人教育機関」『歴史公論』７８、雄山閣出版、１９８２年。

遠藤芳信「近代日本教育史研究の課題」『日本教育史研究』１、日本教育史研究会、１９８２年。
熊谷光久「明治期の西欧軍制の輸入と影響」『政治経済史学』１９４，政治経済史学会、１９８２年。
鈴木健一「陸・海軍学校における国史教育」、加藤章他編『講座歴史教育１　歴史教育の歴史』弘文堂、１９８２年。
浅野祐吾『帝国陸軍将校団』芙蓉書房（昭和軍事史叢書）、１９８３年。
柳生悦子『史話まぼろしの陸軍兵学寮』六興出版、１９８３年。
筒井清忠「昭和期陸軍エリート研究・序説――成績・昇進・派閥」、近代日本研究会編『年報・近代日本研究８　官僚制の形成と展開』山川出版社、１９８６年。
熊谷直『軍学校・教育は死なず――エリートの養成はかく行なわれた』光人社、１９８８年。
中村文雄「軍諸学校入学資格獲得をめぐる私学と官学との抗争」『軍事史学』２３(３)、軍事史学会、１９８８年。
三根生久大『陸軍参謀――エリート教育の功罪』文藝春秋（文春文庫）、１９９２年、単行本初版１９８８年。
西岡香織「建軍期陸軍士官速成に関する一考察」『軍事史学』２５（１）、軍事史学会、１９８９年。
河野仁「近代日本における軍事エリートの選抜――軍隊社会の『学歴主義』」、日本教育社会学会編集委員会編『教育社会学研究』４５、東洋館出版社、１９８９年。
遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』青木書店、１９９４年。
熊谷光久『日本軍の人的制度と問題点の研究』国書刊行会、１９９４年。
三根生久大『帝国陸軍の本質』講談社、１９９５年、とくに第７・１１・１２章。
広田照幸『陸軍将校の教育社会史――立身出世と天皇制』世織書房、１９９７年。
秦郁彦『現代史の争点』文藝春秋（文春文庫）、２００１年、単行本初版１９９８年、主に「日本陸軍『最後の反省』（加登川幸太郎氏との対談）」を参照。
○ 軍事一般
山崎正男「陸軍軍制史梗概」１９４７年、石川準吉編著『国家総動員史　資料編第９』国家総動員史刊行会、１９８０年。
井上清『日本の軍国主義』全２巻、東京大学出版会、１９５３年。
松下芳男『改訂明治軍制史論』上・下、国書刊行会、１９７８年改訂復刻、（原本）１９５５年。
伊藤正徳『軍閥興亡史１　日露戦争に勝つまで』光人社（ＮＦ文庫）、１９９８年、（原本）１９５７年。
河辺正三『日本陸軍精神教育史考』原書房、１９８０年復刻、（原本）１９５９年。
藤原彰『日本現代史大系８　軍事史』東洋経済新報社、１９６１年。
松下芳男『明治の軍隊』至文堂（日本歴史新書）、１９６３年。
家永三郎・井上清他編『近代日本の争点』全３巻、毎日新聞社、１９６７～６８年初版、１９７２年改訂新版。
・藤原彰「『国民皆兵』か、士族軍隊か――徴兵令」、上巻。
・藤原彰「国民の軍隊か、天皇の軍隊か――軍制の確立」、中巻。
・金原左門「統帥権の独立か、文民支配か――軍部の芽ばえ」、下巻。
防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書８　大本営陸軍部（１）――昭和十五年五月まで』朝雲新聞社、１９６７年。
井上清『日本帝国主義の形成』岩波書店、１９６８年。
高橋正衛『昭和の軍閥』中央公論社（中公新書）、１９６９年。
岡村誠之「将帥論（１）」『軍事研究』６（８）、軍事研究社、１９７１年。
高橋茂夫「明治二十七八年戦役前後の陸軍拡張」『軍事史学』１０（１・２）、軍事史学会、１９７４年。
井上清『新版日本の軍国主義』全４巻、現代評論社、１９７５～７７年。
岩井忠熊「軍事・警察機構の確立」『岩波講座　日本歴史１５　近代２』岩波書店、１９７６年。
大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』岩波書店、１９７６年。
藤村道生「日清戦争」『岩波講座　日本歴史１６　近代３』岩波書店、１９７６年。
由井正臣「日本帝国主義成立期の軍部」『大系日本国家史５　近代Ⅱ』東京大学出版会、１９７６年。
平田俊春「明治軍隊における『忠君愛国』の精神の成立」『軍事史学』１３（２）、軍事史学会、１９７７年。
大濱徹也『天皇の軍隊』教育社（歴史新書）、１９７８年。
藤原彰『天皇制と軍隊』青木書店、１９７８年、１９９８年新装版。
防衛庁防衛研修所戦史部『戦史叢書９９　陸軍軍戦備』朝雲新聞社、１９７９年。
生田惇『日本陸軍史』教育社（歴史新書）、１９８０年、（新装版）ニュートンプレス（歴史新書）、１９９７年。
熊谷光久「日本陸海軍の精神教育」『軍事史学』１６（３）、軍事史学会、１９８０年。
村瀬信一「いわゆる『月曜会事件』の実相について」、日本歴史学会編『日本歴史』３８４、吉川弘文館、１９８０年。
大江志乃夫『徴兵令』岩波書店（岩波新書）、１９８１年。
土居秀夫「月曜会事件についての一考察――四将軍との関係を中心に」『軍事史学』１７（２）、軍事史学会、１９８１年。
大江志乃夫『昭和の歴史３　天皇の軍隊』小学館、１９８２年初版、１９８８年文庫判初版。

鈴木晟「統帥権の独立と軍の外交関与」、政治経済史学会編『政治経済史学』１８８、日本政治経済史学研究所、１９８２年。
篠原宏『陸軍創設史――フランス軍事顧問団の影』リブロポート、１９８３年。
中村好寿『二十一世紀への軍隊と社会――シビル・ミリタリー・リレーションズの研究』時潮社、１９８４年。
大江志乃夫『日本の参謀本部』中央公論社（中公新書）、１９８５年。
村上勝彦「日本帝国主義と軍部」、歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史８　近代２』東京大学出版会、１９８５年。
菅沢均「陸軍少将山田顕義の軍事思想（一）――Ｇ・Ｊ・シャルンホルストの影響」『日本大学精神文化研究所・教育制度研究所紀要』１７、１９８６年。
大江志乃夫『日露戦争と日本軍隊』立風書房、１９８７年。
寺町明子「月曜会事件に関する一考察」『史窓』４４、京都女子大学史学会、１９８７年。
藤原彰『日本軍事史』上巻戦前篇、日本評論社、１９８７年。
大澤博明「月曜会事件の再検討――所謂四将軍との関係を中心に（１・２）」『法学雑誌』３５（１・２）、大阪市立大学法学会、１９８８年。
小林道彦「『帝国国防方針』再考――日露戦後における陸海軍の協調」『史学雑誌』９８（４）、東京大学文学部内史学会、１９８９年。
三宅守常「山田顕義『軍制建白書』の書誌学的研究」『日本大学精神文化研究所紀要』２１、１９９０年。
坂本一登『伊藤博文と明治国家形成――「宮中」の制度化と立憲制の導入』吉川弘文館、１９９１年、補論「明治前半期の天皇と軍部」。
小林道彦「日清戦後の大陸政策と陸海軍――一八九五～一九〇六年」『史林』７５（２）、京都大学文学部内史学研究会、１９９２年。
小林道彦「日露戦後の軍事と政治――一九〇六～一九一三年」『思想』８１４、岩波書店、１９９２年。
森松俊夫「陸軍将校の進級について」『マイクロフィルム版　近代日本軍隊関係雑誌集成目録』Ⅱ、ナダ書房、１９９２年。
永井和『近代日本の軍部と政治』思文閣出版、１９９３年。
アルフレート・ファークツ著・望田幸男訳『ミリタリズムの歴史――文民と軍人』福村出版、１９９４年。
井口和起「日露戦争」、井口和起編『近代日本の軌跡３　日清・日露戦争』吉川弘文館、１９９４年。
大谷正「日清戦争」、井口和起編『近代日本の軌跡３　日清・日露戦争』吉川弘文館、１９９４年。
吉田裕「日本の軍隊」『岩波講座　日本通史１７　近代２』岩波書店、１９９４年。
猪木正道『軍国日本の興亡』中央公論社（中公新書）、１９９５年。
加藤陽子『徴兵制と近代日本　1868―1945』吉川弘文館、１９９６年。
加登川幸太郎『陸軍の反省』上、文京出版、１９９６年。
山田千秋『日本軍制の起源とドイツ――カール・ケッペンと徴兵制および普仏戦争』原書房、１９９６年。
山田朗『軍備拡張の近代史――日本軍の膨張と崩壊』吉川弘文館（歴史文化ライブラリー）、１９９７年。
熊谷直『日本の軍隊ものしり物語』全２巻、光人社、１９９８年。
須崎慎一『日本ファシズムとその時代――天皇制・軍部・戦争・民衆』大月書店、１９９８年。
戸部良一『日本の近代９　逆説の軍隊』中央公論社、１９９８年。
原剛「陸海軍文書の焼却と残存」、日本歴史学会編『日本歴史』５９８、吉川弘文館、１９９８年。
黒沢文貴『大戦間期の日本陸軍』みすず書房、２０００年、第４章「日本陸軍の教育制度改革論」。

(3) 教育史

○ 旧制中学校関係

本山幸彦編『明治前期学校成立史』未来社、１９６５年。
菊池城司「中等教育」、海後宗臣編『井上毅の教育政策』東京大学出版会、１９６８年。
寺崎昌男「中等学校の整備と中等教員の養成」、中内敏夫・川合章編『日本の教師２　中・高教師のあゆみ』明治図書、１９７０年。
大阪府立北野高等学校校史編纂委員会編『北野百年史』北野百年史刊行会、１９７３年。
『日本近代教育百年史４　学校教育（２）』国立教育研究所、１９７４年。
・斎藤太郎「中等教育制度の形成」、同「尋常中学校制度の成立と展開」。
・深谷昌志「中等学校制度の確立」、同「中学校教育の拡大と定着」。
深谷昌志「日本における中等教育制度の形成」、同「日本における中等教育の整備と拡充」、梅根悟監修・世界教育史研究会編『世界教育史大系２５　中等教育史Ⅱ』講談社、１９７６年。
内田糺「中等学校の発達」、同「明治期の中学校」、仲新監修『学校の歴史３　中学校・高等学校の歴史』第一法規、１９７９年。
教科書研究センター編『旧制中等学校　教科内容の変遷』ぎょうせい、１９８４年。

米田俊彦「明治３２年改正中学校令に関する研究ノート――明治３０年『山県系官僚体制』の確立と『中学校ニ関スル臨時取調委員会』」『研究室紀要』１０、東京大学教育学部教育史・教育哲学研究室、１９８４年。
寺崎昌男「日本の近代中等教育と人間形成」、堀尾輝久他編『教育の原理１――人間と社会への問い』東京大学出版会、１９８５年。
谷口琢男『日本中等教育改革史研究序説――実学主義中等教育の摂取と展開』第一法規、１９８８年。
斉藤利彦「軍学校への進学――明治後期中学校史の一断面」『日本の教育史学』３２、教育史学会、１９８９年。
米田俊彦『近代日本中学校制度の確立――法制・教育機能・支持基盤の形成』東京大学出版会、１９９２年。
米田俊彦『資料にみる日本の中等教育の歴史』東京法令、１９９４年。
斉藤利彦『競争と管理の学校史――明治後期中学校教育の展開』東京大学出版会、１９９５年。
新谷恭明『尋常中学校の成立』九州大学出版会、１９９７年。
○ 教育一般
文部省内教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』全１３巻・別巻、教育資料調査会、１９３８～３９年、主に第３～５巻を使用。
尾形裕康「明治官僚の教育箝制令」『社会科学討究』４（３）、早稲田大学社会科学研究所、１９５９年。
宮坂広作「明治期の中学校における学校騒動問題」『紀要』１０、お茶の水女子大学文教育学部附属高等学校教育研究会、１９６５年。
内田糺『明治期学制改革の研究――井上毅文相期を中心として』私家版、１９６８年。
海後宗臣編『井上毅の教育政策』東京大学出版会、１９６８年。
・寺崎昌男「高等教育」。
・山田昇「教員養成および教員」中「学校紛擾顛末とその対策――尋常師範学校を中心に」・「箝口訓令」。
『教育学全集　増補版３　近代教育史』小学館、１９７５年、初版１９６８年。
・小松周吉「国民教育制度の成立」。
・佐藤秀夫「普通教育制度の確立」。
・寺崎昌男「産業の進展と学制改革の動向」、同「『閉塞』時代と高等教育・中等教育の変貌」。
・寺崎昌男・佐藤秀夫「天皇制教育の強化と再編」。
アントワーヌ・レオン著・池端次郎訳『フランス教育史』白水社（文庫クセジュ）、１９６９年。
谷口琢男「『学制改革問題』と中等教育改革――明治後期・大正期の中等教育の一考察」『茨城大学教育学部紀要』１９、茨城大学教育学部、１９７０年。
平原春好『日本教育行政研究序説――帝国憲法下における制度と法理』東京大学出版会、１９７０年。
寺崎昌男「明治学校史の一断面――学校紛擾をめぐって」『日本の教育史学』１４、教育史学会、１９７１年。
本山幸彦編『明治教育世論の研究　下（教育・政治・経済界編）』福村出版、１９７２年。
・梅原徹「中央教育界――教育ジャーナリズムを中心に」。
・尾崎ムゲン「経済界の教育世論――『東京経済雑誌』を中心にみたる」。
文部省『学制百年史』記述編・資料編、帝国地方行政学会、１９７２年。
『日本近代教育百年史１　教育政策（１）』国立教育研究所、１９７３年。
・神田修「国家教育行政の確立と展開――明治後期」。
・窪田祥宏「国家主義教育政策の推進――明治後期」。
大江志乃夫『国民教育と軍隊――日本軍国主義教育政策の成立と展開』新日本出版社、１９７４年。
窪田祥宏「明治後期の学制改革問題と学制改革案」『研究紀要』１６、日本大学人文科学研究所、１９７４年。
『日本近代教育百年史４　学校教育（２）』国立教育研究所、１９７４年。
・寺崎昌男「高等教育の確立」、同「高等教育の拡充」。
・二見剛史「大学予備教育の確立」、同「大学予備教育の拡充」。
・堀松武一「確立期　概説」、同「整備期　概説」。
梅根悟監修・世界教育史研究会編『世界教育史大系９・１０　フランス教育史Ⅰ・Ⅱ』講談社、１９７５年。
二見剛史「学制改革問題と『高等学校』」『旧制高等学校史研究』６、旧制高等学校資料保存会、１９７５年。
安川寿之輔「学校教育と富国強兵」『岩波講座　日本歴史１５　近代２』岩波書店、１９７６年。
内田糺「明治後期の学制改革問題と高等学校制度論」『国立教育研究所紀要９５　旧制高等学校に関する問題史的研究』国立教育研究所、１９７８年。
倉澤剛『学校令の研究』講談社、１９７８年。
小股憲明「『学制研究会』試論」『社会福祉評論』４６、大阪女子大学社会福祉学科、１９７９年。
仲新監修『学校の歴史１　学校史要説』第一法規、１９７９年。
久木幸男「学制改革論争」、久木幸男他編『日本教育論争史録１　近代編上』第一法規、１９８０年。
本山幸彦編『帝国議会と教育政策』思文閣出版、１９８１年。
・尾崎ムゲン「学制改革問題――その政治的意味」。
・小股憲明「教育関係議員の背景――学制研究会を中心として」。

・本山幸彦「帝国議会における教育議事の変遷――その政治史的考察」。
木下秀明『兵式体操からみた軍と教育』杏林書院、１９８２年。
天野郁夫『試験の社会史』東京大学出版会、１９８３年。
伊藤和男「学制改革問題と立憲政友会」『天理大学学報』３５（２）、天理大学学術研究会、１９８４年。
佐藤秀夫「近代Ⅱ　概説」『講座　日本教育史３　近代Ⅱ／近代Ⅲ』第一法規、１９８４年。
『学校紛擾の史的考察』国立教育研究所内校内暴力問題研究会、１９８４年。
・佐藤秀夫「学校紛擾史研究の視角と方法」、同「学校紛擾史の概観」、同「学校紛擾に対する文部省施策関係史料選」。
・草間俊郎「神奈川県における中等学校の学校騒動――生徒の反抗を中心とした」。
久木幸男「１８９０年前後における文部省廃止問題――天皇制教育体制確立過程における試行錯誤」『横浜国立大学教育紀要』２５、横浜国立大学教育学部、１９８５年。
久木幸男「１９世紀末の文部省廃止論――天皇制教育体制確立―動揺期における試行錯誤」『横浜国立大学教育紀要』２６、横浜国立大学教育学部、１９８６年。
城丸章夫『星とさくらと天皇と』新日本出版社（新日本新書）、１９９０年。
竹内洋『立志・苦学・出世――受験生の社会史』講談社（現代新書）、１９９１年。
白石正明「明治末期の中学校『騒動』と差別問題」『教育学論叢』２、佐賀大学教育学部教育学研究室、１９９４年。
斉藤利彦『試験と競争の学校史』平凡社（平凡社選書）、１９９５年。
佐々木弘明『帝政ロシア教育史研究』亜紀書房、１９９５年。
竹内洋『立身出世主義――近代日本のロマンと欲望』日本放送出版協会（ＮＨＫライブラリー）、１９９７年。
船寄俊雄『近代日本中等教員養成論争史論――「大学における教員養成」原則の歴史的研究』学文社、１９９８年。
望田幸男『ドイツ・エリート養成の社会史――ギムナジウムとアビトゥーアの世界』ミネルヴァ書房、１９９８年。
本山幸彦『明治国家の教育思想』思文閣出版、１９９８年。
尾崎ムゲン『日本の教育改革――産業化社会を育てた一三〇年』中央公論新社（中公新書）、１９９９年。
竹内洋『日本の近代１２　学歴貴族の栄光と挫折』中央公論新社、１９９９年。

(4) 政治史

増田毅「第二次伊藤内閣――藩閥・政党の提携時代(一)」『神戸法学雑誌』４（３）、神戸法学会、１９５４年。
坂野潤治「隈板内閣成立前後における藩閥と政党」、東京大学文学部内史学会編『史学雑誌』７５（９）、山川出版社、１９６６年。
升味準之輔『日本政党史論』２、東京大学出版会（日本政治研究叢書１）、１９６６年。
家永三郎・井上清編『近代日本の争点』中、毎日新聞社、１９６７年初版、１９７２年改訂新版。
・鳥海靖「民力休養か、軍備増強か――初期議会の政争」。
・高橋誠「地租増徴、是か非か――日清戦後経営」。
・宇野俊一「超然主義か、政党利用か――政友会の結成」。
・川村善二郎「日露開戦か、非戦か――平和運動の発生」。
歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史６　日本帝国主義の形成』東京大学出版会、１９７０年。
・宇野俊一「日清戦争」
・坂野潤治「日清戦後の政治過程」
・宮地正人「日露前後の社会と民衆」
坂野潤治『明治憲法体制の確立――富国強兵と民力休養』東京大学出版会、１９７１年。
坂田精一「第１次桂内閣の組閣事情と桂首相の議会対策――明治政治史における桂内閣（そのＩ）」『拓殖大学論集』９３、拓殖大学研究所、１９７３年。
宇野俊一「立憲政友会の成立をめぐって」『千葉大学人文研究』４、千葉大学人文学部、１９７５年。
中里裕司「積極主義をめぐる政友会と藩閥――政友会結成前後の対立構造」歴史学研究会編『歴史学研究』４１８、青木書店、１９７５年。
山本四郎『初期政友会の研究――伊藤総裁時代』清文堂、１９７５年。
伊藤隆・福地惇「藩閥政府と民党」『岩波講座　日本歴史１５　近代２』岩波書店、１９７６年。
石井寛治「日清戦後経営」『岩波講座　日本歴史１６　近代３』岩波書店、１９７６年。
三谷太一郎「政友会の成立」『岩波講座　日本歴史１６　近代３』岩波書店、１９７６年。
酒田正敏『近代日本における対外硬運動の研究』東京大学出版会、１９７８年。
宇野俊一「第一次桂内閣の成立について」『千葉大学人文研究』９、千葉大学人文学部、１９８０年。
林茂・辻清明編『日本内閣史録』１、第一法規、１９８１年。
・許世楷「初代第一次伊藤内閣――明治政府の基本的整備」
・兼近輝雄「第二代黒田内閣――立憲制準備過程における元勲網羅内閣とその功罪」

・大島美津子「第三代第一次山縣内閣――民党と対決する超然内閣」
・小山博也「第四代第一次松方内閣――選挙大干渉で揺れ動いた内閣」
・許世楷「第五代第二次伊藤内閣――帝国主義的発展の基礎造り」
・小山博也「第六代第二次松方内閣――超然主義を放棄して戦後経営に賭けた内閣」
・許世楷「第七代第三次伊藤内閣――超然内閣たりえず」
・中村尚美「第八代第一次大隈内閣――わが国最初の政党内閣」
・大島美津子「第九代第二次山縣内閣――特権的支配機構の強化をめざして」
・許世楷「第一〇代第四次伊藤内閣――既成政党の宿弊を免れえず」
・宇野俊一「第一一代第一次桂内閣――『第二流』内閣の登場」

判澤純太「日露戦争勃発の政治過程と政友会」、政治経済史学会編『政治経済史学』１９０、日本政治経済史学研究所、１９８２年。

山本四郎『政変――近代政治史の一側面』塙書房（塙新書）、１９８２年。

安在邦夫・大日方純夫・佐藤能丸・須崎慎一・山本悠三『日本の近代――国家と民衆』梓出版社、１９８４年。
・大日方純夫「近代化をめぐる拮抗」。
・佐藤能丸「大国化への道程」。
・山本悠三「日露戦後経営と民衆運動」。

升味準之輔『日本政治史２　藩閥支配、政党政治』東京大学出版会、１９８８年。

佐々木克「初期議会の貴族院と華族」『人文学報』６７、京都大学人文科学研究所、１９９０年。

佐藤三郎「児玉源太郎陸相の辞表捧呈――馬蹄銀事件」、日本歴史学会編『日本歴史』５０６、吉川弘文館、１９９０年。

内田健三・金原左門・古屋哲夫編『日本議会史録』１、第一法規、１９９１年。
・古屋哲夫「帝国議会の成立――成立過程と制度の概要」
・鳥海靖「藩閥対民党――第一回総選挙～第四回議会」
・宇野俊一「民党の転換と日清戦後経営――第五回～第一一回帝国議会」
・伊藤之雄「立憲政友会創立期の議会――第一二回～第一五回帝国議会」
・今西一「日露戦争期の議会――第一六回～第二一回帝国議会」

伊藤之雄「第二次伊藤内閣期の政党と藩閥官僚」『名古屋大学文学部研究論集』１１３(史学３８)、１９９２年。

佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』吉川弘文館、１９９２年。

下山三郎「初期議会（第一・第二議会）をめぐって」『東京経大学会誌』１７４、東京経済大学、１９９２年。

正田健一郎「明治中・後期の政治と経済――東アジアの国際状勢と諸階層の態度（上・下）」『早稲田政治経済学雑誌』３１２・３１３、早稲田大学政治経済学会、１９９２～９３年。

宇野俊一『明治国家の軌跡』梓出版社、１９９４年。

下山三郎「いわゆる初期議会（第１―第６議会）についての若干の問題（１～３）」『東京経大学会誌』１８５・１８７・１９１、東京経済大学、１９９４～９５年。

伊藤之雄「初期政友会の政策と組織の確立――原敬の主導権の形成」『法学論叢』１３６（４・５・６）、京都大学法学会、１９９５年。

伊藤之雄「日露戦争前の憲政本党」、朝尾直弘教授退官記念会編『日本国家の史的特質　近世・近代』思文閣出版、１９９５年。

中里裕司「桂園時代の財政史前提――日露戦争直前の財政運営をめぐって」、宇野俊一編『近代日本の政治と地域社会』国書刊行会、１９９５年。

伊藤之雄「山県系官僚閥と天皇・元老・宮中――近代君主制の日英比較」『法学論叢』１４０（１・２）、京都大学法学会、１９９６年。

伊藤之雄「日露戦争と桂園体制の形成」『法学論叢』１３８（４・５・６）、京都大学法学会、１９９６年。

伊藤之雄「日露戦争への政治過程」、山本四郎編『日本近代国家の形成と展開』吉川弘文館、１９９６年。

大久保利謙他編『日本歴史大系普及版１４　明治憲法体制の展開（上）』山川出版社、１９９６年。
・坂野潤治・増田知子「初期義会期の内政と外交」
・増田知子「立憲政友会への道」、同「一九〇〇年体制の確立」

伊藤隆「桂上奏文案をめぐって」、日本歴史学会編『日本歴史』５９６、吉川弘文館、１９９８年。

木下恵太・金井隆典「第一次大隈内閣成立の意義――人々は彼らに何を期待したか？」『早稲田大学史記要』３０、早稲田大学大学史資料センター、１９９８年。

坂野潤治・由井正臣・佐藤能丸・安在邦夫「（座談会）第一次大隈内閣成立百年をめぐって」『早稲田学報』１０８３、早稲田大学校友会、１９９８年。

伊藤之雄『立憲国家の確立と伊藤博文――内政と外交　1889～1898』吉川弘文館、１９９９年。

伊藤之雄『立憲国家と日露戦争――外交と内政　1898～1905』木鐸社、２０００年。

伊藤之雄・山本四郎「日清・日露戦争」、朝尾直弘他編『要説日本歴史』東京創元社、２０００年。

佐々木潤之介他編『概論日本歴史』吉川弘文館、２０００年。
・渡辺隆喜「近代国家の成立」。
・安田浩「政党政治の発展と社会運動」。

⑸ その他

○ 経済史

大島清『日本恐慌史論（上）　明治年代の諸恐慌』東京大学出版会、１９５２年。
石井寛治「日本資本主義の確立」、歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史６　日本帝国主義の形成』東京大学出版会、１９７０年。
藤井信幸「第一次大隈内閣と日清『戦後経営』――外資導入問題を中心に」『早稲田大学史記要』２１、早稲田大学大学史編纂所、１９８９年。
高村直助「産業革命の進展」『日本歴史大系普及版１４　明治憲法体制の展開（上）』山川出版社、１９９６年。

○ ジャーナリズム史

中野光監修『帝国教育会機関誌『教育公報』　解説編』大空社、１９８４年。
・中野光「『教育公報』と帝国教育会」、同「明治後期における教育改革と帝国教育会」。
・菅原亮芳「『教育公報』の内容に関して――その編集方針と特徴」。
山本武利『『萬朝報』解説・解題　『萬朝報』の発展と衰退』日本図書センター、１９８４年。
教育ジャーナリズム史研究会編『教育関係雑誌目次集成』第Ⅰ期第２０巻・第Ⅱ期第２０巻・第Ⅲ期第３３巻・第Ⅳ期第２８巻、日本図書センター、１９８７～９４年、各巻「各誌解題」。
有山輝雄『『国民新聞』解説・解題　明治期における『国民新聞』と徳富蘇峰』日本図書センター、１９８８年。
吉田裕監修『『偕行社記事』目次総覧』別巻、大空社、１９９０年。
・森松俊夫「『偕行社記事』の意義」。
・木下秀明「解題」。
桂敬一『明治・大正のジャーナリズム』岩波書店（岩波ブックレット・シリーズ日本近代史）、１９９２年。
門奈直樹「解説――明治二〇年代の『毎日新聞』」『復刻版　横浜毎日新聞（原題『毎日新聞』）』４６、不二出版、１９９３年、付録。
土方正巳著・中日新聞社監修『都新聞　復刻版　解説』柏書房、１９９４年。
佐々木隆『日本の近代１４　メディアと権力』中央公論新社、１９９９年。

○ その他

芝原拓自「近代天皇制論」『岩波講座　日本歴史１５　近代２』岩波書店、１９７６年。
小股憲明「尾崎行雄文相の共和演説事件――明治期不敬事件の一事例として」『人文学報』７３、京都大学人文科学研究所、１９９４年。
小股憲明『明治期における不敬事件の研究Ⅱ――増補１９２事例の概要と文献および補訂明治期不敬事件史試論』大阪女子大学人間関係学科、１９９８年。

謝　　辞

本論文は、筆者が神戸大学大学院総合人間科学研究科において行ってきた一連の研究をまとめた博士（学術）の学位請求論文である。

本論文を作成するにあたり、修士課程の頃より、終始変わらぬ懇切なるご指導とご鞭撻を賜りました指導教官の須崎愼一先生に対し、衷心より感謝の意を表します。先生の心温まる励ましに支えられて、最後まで研究を頑張りぬくことができました。本当にありがとうございました。

そして、研究開始の当初から種々のご助言を賜りました副指導教官の横山良先生ならびに市田良彦先生、および予備審査委員の安井三吉先生に、厚くお礼申し上げます。折角の有意義なご助言をいただきながらうまく研究に生かすことが出来ず、自分の力不足を悔いております。ぜひ今後の課題としていきたいと思います。

また、いつもお声をかけてくださり有益なご教示をいただきました同大学発達科学部の船寄俊雄先生に深く謝意を表します。

思い起こせば、研究途上では実に多くの方々にお世話になりました。学部時代の指導教官である静岡大学の荒川章二先生には、研究の仕方やあり方を一からご指導いただき、卒業後もいつもご激励を賜りました。また神戸大学国際文化学部日本文化論大講座の木下資一先生、曽根ひろみ先生、影山純夫先生、宇野田尚哉先生、寺内直子先生にも、いろいろとお力添えをいただきました。さらに防衛庁防衛研究所図書館の方々にも史料収集に際してお世話になりました。心より深くお礼を申し上げます。

また研究が行き詰まっているときに、さまざまな形ではげまし助けてくれた同じ須崎ゼミの後輩たち。本当に感謝しています。

最後に、これまで研究に専念させてくれた両親の協力に感謝し、本論文を捧げたい。

２００１年１２月１０日

野 邑　理 栄 子